

令和3年第4回志布志市議会定例会会議録 目 次

第1号（11月30日）	頁
1. 議事日程	14
2. 出席議員氏名	16
3. 欠席議員氏名	16
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	16
5. 議会事務局職員出席者	16
6. 開 会・開 議	17
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	17
8. 日程第2 会期の決定	17
9. 日程第3 報告	17
10. 日程第4 認定第1号 令和2年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	17
11. 日程第5 認定第2号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	24
12. 日程第6 認定第3号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	24
13. 日程第7 認定第4号 令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	24
14. 日程第8 認定第5号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて	24
15. 日程第9 認定第6号 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	24
16. 日程第10 認定第7号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて	24
17. 日程第11 認定第8号 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について	24
18. 日程第12 認定第9号 令和2年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	24
19. 日程第13 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度志布志市一般会計補正予算(第8号))	31
20. 日程第14 議案第57号 志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の 制定について	32
21. 日程第15 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	34

22.	日程第16	議案第59号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	35
23.	日程第17	議案第60号	志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	37
24.	日程第18	議案第61号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	38
25.	日程第19	議案第62号	志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について	39
26.	日程第20	議案第63号	財産の処分について	44
27.	日程第21	議案第64号	財産の取得に係る土地の数量等の変更について	45
28.	日程第22	議案第65号	字の区域変更について	46
29.	日程第23	議案第66号	新たに生じた土地の確認について	46
30.	日程第24	議案第67号	字の区域変更について	48
31.	日程第25	議案第68号	財産の無償貸付けについて	48
32.	日程第26	議案第69号	令和3年度志布志市一般会計補正予算（第9号）	49
33.	日程第27	議案第70号	令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	53
34.	日程第28	議案第71号	令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	53
35.	日程第29	議案第72号	令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	54
36.	日程第30	議案第73号	令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）	55
37.	日程第31	議案第74号	令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）	56
38.	日程第32	同意第24号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	57
39.	散 会			58

第2号（12月1日）

1.	議事日程	59
2.	出席議員氏名	60
3.	欠席議員氏名	60
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	60
5.	議会事務局職員出席者	60
6.	開 議	61
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	61
8.	日程第2 一般質問	61
	長岡 耕二	61

野村 広志	67
小野 広嗣	82
小辻 一海	104
9. 延 会	118

第3号（12月2日）

1. 議事日程	119
2. 出席議員氏名	120
3. 欠席議員氏名	120
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	120
5. 議会事務局職員出席者	120
6. 開 議	121
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	121
8. 日程第2 一般質問	121
八代 誠	121
持留 忠義	129
南 利尋	139
9. 延 会	157

第4号（12月3日）

1. 議事日程	158
2. 出席議員氏名	159
3. 欠席議員氏名	159
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	159
5. 議会事務局職員出席者	159
6. 開 議	160
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	160
8. 日程第2 一般質問	160
小園 義行	160
9. 日程第3 議案第75号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第10号）	179
10. 散 会	181

第5号（12月17日）

1. 議事日程	182
2. 出席議員氏名	183

3.	欠席議員氏名	183
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	183
5.	議会事務局職員出席者	183
6.	開 議	184
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	184
8.	日程第2 事件の訂正について	184
9.	日程第3 報告第6号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)	185
10.	日程第4 議案第57号 志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の 制定について	186
11.	日程第5 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	187
12.	日程第6 議案第62号 志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について	188
13.	日程第7 議案第63号 財産の処分について	192
14.	日程第8 議案第64号 財産の取得に係る土地の数量等の変更について	193
15.	日程第9 議案第65号 字の区域変更について	194
16.	日程第10 議案第66号 新たに生じた土地の確認について	195
17.	日程第11 議案第67号 字の区域変更について	195
18.	日程第12 議案第68号 財産の無償貸付けについて	196
19.	日程第13 議案第69号 令和3年度志布志市一般会計補正予算(第9号)	197
20.	日程第14 議案第73号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第2号)	201
21.	日程第15 議案第74号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算(第 1号)	202
22.	日程第16 陳情第5号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家 族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書(項目1～ 6)	203
23.	日程第17 陳情第5号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家 族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書(項目7)	205
24.	日程第18 陳情第6号 障がいへの配慮についての陳情書(項目1)	206
25.	日程第19 陳情第7号 志布志市へ特別支援学校設置についての陳情書	207
26.	日程第20 発議第6号 志布志市内への特別支援学校設置を求める意見書について	209
27.	日程第21 発議第7号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につい て	210
28.	日程第22 閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営	

	委員長)	211
29. 閉 会		212

令和3年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
11月30日	火	本会議 委員会	開会・会期の決定 令和2年度決算採決・議案上程 常任委員会
12月 1日	水	本会議	一般質問
2日	木	本会議	一般質問
3日	金	本会議 委員会	一般質問 予算特別委員会（現地調査）
4日	土	休 会	
5日	日	休 会	
6日	月	委員会	常任委員会
7日	火	委員会	常任委員会（連合審査）
8日	水	委員会	予算特別委員会
9日	木	休 会	
10日	金	休 会	
11日	土	休 会	
12日	日	休 会	
13日	月	休 会	
14日	火	休 会	
15日	水	休 会	
16日	木	委員会	常任委員会
17日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
認定第1号	令和2年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和2年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	令和2年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第57号	志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第59号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第60号	志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第61号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第62号	志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第63号	財産の処分について
議案第64号	財産の取得に係る土地の数量等の変更について
議案第65号	字の区域変更について
議案第66号	新たに生じた土地の確認について
議案第67号	字の区域変更について
議案第68号	財産の無償貸付けについて
議案第69号	令和3年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
議案第70号	令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第71号	令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第72号	令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
議案第73号	令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
議案第74号	令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第75号	令和3年度志布志市一般会計補正予算（第10号）
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度志布志市一般会計補正予算（第8号））
陳情第5号	「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせ

る地域生活を求める陳情書（項目1～6）

陳情第5号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書（項目7）

陳情第6号 障がいへの配慮についての陳情書（項目1）

陳情第7号 志布志市へ特別支援学校設置についての陳情書

同意第24号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

発議第6号 志布志市内への特別支援学校設置を求める意見書について

発議第7号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

閉会中の継続調査申出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 長岡 耕二	1 サツマイモ基腐病対策について	(1) サツマイモ基腐病への対策・支援について、市長の考えを問う。 (2) 借地料や種イモ購入経費の助成を新たに考えられないか問う。 (3) 防除の重要課題である排水対策について、支援・対応できる国や県の事業はないか問う。	市長 市長 市長
	2 耕作放棄地対策について	(1) 耕作放棄地解消のための支援事業は考えられないか問う。	市長
2 野村 広志	1 所信表明の総括について	(1) 10年後を見据えた将来性のある事業展開を進め、魅力ある新しいまちづくりに取り組むとしたが、その成果と今後の方向性について問う。 (2) 移住にもつながるような子育て支援策への取組と、安心して子育てができるまちづくりの成果について問う。 (3) 医療体制の充実は、産科を含めた医療過疎の問題等として喫緊の課題である。緊急医療体制の構築に向けた取組について成果を問う。 (4) 海外市場も視野に入れた基幹産業及び商工業の振興策について、具体的な取組と、その成果について問う。 (5) 本庁舎移転による経済的効果と、タイムリーな情報発信やスピード感ある施策の推進について、その成果を問う。 (6) 行政は最大のサービス業として、行財政改革にも積極的に取り組むとしたが、その成果について問う。	市長 市長 市長 市長 市長 市長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
3 小野 広 嗣	1 重層的支援体制の整備について	(1) 本年4月より改正社会福祉法が施行となり、断らない相談支援を具体化するための重層的支援体制整備事業がスタートした。本市では、高齢者、障がい者、生活困窮者等複数の課にまたがる重層的な相談を支援する「まるごと相談室」を設置しているが、その運用状況について問う。	市 長
	2 居住支援の強化について	(1) 住まいは、安定した生活に欠かせない基盤である。新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化する中で、家賃の支払等に悩んでいる方も増えており、住まいと暮らしの安心を確保するための居住支援の強化は、喫緊の課題である。本市の現状と取組について問う。	市 長
	3 高齢者の健康維持・増進について	(1) コロナ禍において、感染リスクを避けるために外出を控える高齢者の間で、閉じ籠もりがちな日々が続く、人との交流の場が減るなどした結果、全国的に高齢者の方々の心身機能の低下や介護認定の変化、認知症の悪化などが懸念されている。コロナ禍における高齢者の方々の健康維持の現状を、市としてどのように把握しているのか問う。	市 長
	4 教育行政について	(1) 昨年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。未来の世代も安心して暮らせる、持続可能な社会をつくるためにも、なぜカーボンニュートラルを目指すのかを、しっかり学ぶ必要があると考えるが、本市の環境教育の現状について問う。	教育長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4小辻一海	1 道路行政について	(1) 県道3号日南・志布志線、石踊橋付近の急カーブから中大性院地区までの拡幅改良計画の現状と見通しについて問う。	市長
	2 防災対策について	(1) 防災行政無線の地域別設置数と管理状況について問う。 (2) 津波への対策として、高台に避難するための場所や、新たな避難経路の確保及び施設の整備に向けた取組について進捗状況を問う。	市長 市長 教育長
5八代 誠	1 労働力の確保について	(1) 人口減少と少子高齢化が加速する中、労働力不足が深刻化していると考ええる。今後の市内での労働力及び農業従事者の確保の在り方について見解を問う。	市長
	2 東九州自動車道及び都城志布志道路について	(1) 振動及び騒音の現況について問う。 (2) 自動車専用道路敷地と民有地との境界に設置されているフェンスの周囲には、雑草・雑木・竹等が繁茂し民有地や農道等に影響を与えている。定期的な除草や伐採が可能となるよう、道路管理者である国や県に対して予算の確保を強く要望すべきであると考えるが、市長の見解を問う。	市長 市長
6持留忠義	1 茶業振興について	(1) 現在も荒茶価格の低迷が続いているが、支援・対策についての進捗状況を問う。 (2) 販路拡大を目指す中で、令和元年度からの輸出先及び輸出量の現状と今後への取組について問う。	市長 市長
	2 多面的機能支払交付金事業について	(1) 多面的機能支払交付金事業による支援や整備が必要と思われる地区はまだ多いと考えるが、推進の取組状況を問う。	市長
	3 畜産振興について	(1) 子牛の価格低迷が続き、生産農家は甚大な影響を受けている。経営の安定化を図るために、補填等の支援ができないか問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 持留 忠義	4 サツマイモ基腐病について	(1) 被害が深刻なサツマイモ基腐病について、現状と今後の対応の在り方について問う。	市長
	5 道路行政について	(1) 宮ヶ原大崎線の改良について、現在の進捗状況を問う。 (2) 市道田淵・平野1号線について、車両の転落が危惧される箇所にガードレールの設置ができないか問う。	市長 市長
7 南 利 尋	1 農業振興について	(1) 本市におけるサツマイモ基腐病の発生状況と、今後の対策について問う。 (2) 離農を検討している生産者に対する対応を問う。	市長 市長
	2 行政改革について	(1) 時代のニーズに対応した体制革新を図るべきではないか問う。	市長
	3 新しいまちづくりについて	(1) 3次産業の活性化が重要な課題であると考え、早急に具体的なビジョンを策定すべきではないか問う。 (2) 大原地区付近に公営の物産館を造り、地場産の消費を促すべきではないか問う。 (3) 各種学校を創設すれば、人口増加とにぎわいの創出につながると考えるが、検討できないか問う。	市長 市長 市長
	4 観光振興について	(1) ダグリ岬海水浴場にあるトイレを整備して、本市を訪れる方や市民に「おもてなしの心」が伝わるスポットにすべきではないか問う。	市長
8 小園 義行	1 政治姿勢について	(1) 選挙で約束した公約や行政運営など、この4年間をどのように総括しているか問う。 (2) 本庁が志布志庁舎に移転し1年が過ぎようとしている。今後のまちづくりの考え方を問う。	市長 市長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
8小園義行	2 会計年度任用職員について	(1) 現在フルタイムの職員は0人である。今後の対応を問う。 (2) 2017年4月、国会での地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案に対する付帯決議、2019年12月20日の会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について（通知）をどのように受け止め、議論したのかを問う。	市 長 市 長
	3 福祉行政について	(1) 敬老祝金の節目支給見直しについて、今後、支給年齢の在り方を含め全庁的に議論すると答弁されているが対応を問う。	市 長
	4 国保について	(1) 今議会に未就学児の均等割額2分の1軽減の条例改正案が提案されている。市独自で全額軽減する、そうした考えはないか。	市 長
	5 学校教育について	(1) 給食費の全額補助に向けての考え方を問う。 (2) 学校のトイレに生理用品を配備することについて新年度に向けての対応を問う。	市 長 教育長 市 長 教育長

令和3年第4回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期日：令和3年11月30日（火曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 認定第1号 令和2年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 令和2年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度志布志市一般会計補正予算（第8号）)
- 日程第14 議案第57号 志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第59号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第60号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第61号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第62号 志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第20 議案第63号 財産の処分について
- 日程第21 議案第64号 財産の取得に係る土地の数量等の変更について
- 日程第22 議案第65号 字の区域変更について
- 日程第23 議案第66号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第24 議案第67号 字の区域変更について

- 日程第25 議案第68号 財産の無償貸付けについて
- 日程第26 議案第69号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第27 議案第70号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第71号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第72号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第73号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第74号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 同意第24号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松山支所長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学校教育課長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	松山支所産業建設課長 河 野 穂 積

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調査管理係長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開会 開議

○議長（東 宏二君） ただいまから、令和3年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（東 宏二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月17日までの18日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（東 宏二君） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第5号の項目1から6は、文教厚生常任委員会へ、項目7は産業建設常任委員会へ、陳情第6号の項目1は文教厚生常任委員会へ、項目2は総務常任委員会へ、陳情第7号は文教厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第29期事業報告書及び決算報告書、第30期事業計画書及び収支決算書が、また、監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

—————○—————

日程第4 認定第1号 令和2年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（東 宏二君） 日程第4、認定第1号、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました認定第1号、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、10月7日から8日、12日から13日の4日間にわたり、執行部から、関係課長、局

長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、主な質疑と答弁について報告いたします。

まずはじめに、財務課分について報告いたします。

財務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、財政状況の改善について、市債発行の抑制効果が表れてきていると報告があったが、どのような考え方で市債を発行しているかとただしたところ、市債発行については、毎年の償還額を下回る金額で発行を抑えたいという考えを持っている。また、事業目的に応じて過疎対策事業債、合併特例事業債、緊急防災・減災事業債など、充当率や交付税措置率の高い、有利な起債を選択し発行しているが、合併特例事業債の発行は、令和7年度までと残り期間が少ないため、重点的に投資すべき事業については、活用して事業展開していきたいとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、登記に係る調査・測量業務委託について、年次的に進めているようだが、あと何年程度を要するのか。また、年数の経過とともに相続人が増加するなど、事務が煩雑になっている切実な状況が見受けられるが、問題の解決を図るために予算の増額など検討されているかとただしたところ、本業務の対象となっているのは967件で、うち734件を令和2年度までに完了し、あと233件の処理が必要であるが、一件当たりに多くの時間を要することから、具体的な完了年度は不透明な状況である。年数をかければかけるほど、相続人の増加や所有者の異動等で登記事務への理解を得られない場面が多々あることから、早急な解決に向けた選択肢の一つとして、予算面での措置も今後検討していきたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

福祉課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、シルバー人材センターの会員確保が難しいと聞く。今回、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を活用し、一会員一人入会運動を行い、新規入会の会員確保の強化を図ったとあるが、会員確保が難しくなっている要因と会員数の実績についてただしたところ、シルバー人材センターの会員確保が難しくなっている要因としては、働き方改革の中で、社員などとして働く年齢が高くなっていることや、会員が望む職種が少ない現状が考えられる。

令和2年度のシルバー人材センターの会員数は、33人が退会したが、入会説明会や一会員一人入会運動を行った結果、41人の新規入会につながり、昨年度から8人増え、368人となっている。今後、いろんな分野の職種を開拓し、選択肢を広げていきながら、会員を増やしていけるよう支援したいとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、市税の徴収猶予の特例措

置を行ったとあるが、その実績と今後の対応についてただしたところ、新型コロナウイルス感染症を起因とする市税の徴収猶予特例の実績については、11事業者、1個人から申請があった。徴収猶予の許可を行った主な税目としては、固定資産税や法人市民税など、合計67期、3,134万9,300円であった。そのうち令和3年9月末現在で、2,614万5,300円が収納済みであり、猶予した納期内の納付となっている。また、今後の対応については、社会情勢及びコロナの状況等を鑑み、曾於地区地方税協議会において、国の特例に沿った形で、令和3年度も申請を受けることとしているとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

総務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、RPA及びAI-OCRモデル業務導入事業について、今後の業務改善において、非常に期待される事業であるが、文字の読み取りの精度はどれくらいか。また、業務の削減率はどれくらいかとただしたところ、AI-OCRは、印字や手書きの文字を認識し、デジタル化する技術であるが、読み取りの精度は、印字はほぼ100%であり、手書きの文字の場合でも、90%以上読み取りができています。

業務の削減率については、農政畜産課の子牛予防注射業務は年120時間程度、保健課の予防接種管理業務は年111時間程度、農業委員会の農地情報公開システム登録業務は、全て稼働となった場合は924時間程度を見込んでいる。福祉課の自立支援医療給付実績入力業務については、従来の業務時間も短かったこともあり、12時間程度の削減となっているとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

農政畜産課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市農業公社で実施している研修事業について、これまでの実績は評価するが、研修品目の多様化など今後の運営の在り方について議論されているか。また、農業労働力支援事業によって省力化を実現する機械を導入しているが、今後も必要に応じて予算措置されていくのかとただしたところ、研修事業について、昨年度からイチゴ生産の研修を創設し、地域おこし協力隊として2名を受け入れ、試験的に実施しており、現生産農家への委託方式で良いのか検証を続けている。また、ピーマンだけではなく、農業の基礎的な技術、知識を共有し、他の品目にも流用できるような研修が受けられる仕組みについても並行して構築しており、このような一連の取組は地方創生を実現した事例として周知徹底も今後考えていきたい。

農業労働力支援事業で導入した機械は、国の地方創生臨時交付金を活用したもので、コロナ禍で求められる省力化の実現に寄与している。農業公社で管理する機械には随時の更新が必要であり、今後も同様の事業を利活用しながら、効率的な事業執行を図っていききたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、スポーツ合宿等誘致事業について、新型コロナウイルス感染症拡大

の影響により、スポーツイベントやスポーツ合宿の中止が相次ぎ、スポーツ合宿等誘致奨励金交付団体が大幅に減少したとのことだが、コロナ前と比較してどのくらい減少したのかとただしたところ、令和元年度の奨励金交付団体は74団体、延べ7,461人であったが、令和2年度は7団体、延べ817人と大幅に減少している。また、減少した要因として、新型コロナウイルス感染拡大もあるが、かごしま国体開催へ向け、芝の養生のためグラウンドが使用できなかったことも、要因の一つになっているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

生涯学習課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、校区公民館の組織が地域コミュニティ協議会へ移行するにあたり、地域住民全員が参加していくことになるが、現在の自治会未加入者への対応について、自治会長のリーダーである公民館長とどのような議論を行っているのかとただしたところ、自治会未加入者への対応については、生涯学習課として議論していないが、地域コミュニティ協議会を所管する企画政策課が、校区公民館連絡協議会や公民館長研修会に参加し、移行についての説明を行っている。

令和6年度の完全移行に向けて、校区公民館連絡協議会で公民館長に市の方向性を示し、地域コミュニティ協議会は全ての市民が参加していくことや、自治会の加入・未加入に関係なく分け隔てなく接していくこと等について、引き続き、企画政策課と連携を図り、説明を行っていくとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

監査委員事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、監査委員事務局と議会事務局は、本庁移転により勤務場所が分かれたが、両方を兼務する局長として、何か不都合はないか。また、県内19市のうち、監査委員事務局長を兼務している自治体はあるのかとただしたところ、監査の実務は、局長以外の書記2名が行っている。局長は、週一回監査委員事務局に出向いて決裁や報告・相談等を受けており、特に不都合はない。監査委員事務局長の兼務については、議会事務局長が兼ねている自治体は志布志市と日置市、阿久根市は選挙管理委員会事務局長が、垂水市は総務課長が兼務しているとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

議会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会だより発行事業について、18歳を迎えた高校3年生は選挙権を持っており、政治に関心のある生徒もいると思うが、市内の高校の図書室に、議会だよりを置いてもらう取組について議論はなかったかとただしたところ、議会の広報活動については、広報等調査特別委員会でも議論されている。高校に限らず、小・中学校でも、新聞等を教育に取り入れる取組が行われており、議会だよりも教育的な効果のある広報紙であると考えている。高校に出向いて、配置できるよう働きかけていきたいとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

農業委員会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業者年金について、本市では支給委託業務等の支出もあるが、加入者が減少傾向にある中、農業委員会として何らかの加入促進に取り組んでいるかとただしたところ、農業者年金制度の改正により、令和4年1月1日から、若い農業者が加入しやすく、また、長期の払込みが継続しやすいよう保険料が引き下げられる予定である。さらに、令和4年5月1日から、農業者年金の加入可能年齢が65歳までに引き上げられ、受給開始の選択肢も広がる見込みである。

本市の令和2年度の加入実績は全国的にみても高いレベルとなっており、令和3年度においても、地域別に加入推進部長を選任し、10月から12月までを加入推進月間と位置付け、加入推進対象者に向けて負担する保険料、受給額のシミュレーションを案内するなど加入促進に努めているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

保健課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、フッ化物洗口事業について、実施されていない保育園・認定こども園の方向性はどうか。また、現在、保育園・認定こども園13園及び小学校16校でフッ化物洗口が実施中であるが、保護者から不安視する声や現場でのトラブルはあるのかとただしたところ、保育園・認定こども園5園が実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事前の保護者説明会なども開催できていない状況であるが、2園から実施の意向を受けており、新型コロナウイルス感染症の収束状況等をみながら年度内に進めたいと考えている。

また、保育園児については95%、小学校児童については87.8%がフッ化物洗口を実施している中、保護者からは劇薬の取扱いに対する不安はあるようであるが、現場でのトラブルはないところである。今後、数年かけて実証データが集まり、フッ化物洗口の有効性を示すことができればと考えているとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

会計課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市税等の納付については、多様な収納方法があるが、収納割合はどうか。また、それぞれの収納手数料は幾らであるかとただしたところ、令和2年度の収納割合については、口座振替が37%、農協窓口が26%、農協以外の金融機関窓口が13%、コンビニが24%である。また、収納手数料は、税抜きで、口座振替が10円、農協窓口が10円、農協以外の金融機関窓口が30円、コンビニが57円であるとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

教育総務課長、学校教育課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、小学校施設及び中学校施設長寿命化計画策定事業について、令和元年度に実施した市内小・中学校の全ての校舎、屋内運動場等の現地調査の結果を基に策定した計

画ということであるが、施設改修はいつ開始され、いつ終了するのか。また、実施に向けては、財源確保が課題となるが、市長部局とどういった協議を行っているのかとただしたところ、この長寿命化計画は、学校施設環境改善交付金を活用した老朽化改修事業等を実施するにあたり、国から策定の指示があった事業である。令和3年度から10年間の計画ということで、単年度に集中しないような形で財政負担の平準化を目的としている。今後、この計画に基づく財政負担のシミュレーションを示しながら、財政当局と協議していくが、これまで同様、緊急性等が出てきた場合には、補正予算を要求し、対応していきたいとの答弁でありました。

部活動指導員の概要や活動基準について、また、部活動指導員が入ることによりメリットが期待できる反面、人材確保が難しくなることが考えられるが、どのように対応していくのかとただしたところ、部活動指導員については、特に資格は必要としていないが、中学校と相談の上、専門的な指導ができる方を会計年度任用職員として任用し、報酬や通勤手当、旅費を支給している。活動の基準としては、部活動における市のガイドラインに基づき、1週間のうち平日1日は休養日を設け、1日2時間以内、土日のどちらかは休養日とし3時間以内となっている。また、国の方針では、令和5年度以降に各中学校の部活動を地域へ移行する予定となっているため、人材確保については、大学生の活用のほか、県や関係機関等とも連携を図り、幅広い人材リストを作っていくいきたいとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

情報管理課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、通信設備災害復旧事業について、令和2年7月豪雨災害に伴う崩土等により光ファイバーケーブルが被災したとのことであるが、災害復旧に係る費用負担はどのようになっているかとただしたところ、IRU契約により、災害共済金で補填されない復旧費用については、市とBTV株式会社で折半し、負担している。令和3年7月に地域情報通信基盤設備をBTV株式会社へ譲渡したことにより、譲渡後の災害復旧費用は、所有者となるBTV株式会社に対応をしていくことになるが、災害発生時の連絡等については、連携して取り組んでいきたいとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

耕地林務水産課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、漁業振興対策事業について、平成29年度からイワガキの養殖事業に対して補助金の交付が継続されているが、売上げの実績はどのように推移しているか。また、その結果を受けた今後の展開を議論しているかとただしたところ、売上げについて、平成29年度は初年度ということもあり30個で2万円であったが、平成30年度は600個で30万円、令和元年度は2,500個で45万円、令和2年度は9,000個で200万円の売上げとなったところであり、台風災害やコロナ禍の影響があった中で、年々着実に成果を上げており、かつ、一昨年からヒオウギガキの事業展開も併せて継続している。

本事業は、近年の漁獲量減少を背景に、「捕る」から「育てる」ための技術向上を主眼として

取り組んでいるが、購入したイワガキの稚貝が出荷可能な大きさまで成長しているのは現在約5割であり、さらなる利益が見込める7割から8割まで引き上げるための対策に今後も力を入れていきたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、資源ごみ収集に伴う売却益の実績についてただしたところ、資源ごみ収集に伴う売却益は、空き缶が634万3,143円、古紙が165万5,645円、古布がマイナス313万7,354円、廃食油が121万4,668円、雑金属が170万4,197円など、合計で941万4,449円である。その他、堆肥販売益金が386万283円、指定ごみ袋・エコ商品益金が117万9,675円なども含め、合計で1,708万5,968円の収入となっている。なお、古布の益金がマイナスとなっているが、埋立て最終処分場の延命化につなげるため必要なものであると考えているとの答弁でありました。

最後に、企画政策課分について報告いたします。

企画政策課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、コミュニティ形成促進モデル事業について、地域コミュニティ協議会設立に向けて、地域支援員を雇用し取り組んでいるとのことであるが、具体的にどのような業務を行っているのか。また、令和5年度には、市内全地域での地域コミュニティ協議会の設立を目指しているとのことであるが、地域活動の担い手不足等により、活動できていないふるさとづくり委員会がある中、どのように体制づくりを支援するのかとただしたところ、地域支援員の業務は、協議会を立ち上げる地域において、アンケートや自治会長へのヒアリングを行い、それぞれの地域の課題や魅力等を洗い出す作業を行っているほか、地域コミュニティ協議会設立のための準備委員会に参加し、資料作成や会議のサポートを行っている。

また、地域コミュニティ協議会については、現在3地区が活動を開始しており、新たに5地区が、来年度の設立に向けて準備が進められているが、現在、活動ができていないふるさとづくり委員会についても、その部分を補完できる団体の協力を得ながら、体制づくりを支援していきたいとの答弁でありました。

以上、全ての課・局の質疑を終了し、討論・採決に入りました。

討論を行いました。討論はなく、採決の結果、認定第1号については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（東 宏二君） 起立多数です。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



日程第5 認定第2号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第4号 令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第8号 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第9号 令和2年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（東 宏二君） 日程第5、認定第2号から日程第12、認定第9号まで、以上8件を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第9号のうち、総務常任委員会分における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、10月19日、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、認定第7号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、施設の老朽化が進み、毎年、高額な修繕費用が必要となってくるが、長期的に捉えた施設の修繕計画はどのようになっているのかとただしたところ、施設の老朽化対策については、指定管理者からの要望等を踏まえ、優先度を考慮した上で修繕を行っている。担当課として修繕が必要な箇所は把握をしており、長期的な計画に基づいて、年度ごとの修繕計画を立てているとの答弁でありました。

令和2年度に整備したグランピング施設について、稼働状況はどのようになっているかとただしたところ、令和3年4月30日から運用を開始し、9月末時点の稼働状況は、112部屋、247人の

利用人数で、202万6,206円の売上金額となっている。コロナ禍において、観光客のニーズに合ったグランピング施設を整備したことで、本館の利用にもつながっており、様々な相乗効果が見込まれているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第7号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号、令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨海工業団地について、現在、倉庫業や運送業の企業が進出しているが、今後、雇用が創出できるような内容で分譲地の募集要領を作成し、製造業等の企業誘致に取り組む考えはないかとただしたところ、製造業が立地することで、関連する企業も進出し、雇用の創出が広がると考えている。引き続き製造業の誘致につながるよう取り組んでいきたいとの答弁でありました。

工業団地整備事業積立基金について、どのような考え方で運用しているかとただしたところ、工業団地の整備費用は、地方債と基金からの繰入金等で運用している。分譲地を売却して得た用地代金は基金に積み増しし、次の造成費用に充てているため、今後の事業展開を考えながら基金の管理を行っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第8号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から認定第9号のうち、総務常任委員会分の報告を終わります。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第9号のうち、文教厚生常任委員会分における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、10月19日、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、認定第2号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、はり・きゅう施術料助成事業について、はり・きゅう券の利用率が29.3%と低い状況であるが、効率的な利用の在り方について、もっと工夫が必要ではないかとただしたところ、効率的な使い方や利用率の向上を図るため、令和2年度から、助成額を利用券10枚の1万円から利用券8枚の8,000円に見直したほか、令和3年度からは、申請時に必要な枚数を確認して交付するよう見直している。効率的な利用の在り方については、今後も検討していきたいとの答弁でありました。

総医療費に対する国庫負担の補助率はどれくらいかとただしたところ、総医療費に対する明確な国の補助基準は示されていない。保険者負担分である保険給付費に対する補助率としては、国の療養給付費等負担金が32%、国の調整交付金が9%、県の調整交付金が7%のほか、支払基金

からの交付金など複数の交付金・補助金が一本化され、県の普通交付金として交付されている。その実績額や事業費納付金等を含めて算出した令和2年度の補助率は約60%であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、滞納繰越分を含む国民健康保険税の収入未済額が約1億8,646万円近くあり、これが今の国民健康保険被保険者の実情ではないかと思う。国は、総医療費の約45%を国庫負担していたが、国民健康保険制度を改正し、負担率をどんどん下げている状況であり、以前のように増やすべきである。一方で、予防保全という立場から、保健師の生かし方として、市民の健康状態や健康診査の結果など掘り下げた議論を行っておらず、もっと工夫すべきである。当局の努力は十分理解するところであるが、以上のような観点から不認定という立場であるとのことでありました。

他に討論はなく、起立採決の結果、認定第2号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、長寿健診の受診率は横ばいの状況であるが、どのような受診勧奨を行っているのかとただしたところ、これまで、長寿健診の希望調査票を発送し受診を促していたが、健診未受診者への勧奨事業等は特に行っていなかったため、令和3年度から個別訪問による受診勧奨を行っているとの答弁でありました。

長寿健診は今後なくなっていくのかとただしたところ、長寿健診がなくなることはない。もっと長寿健診の受診者を増やし、高齢者の健康状態を把握することで、その情報を高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組に生かしていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、高齢になると病気をすると、病気をすると病院に行くこととなり、医療費が上がると自己負担も増える仕組みで、若い世代の負担も増えるという問題を抱えている。コロナ禍で生活が疲弊する中、令和4年10月をめどに、一定の所得がある75歳以上の方の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げる予定であるが、このように負担が増える制度の仕組みそのもの見直しが必要である。以上のような観点から不認定という立場であるとのことでありました。

他に討論はなく、起立採決の結果、認定第3号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号、令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、配食支援事業において、高齢者の安否確認を兼ねた見守り対応も行

っているが、具体的な見守りの事例があるのか。また、そのような対応方法について、委託業者と協議しているのかとただしたところ、弁当配達時に倒れている利用者があり、配達員が救急車要請の対応をした事例があるほか、体調不良の利用者に対し、家族への連絡や病院への連絡対応の事例が報告されている。また、見守り対応の方法については、令和2年度の途中で委託業者が変更されたため、具体的なマニュアルの作成やすり合わせを行っているとの答弁でありました。

介護保険料・普通徴収分の滞納状況をみると、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料・普通徴収分の未納者と重複しているのではないかとただしたところ、滞納状況については、滞納管理システムにおいて、納税者ごとに一元管理しており、複数の税目で滞納している状況も把握している。介護保険料不納欠損内訳において、介護保険法第200条第1項、2年時効に基づく対象者11名のうち、2名は後期高齢者医療保険料と重複しており、地方税法第15条の7第5項、即時消滅に基づく対象者3名全てが、国民健康保険税と重複している状況である。今後も未納者の生活実態の把握に努め、分割納付など個別対応のほか、必要に応じて生活保護などの他制度につなぐため、関係課と連携を図っていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、介護保険料・普通徴収分の滞納状況をみると、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料・普通徴収分の未納者と重複しており、ここに介護保険被保険者の実態がある。滞納額も前年度と比較すると、100万円以上増えている状況である。当局の努力は十分理解できるが、保険料を納付しても施設に入所できない、サービスが受けられないという実情がある介護保険制度そのものに問題があり、見直すべきである。以上のような観点から不認定という立場であるとのことでありました。

他に討論はなく、起立採決の結果、認定第4号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第5号、令和2年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般管理費の不用額が高額となった理由についてただしたところ、不用額については、人件費分と公課費、需用費が主なものである。人件費分161万2,922円については、人事異動に伴う人件費分の差額分で、公課費160万9,600円については、消費税率が8%から10%に引き上げられたが、見込みより10%の課税仕入額が多かったことなどから生じたものである。さらに、需用費の燃料費が安価で済んだため、これらを合わせて、456万3,229円の不用額となったものであるとの答弁でありました。

事業計画書策定業務の概要についてただしたところ、農業集落排水施設が老朽化する中、平成26年度に機能診断調査を実施し、平成27年度に機能保全計画で今後40年間の最適化構想を策定した。これを基に、令和2年度は機能強化事業計画書を策定し、現在、国に補助金申請中である。

採択されれば、令和4年度に実施設計を行い、令和5年度から令和7年度まで補助率2分の1、総額2億5,000万円の機能強化事業で、施設の更新を行っていく予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第5号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から認定第9号のうち、文教厚生常任委員会分の報告を終わります。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第9号のうち、産業建設常任委員会分における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、10月19日、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、認定第6号、令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本事業の主な歳出は、地方債の償還金元本及び償還金利子の合計で約250万円であるが、残高の状況はどのようになっているか。また、償還の完了が見込まれる年度と、一括償還の検討はなされているかとただしたところ、令和2年度末の償還金残高は、元金1,778万4,864円、利子157万5,117円となっており、元金の償還については令和11年度の完了を見込んでいる。なお、一括による償還が有利な場合も考えられるが、コロナ禍によって停滞している事業廃止手続の完了が条件であるため、可能な限り今年度中に県を通じた国との協議を終えられるよう努力したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第6号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第9号、令和2年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

水道課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、水道事業会計の決算が赤字となった理由についてただしたところ、令和2年7月豪雨によって大迫水源地が被災したことに伴い、水道事業会計処理上、資産等の除去及び特別損失として計上する必要性が生じ、最終的に純利益が赤字となったものであるとの答弁でありました。

本市の水道事業会計では、運営状況が比較的良好であっても、何らかの法律等に基づく形で、一般会計からの繰入れが計上されることになるのかとただしたところ、総務省から発出されている地方公営企業繰入金通知に示されている基準に従い、消火栓に要する一連の経費など、水道事業会計が全て負担する必要性がないものを精査し、財務課と協議した上で、一般会計からの繰入れ分として計上しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第9号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から認定第9号のうち、産業建設常任委員会分の報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから認定第2号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号について採決します。採決は、起立によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（東 宏二君） 起立多数です。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号について採決します。採決は、起立によって行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（東 宏二君） 起立多数です。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号について採決します。採決は、起立によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（東 宏二君） 起立多数です。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号について採決します。認定第5号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定すること御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号について採決します。認定第6号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号について採決します。認定第7号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号について採決します。認定第8号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号について採決します。認定第9号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

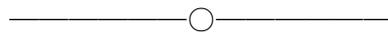
したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。日程第13、承認第9号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第13 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度志布志市一般会計補正予算（第8号））

○議長（東 宏二君） 日程第13、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第9号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症PCR検査費用助成事業及びコミュニティ助成事業の実施に伴い、緊急に令和3年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和3年11月5日に、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ267億7,531万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、疾病予防対策事業を50万円計上するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金金は、ふるさと志基金繰入金を550万円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の諸収入の雑入は、コミュニティ助成事業補助金を250万円増額するものであります。

予算書は8ページ、付議案件説明資料は1ページをお開きください。

歳出の総務費は、住民が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を図ることにより、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げ、地域の活性化を図るコミュニティ助成事業を250万円増額するものであります。

予算書の9ページをお開きください。

歳出の衛生費は、市民等の新型コロナウイルス感染症に対する不安解消及び無症状の陽性者を

早期に発見し、市内の感染拡大防止を図る新型コロナウイルス感染症PCR検査費用助成事業を600万円計上するものであります。

付議案件説明資料の2ページをお開きください。

市民への新型コロナウイルスワクチン3回目接種体制構築に伴い、事業費を組み替えるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

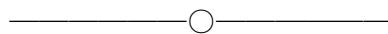
これから採決します。

お諮りします。承認第9号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は承認することに決定しました。



日程第14 議案第57号 志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第14、議案第57号、志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月31日に失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、同年4月1日から施行され、過疎地域内で一定の事業用資産を取得した特定の業種の地方税を減免する制度が拡充されたことに伴い、当該措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第57号、志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料の3ページをお開きください。

1、対象者は、市内において対象となる設備の取得等をした者で、新法施行の令和3年4月1日以後の期間に取得等した設備が対象で、課税免除の開始年度は令和4年度以降となります。

2、対象区域、業種及び計画期間でございますが、市内全域で、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業となります。そして計画期間が令和3年4月1日から令和8年3月31日でございます。

3、優遇措置の内容は、旧制度と変わらず、対象となる固定資産税が3年間免除となります。

4、改正の内容でございますが、対象業種は、情報サービス業等が追加されております。取得価額要件は別表1のとおり、資本金の規模に応じ、500万円以上まで引下げになります。対象となる設備は、旧制度では新設・増設のみでしたが、新制度では建物及びその付属設備の場合、増築、改築、修繕、模様替えのための工事による取得又は建設を対象とします。適用期間は、令和6年3月31日まで3年間の延長となっております。

付議案件説明資料の4ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第2条（定義）では、産業振興促進区域、情報サービス業等、農林水産物等販売業、取得等、事業者の定義を表記しております。

付議案件説明資料の5ページ、新旧対照表をお願いします。

第5条（固定資産税の課税免除の対象）では、固定資産税の課税免除を受けることができる者は、青色申告書を提出する事業者で、事業にあたって取得等をした設備が次の各号のいずれにも該当するものとするということで、1号、租税特別措置法施行令第6条の3第9項第1号又は第28条の9第9項第1号に規定する期間内に事業の用に供するもので、租税特別措置法第12条第3項の表の第1号の中欄又は同法第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は同法第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものである。

2号、設備を構成する固定資産の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額以上のものの取得等をしたこと。それについて、ア、製造業又は旅館業は500万円、そしてイ、情報サービス業等又は農林水産物等販売業500万円に改めます。

議案書でございますが、附則で施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。経過措置でございますが、令和3年3月31日以前に、この条例による改正前の志布志市過疎地域産業開発促進条例第2条第7号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

以上が補足説明でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 一つだけお願いします。

この対象事業として、今回のこれで過疎対策事業債ということで、本市が定める持続的発展計画、これは上にありますね。これまでは自立促進だったんですけど、持続的発展に関し必要な事項ということで、本市がこの持続的発展計画に記載のあるハード及びソフト事業と、ここを具体

的にいうと、それぞれの事業者の方が、当局が定めたそれに合わせたものでないといけないという理解でいいんですか。

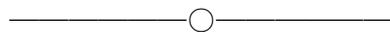
○港湾商工課長（假屋眞治君） 今回のこの条例改正で適用になるためには、まずこの条例改正が必要です。それから、今回後ほど上程されると思いますけれども、この持続化発展計画というものが策定されているということが条件でありますので、基本的にはここに載っています産業分類表に載った事業者でオッケーと、あとの文言についてはそれを網羅しているということで、今後説明することになるかというふうに思います。

○議長（東 宏二君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第15、議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、世帯主に対して賦課する被保険者均等割額から、当該世帯に属する未就学児である被保険者につき、算定した被保険者均等割額を減額する等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものがあります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（濱田 茂君） 議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料に基づき説明を申し上げますので資料の7ページをお開きください。

1の未就学児に係る被保険者均等割額の減額についてでございますが、子育て世代の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児一人当たりの均等割額の2分の1を軽減することとなっております。

（1）は基礎課税額均等割額についてですが、現行一人当たり2万円の均等割額に対し、7割軽減世帯の未就学児の場合は1万4,000円の減額で6,000円の負担となっておりましたが、改正後は6,000円のさらに2分の1の3,000円の均等割額となります。5割軽減、2割軽減も同様に減額

後の均等割額の2分の1ということになります。軽減がない場合は2万円の均等割額の2分の1の1万円が改正後の均等割額となるところでございます。

(2)は後期高齢者支援金等課税額均等割額についてでございます。現行一人当たり7,000円の均等割額で、軽減割合は基礎課税額均等割額と同様となっております。

説明資料の一番下の2についてですが、その他の条項について上位法の改正に伴う条ずれ等の整理を行ったところでございます。

それでは、新旧対照表に沿って説明いたしますので、付議案件説明資料の8ページをお開きください。

第3条から次の9ページの第25条までは、字句の整理を行っております。

10ページをお開きください。

国民健康保険税の減額に関する条項である第25条に、今回の未就学児に係る被保険者均等割額の減額に関する規定を第2項として追加しております。

第26条以降は、上位法の条ずれ等の整理を行ったものでございます。

この条例は、公布の日から施行となりますが、未就学児の均等割額軽減関連については、令和4年4月1日施行となっております。

以上で、補足説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(東 宏二君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(東 宏二君) 質疑なしと認めます。

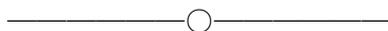
ただいま議題となっております議案第58号は、総務常任委員会に付託いたします。

お諮りします。日程第16、議案第59号から日程第18、議案第61号まで、以上3件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(東 宏二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号から議案第61号までの3件については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第16 議案第59号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(東 宏二君) 日程第16、議案第59号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(下平晴行君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、書面で行うことが規定又は想定されている手続につきまして、電磁的方法による対応を可能とする措置が講じられたため、当該措置に関する規定を加えるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（木村勝志君） 議案第59号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の16ページをお開きください。

まず、目次中、「第5章 事業所内保育事業」を、「第5章 事業所内保育事業」「第6章 雑則」への改正は、今回「第6章 雑則」を新設することに伴う改正でございます。

次に、「第6章 雑則（電磁的記録）」「第49条」の新設は、事業者の業務負担軽減の観点から、事業者の諸記録の作成、保存等など、書面で行うものについて、電磁的方法による対応を原則認めることとするための新設でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 本市でこの事業所内保育事業はどれくらいされているんですか。なければないで教えてください。

○福祉課長（木村勝志君） 本市におきましては、この家庭的保育事業等を行っている事業所はないところでございます。

○議長（東 宏二君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第59号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第60号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第17、議案第60号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令による、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、書面等によることが規定又は想定されている手続につきまして、電磁的方法による対応を可能とする等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものがあります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（木村勝志君） 議案第60号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の17ページをお開きください。

まず、目次中、「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準」を、「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準」「第4章 雑則」への改正は、今回「第4章 雑則」を新設することに伴う改正でございます。

次に、第2条第1項第23号中、「第43条第3項」を「第43条第2項」への改正は、子ども・子育て支援法第43条第2項で、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合、利用者の居住地市町村の長によるさらなる確認が不要とされたことにより、その項が削除されたため、繰り上げるものでございます。

次に、説明資料は17ページから18ページになります。

第5条第2項から第6項までの削除は、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについて、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができることとなり、そのことを含め、「第4章 雑則（電磁的記録等）」「第53条」で新設するため、削除するものでございます。

次に、第38条第2項の削除は、今回、第5条第2項から第6項を削除することに伴い不要となるため、削除するものでございます。

次に、説明資料は19ページから21ページになります。

「第4章 雑則（電磁的記録等）」「第53条」の新設は、利用者の利便性の向上や、事業者の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的方法による対応を原則認めることとするため、及び、これまで、第5条第2項、第3項、第5項及び第6項で規定していたものを、こちらで合わせて規定するための新設でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

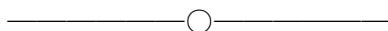
これから採決します。

お諮りします。議案第60号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。



日程第18 議案第61号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第18、議案第61号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（川上桂一郎君） 議案第61号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の22ページをお開きください。

志布志市国民健康保険条例の主な改正内容です。

1の現行の出産育児一時金支給額の内訳についてですが、本条例第6条第1項に定めてあります出産育児一時金40万4,000円と市長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとなっております、

産科医療保障制度掛金 1 万 6, 000 円を加算し、それを合算した 42 万円の支給を行っております。

2 の出産育児一時金の支給額の改正の内容です。加算の対象としている産科医療保障制度の掛金ですが、まず産科医療保障制度とは、分娩に関連して出産した新生児が重度脳性麻痺児となった場合に、その家族の経済的負担を補償する制度でございます。この掛金が令和 4 年 1 月 1 日より 1 万 6, 000 円から 1 万 2, 000 円に改正されることから、従前の支給総額 42 万円を維持することとするものでございます。

付議案件説明資料の 23 ページ、新旧対照表をお開きください。

条例の一部改正ですが、国民健康保険条例第 6 条第 1 項中、現行 40 万 4, 000 円を 40 万 8, 000 円に改めようとするものでございます。

なお、条例の施行は産科医療保障制度の掛金の改正に合わせ令和 4 年 1 月 1 日から施行するものであります。

経過措置として、この条例の施行の日の前日までの出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

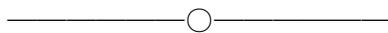
これから採決します。

お諮りします。議案第 61 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決することに決定しました。



日程第 19 議案第 62 号 志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（東 宏二君） 日程第 19、議案第 62 号、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第 62 号、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本市の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（西 洋一君） 議案第62号、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料24ページをお開きください。

まず、計画策定の趣旨につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎えることから、新たな法律として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が同年4月1日に施行され、同日付で過疎地域の指定を受けたことに伴い、当該地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するため、志布志市過疎地域持続的発展計画を策定する必要があるところでございます。

次に、過疎地域の要件でございますが、まずは、人口要件としまして、若年者比率が11%以下、人口減少比率が30%以下の基準値に対して、本市の若年者比率が10.6%、人口減少比率が39.2%となっており、次に、財政要件としましては、財政力指数が0.51以下の基準値に対して、本市の財政力指数は0.38となり、激変緩和措置の基準値を満たしていることから、過疎地域の指定を受けたところでございます。

次に、記載事項の主な変更点につきましては、一つ目が計画の実効性の向上でございます。計画の実効性を向上させる観点から、地域の持続的発展に関する目標、達成状況の評価に関する事項及び計画期間が新たに追加されるとともに、新たに公表義務が課されたものでございます。

次に、施策に関する記載事項の修正等につきましては、新たな過疎法第4条の過疎対策の目標を踏まえ、施策に関する記載事項が修正されたものでございます。

まずは、計画の名称が「志布志市過疎地域自立促進計画」から「志布志市過疎地域持続的発展計画」に変更されたところでございます。

各項目につきましては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直しが行われたところでございますが、詳細につきましては、後ほど別冊の過疎地域持続的発展計画で説明させていただきます。

次に、説明資料25ページの（3）産業振興促進事項の新設につきましては、産業の振興については、官民が一体となった施策の推進、人材育成等の他の施策との協調、新法に基づく地方債、税制等の特例措置の相乗効果を高めること等が必要なことから、特に産業振興促進事項を記載することができることとされたところでございます。

次に、公共施設等総合管理計画との整合につきましては、将来の人口減少等を見据え、過疎市町村で予定されるハード整備について、公共施設等総合管理計画との整合性を特に確保する必要があることから、新たに整合義務が課されたところでございます。

次に、支援措置につきましては、主なものとして、過疎対策事業債、固定資産税の減収補てん措置、国庫補助率のかさ上げを記載しております。

志布志市過疎地域持続的発展計画を策定するにあたりましては、本市の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鹿児島県が策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、

現在策定中であります第2次総合振興計画後期基本計画やその後期基本計画に包含するまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図るとともに、新たに創設された移住・定住や地域の情報化、子育て支援などの取組や過疎地域自立促進計画をベースに全庁的な見直しを行ったところがございます。

それでは、別冊の志布志市過疎地域持続的発展計画の概要につきまして説明を申し上げます。
まず、裏表紙をお開きください。

SDGsの取組の推進を図るため、17のゴールなどのアイコンを記載しております。施策ごとにSDGsの目標を関連付け、可視化することにより、SDGsを意識しつつ、施策の推進を図ることとしているところがございます。

次に、目次でございますが、まず、1の基本的な事項につきましては、本市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況等について記載しているところがございます。

2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から13のその他地域の持続的発展に関し必要な事項までにつきましては、分野ごとに、現況と問題点、その対策、計画及び公共施設等総合管理計画との整合の四つの項目で構成するものがございます。

14の過疎地域持続的発展特別事業につきましては、ソフト事業をまとめて記載するものがございます。

10ページをお開きください。

(4)の地域の持続的発展の基本方針につきましては、市の最上位計画に位置付けている第2次総合振興計画の基本構想と整合を図った記載内容となっているところがございます。

(5)の地域の持続的発展のための基本目標から、次ページの(8)の公共施設等総合管理計画との整合までが今回、新たに設けられた項目でございます。

まず、(5)の地域の持続的発展の基本目標につきましては、志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに掲げる人口の将来展望との整合を図った記載内容となっております。持続的発展計画に基づく、施策を推進することにより、令和7年度の総人口2万8,696人を目標として、全庁的に取り組むこととしております。

11ページをお開きください。

(6)計画の達成状況の評価に関する事項につきましては、引き続き事務事業マネジメントシートによる事業評価を行うとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている事業につきましては、志布志市地方創生推進本部で進行管理を行うとともに、外部有識者で構成する志布志市まち・ひと・しごと創生推進協議会におきまして、重要業績評価指標の効果検証等を行うことにより、目標達成に向けて全庁的に取り組むこととしております。

次に、(7)計画期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間とするものがございます。なお、新たな過疎法につきましては、令和13年3月31日限りで効力を失う10年間の時限立法となっているところがございますが、県の持続的発展方針に合わせて、計画期間を5年間とするものがございます。

次に、(8) 公共施設等総合管理計画との整合につきましては、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担の軽減・平準化につなげていくため、公共施設マネジメントに取り組んでいるところでございますので、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努めることとしております。

次に、12ページの2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成につきましては、地域における創意工夫をしつつ、持続的発展が図られるよう多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進や、地域の担い手となる人材育成に取り組むこととしております。

14ページをお開きください。

3、産業の振興につきましては、地域資源を生かしつつ、本市の基幹産業である農林水産業の基盤整備、企業の立地の促進、起業の促進、観光の開発等を図ることにより、本市の特性に即した産業を振興し、併せて安定的な雇用機会の拡充を図ることとしております。

28ページをお開きください。

(4) 産業振興促進事項につきましては、今回、新たに設けられた項目でございます。産業振興促進区域は、市内全域とし、同区域において振興すべき業種は、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業としております。産業振興促進事項を記載することにより、減価償却の特例や地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用が可能となるものでございます。

29ページをお開きください。

4、地域における情報化につきましては、情報通信技術の活用、地域間格差の是正等を図ることにより、過疎地域におけるデジタル化や情報化を推進するとともに、情報通信技術を活用する能力を習得するための機会を提供するなど、支援体制の整備を推進することとしております。

32ページをお開きください。

5、交通施設の整備、交通手段の確保につきましては、基幹道路の整備を図るとともに、住民の交通手段の確保の重要性が高まっていることから、持続可能な住民の日常的な移動のための交通手段の提供を図ることにより、地域内の交通機能を向上させることとしております。

42ページをお開きください。

6、生活環境の整備につきましては、定住の促進に資するため、住宅や水の確保、廃棄物の処理その他快適な生活環境の確保を図るための施策を充実することとしております。

53ページをお開きください。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、人口減少や少子高齢化が進む中、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、高齢者が生きがいを持って、すこやかに心豊かに暮らせる地域社会の実現に向けて、それぞれの施策に総合的に取り組むこととしております。

68ページをお開きください。

8、医療の確保につきましては、安心して医療を受けられる体制整備を図るため、広域的に連

携し取り組むこととしております。

70ページをお開きください。

9、教育の振興につきましては、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域の特性に応じた生涯学習及びスポーツの振興に資するための施策に取り組むこととしております。

82ページをお開きください。

10、集落の整備につきましては、基礎的なコミュニティである自治会活動を支援するとともに、様々な地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組むための基礎となる地域コミュニティ協議会の形成を推進し、主体的な取組を支援することとしております。

85ページをお開きください。

11、地域文化の振興等につきましては、文化活動の推進を図るとともに、地域において傳承されてきた歴史遺産の保護活用に努め、地域の活性化と歴史的景観を生かした調和あるまちづくりに取り組むこととしております。

88ページをお開きください。

12、再生可能エネルギーの利用の推進につきましては、脱炭素社会の実現を目指し、市民と行政が一体となって身近なことから環境への負荷の低減に取り組むこととしております。

89ページをお開きください。

13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項につきましては、大項目2から13までの事項以外の事項で、持続的発展に資するために必要な事業として、男女共同参画社会の形成、住民参画のまちづくり、イベントの開催等に取り組むこととしております。

95ページをお開きください。

14、過疎地域持続的発展特別事業につきましては、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るために、特別に地方債を財源として行うことができる事業として、大項目の2から13までの項目に記載のあるソフト事業をまとめたものになっております。

なお、今回の過疎地域持続的発展計画の策定にあたりましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、あらかじめ、都道府県との協議が義務付けられているところでございます。

このことから、鹿児島県と9月30日付で事前協議、11月16日付で正式協議をそれぞれ行ったところでございます。

また、幅広く市民からの意見聴取を行うため、9月30日から10月22日まで、パブリックコメントを実施するとともに、同月29日にまちづくり委員会を開催したところでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第62号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第63号 財産の処分について

○議長（東 宏二君） 日程第20、議案第63号、財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、財産の処分につきまして説明を申し上げます。

本案は、臨海工業団地5工区分譲地を売却するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第63号、財産の処分について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料の27ページをお開きください。

当該地ですけれども、今回5工区Aと5工区Bの財産の処分となります。住友林業株式会社は創業300年を超える長い歴史を持つ林業・住宅メーカーで、事業内容は、木材加工事業及びバイオマス発電事業を計画されております。10月27日の立地企業選考委員会を開催し、売却の相手方に住友林業株式会社を選定しております。

議案書を願いたいします。

1、土地の所在地、種別、数量でございますが、志布志市志布志町安楽字樋口3473番1、雑種地、1万7,330㎡、字波見3518番1、雑種地、4,995㎡、字波見3518番3、雑種地、14㎡、字波見3520番4、雑種地、4万6,854㎡、字田尻3569番1、雑種地、1万9,090㎡、計8万8,283㎡。売却の目的は臨海工業団地（5工区）分譲地、売却の方法は随意契約、売却の価格が8億6,102万7,000円、売却の相手方が東京都千代田区大手町一丁目3番2号、住友林業株式会社です。

以上で補足説明を終わります。御審議方よろしく願いたいします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（西江園 明君） 日本有数のこういう大手が、ハウスメーカーでもあったり、この志布志市にこれだけの面積の土地と、この会社はどういう目的で土地を使用しようとしているのか。具体的に分かる範囲で答弁をお願いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 先ほど申しましたとおり、今回木材加工事業及びバイオマス発電事業ということで、今計画をされているところでございます。ヒアリングにおいては、様々お聞きをしまして、内容は確認しているところでございますけれども、なかなか同業他社があったりする中で、こういう企業については機密情報というのがございまして、同業他社との関係もいろいろありまして、なかなか言えないということです。

しかしながら、やはり一番志布志港が物流に魅力があること、それから志布志港の地理的優位

性と、原木の集荷の状況を見ながら本当に可能性があるということで、今回進出をされるという意向を示されているところでございます。

そして具体的な内容につきましては、当然今後調整をしまして、かたまりましたら立地協定を結びますので、そのときには詳細について報告できるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 宏二君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第21 議案第64号 財産の取得に係る土地の数量等の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第21、議案第64号、財産の取得に係る土地の数量等の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、財産の取得に係る土地の数量等の変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、臨海工業団地開発事業の開発区域の確定に伴い、財産の取得に係る土地の数量等を変更するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第64号、財産の取得に係る土地の数量等の変更について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の31ページの新旧対照表をお開きください。

土地の所在地、種別及び数量ですが、志布志市志布志町安楽字樋口3445番2、原野、111㎡、字樋口3446番2、雑種地、77㎡の2筆と、字樋口3450番、田、967㎡、字樋口3451番、田、981㎡の2筆を追加取得し、字樋口3462番3、田、552㎡を、字樋口3462番3、田、536㎡、字樋口3462番6、田、15㎡に、字樋口3463番、田、1,051㎡を字樋口3463番1、田、1,023㎡、字樋口3463番2、田、30㎡に分筆をします。

付議案件説明資料の32ページをお願いします。

字樋口3464番2、田、558㎡を字樋口3464番2、田、526㎡、字樋口3464番3、田、31㎡に、字樋口3465番2、田、226㎡を字樋口3465番2、田、202㎡、字樋口3465番5、田、23㎡に、字樋口3466番、田、1,017㎡を字樋口3466番1、田、958㎡、字樋口3466番2、田、57㎡に、字一町田3647番、田、1,022㎡を字一町田3647番1、田、869㎡、字一町田3647番2、田、159㎡に分筆し、字一町田3648番、田、1,033㎡から、字一町田3665番、田、739㎡まで9筆を追加取得し、計1万9,245㎡を計2万9,907㎡に改めます。

買収の価格の項目ですけれども、5,148万375円を8,164万6,075円に改めます。

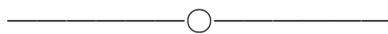
以上で補足説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第64号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第65号 字の区域変更について

○議長（東 宏二君） 日程第22、議案第65号、字の区域変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、字の区域変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、団体営中山間地域総合整備事業に伴い、本市内の字の区域を変更するものであります。詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○耕地林務水産課長（小山錠二君） 議案第65号、字の区域変更について御説明を申し上げます。付議案件説明資料は34から35ページになります。

本案は、団体営中山間地域総合整備事業に伴い、本市内の字の区域を変更するものであります。内容につきましては、議案書の表にあります、左に包括される区域が変更前であり、大字有明町伊崎田の字牧、字池元の土地の一部と、大字有明町野井倉の字木場、字渡り、字仮屋頭の土地の一部をそれぞれ表にある変更後、大字有明町伊崎田の字和佐田に包括し、同じく表の下段左に包括される区域の大字有明町伊崎田の字和佐田、字池元と、大字有明町野井倉字渡りの土地の一部をそれぞれ変更後の大字有明町野井倉字木場に包括するものであります。

付議案件説明資料35ページにあります上段に変更前に六つの字から、下段に変更後の二つの字へ図示しております。

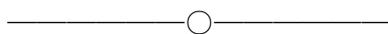
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第65号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第23 議案第66号 新たに生じた土地の確認について

○議長（東 宏二君） 日程第23、議案第66号、新たに生じた土地の確認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、新たに生じた土地の確認につきまして説明を申し上げます。

本案は、国が行っている志布志港新若浜地区国際物流ターミナル整備事業における、公有水面埋立てのうちの第2工区、並びに鹿児島県が行っている志布志港整備事業における、公有水面埋立てのうちの第2の1工区及び第2の2の1工区が竣工したことに伴い、本市の区域内に新たに生じた土地を確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第66号、新たに生じた土地の確認について、補足して御説明を申し上げます。

付議案件説明資料は36ページをお開きください。

今回、新たに生じた土地につきましては、鹿児島県が行っている志布志港整備（起債）事業の大字志布志町安楽字汐掛296の3の地先の988.06㎡、296の4の地先の883.67㎡。国が行っている志布志港新若浜地区国際物流ターミナル整備事業の大字志布志町安楽字汐掛296の4及び296の5地先の4,056.64㎡の合計5,928.37㎡でございます。

以上で補足説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回これだけの土地が新たにできたわけですけど、入ってくるものとかこれをやったことで来年度以降港湾改修負担金が増えますね。どれぐらいのものになるのかちょっとお示しをいただければと思います。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今、港湾負担金について、バルク関係とか様々納めております。今回この部分のコンテナターミナルにつきましては、工事が終わりましたまもなく供用を開始してまいります。ということで、この場所については、港湾負担金は今発生していないというところでございます。

○議長（東 宏二君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時5分から開会いたします。



午前11時58分 休憩

午後1時04分 再開



○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○

日程第24 議案第67号 字の区域変更について

○議長（東 宏二君） 日程第24、議案第67号、字の区域変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、字の区域変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、国が行っている志布志港新若浜地区国際物流ターミナル整備事業及び鹿児島県が行っている志布志港整備事業における公有水面埋立てにより、議案第66号で説明を申し上げました土地が、本市内に新たに生じたことに伴い、字の区域を変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第67号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○

日程第25 議案第68号 財産の無償貸付けについて

○議長（東 宏二君） 日程第25、議案第68号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、財産の無償貸付けにつきまして説明を申し上げます。

本案は、旧松山学校給食センターの跡地利用に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松山支所長（上原健太郎君） 議案第68号、財産の無償貸付けについて、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の37ページをお開きください。

無償貸付けを行う建物の概要ですが、所在地は、志布志市松山町泰野3877番地1。種別は、学校給食センター。数量は、鉄筋コンクリート造平屋建1棟373.15㎡、建築年は平成2年です。

なお、土地につきましては、有償貸付けとしております。

貸付けの目的につきましては、やっちくふるさと村の指定管理者である有限会社フォックスカンパニーに引き続き貸し付けることにより、道の駅の製造部門施設として一体的な活用が図られ、道の駅を拠点とする特産品の開発及び発信が期待されます。

貸付けの期間は、令和4年2月1日から令和8年3月31日までの4年2か月間であります。これは、指定管理者の指定期間の期限に合わせております。

議会の議決をいただいた場合には、文部科学大臣へ財産処分の報告を行います。

貸付けの相手方につきましては、有限会社フォックスカンパニー、代表取締役、藤島博仁であります。

有限会社フォックスカンパニーは、ふるさと納税に対応した地場特産品の製造開発をし、従業員は基本的に地元より採用するため、地域の雇用促進につながります。また、ふるさと納税に対応する商品開発をするにあたり、地場産業との取引、技術交換等を行い、地域の特産品として市全体のイメージアップを図ります。

平成25年7月1日から志布志市やちちくふるさと村の指定管理者として、沈滞傾向にあった当該施設を市内外からの目的地として定着させております。併せて地域の各種イベント、ボランティア活動等にも積極的に参加するなど地域活動への貢献を継続的に行い、地域全体の活性化に大きく寄与されております。

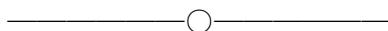
以上で、議案第68号、財産の無償貸付けについての説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第68号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第26 議案第69号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第9号）

○議長（東 宏二君） 日程第26、議案第69号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第9号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、ふるさと納税推進事業、サツマイモ経営継続緊急支援事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第69号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第9号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に33億202万5,000円を追加し、予算の総額を300億7,733万7,000円とするものでございます。

それでは、予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、港湾改修負担金の増額に伴い、公共事業等債を1,260万円増額、給食センターの蒸気ボイラー更新事業の事業費の確定に伴い、合併特例債を80万円減額、災害復旧事業の増額に伴い、災害復旧事業債を補助事業で480万円増額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げますが、これまで計上しておりました事業の不採択による減額や事業費等の変更に伴い、各費目において増減を行っております。

まず、歳入予算でございますが、予算書の10ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金、2節、林業費補助金は、活動火山周辺地域防災林業対策事業を133万4,000円計上しております。

8目、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業を1,300万円増額しております。

11ページになりますが、17款、財産収入は、田之浦二本松地区の分収木売払金を420万円計上しております。

12ページをお開きください。

18款、寄附金は、ふるさと志基金寄附金、企業版ふるさと納税寄附金等合わせて20億691万4,000円増額しております。

なお、予算説明資料2ページに、ふるさと志基金寄附金を除く寄附一覧を掲載しておりますので、御参照ください。

13ページの19款、繰入金は、ふるさと納税の寄附見込額の増加に伴う事業等に充当する財源として、12億8,799万2,000円増額しております。

14ページをお開きください。

21款、諸収入は、経営継承・発展等支援事業を50万円計上しております。

15ページの22款、市債は1,660万円増額し、総額で18億1,848万1,000円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、各費目に計上しております給与等につきましては、本年4月1日以降の人事異動等の増減分で、総額で181万6,000円増額しております。

予算書は17ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、ふるさと志基金寄附金の増加見込みに伴い、積立金を20億円増額しております。

予算書は26ページ、説明資料は8ページの下段になります。

6款、農林水産業費、1項、農業費、2目、農地総務費は、新型コロナウイルス感染症の影響から収支が悪化し、施設運営の継続が厳しくなる中、施設運営継続及び雇用の維持に要する経費が引き続き必要なことから、やっちくふるさと村指定管理料を897万2,000円増額しています。

説明資料は9ページの上段になります。

3目、農業振興費は、担い手の高齢化が進む中、担い手から経営を継承し発展するための取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保する経営継承・発展等支援事業を100万円計上しております。

説明資料は下段になりますが、サツマイモ基腐病まん延に伴い、志布志市内全域に被害があることから、令和4年産のサツマイモ減産及び離農が予測されることを鑑み、産地の維持及び経営継続のため、令和3年産サツマイモ生産状況及び取組に応じた支援を行い、次期作生産推進を図るサツマイモ経営継続緊急支援事業を4,550万円計上しています。

予算書は27ページ、説明資料は11ページの上段になります。

2項、林業費、2目、林業振興費は、活動火山周辺地域における降灰による特用林産物の被害に対応するため、動噴と降灰防止被覆施設を整備することにより、特用林産物の経営の安定を図る活動火山周辺地域防災林業対策事業を133万4,000円計上しております。

説明資料は下段になりますが、田之浦二本松地区の国との三者契約された分収林の立木売払いに伴い、分収割合分を交付する分収林分収交付事業を378万円計上しております。

予算書は29ページ、説明資料は3ページの下段になります。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費は、新型コロナウイルス感染症の影響から収支が悪化し、施設運営の継続が厳しくなる中、年度納付金の納付が困難となったことによる補填及び施設運営継続に要する経費が必要なことから、国民宿舎特別会計への繰出金を4,059万4,000円増額しております。

説明資料は4ページになりますが、3目、観光費は、寄附見込額の増加に伴い、ふるさと納税推進事業を11億5,079万3,000円、寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請受付事業を3,723万3,000円それぞれ増額しております。

説明資料は5ページの上段になります。

新型コロナウイルス感染症の影響から収支が悪化し、施設運営の継続が厳しくなる中、施設運営継続及び雇用の維持に要する経費が必要なことから、蓬の郷指定管理料を1,700万円計上しております。

予算書は32ページ、説明資料は下段になりますが、8款、土木費は、直轄港湾改修事業費の変更に伴い、港湾改修事業負担金を1,398万8,000円増額しております。

予算書は39ページ、説明資料は12ページの上段になります。

11款、災害復旧費は、8月豪雨により被災した農業用施設について、詳細調査をした結果、想定よりも被害が大きかったため、2,000万円増額しています。

予算書は40ページになりますが、14款、予備費は、今回の財源調整のため390万4,000円減額しています。

予算説明資料の1ページをお開きください。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対策事業一覧は、財源振替や対象事業を追加しておりますので御参照ください。

以上が、補正予算（第9号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第69号については、18人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号については、18人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において予算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、この議場において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

—————○—————

午後1時21分 休憩

午後1時28分 再開

—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に平野栄作君、副委員長に野村広志君、以上であります。

お諮りします。日程第27、議案第70号から日程第29、議案第72号まで、以上3件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号から議案第72号までの3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第27 議案第70号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第27、議案第70号、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきまして、保険料還付金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億1,554万8,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の諸収入の償還金及び還付加算金は、保険料還付金を20万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、保険料還付金を20万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第70号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第28 議案第71号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（東 宏二君） 日程第28、議案第71号、令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、第1号被保険者保険料還付金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳出予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

諸支出金の償還金及び還付加算金は、第1号被保険者保険料還付金を100万円増額するものであります。

4ページをお開きください。

予備費を100万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

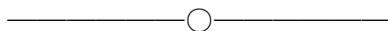
これから採決します。

お諮りします。議案第71号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第29 議案第72号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第29、議案第72号、令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算につきまして、一般管理費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があ

ることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ24万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億1,092万1,000千円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を24万1,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費の一般管理費は、職員分給料を55万8,000円減額し、その他職員手当等を39万6,000円増額し、共済組合負担金を7万9,000円減額し、合計で24万1,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

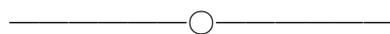
これから採決します。

お諮りします。議案第72号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第30 議案第73号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第30、議案第73号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算につきまして、国民宿舎ボルベリアダグリの施設運営継続に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,059万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,728万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の公営企業収入は、事業収入の現年度分を2,000万円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を4,059万4,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の管理費の委託料は、指定管理料を2,059万4,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第73号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第31 議案第74号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第31、議案第74号、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算につきまして、工業団地整備事業積立基金事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億6,102万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億506万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の財産収入の不動産売払収入の土地売払収入は、工業団地売払収入を8億6,102万7,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費の積立金は、工業団地整備事業積立基金を8億6,102万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第74号は、総務常任委員会に付託いたします。

お諮りします。日程第32、同意第24号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第24号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第32 同意第24号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第32、同意第24号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第24号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年2月23日をもって任期が満了する松原治美氏を引き続き教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

松原治美氏の略歴につきましては、説明資料の38ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第24号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第24号は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。
お疲れさまでございました。

午後 1 時42分 散会

令和3年第4回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期日：令和3年12月1日（水曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

長岡耕二

野村広志

小野広嗣

小辻一海

八代誠

持留忠義

南利尋

小園義行

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	志布支所福祉課長 平 井 孝 実
危機管理監 萩 原 政 彦	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、16番、長岡耕二君の一般質問を許可します。

○16番（長岡耕二君） 皆さん、おはようございます。マスクを取って質問させていただきます。聞こえないといけないから、マスクを取っていいということですので。今朝、最初の一般質問をするということで、同僚議員が「落ち着いて語れ」ということで、おいしいお茶を一杯飲ませていただきました。おいしく今夜も飲めるように、市長の誠意ある答弁を期待して、一般質問をさせていただきます。

サツマイモはこの地域に適した作物です。これまではデンプン用、焼酎用、青果用が主であったが、近年サツマイモブームになり見直され、加工用、青果用、焼イモ用の需要が高まり、一部輸出品目の重要作物となりつつあります。そのような中、近年サツマイモ基腐病発生により、被害が年々拡大し、作付けしても利益が出ないため、農家の生産意欲がだんだん低下しつつあります。志布志市では発生から3年になりますが、まだまだ防除の確立が至らず、サツマイモ生産をやめる、そして面積を減らす、他作物へ変わるなど、サツマイモ生産が危機的状態にあります。せっかく需要が高まり、高収入が期待される作物ですが、サツマイモ基腐病により衰退させるわけにはいきません。基腐病は、県や農研機構から出ている防除指導どおりにしても、地域がまとめて防除する必要があることなどから、すぐすぐにはなくならないと思います。サツマイモ生産農家はこのような試行錯誤をしながら防除の確立を図るまで、基腐病と闘っていく状況であります。生産農家を守り、地域経済を守るために、志布志市としてもできるだけの協力支援をお願いしたいところですが、市長の考えを伺います。

令和3年度の防除薬剤の助成事業、さつまいも次期作対応事業、収入保険の保険補助など引き続きお願いいたします。サツマイモ基腐病で利益が出ず、資材代、借地料の支払いも滞る農家もあり、サツマイモ基腐病対策の支援の中に、「ぜひ、借地料の助成をお願いしたい」という農家の声がありますが、市長の考えを伺います。

今年、サツマイモ基腐病が志布志市で一気に広がった一因として、昨年の発生ほ場から種を採取したことも挙げられます。罹患していない種イモと健全な苗の供給が必要となる生産農家は、思い切ってこれらの購入ができるように助成はしてもらえないか。サツマイモ基腐病には、排水

対策が重要であるので、排水対策に使用する重機リースなど、支援・応援ができる事業はないか伺います。

次にサツマイモ基腐病に加え、鳥獣被害による耕作ができないほ場、いわゆる耕作放棄地が年々増加しています。一度荒れた田畑を再開するためには、かなりの管理経費が必要となり、これもまた耕作放棄地の増える一因と考えられます。数年前まで耕作放棄地を解消するための事業があったが、どのようになっているのか伺います。

あとは、一問一答方式で質問させていただきます。誠意ある答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 長岡議員の御質問にお答えいたします。

サツマイモについては、本市の基幹作物の一つであり、産地として守っていかなければならない重要な作物であるというふうに考えております。しかしながら、昨今のサツマイモ基腐病については被害が拡大しており、サツマイモ生産者においては、経営が厳しい生産者や経営継続を懸念する生産者も出てきているような状況であるというふうに認識しているところであります。

本市としましては、国や県から示された対策の徹底を呼びかけるとともに、効果があるといわれている対策等について、サツマイモ生産の継続に向けた実証を行っていくとともに、今議会に提案させていただいておりますが、産地の継続及び経営継続のため本市独自の支援策として、さつまいも経営継続緊急支援事業を実施し、生産者への支援ができればと考えているところでございます。

2点目の借地料や種イモ購入経費の助成を考えられないかということではありますが、このことについても、サツマイモは本市の基幹作物の一つであります。しかしながら、近年まん延しているサツマイモ基腐病に伴い、サツマイモの減産や生産者の減収となっている状況であり、「令和3年度産の資材代、賃借料の支払いが困難となっている」との声もあるところであります。今回少しでも生産者への支援ができないかを考え、国において次期作に向けた支援等が検討されていると伺っており、その間の支払い支援の意味合いとして、市単独でさつまいも経営継続緊急支援事業を計画しているというところであります。

今後も、国・県の支援策を有効的に活用して、サツマイモの生産者の支援を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

防除の重要課題である排水対策について、支援・対応できる国や県の事業はないかということでございます。令和3年2月に農研機構から示されたマニュアルにおいては、サツマイモ基腐病は水が停滞しやすい場所で発生が多く確認されており、排水対策を実践することが重要であるというふうに考えております。生産者が着手しやすい内容としては、枕畝の途中に排水口を設置することや、排水路が埋没していないか点検することなどの対策例がありますので、参考にさせていただければというふうに考えております。

また国は、サツマイモ基腐病などの病害虫の発生予防やまん延防止を図る目的として、排水設備や土層改良をきめ細かく実施できるよう、支援事業の採択要件の緩和等に向けて検討がなされているところであります。

今後、事業の詳細が示された際、生産者へ速やかに情報発信をしていきたいというふうに考えております。

耕作放棄地解消のための支援事業は考えられないかということではありますが、耕作放棄地解消のための事業につきましては、令和4年度の国の概算要求の中で、農地中間管理機構、農地バンクの事業におきまして、遊休農地解消緊急対策事業がございます。この事業については、農地バンクが遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行った上で担い手に農地集積・集約化する取組を支援するとありますので、この事業が活用できるのではないかとというふうに考えております。

まだ事業の詳細が示されておられませんので、事業の具体的な内容が示され次第、活用してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○16番（長岡耕二君） 今、市長からいろいろ説明がありましたが、サツマイモ基腐病対策の支援として補正予算（第9号）で、さつまいも経営持続化支援事業ということで提案されておりますが、このことについてちょっと質問させていただきます。

この事業が、予算説明資料にサツマイモ基腐病まん延防止に伴い、令和4年度の減産、離農が予測される中、経営継続のために次期作生産推進を図るということで目的がありますが、この内容の中に令和3年産の930haに3,000円、そしてサツマイモ基腐病対策ほ場として880haに2,000円ということで計画されていますが、この根拠といいますか、基になる面積はどこから出たのか。そしてサツマイモ基腐病が880haあるということ、この調査の内容を詳しく教えてください。よろしくお願ひします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いました事業でございますが、本事業は10a当たり最大5,000円を補助するというところでございます。

内訳でございます。令和3年産サツマイモ生産状況に応じた作付面積について10a当たり3,000円、令和3年産において土壌消毒や予防、治療薬剤使用など、国が推奨するカンショ病害虫被害対策事業等に二つ以上取組を実施したほ場においては、他地域へのまん延防止に一定の効果があつたことから、その取組へ1反当たり2,000円を補助するというものでございます。面積については880haということで、具体的には担当課長が答弁いたします。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 面積の積算については、毎年、年に3回ぐらい畑作調査を実施しているところでございます。その中でこの時期に大体これくらい、調査した中で作付けしているという実績に基づいて算出した面積でございます。

○16番（長岡耕二君） これは、930haというのはこれが実績というふうに捉えていいですよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○16番（長岡耕二君） はい、分かりました。そして、令和4年度にどの程度作付け面積が減少するのか、ある程度予想がつかますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 令和4年産につきましては、具体的に把握していないところではございますが、農家の皆さん方の声がいろいろ寄せられた中では、「作付けをやめたい」というそういった声も若干見るところからすれば、若干面積は減っていくのかなと考えられるところ

でございます。

○16番（長岡耕二君） 今、令和3年度の作付けが収穫が終わり、令和4年度の作付けの計画がありますが、今課長が言われたとおり、かなり厳しい、3年続いておりますので「やめたい」、「ほかの作物に変えたい」という農家、そして次の借地料も含めてですが、かなり面積が減るのが予想されます。その中でいろいろ国や県にも相談しておりますが、今のところ答えが出ないというのが現実であります。昨年までは国の事業とかいろいろありますが、その中でやはり私が今質問した種イモの購入、そして苗、そして防除対策ということで、かなりの事業が予定されておりましたが、効果が表れないということで、農家さんが大変苦慮されております。その中で、やはりこういう本市だけでは対応しきれないような部分が多分にあるような気がいたします。国・県へ個人的には要望もしておりますが、市長が県や国への要望というものをどの程度お考えか、伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） せんだって高速道路の要望活動に行ったときに、衆議院議員の森山先生と直接会ってこのことについては3回も意見書を見ていただいたというお礼と、そしてこの基腐病に対する対策についても話をしたところです。額のことはここでは言えませんが、真剣に先生も考えておられて、田畑に幾らというのも示されておりますので、一生懸命内部では協議をされているというふうに思っております。

○16番（長岡耕二君） ぜひ引き続き、その対応をお願いしたいというふうに考えています。先般、森山衆議院議員にも現場を2回ほど見に来ていただいておりますが、その中でやはり農家さんにとっては危機的状態、そして今が来年度の作付けの準備をする段階でありまして、この前来てもらった農家さんは「どういう状況だったか」、「その答えはまだもらっていないのか」と、大変心配されて、作付けの計画を今いろいろされておりますが、県・国の対応もどうなるか分かりませんが、やはり情報を聞いてみますと、いろいろかなり厳しいというのが現実であります。そしてそのいろいろ調査をしている中で、やはりこの地域は焼酎の生産そして需要が少しは落ち着いてはおりますが、もしこのサツマイモを作る生産農家がいなくなったら、焼酎も造れないということで、メーカーの方々もかなり苦労されているように想像しております。今、ある企業は、来年に向けて13億円ぐらいの補助をやりたいとかいろんな情報もあります。世界で言いますと、ヨーロッパのワインのブドウがちょっと前にこういう病気で死滅、ワインを造れなかったというとき、苗そして種そして品種改良、病気に強いブドウを作って、今再建をしているというので、アメリカから輸入したり、いろんな対応をしてきた。そして今のヨーロッパのワインが継続されているという話を聞いたことがあります。そのとき、やはり焼酎メーカーの皆さんも「ここでイモがなくなったら」ということで、大変危機感を感じておられて、そういう助成をしていこうということで、やはり生産者と企業、そして国・県が一緒になって、この作物を生産可能な状況をつくっていくのがベストじゃないかなというふうに考えています。農家さんの苦労をそういう形で考えていますが、市長の考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） ただいまブドウの事例で話がありましたけれども、これは全くサツマイ

モ基腐病もそのような現状であるわけでありますので、おっしゃるように原料がないと焼酎も造れない、様々な影響が出てくるというのは本当によく分かっているわけでありますが、他産品に変えた場合にも、これは相当な時間もかかるというようなことで、今おっしゃったように、苗の改良あるいはそういう国が示しているようなことが、どこまで対応ができるのかどうかですね、農政畜産課のほうも課長を含め真剣にその取組をしているところでありますので、これはそういう基腐病が早めに解決できることに期待して、私ども一生懸命頑張ったいというふうに考えております。

○16番（長岡耕二君） ぜひ、そういう考え方でお願いしたいと思います。

2番目に借地料の補助はできないかと、農家さんの声を今現実に聞いておりますと、やはり生産したものを収穫しても資材代が出ない。そして今農家さんには、今が一番借地料を払わないといけない、そして収入がないというところで、大変苦慮されている現実があります。今、農家さんも大型農家になりまして、借地料も反当1万円から2、3万円ですが、耕作面積が増加して何百万円も借地料を払わないといけないというのが現実のようであります。そういうところもやはり、「どうにかしてもらえないかな」という切実な声を聞きますが、その点はどのようにお考えですか、お願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど経営継続緊急支援事業を実施していきたいということで、そういう支援をしながら経営に実際どの程度の効果を与えられるのか、そこ辺を見極めながら、支援できることはしっかりと支援してまいりたいというふうに考えております。

○16番（長岡耕二君） ぜひその対策も、お願いしたいと考えます。

そして、これと一緒に種イモの購入経費助成についても質問いたしましたが、昨年までは国の事業として種イモの購入にも約半額程度の補助がありました。その点はまだ国の答えが出ていないのですが、皆さんの知っている範囲内で教えていただければ有り難いと思います。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 種イモ等の助成についてということですが、現在まだ国のほうから直接市のほうに連絡は来ていないところですが、農水省から今回の件で、事前に電話等の問い合わせも現状を含めてどういったものかということも実際あったところがございます。そういった中では、しっかり話もさせていただいているところがございますが、令和3年産につきましては、そういったような助成がありましたので、こちらとしましては、そういったものも当然入ってくるものだろうと想定はしているところがございます。

○16番（長岡耕二君） 想像でしか答えられないと思いますが、ぜひ国との対応もよろしく願います。

次に、排水対策でございますが、市長が述べられたように、この病気の場合は排水にもものすごく敏感な作物でありますので、そして病気もそうですが、農家によっては今までの作付けを変更して、専門的に言いますと「排水対策で枕を造らないようにやっていこうか」とか、いろいろ農家さんが考えておられます。そして排水は手作業だけでは限界があるということですね、やはりいろんなことで、重機でやるぐらいの排水対策を取っておかないと厳しいということでありま

す。この中でも農研機構が国の事業で排水対策をやるというようなことも市長からありましたが、もう少し詳しく分かっている範囲内でお願いしたいと思います。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 排水対策につきましては、現在、農地耕作条件改善事業等があるところがございますが、それらの要件緩和をしながらサツマイモ基腐病の排水対策に使えないかということで、検討がされているというような話は聞いているところでございます。

具体的には、畑のほ場の表面を入れ替えるというか、天地返しというか、そういった意味での排水対策ということでの検討がなされているようでございます。

○16番（長岡耕二君） ぜひそういう形で、天地返しを含めた排水対策ということでありませよね。農家さんの場合は、プラソイラという作業機で深く耕す対策を今までもずっとやってきて、その中でやはりまだ排水対策がうまくいっていないというのが現実ですので、その辺も国からのいろいろ情報があるかと思いますが、そのときはその形で進めてほしいというふうに考えています。

次に、耕作放棄地対策であります。令和4年度に農地バンクの管理で耕作放棄地対策があるということですので、その点を分かっている範囲内でお示しください。お願いします。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 先ほど農地中間管理機構（農地バンク）を通じて、一旦農地中間管理機構が預かって、それを簡易な改修をして貸し出すというような、そういったものを令和4年度で概算要求しているという状況でございます。まだ具体的にはこちらのほうには来ておりませんので、また分かり次第お伝えできればと思っております。

○16番（長岡耕二君） ぜひ、これも農地バンクの場合は簡易的なことしかありませんので、やはり農家の使い勝手のいい事業にさせていただければ、耕作放棄地も対策できるのではないかなというふうに考えています。

今、この耕作放棄地が私の見る限りでは、3年間ぐらいでかなり放棄地が増えているような状況であるかと思えます。今後もまだ増えるような気がいたします。数年前まで放棄地の対策として、農家さんに重機を使うときはこれぐらいの予算をとくか、そういうところがありました。前に使い勝手がよかった事業でありましたので、ぜひああいう形で、やはり農家ができる範囲内でしていただきたいというふうに考えています。耕作放棄地の場合は、今私も何か所か相談を受けてやっているんですが、耕作放棄地に行くまでの道路が、もう荒れて機械も入らないような、手作業でしかできないようなところがかかなり増えております。畑だけではなくて、やはり農道まで今もう荒れているのが現実でありますので、そういう対策も含めてやっていかないと、やはり現実的には無理だろうというふうに捉えています。その点はどのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは耕作放棄地ということになりますと、当然道路を使用していないわけですので、荒れてくるということになるかと思いますが、そこ辺の道路が、どういふ農道なのか市道なのかその辺も見極めながら、しっかりと活用できないのであれば、できるような体制づくりをしてまいりたいというふうに考えております。

○16番（長岡耕二君） ぜひそういう対策も取ってほしいというのが現実であります。耕作放棄

地が増えることによって、鳥獣対策も増えてくるように考えます。隣が荒れていると、そこにイノシシが生存するような状況であって、どこから出てくるのか分からないというのが被害の状況でありますので、ぜひそういう対応もお願いしたいと考えています。ぜひお願いいたします。

それと、全般的にこうして今農地が、かなり放棄されている現実があります。昔は、やはり私なんかは農業を始めた頃は、ここ南九州を日本の食糧基地にしようということで、先輩たちがいろいろ苦勞されてやってこられたことを記憶しております。その中で、やはりこの南九州はシラス台地を肥沃にしようということで、畜産を導入した。その堆肥を利用して肥沃にして、畜産基地、そういう状況でここに畜産を持ってきたんだと。そして食糧供給基地として進めてきたという現実があります。そして港を通して世界に売っていかうということが、この国家プロジェクトであったように記憶しております。ぜひそういうところが、やはり今荒廃していくところを、どうかしてこの現実を打破して、また再度、今ではカンショもですが、牛肉も輸出が進んでおりますが、再確認の意味で、こういうところを供給基地としての今後のこの地域をどのように市長は捉えておられるか、最後にお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○市長（下平晴行君） これは、志布志市は港を持っている、大変先人たちのおかげで港があるわけでありますので、この港を活用した取組をしていきたい。その背後地にある農林水産物、これを生かすためにも港の活用をしていかなければいけない。先ほどおっしゃいましたように、耕作放棄地がいわゆる大型農業になって、昔の小農家が少なくなったということも考えられるわけでありますので、その耕作放棄地の借用の仕方、ここ辺も含めて取組をしていかなければいけないというふうに考えております。

それと併せて、先ほど言いました港の食料基地としての活用、それからふるさと納税としての活用等々含めて農業で我々が生きていくために、本当に食というのは一番大切なものであるわけでありますので、それをどう生かしていくかということを実際に内部でも協議して取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○16番（長岡耕二君） ぜひ、サツマイモ基腐病対策、そして農政の今後の進むべき方向性を再確認して、私の一般質問を終わりたいと思います。御協力ありがとうございました。終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、長岡耕二君の一般質問を終わります。

新型コロナウイルス感染防止対策のために、10分程度休憩いたします。

○
午前10時38分 休憩

午前10時46分 再開
○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） マスクを取って質問させていただきたいと思います。皆さん、改めましてこんにちは。志みらいの野村でございます。

早いものでして、本日12月1日ということで師走に入りました。いよいよ我々市会議員も任期満了まで2か月余りと迫り、慌ただしさが増しているわけでありますけれども、1期目4年もそうでありましたけれども、今期4年においても、毎定例会ごとにこの場に立たせていただきまして、執行部と様々なやり取りをさせていただきました。御存じのとおり、我々議会議員は執行できる予算は持っておりませんが、市民の負託を受け、市民の声の代弁者として、市民の目線で市民に寄り添った声を届けてきたと自分なりには思っております。また、こういった考えや気持ちについては、おそらく市長も同じではなからうかなと思っているところでもあります。一方で、こうした要望や意見、施策の提案については、当然予算を伴うものが多くあり、実現に至っていないものが多くあり、満足いく回答が得られなかったことも多くありました。そういったとき、果たして本当にそういった回答や判断というのが、真に市民に寄り添ったものだったのかな、市民目線であったのかなということ、市民の方々からよく問われることもまたございました。私自身、大きな葛藤にさいなまれることも度々ございましたけれども、まさにこのことは、本市が抱えている市民生活に関わる課題が多岐にわたっており、より複雑化しているということの実感ではなからうかなと感じたところでありました。

またもう一点、やはり大きな課題として、財源不足とは、昨今の地方自治運営の困難さを如実に表しているように思えた4年間ではなかったらうかなと振り返りをしているところでもあります。

それと同じくして下平市政におかれましても、スタートしてまもなく4年が経とうとしておりますが、平成30年3月に立てられました所信表明については、やはりしっかりと総括をしておく必要があるのではないかなという思いを持ちながら、今回通告をさせていただいたところでもあります。市長は以前より、市議会議員ではできないからこそ志を持って市長選に立候補され、現在に至っているわけであります。これまでトップが変われば職員、市役所が変わり、市民、地域も変わると、様々な場面で御発言をされておられます。所信表明で示された思いが、どのような形で施策に反映されたのか、将来を見据えた展望が描けているのか、今回総括として4年間の成果をお聞かせ願いたいと思います。

では、早速1点目から入りたいと思います。10年後を見据えた将来性のある事業展開を進めるということで、魅力ある新しいまちづくりに取り組むとしておりましたけれども、まずはその成果についてお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

市長就任にあたり、五つの政策ビジョンを市政運営の大きな柱として位置付け、市議会の皆様から御尽力をいただきながら本庁舎移転をはじめ、様々な施策について推進をすることができたと考えるところでございます。

これまでの4年間を総括しますと、市民の皆様の負託に応えるべき市政運営の重責を担ってまいりましたが、厳しい財政状況や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての政策ビジョンを達成するまでには至っていないところではございますが、おおむね達成できているものと考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 今、おおむね達成できているということでありましたけれども、では、少し細かく聞いてまいりますけれども、この所信の中で示された魅力ある新しいまちづくりについてでありますけれども、これは市民が望んでいるというか、市民が思っている市民目線の魅力あるまちという形と、実際に市長が所信表明で示されて4年間進めて来られた魅力ある新しいまちづくりという形ですね。これは形というものかどうかはいろいろあろうかと思えますけど、これは、同じ方向を向いた形で進んできたという御認識でおられますか。また市民の方々には、この新しいまちづくりの在り方についての情報といったようなものというのは、発信がなされておりましたでしょうか。そこについてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 私はこの4年間、積極的に市民の声に耳を傾ける現場主義を実践するとともに、市民目線で、市民が主役のまちづくりを推進してまいったところであります。当然のことながら、市民と同じベクトルで魅力のある新しいまちづくりに取り組むことができたというふうに考えております。

また、情報発信につきましては、様々な施策の展開を進める中で、ホームページや市のLINE等を通じ、情報発信を行ってきたところでございます。

○6番（野村広志君） この所信表明の中でのこととなりますけれども、特に若者に向けてこの魅力あるまちづくりについて進めるということで、特にこの若者ということでくくってあったわけですが、市民、特にこの若者が、そういったことを実感していると、感じとれているということはどの程度感じておられますか。

○市長（下平晴行君） 今年の6月に市民3,000人を対象とした市民意識アンケート調査を行いました。住みやすさの項目において、「住みやすい」と答えた方の割合が全体の69%となり、令和元年度に実施した前回調査から微増ながら増加に転じているところでございます。

しかしながら年齢別に見たときに、若い世代である20代において「住みやすい」と回答された方の割合が52.2%と、前回調査時よりも低くなっております。他の世代と比較しても割合が低いことから、今後も、さらに魅力のあるまちづくりに取り組んでいく必要があると認識しているところでございます。

○6番（野村広志君） 20代の方々に52.2%ということで、住みやすさという部分では前回よりも低くなっているということで、今答弁いただきましたが、実際市長のところにも、若い方々、若者という方々からの情報とか声というのは、何か届いておりますか。

○市長（下平晴行君） 志布志市は、山、川、海があって、食べ物もいっぱいあると。公園等が必要というか欲しい、広い広場ですね、そういうものは必要だなという。あとについてはそんなに、子育て支援等もほかの市町からすると、大変よくしていただいているみたいな話は、よく聞くところであります。

○6番（野村広志君） 私は、この若者への情報発信について、情報発信と情報の収集というところを二つ見たところで、少し弱かったのではないかなと感じております。昨今SNS等の情報の発信ツールについては発達しております。これは若干、先ほども答弁ありましたとおり、LI

NE等で市のほうの情報等の発信についての取組は見受けられるところでありますけれども、やはりもう少しさらなる情報の発信に努めていただき、また情報の収集にあたっていただきたいものだなと思います。そういったことがしっかりと情報を得られた中で、新しいまちづくりとか魅力あるまちづくりということの取組に転換していくというような施策の在り方が、正しい在り方なのかなという気がいたしております。市長が所信表明でしっかりとそういった思いを示されておりますので、そういった市民目線、市民に寄り添ったという一番原点のところをやはり大事にさせていただきたいなと思いますが、そこについては市長どうですか。

○市長（下平晴行君） 現在本市においては、総合的な情報発信を行うLINEやフェイスブック、観光分野に特化したインスタグラムなど、情報発信を行っております。各課工夫を凝らしながら進めているところでありますが、今後においてもデジタルメディアの発達、情報発信の重要性や必要性の高まりは、衰えることはないというふうに認識をするものでございます。

さらなる強化策ということで、今年度10月に地域プロモーションをミッションとした地域おこし協力隊を迎えたところであります。SNS等を活用した情報発信はもちろん、地域の話の収集や掘り起こしにも尽力していただける人材として、活躍が期待できるものというふうに考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 今回採用されました地域おこし協力隊の方を中心としながら、そういったことには取り組んでいくというような認識でありますので、鋭意努力していただければなと思っております。特に若い方々はそういった情報の取り方というのが我々世代とは若干違いますので、そういったことも十分に御認識されながら、進めていただければなとお願いしておきたいと思っております。

では、もう一点お聞きいたします。将来性のある事業展開として、企業誘致の環境整備についてでありますけれども、臨海工業団地等ははじめ推し進めてきておりますけれども、雇用の確保を含めた人口減少対策については、どの程度の効果があり寄与されてきたのか。そこについて少しお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 臨海工業団地は、市の地域経済の発展と雇用の場の確保を目的に、これまで早期造成及び分譲を進めてきているところであります。現在までに1工区、2工区、3工区及び5工区に分譲手続が完了し、1工区から3工区までにおいては各企業が創業を開始し、それに伴い新たに市内居住者等が雇用されております。今定例会では、5工区の財産処分の議案上程をさせていただいておりますが、企業立地により多くの雇用が創出されていることにつきましては、人口減少対策の一つとして、一定の効果があつたものと考えております。

○6番（野村広志君） 進出企業もあり、今答弁ありましたとおり5工区も分譲が決まり、このところの環境の整備は整ってきているわけですが、雇用の確保という部分と人口減少対策への効果という部分、これは具体的に雇用の数というのは、これは通告しておりませんでしたけれども、分かれば数字を示していただけますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） この臨海工業団地における雇用ということでいきますと、1工

区から3工区まで4社が立地しておりまして、操業しております。新規雇用者数が合計で約100人程度、そしてそのうち市内居住者が約30人程度ということになっているところでございます。

○6番（野村広志君）　ということは、これは人口減少対策にということであれば、よそから入ってきた方も中に含まれるということですか。そこはどうですか。

○港湾商工課長（假屋真治君）　当然求人をかけますと、市内、市外から求職者が来ますので、市外のほうからも求職者が来ていると。また交通網の整備があつて通勤距離も延びたということで、幅広く雇用ができています。あとはまた企画政策課のほうで、市内に住んでいただくとそういうような補助があると。それから港湾商工課のほうの雇用補助金でも、新規で市内に住むと補助を出しておりますので、そういうので就職していただいて、できれば市内に住んでいただきたいという政策を展開しているところでございます。

○6番（野村広志君）　これは、居住実態調査のようなもの、誘致企業を含めながら進出企業等々の新規雇用100名ということで、この臨海工業団地以外でも工業団地の誘致等があるかと思ひます。それに対する従業員の居住実態というのは把握はできているのでしょうか。そこはどうですか。

○港湾商工課長（假屋真治君）　具体的には、数字としては持っておりませんが、しかしながら企業立地推進係がございまして、おのおの企業訪問して、今の状況とかいうのは確認はしている状況で、今の時点ではこういうふうに雇用の場の確保ということでは非常に力を入れております。あとは、合同就職説明会などをやっているんですけども、なかなか今度は人が集まらないという実態がありますので、その辺をちょっと強化していかないといけないというふうに認識しております。

○6番（野村広志君）　分かりました。この人口減少対策については、本市でも喫緊の課題であります。目に見える形で対策の効果といったもの、なかなか感じとることができていないのかなということを感じております。現に、本市の人口にしても、毎年一定数の減少が見られ、下げ止まる気配が感じられていないことが現状ではないかなと思っております。私は市長が掲げられましたこの10年後を見据えた将来性のある事業展開において、様々あるかと思ひますけれども、まずはこの人口減少対策に傾注していただきたいなと感じております。この後お聞きする中で、様々な取組がなされていることも承知をしておりますけれども、やはり将来の希望が垣間見られるような施策の展開であつたりとかいったところに期待をしていたところであります。

そこで10年先と申されておりましたので、現在中間地点に差しかかる4年目にあたるわけですが、ここについて市長、現段階で納得のいくような成果が出ているということですが、そこ辺のお気持ちを少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君）　本市の人口は令和2年度国勢調査の速報値で2万9,343人という結果が出ております。まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの推計値が2万9,732人であったことから、推計よりも低い結果となつたところでございます。

納得できるかとの問いでございますが、政策については人口減少対策に特化したまち・ひと・

しごと創生総合戦略等を通じ、全力を尽くしたというふうと考えております。その結果については、決して納得してはならないと改めて受け止めているところではございますが、4年前に述べました人口増に転じようとする意気込みを失わずに、それと同時に、いまや前提である人口減少社会に対応する冷静さを持ちながら、今後とも取り組んでまいりたいというふうと考えております。

○6番（野村広志君） 今、今後についても少しありましたけれども、やはり長期的な立場に立って、こういったものについては取り組んでいかなければならないのかなということは十分に認識しております。この10年先を見据えたまちづくりの構想等々を含めながら今後の方針、この新しい魅力あるまちづくりの方針、市長が考えておられる方針と方向性について、少しお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 今後の方向性につきましては、これまで取り組んできた政策ビジョンをさらに高め、市民目線で、市民の立場に立った、市民が主役のまちづくりをより一層推進して、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すとともに、誰一人取り残さないまちづくりを目指してまいりたいというふうと考えております。詳細につきましては、2期目の公約にてお示ししたいというふうと考えております。

○6番（野村広志君） この新しいまちづくりとか魅力あるまちづくりという部分については、計画でも示されております。ロードマップに基づいて進められていくものと考えております。市長自身が所信表明で示されたこと、今も新たなもので示していくということでありましたので、そういったことはしっかり整合性をもって、またスピード感のある施策の展開に大いに期待をいたしたいと思っております。

では、次に移ります。移住にもつながるような子育て支援策への取組として、安心して子育てができるまちづくりについてお聞きしてまいります。

まず、その成果についてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 安心して子育てできるまちとして、学校給食費の無料化、保育料の軽減など、移住につながるような子育て支援策を示したところであります。

学校給食費については、半額補助となり無償化に至らなかったところではありますが、保育料については6割軽減として、私の思いを実現したところでございます。

子育てにおける経済的負担に対する支援につきましては、これらに加えて高校修了時までの子供の医療費助成など、長期的・複合的に行っているところであります。また支援体制につきましては、病児保育事業や子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの運営などにより、子育てするなら志布志市と選んでいただけるような取組を進めております。

成果ということで具体的なものを表すのはなかなか難しいのでありますが、今年度実施しました市民意識アンケート調査によりますと、児童福祉・子育て環境の充実状況という項目において、「満足、やや満足」と答えた方の割合は、令和元年度に比べて増加傾向が見られました。微増ではありますが、市民の方の望まれる施策を着実に実施していくことが、この数字につながってい

くものではないかというふうを考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 様々な事業の展開がなされておりますが、ここではしっかりとした子育て支援策を取られることが、しいては移住・定住にもつながっていくというようなことになるかと思えます。では、本市では移住・定住支援コーディネーターの設置がなされておりますけれども、ここでの子育て世代における移住の実績であるとか、相談の実績について、分かるところがあればお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 令和2年12月に移住・交流支援センター「エスプラネード」を開設し、移住・定住支援コーディネーターを配置したところであります。相談支援業務、移住交流セミナーの実施、おためし移住体験ツアー、情報発信等を行っており、毎月平均7件程度の移住相談を受けております。全ての相談者の年齢を確認できるわけではありませんけれども、20代から40代が半数以上という印象のようであります。なお、相談に限らずエスプラネード全体としての訪問者は、月平均290人ほどとなっております。

また本市においては、結婚新生活支援補助金も実施しております。39歳未満の夫婦で婚姻に伴う新規の住宅取得費用や住宅賃借費用、それから引っ越し費用等が補助対象となっているため、若い世代の定住につながっているものと考えております。令和2年度は6組、令和3年度は11月現在5組の実績で、エスプラネードにおいても情報提供を行っているところでございます。

○6番（野村広志君） この移住・定住支援コーディネーター、エスプラネードですかね、少しずつ浸透が図られつつあるのかなということ、今答弁を聞いて感じたことであります。ここで重要だと思われることは、やはり子育て世代の方々の声が正確に捉えられているのかではないかなと思っております。この世代の方々が真に安心して子育てができ、市長が今も示されましたとおり、子育てをするなら志布志市でと言われるような環境にあるのか。ひいては、そのことで志布志市に移住したいなど、移住につながるようなものになるのか、私はこのことは非常にハードルが高いなという気がしております。目指すべき方向性としてはすばらしい考えでありますので、まだまだ道半ばの部分もあろうかと思えます。このことがやはり人口減少の対策に直結してこなければならぬのかなと思っておりますので、積極的にこのことについては進めていただきたいなどお願いをしておきます。当然このことも、具体的な方策の実現には今も様々説明いただきましたけれども、大きな予算を伴う事業もあろうかと思えます。給食費の問題等々にしてもそうであるのかなと思えますけれども、今後、根気強く目指すべき方向性を見失わないように進めてもらいたいと思えます。市長、これ達成できたこと、できなかったこと含めながら、いま一度思いであるとか意気込みを聞かせていただけますか。

○市長（下平晴行君） 所信表明の中で達成できなかった事柄につきましては、学校給食の無料化ということになるかというふうにあります。しかしながら、半額補助という結果についてはコロナ禍というべき非常事態の中、優先度を図り限られた財源を有効に活用するという判断ができたというふうを考えております。

今後の意気込みとしましては、人口減少を背景に少子化の急速な進行に歯止めをかけることは、

喫緊の課題であります。引き続き子育て支援は重点施策として進めていく考えでございます。これまでの施策に加え、ライフスタイルや価値観の多様化により増加している子育て支援ニーズへの対応や、移住・交流支援センターの機能拡大などを視野に、引き続き、安心して子育てができるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では次にまいります。医療体制の充実、産科を含めた医療過疎の問題等として喫緊の課題であろうことは、御理解いただいているとおりであるかと思えます。まずこういった緊急医療体制の構築に向けた取組について、その成果についてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 子供から高齢者までの全ての市民が安心して暮らすためには、産科を含めた緊急医療体制の充実が必要と考えております。本市には産科医療機関がないために、鹿屋市など市外の産科医療機関を受診している状況であります。市単独での産科医療の確保は課題が多いことから、現在では、大隅4市5町保健医療推進協議会において、広域的に産科医師確保への取組を行うと同時に、本市への産科医療機関の誘致活動も行っており、まいりたいというふうに思っております。

また、入院や手術を必要とする二次緊急医療につきましては、本年度から本市の私的二次救急医療機関に補助金を交付し、二次救急医療体制の強化を図っているところであります。

本市を取り巻く救急医療は、都城圏域は都城志布志道路、肝属圏域は東九州自動車道の交通アクセスが充実し、これまでより受診しやすい環境が整備されております。広域での救急医療の確保については今後も継続し、産科医を含め、救急医療体制が整った病院誘致について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 所信表明の中で、「産科医を含めた救急医療体制の整った病院を、志布志市に持ってくることはできないか」というような発言があったわけでありましてけれども、一向にこういったことが見えてきていないなということと、もう一方では現実のところ、曾於医師会立有明病院が閉院をしたり、曾於市大隅町の曾於医師会立病院の老朽化の問題であったりとか、取り組むべき課題は山積をしており、課題解決に向けた関係機関との早急な協議と具体的な方策を、早い段階で結論付けていく必要性にかられているのではないのかなということを感じております。関係機関や関係市町村、様々な思惑にさいなまれる、ここ2年間余りはコロナ禍の影響によってなかなか議論が進んでこなかったということも十分に理解をするところでありますけれども、市民にとってやはり身近なところでの医療体制の充実ということは、大きな願いでもあろうかと思えます。繰り返しになりますけれども、望むべきところは産科を含めた救急医療体制の整った病院を誘致することではなかろうかなと思っております。

そこでお聞きいたしますけれども、このことについて、市長、この4年間、いづらかアプローチをしたりとかそういう話があったりとか、この何か進展が少しでもございましたか。

○市長（下平晴行君） 外部からのアプローチについては、現在までないところであります。広域での救急医療の確保については、今後も継続しながら産科医を含めた救急医療体制が整った病院誘致について検討してまいりたいと思っております。このことについては、先ほど4市5町の

協議会の問題、それから2市1町の医療体制の協議会等々もございますので、自分としての考え方はしっかり持っているところでありますが、市として連携を取っている関係上、ここでどうしたいとは思っているんですけども、志布志市にできればそういう病院の設置等も公約でも話をしたところでありますが、内々ではそういう今の医師会の問題それから現状の医師会の位置の問題、高速道路も都城志布志道路もできたわけでありまして、そこ辺を含めて全体的な取組としての考え方、これは自分個人としては持っているところでありますが、この場でどうこうと言える立場ではないというふうに考えております。考え方としては、そういう今おっしゃったようなものは持っているということに理解していただければというふうに思います。

○6番（野村広志君） 様々なことがあろうかということに理解をいたしますけれども、市長自身がトップセールスで、そういった動きとかアプローチが若干見えるのかなというのは期待もいたしたところでありましたので、思いを持っていらっしゃるというような今答弁もありましたけれども、しっかりとぶれないで、このことについては時間もかかるかと思っておりますけれども、取組を進めていただければなお願しておきたいと思っております。

一次医療、二次医療、三次医療といった草分けがなされて、定住自立圏形成協定による広域連携も運用されて機能しておりますが、身近な医療体制の充実に向けてより一層努力をしていただき、先ほどの話になりますけれども、安心して子育てができる環境として、地元で子供たちを産み育てることのできる環境整備を早急に求められているのではないのかなと感じておりますので、そこはお願いをしておきたいなと思っております。

ちなみに少しお聞きしますけれども、志布志市で昨年、今年でも構いませんけれども、何名の新生児が誕生したのか。そして、その新生児はどの地域の病院で出産をされているのか。少し情報として数値が分かれば教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） 住民基本台帳のデータからは令和2年で201人、令和3年1月から10月までに135人の出生がありました。出産する医療機関の地域は、令和2年度で鹿屋市が79人で39%、都城市が74人で37%、鹿児島市が14人で7%、その他が34人で17%ということでございます。

○6番（野村広志君） 市長は覚えていらっしゃるかどうかわかりませんが、たしか数年前だったかと思いますが、本市であった高校生との意見交換だったかと思っております。そのときの質問の中で、ある生徒の発言に衝撃を受けたことを忘れもいたしません。その生徒は「私は、自分の子供を地元の志布志市で産んで育てたい。」こう発言をされました。高校生にとっては大変勇気のある発言であったなど、私自身、身につまされる思いをしたことを忘れもいたしておりません。こうした地元の高校生に心配をかけるようなこと、現実、我々大人はやはり真摯にこのことに耳を傾けていかなければならないのかなと、課題解決に向けて一步でも近づけるように努力する必要があるのかなと、改めて考えたところであります。

市長、ぜひとも所信表明の目標に立ち返り、鋭意努力をしていただきたいと思います。今これをお聞きになって意気込み、思い、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今の話で大変ありがたいなという反面、そういうことができないことの本当に、志布志市に住んでみたいということにつながってくるのではないかなというふうに思ったところではありますが、これは今度の公約の中にもそのことも含めて入れておりますので、今こういう考え方を持った高校生も含めて、やはり我が市でそういうことができるような体制づくりはしっかりとしていかなければいけないというふうには考えておりますので、その意気込みをしっかりとつないでいきたいというふうには考えております。

○6番（野村広志君） 高いハードルではございますけれども、どうか道筋をしっかりと引いていただきたいと思います。引き続き努力していただくことに御期待申し上げます。

では、次にまいります。海外市場も視野に入れた基幹産業及び商工業の振興策について、具体的な取組と成果についてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 基幹産業である農畜産業の海外進出につきましては、生産者の所得向上を図るため、仕向け先の多様化の手法として位置付け、取組を進めているところであります。

農政サイドの具体的な取組として、生産者への商談会の案内、海外でニーズのある農畜産物の情報提供等、産地化の検討を実施しているところであります。その結果、民間取引の関係上、詳細は申し上げられませんが、アジア諸国向けの野菜、畜産物、北米向け抹茶原料等が増加傾向で推移しているところであります。またその他の施策として、サツマイモ基腐病対策、鳥獣害対策を実施し、振興を図っているところであります。

商工業、港湾サイドからの輸出に向けた取組のハード面としては、御存じのとおり、国際バルク戦略港湾や臨海工業団地の整備などが着実に進められております。ソフト面としてはここ1年数か月はコロナ禍の影響により、バイヤーとの対面での展示商談会等への参加が実現できておりませんが、国内外への販路拡大への取組が再開されつつあります。現在は食品、農畜産品輸出促進に向けた行政と港湾関連企業による協議や、港湾関連企業間による輸出への連携協議などが実施されております。また本市では、近隣市との連携による輸送体系や貨物量の確保に向けた協議を行い、共同で商社等を訪問、沖縄県主催のオンライン商談会への参加などに取り組んでいるところであります。

さらに、志布志港湾振興協議会では、新たな小口混載向けのインセンティブの事業を展開するなど、志布志港のPR等利用促進を図っているところであります。

コロナ禍によりこのところ国や荷主、船社等の港湾関連企業等へ直接訪問ができておりませんが、今後も自ら振興策に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○6番（野村広志君） 所信表明の中では、「志布志市の最大の強みは、何と云っても重要港湾に指定され、かつ国際バルク戦略港湾に指定されている志布志港である。」と市長は述べられておられます。当然これは基幹産業である農業分野においては、農作物の海外輸出も視野に入れた、今もありました産地化の形成による生産者の所得向上、これと併せて恵まれた港湾の整備環境の中で、まさに地の利を生かすという面で、志布志港の積極的な活用ということ、この両面についてフルに活用すること、生かすことが市長が示された所信の思いではなかろうかなと推察をする

ところでありますけれども、そこで私からもう一点、そのことと併せてお願いでありますけれども、これも何度かこれまでの質問の中でもお聞きしておりますけれども、この志布志港であります、なかなか市民の方々がその海の恵みを享受することが少ないなど感じております。私は市長が所信表明で示されております商工・観光の振興について、この志布志港を市民の憩いの場として、またこのコロナで疲弊した状況がずっと続いた中、このコロナ禍後の観光誘致の起爆剤としても、何らかの形で活用できないものかなと少し考えております。ぜひ、そこについてあらゆる可能性を持つこの志布志港湾でありますので、商工・観光振興と併せて取り組んでみる可能性について、市長はどのようにお考えなのか少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 商工振興の取組としても、コロナ禍により店舗リフォーム助成事業など実施できた事業や、商工業小規模事業承継者対策事業、グルメ普及推進事業など、計画どおり実施できなかった事業もありましたが、新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助事業や経営持続化給付金支援事業などの緊急的な経済支援事業に速やかに取り組んできたところでございます。また、志布志港の活用といたしましては、これまでも志布志みなとまつりやサッカーフェスティバルなどを活用してきておりますが、コロナ禍の観光誘致として新たに志布志港自体を観光地とするため、港見学を修学旅行などのツアーに組み込み、市内観光スポットとして併せ関係づけてきた新たな観光ルートの開発にも取り組んでいるところでございます。

○6番（野村広志君） 港については港湾計画のようなものがございますので、地元の自治体が自由にその用途を変更したりとかすることは、なかなか容易ではないことは想像できますけれども、そこで私は、以前提案をいたしました港オアシスについて、もう一度検討してみたらどうかと少し思ったところであります。たしかそのときの市長の答弁は、「港オアシスに登録をすることで、港がPRでき、市内外に情報の提供ができるのであればよいのではないか。」ということ述べておられます。今後ぜひコロナ禍後、この港を市民が港の恵みを享受できるということも含めながら、いま一度検討していただければなと思っておりますけれども、こういった取組への考え方というのはどうですか。市長、もう一度お願いできますか。

○市長（下平晴行君） ここは商業港としてでありますので、そここのところがどういう形で対応ができるのかどうかですね、今おっしゃったようなことは、十分内部で検討してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 商業港ということで、やはり港湾計画等の問題もあろうかと思っております。しっかりとそこは内部で検討していただければなと思っております。この港オアシスは登録をして象徴となるものを位置づけて、市民と一緒にそれを育てていくというようなことでもありますので、今、志布志の港を見たときに、それに匹敵するようなものというのは十分にあるかと思っております。そういったこともぜひ検討していただきまして、つないでいただければなと思っております。何度も言うようですが、こういった恵まれた港湾を地元を持つ自治体として、市長もよく話されるとおりに、地理的優位性を生かしたあらゆる可能性に向けたチャレンジを進めていただければなと期待を申し上げたいと思っております。

では、次に移ります。本庁舎移転による経済的効果とタイムリーな情報発信、またスピード感のある施策の推進についてお聞きしてまいります。まずは、その成果についてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 本庁舎が地理的優位性のある志布志庁舎に移転し、ヒト・モノ・カネ・情報が交流することで、大きな経済効果が期待できると見込んでいたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ヒト・モノ・カネ・情報の交流が制限され、地域経済が打撃を受けたことに伴い、思うような経済効果が得られずに、タイムリーな情報発信も十分にできなかったところですが。スピード感のある施策の推進につきましては、本庁舎移転に伴い、商工会や観光特産品協会とのより密接な連携が図られ、どのような支援を心配しているのかを把握することができたところでもあります。スピード感のある緊急経済対策を講じることは、そのようなことからできたというふうに思うところですが。

○6番（野村広志君） 本庁舎を有明の支所から現在のところに移転をして、早くも一年が経とうとしております。やはりここはしっかりとした検証も必要なんだろうと思いますが、これは単に本庁機能を移転することだけが目的として終わるのか、それともあらゆる面において、発展的な経済的効果や新しいまちづくりとしての位置づけなど、波状的な効果がコロナ禍で1年経って徐々に表れてきているのか、今ありましたとおり、経済浮揚への大きなブレーキがかかる時期で、何ができて何ができなかったのか、そして今後どのようにこの地理的優位性を生かして、本庁機能を移転した効果を市民に享受させていくのか。非常に大事な局面ではなかろうかなと感じております。

正直言って今市長から答弁をいただきましたとおり、まだほんの一年前になります。関連議案等々はもう少し前になりますけれども、あれだけの議論を重ねて、協議をして、大きな予算も投入して今回この本庁機能の移転につながったわけでありましてけれども、もう少し現状について、様々しっかりとした検証をしていただきたいなと思っております。未来志向の発展的な展望を示していただきたいなと思っております。遅きに失することにならないように、ぜひこの検証と未来志向の展望ということについて、どのような形で示していくのか、市長の考えをもう一度お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは皆さん御承知のとおり、コロナ禍でヒト・モノ・カネ・情報が交流しないことで、活性化がないということで、これはコロナが教えたことではないかなというふうに思います。そのことを含めての重要性、必要性というものを改めて認識をしたということですが。今後は新型コロナウイルス感染症の収束を見据えつつ、地域経済の早期の回復を図るための施策を講じるとともに、ヒト・モノ・カネ・情報の交流を促進し、タイムリーな情報発信とスピード感のある施策の推進をもって、本市のさらなる発展につなげていく必要があるというふうに思うところですので、これをしっかりと本庁舎移転をしたことによる活性化、これをしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 様々な経済状況を鑑みの中で、思い切った施策の展開がコロナ禍でかなわなかったという部分もあろうかと思えます。タイムリーな情報発信やスピード感のある施策の

推進についても示されておりますので、市民が「本庁機能を志布志庁舎へ移転して、やっぱりよかったね」と、そういったことが感じとれるような状況を早い段階で展開をしていただきたいものだと思っております。これは、市長の信条であろうかと思えます。市民に寄り添った、市民目線での施策の展開を期待しております。見える形でぜひともそのことを進めていただきたいなと思い、期待申し上げて次に移りたいと思えます。

最後の項目です。行政は最大のサービス業として、行財政改革にも積極的に取り組むとしておりましたが、そこで4年間で取り組めた成果について、まずお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 行政は最大のサービス業であるとの考えの下、市民の皆様が気軽に相談できるような市民目線での窓口対応と、市民に寄り添いながら行政は最大のサービス業であることを職員一人一人が認識するよう、様々な機会を通じて職員に発信し、意識改革を行ってきたところであります。

その中で、現場第一主義の徹底や係内のグループ制の導入、職員提案制度や報告・連絡・相談シートの取組などを進め、少しずつであります市民に寄り添った対応ができつつあるというふうに考えております。また「入るを量りて出ざるを制す」の心構えの下、ゼロベースでの補助金見直しなど、メリハリのある予算編成を行いながら、財政運営の健全化に努めてきたところであります。

所信表明で述べさせていただいた項目につきましては、達成できたものやできなかったもの、道半ばのものもありますが、「市民の役に立つ所」として様々な改革につながるものと考えておりますので、今後も一貫して取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 基本的な考え方については、今市長が申されたとおりでですね。市役所は「市民の役に立つ所」でなくてはならない、そのことに尽きるかと思えますが、そういった中で所信表明でも示されましたグループ制の導入であったりとか、職員の提案制度等ですね、なかなか見えてきていない部分も少し気になるところであります。全体的な流れとしては、部署内でのようなことになっているんだよ、進んでいるんだよということであろうかと思えますけれども、やはりここは庁舎内だけが理解するのではなくて、事が進んでいくのではなくて、市民がそういったことを感じとれる、市民の役に立つ制度改革でなくてはならないのかなということを感じております。そういったことが、果たして感じとれているかどうかということがすごく疑問に思っております。市長が示されました所信表明に込めた思いが、具体的にどのように職員に浸透して定着をし、運用され、そのことが市民にどのように感じとってもらっているか、振り返りや検証も必要だと思えますけれども、その現状を鑑みたときに、そういった検証であったりとか、振り返りといったものは、市長、どのような状況であるということをお判断されておりますか。

○市長（下平晴行君） 市民の皆様が市役所に来られた際に、挨拶はもちろんのこと担当部署への案内等、積極的に声かけを行い、気軽に相談できる窓口であるよう、また現場第一主義を掲げて、市民の要望や話をしっかり聞くことにより、現場の正確な実態把握とともに、市民の皆様が市役所を身近に感じていただけるように、四つの行政経営指針等含めて、それから市民の皆さん

に「あたえないこと」、私が職員を評価するのは、挨拶、態度、笑顔、言葉、これが基本であるというふうに話をしております。そういう中で市民の皆さんに「あたえないこと」、挨拶、態度、笑顔、対応、一生懸命、言葉、徳、この七つをしっかりとって対応するよというこでの意識改革をしているところでもあります。

また、市役所の組織につきましても担当者が不在で対応できないといったことを解消するために、平成30年度から係内の担当者制を廃止して、係全員がその係の事務に全般的に関わりをもつ、いわゆる係内のグループ体制としたところでありま。令和2年度から係内の連携強化を目的とした係の統廃合をそのようなことで行ったということでございます。

取組の成果につきましては、意識改革により職員の行動は変わってきたというふう感じており、実際に市役所の対応がよくなったという御意見も多く伺っております。

今後も現場第一主義の下、市民の皆様のを聞きながら身近な市役所を目指した取組を進めるとともに、多様化する市民ニーズにえられるよう、改革改善を進めてまいりたいというふう考えております。またグループ制については、今度の公約にも取組をしておりますので、全体をグループ制とした取組をしていきたいというふう考えております。

○6番（野村広志君） 市長の思いが職員に浸透して定着して運用されると、そういったことを市民の方々が感じとって、「市役所変わったよね」というようなことを、今市長は実感されたというようにことよろしいですね、市長。実感されているということ。市長の思いもしっかりと職員に浸透しているということよろしいですね

[市長「はい」と呼ぶ]

○6番（野村広志君） 当然そういった思いが浸透しながら運用されていくということが、しっかりと所信表明で示されておりますので、重要ななと思。またそのことが、市民の方々がそのことをしっかりと受け止めて、ないしは感じとれるということが大事なのかなと思っております。市長の中ではしっかりとそれができているということありますので、理解をいたしましたけれども、ではもう一点、行財政改革のところで財政についての取組をお聞きいたしたいと思。います。

これの基本的指針については、先ほどありました「入るを量りて出ざるを制す」との考え方の下、進められたものと捉えておりますけれども、様々な予算査定の段階からよく言うゼロベースからの積み上げについては、一定以上の効果があったのではないかなと感じております。聖域を設けずに不断の決意で予算の折衝にあたっていただいております職員の方々には頭の下がる思いであります。

そこでお聞きいたしますが、本市の財政状況について、市長が市長就任前からしてどのように推移して進捗してきたのか、そのことについて少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市の財政状況につきまして、令和2年度決算と平成29年度決算を比較しますと、実質公債費比率は0.1ポイント増加したものの、将来負担比率は18.8ポイント改善し、市債残高は14億5,150万3,000円減少をしております。また一方で基金残高は8億6,263万3,000円

増加しており、持続可能な財政構造の構築に一定の成果を上げたところでございます。

○6番（野村広志君） 市長はこの財政状況を以前よりも健全になっていると自信を持って言えますか、どうですか。

○市長（下平晴行君） 「自信を持って」と申しますと、いろんな見方もあろうかと思いますが、私、財務課長も含めて、それぞれの課長が財務課長という考え方で事業を行ってほしいと申しますか、それとも一つは自分の家庭の経営だという、家庭と同じような考え方で事業をしてほしいというようなことも含めて、職員の皆さんの意識は、大分高まってきているのではないかと思います。

○6番（野村広志君） 本市の財政のところをみると、今は冒頭申しましたように、地方自治体の財源不足というのは慢性化しておりますけれども、本市は非常にありがたいことに全国から多くいただいておりますふるさと納税による財政の繰入れというものが、非常に大きいものもあるかなと思います。貴重な財源でありますので、そういったことをしっかりと見据えながら、将来の負担を軽減しながら、志布志市の財政運営にあたっていただければなおお願いをしておきたいと思っております。理解をいたしました。

ではもう一点お聞きいたします。この財政のところでも示されておりました、新たな国や県の補助制度を掘り起こし、最大限に活用を図ると、この所信表明の中でも述べられておりました。4年前からしますと、どの程度この県や国の補助事業制度というのを、伸びと申しますか掘り起こしのできたのか。そこが分かれば少しお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） このことについては、国・県の動向を十分に注視し、補助事業の情報収集を行いながら調査・研究し、目的に沿った事業に全課が取り組んでまいったということでございます。

○6番（野村広志君） 全課で取り組んだと、具体的にはどれぐらいの実績というか成果というのは、なかなか捉えづらいということですか。そこはどうですか。

○財務課長（折田孝幸君） 取り組む過程において、例えば新規事業であるとか、それから既存事業をそちらのほうに向けるとか、いろいろ解釈の仕方がありますが、強いて言えば決算統計上の数字であります。歳入ベースで平成29年度のベースが国庫事業で55件、県の事業で100件ということですが、令和2年度の決算ベースでは国の事業が66件、県の事業が100件ということで、この数字だけ見ると新たな事業も含めまして、そういった国・県事業の数ということでは、表面上ですけれども増えてはいるというふうに考えております。

○6番（野村広志君） なかなかその比べて検証というのは難しいのかなと少し感じたところでありましたけれども、当然新たな事業の制度設計をする場合、概算の予算の規模が示された段階で、その事業に適した有利な補助事業を模索するのかなと思われましても、国や県をはじめ、関係団体等を含めますとかなりの数の補助事業が存在し、最適なもの等のマッチングをする制度については、職員の非常に高いスキルと経験が必要なのかなと推察されますけれども、その辺についてはどのような取組がされているのか、そこについて少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり現場第一主義というのは、実際に現状がどういう形での運営をされているのか。その中で一般財源ではなくて、国あるいは県の補助金で対応できるとなれば、そこをしっかりと補助金申請をして対応をしていくようにという話の中から、現場主義というのを言っているところでございます。

○6番（野村広志君） 理解いたしました。

今回、所信表明の総括という形で様々お聞きをしてまいりました。できたこと、できなかったこと、反省等もあろうかと思えますけれども、総括ということでお聞きしましたので、しっかりとしたその検証も含めながら、また今後も整理をしていただければなと思っております。

最後になりますが、市長、「所信表明棚卸し」ということでございます。振り返りまして市長自身が考える所信表明で示された思いの達成率でありますけれども、何%ぐらいあるのか、そこをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） それぞれの政策ビジョンに基づき、各課において事業を推進してきたところでもあります。その達成度についてであります。全体の9割以上の部分において、達成できているのではないかとこのように考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 9割以上のものは達成できたということで、非常に高い数字なのか、それが中身の問題ですので、そこはしっかりとした検証をしていただければなと思っております。繰り返しになります、今所信表明を振り返ることで現状をかいま見ることができ、しいては軌道修正であったりとか次への政策への提案であったりとか、未来志向の発展的な展望へつながっていくものではないかなと考えております。我々市議会議員も市長におかれましても、目指すべき目標、方向性は同じ方向ではなかろうかなと思っております。今後ともぶれることなく、市民の目線に立って取組を進めてもらいたいものだなとお願い申し上げ、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（東 宏二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、新型コロナウイルス感染対策と昼食のため休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

—————○—————
午前11時50分 休憩
午後0時59分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） 皆様、こんにちは。会派、獅子と公明の小野でございます。質問の声が届かないといけないものですから、ちょっとマスクを外させていただきます。

それでは、早速質問通告書に従い、順次質問をしてまいります。初めに重層的支援体制の整備について質問をいたします。

本年4月より改正社会福祉法が施行となり、断らない相談支援を具体化するための重層的支援体制整備事業がスタートいたしました。厚生労働省のポータルサイトには、複雑・複合的な課題やはざまのニーズへの対応が困難になっている現状があるため、属性を問わず広く地域住民を対象とした事業として、重層的支援体制整備事業を創設するとあります。本市では、高齢者、障害者、生活困窮者等複数の課にまたがる重層的な相談を支援する「まるごと相談室」を設置しておりますが、その運用状況について、まず伺っておきたいと思います。

次に、居住支援の強化の観点から質問をいたします。

住まいは、安定した生活に欠かせない基盤であり、全世代型社会保障の基盤であります。新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化する中で、家賃や住宅ローンの支払いに悩む人が増えており、生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の利用をはじめとした、住居支援施策を求める声が全国的には増加をしているようであります。住まいと暮らしの安心を確保するための居住支援の強化は、喫緊の課題であると考えます。そこで支援を必要とされる住宅確保要配慮者に対する本市の現状と取組について伺いたいと思います。

次に、高齢者の健康維持・増進の観点から質問をいたします。

コロナ禍において、多くの交流の場をはじめとして、行動の自粛を余儀なくされたこともあり、感染リスクを避けるために外出を控える高齢者が増えた結果、閉じこもりがちな日々が続き、人との交流の場が減るなどする中で、とりわけ高齢者の方々の心身機能の低下や介護認定の変化、認知症の悪化などが全国的に懸念をされております。本市においても急速に高齢化が進んでおりますが、コロナ禍における高齢者の方々の現状を、市としてはどのように把握されているのか伺いたいと思います。

次に、教育行政の中の環境教育の観点から質問をいたします。

昨年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。それを受けて温室効果ガス排出実質ゼロの実現を基本理念とする改正地球温暖化対策推進法が、本年5月に成立をいたしております。そこで、未来の世代も安心して暮らせる持続可能な社会をつくるためにも、なぜカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すのか、今のうちからしっかりと学ぶ必要があると考えますけれども、本市の環境教育の現状について伺っておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、重層的支援体制の整備につきましてお答えいたします。

本年4月に複数課にまたがる内容や異なる分野での複合的な悩み、法のはざまにある悩みを抱える相談者等への対応を行う部署として、志布志支所福祉課内に新たに「まるごと相談室」を設置したところであります。

室設置以降、特にどこに相談したらよいか分からない相談ごとに対し、庁内の各担当係をはじめ地域包括支援センター、しぶし生活自立支援センター「ひまわり」、基幹相談支援センター、子育て支援センター等々、様々な分野の相談支援機関と相談者をつなぎ、問題解決に向けて取り

組んできたところであります。これらの取組を通して、見えてくる本市の支援状況や相談体制の課題に対し、引き続き各支援機関との連携に努め、重層的支援体制の構築を目指してまいります。

続きまして、居住支援の強化につきましてお答えいたします。福祉課関係におきましては、社会福祉協議会に委託し、自立相談支援事業等に取り組んでおり、また本年4月に「まるごと相談室」を設置し、市民の皆様が抱えている様々な悩みの解決に向け、関係機関等と連携し取り組んでいるところでございます。

また相談を受ける中で支援が必要となった場合は、生活困窮者住居確保給付金の支給や生活支援ハウスを活用し、生活保護制度の利用につなげるなど、対応しているところでございます。

建設課関係におきましては、平成30年4月に鹿児島県居住支援協議会に加盟し、住宅確保要配慮者に対する情報提供や円滑な入居支援を行ってきたところでございます。

今後も、関係課や関係機関で連携し、居住支援に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

続きまして、高齢者の健康維持・増進につきましてお答えいたします。

本市におきましては、高齢者の健康づくりとして長寿健診や運動を中心とした憩いと通いの場である体操教室や、認知症の方と地域の方が集うオレンジカフェなどを行っております。新型コロナウイルス感染状況により、ひと月ほど休止した事業もありましたが、現在は感染予防に留意しながら事業を展開しております。

保健課が関与している事業に参加されている方や、ケアマネジャーが訪問している方に関しては、コロナ禍における状態を把握し、支援を行っているところであります。それ以外の高齢者の状態の把握はできておらず、コロナ禍による受診を控えている高齢者の人と人のつながりの希薄化など、心身の機能低下が懸念されるところです。新型コロナウイルス感染症の発生という状況で、今後高齢者の健康を保持するための取組が必要と考えております。

続きまして、教育行政につきましては教育長が答弁します。

○教育長（福田裕生君） 環境教育の現状についてお答えいたします。

本市におきましては、全小・中学校で環境教育の全体計画を作成し、年間を通して様々な活動を行っております。社会科や理科、技術・家庭科等の各教科において、資源やエネルギー、環境問題等について広く学習したり、生活科や総合的な学習の時間等において、地域の自然環境を調べたり動植物の飼育・栽培等を体験したりしております。

これらの学習を通して、児童・生徒自らが環境への関心を高め、より良い環境づくりに積極的に寄与する実践的態度を育成できるよう努めているところでございます。

教育委員会といたしましては、児童・生徒が持続可能な社会の担い手であるということを強く認識して、カーボンニュートラルなどに関する最新情報にも触れさせながら、今後も環境教育の充実に努めてまいります。

○15番（小野広嗣君） 市長、教育長に今答弁をいただいたわけでありますけれども、通告に従って一問一答で、引き続き質問をさせていただきたいと思っております。

この「まるごと相談室」の運用状況ということでお聞きをしました。先ほど市長のほうからその問題解決に向けて様々なセクションを通しながら、つなぎながら、連携を深めながら今対応をしているという答弁をいただいたところでもありますけれども、より具体的にお聞きをしたいと思っておりますけれども、この「まるごと相談室」が4月に設置されて、4月以降の相談件数と相談内容の分野といたしますか、その分類といたしますか、そういったこと。そしてまたすぐに解決できる問題もあるわけですが、なかなか時間がかかるような御相談等もあると思っておりますね。そういった中で成功例あるいは課題、こういったことが分かればお示しをいただきたいと思っております。より具体的にお願いたします。

○市長（下平晴行君） おっしゃいましたとおり、4月1日から10月末時点の集計でございますが、関係相談機関等の連携状況は、電話によるものが50件、窓口によるものが11件、訪問によるものが11件の計72件となっております。詳細なやり取りに関しては連日行われているという状況でございます。

また、4月から10月末までの状況であります。相談方法の内訳は、電話が93件、窓口が56件、訪問が81件、その他が2件、計232件となっております。

内容別であります。多いものとして、生活・金銭に関するものが105件と最も多くなっております。次いで、その他が32件、高齢者に関するものが26件となっております。

相談経路は、本人によるものが102件、家族によるものが26件、地域住民等によるものが30件、関係機関によるものが72件、その他が2件となっております。

また、どのような成功事例があるかということでありますが、詳細な相談内容についてはこの場では控えさせていただきますが、課題を複数抱えた世帯について、複数の係や保健師、関わりを持つ民間の事業所などのケース会議をもつことにより、本人や世帯が抱える障害や特性について共通の理解を得ることができ、また支援者の役割分担を明確化したところでもあります。課題が表出していない、本人・家族が気付いていない事例、緊急介入の必要な事例の情報の一元化の伴走型支援を実施しているところです。

このように、今後は重層的支援会議など積極的に開催し、みんなで支え合うために役割分担などを話し合いたいと思っております。

具体的にどのような相談を受けるかというところではありますが、どこに相談してよいか分からないこと、もしくは対象年齢や内容が複数にまたがる相談であります。対象年齢については、子供や成人、高齢者全ての年代の方から相談を受け付けております。内容については、障害や子育て、生活困窮、健康、引きこもり、居場所など、様々な分野であります。

○15番（小野広嗣君） かなり詳細に今市長の方から答弁をいただきました。今特に印象があったのは232件の相談が寄せられていて、各分野にまたがっていると。ですから、各セクションに当然つないでいかれるということになるわけですね。そして解決にあたっていくと。そういった意味ではこの4月以降「まるごと相談室」を設置されたその成果が表れているのかなど。かなりの相談が寄せられておりますし、そこへ向けてしっかりとした対応を取られているんだろうとい

うことが少し理解ができましたので安心するところでありますが、今後はこの今の「まるごと相談室」の体制を今回の質問のテーマであります、重層的支援体制整備事業のほうに移行をしていただいて、さらなる充実をしていただきたいとそういった観点から、再度取り上げさせていただいたところでありますけれども、昨年の9月定例会において、共生社会の実現を目指してということと質問をさせていただきました。その際に、いわゆる今述べております、この重層的支援体制整備事業が新たに創設をされたこと。昨年はモデル事業をやっているんですね。今年から本格稼働ということで、その観点から、この三つの支援事業について市長に質問をさせていただきました。

その一つ目が、今、包括的な相談支援を進めていただいている、この支援について質問をすると、市長は「複合的な悩みを抱える相談者を支援するための窓口設置に向け検討を進めていく。」と答弁をされ、本年より、その「まるごと相談室」が設置をされたわけですので、これは一歩前進したなというふうに、評価をいたしているところでございます。

二つ目の地域につなぎ戻していくための参加の支援、これをどう考えるか。この質問に対して市長はこう言われているんですね。「シェア金沢というごちゃまぜの施設を見にいきました。」と。そして「そこではまちごと、丸ごとというか、高齢者から子供から学生から障害者から、そういう異年齢の交流をすることで対応しているところがありました」と。ごちゃまぜというそういう将来そういった形でのまちづくりができればいいと考えていると。「共生社会の実現に向かっては、当然必要なことなので、全課で対応してまいりたい。」と述べられたわけですね。

そこで、その後の共生社会の実現に向けての検討状況はどうだったかお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 私も金沢市にごちゃまぜの施設を見にいきました。ここは基本的には、そのまちの一角をまち丸ごとそういう体制、障害者も子供から大人までというような形でのまちづくりをしていたわけでありまして。志布志市もそう考えるとどこの地域、どこの区域がそういうごちゃまぜ体制のまちづくりができるかということで、私もいろいろ考えていたところではあります。基本的には金沢市では温泉が出て、その温泉が出るその施設も含めて、まるごとのごちゃまぜの全世代が生き、暮らしやすいまちづくりをしていたということでありまして。

内部でどういう検討をしたかということでございますが、基本的にはその区域をどういうふうに定めて対応できるのかとなりますと、今のところ志布志市でどの区域というところが、まだしっかりとした方向性が見えていないということで、今のところは、方向性としては考えているわけでありまして、どこの区域という設定はまだしていないところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今市長に答弁いただきました。そういった金沢市においては、温泉が出るところと。そういったはっきりとした区域を指定して、そういった取組ができたこと。本市においてはまだそこまでは区域指定には至っていないと、だけれども、今後そういった検討を進めていくということで、市内でもまだそういった検討をされたか、確認を取りたいから質問しているわけで、それがされているということで理解をいたしました。

三つ目に質問したのが、この地域づくりに向けた支援ということで、いわゆる子ども食堂あるいは運動クラブであるとか、そういった様々なことを市民が一緒になって作り上げていく。そういった地域づくりに向けた支援をしっかりと行政もやっていくべきではないのかと、そういった質問をいたしております。市長は、こう答弁をされております。「子ども食堂等々も含めて、地域で支え合うということが共生社会の基本と思うので、そういう取組の体制づくりをどのようにしていったらいいのかを、内部で十分協議する。」と述べられました。

そこで、その後の地域づくりに向けた支援の協議状況をお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 地域づくり事業については、例えば共助の基盤づくり事業とか、内容も範囲も広いために現段階では絞り込んではいないところでもあります。志布志市においてこういった支援や地域が関わった支援の在り方があるかといったことも、もっと詰めていく必要があるというふうに思うところでもあります。どちらの事業も実務を担う相手方がいる事業であるため、行政主導となり過ぎないように、調整会議や協議会そして普段の相談対応を通して、相手方や関係者の意見を取り入れながら求められている支援の形というものははっきりとさせ、事業化していきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。市長が今答弁されたように、この三つの支援の中の二つ目と三つ目というのは、やはり相当念を入れて協議をし、その実現に向けて進めていかなければ、なかなか急に答えが出ることではないということは十分理解をしております。ただそういった協議を重ねているのかという確認が取れましたので、それはそれで評価をしたいと思います。

この今述べたような三つの支援を一体的に行っていくのが、この重層的支援体制整備事業ということになってきますね。これを「本年4月から本格稼働させますよ」と国が言っていると。そのことを受けて本市でもしっかりと取り組んでほしいというのを昨年の9月に質問をし、市長がこう言われているんですね。ここが特に今回聞きたい中の一つであります。市長がこう言われています。「今おっしゃっていたようなことも含めて、これから地域共生社会推進委員会なるものを設置し、そしてそれぞれの支援についての協議検討を行い、事業活用をして地域共生社会実現に取り組んでまいりたいと考えています。」こうやって述べられております。このときに述べられた地域共生社会推進委員会がその後設置されたのかどうか、まずお聞かせをください。

○市長（下平晴行君） 現在、重層的支援体制整備事業に向け検討を重ね、令和4年度から移行準備事業を実施する方向性となったところでもあります。協議会等を重ねる中で、今後も様々な意見や課題を拾い上げ、また地域共生社会は大きな範囲での市としてどのように協議を行うのか、どの課が担当課となるのか、その辺も含めて考えていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） その考え方は理解するわけです。重層的支援体制整備事業に向けて議論を重ねていると。でもその際言われた、この地域共生社会推進委員会というものを、名前は多少変わってもいいでしょうけれども、設置されて協議をされているのかということの確認であります。

○志布志支所福祉課長（平井孝実さん） 重層的支援体制協議会というものを立ち上げておりま

して、ここには複数の課長、民間団体の代表の方が入っていただいて、協議会を今年に入りまして計画は3回にしておりますが、1回はちょっとコロナ禍の関係で文書での協議ということになっておりますが、11月に2回目を実施しているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今課長の方で答弁していただきました。そのことに関しては十分理解をするわけでありませけれども、いわゆるこの地域共生社会の実現を目指してという大きくくり中で、重層的支援体制整備事業が核となっていく、それは理解するわけですが、当然福祉部門だけではないわけですので、そういったトータルの意味でも地域共生社会を目指しての推進協議会なるものはそれに変わるんですか。それとも別途つくるんですか。

○志布志支所福祉課長（平井孝実さん） 今の協議会を発展的にして、今の室内の課題といたしましては当事者の方の代表が入っていないということで、関係のことにつきましては、福祉・保健外の団体の方も入っている状況でございます。

○15番（小野広嗣君） 今回の質問の趣旨であります重層的支援体制整備事業、ここへ向かっての議論が進んでいるという確認は取れておりますので、理解をいたしておりますけれども、地域と一緒に共生していくという観点から、ずっと昨年9月以降質問をしておりますので、そういった大きなくくりで、本市のまちがどうやって進むのかということも、今後収れんさせていく方向で進めていただければというふうに思います。

もう一回確認の意味で、こういった質問のやり取り、重層的支援体制整備事業を発展的にさらに今度は進めていくといったときに、昨年9月、総合福祉センターのようなもの、箱ものではなくてそういったものを造るのではなくて、既存の施設あるいは民間の施設などをお借りするなどして総合福祉センターを設置して、一括的な対応ができるような体制を取ることが必要ではないかということで、これは再三、市長にもお話をしているところであります。そして市長はそう際こう言われているんですね。市長は「福祉・保健行政を円滑に推進するためには、福祉・保健に関わる組織、市役所でいうと福祉課、保健課そして社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの全ての機関、団体が、一つの施設内にあるものが望ましいと考えており、そのような観点から総合福祉センターの設置について今後協議・検討をしていく必要があると考えている。」と述べられているわけでありませ。

そこで、その後のこの件に関する協議・検討がどこまで進んでいるのか、併せて明年1月の市長選で再選された際には、その任期満了までには、ぜひ実現していただきたいと思うんですけれども、市長の考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） あらゆる支援機関が一つの施設内にあることは望ましいとの考えは変わっておりませませんが、具体的に場所等を検討したとき、時間を要する課題もあったところでございませ。

現在、重層的支援体制整備事業開始に向け準備を重ねる中で、相談支援体制の在り方や専門職へのつなぎ、日程の調整など課題が見えてきたところであります。国が示している包括的相談支援事業としては、新たな窓口をつくるのではなく、既存の窓口を活用し、どの窓口で相談があっ

でも断らず、まずは受け止めるというものであります。そのため「まるごと相談室」が各支援機関を訪問し、情報共有や意見交換を行い、横の連携を円滑に行えるよう活動している最中であり
ます。

まずは、「まるごと相談室」の取組を軌道に乗せ、円滑な連携体制の構築を図ってまいりたい
というふうに思います。議員の言われる総合福祉センターのような施設は必要であるというふう
に考えております。

○15番（小野広嗣君） そこは、市長と共有をしておりますけれども、すごく今本庁、志布志支
所内に「まるごと相談室」ができて、先ほどもありましたように、かなりの相談が集約されてい
るということで、頑張っていたいただいてありがたいなというふうに思うのですが、市民の利便
性を今後考えたときに、そこに行けば全てが解決する、安心だと、そういった総合福祉センター
みたいなものがあると、より市民に安心感を与えることが必ずできると思いますので、そのこと
は市長が再選された際には、ぜひ任期中にそれが実現できるように、これは鋭意努力をしていた
だければと要請をしておきたいと思います。

先ほども、少し市長が答弁で触れていただいたんですけど、今回のこの事業は任意事業なん
ですね。やる、やらないは、あくまでもその自治体に任せられております。そしてこの手挙げ方
式になっているので、いつ実施するのかとか、その実施をしない、未実施だからといって国はペ
ナルティを課すとは言っていないんですね。だけれども一方で、先ほど市長も言われました令和
4年度以降の新事業移行を目指す市町村に対しては、重層的支援体制整備事業への移行準備事業
を創設したんですね。このことは当局は当然御存じだと思いますが、そういったことをしてやは
り地方自治体にはこの取組をしっかりとやれと、任意とは言いながら国は言っているんですね。そ
れを考えたときに、先ほどちらっと市長も言われましたけれども、これを取り組むためには様々
な課題があるわけですが、これは本市としては、来年の令和4年度スタートということで
設定されているというふうに理解してよろしいですか。確認です。

○志布志支所福祉課長（平井孝実さん） 移行準備につきましては、令和4年度に実施する計画
でございます。

○15番（小野広嗣君） はい、分かりました。今そういう移行準備支援事業が行われている中で、
本市としてはいち早く令和4年度から、本年からスタートしている自治体は当然僕も数も分かっ
ていますけれども、今検討中のところが多いですよ。そういった中で令和4年度からスタート
ということで、すごく相談支援体制が充実していくなということで、本当に意を強くするわけ
ありますけれども、そういった場合、今後様々な課題も先ほど4月以降も取り組む中で、いろん
な課題も見えてきたと思うんですね。そしてこれまでの課題もあったと思います。そういった中
で明年実施に向けての課題、取組等が必要なものは何なのか。

僕が個人的に思うのは、いわゆるさっきの三つの相談支援体制を考えたときにも、人的確保と
いうのがすごく難しいなど。こういったことに対応できるやはり職員の配置、外部から持ってく
るのか、どうするのかとか、様々あるかと思いますが、そこらについての課題等があったらお

示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 一つ目でございますが、重層的支援体制整備事業を申請、実施するには、介護、障害、子供、生活困窮に関する九つの既存事業全て実施する必要があります。しかし、このような条件に対応させることに調整が必要であり、県内でも事業申請に踏み出せない自治体が多い理由の一つになっているのではないかと考えております。

二つ目は、相談支援体制の円滑化であります。各部署や各支援機関間の垣根を低くし、気軽に相談し合える体制をつくるため、現在の活動を継続し、包括的相談支援事業のさらなる充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

ほかにも今後の協議会で検討し、課題の解決に向け進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） これまでの経緯から、今その課題の抽出というのがされているようであります。市長のほうから述べていただきましたので、理解をするわけでありませうけれども、やはりこの人的体制、ここに対して、例えば今ちょうど職員採用関係の動きがあるわけですね、そういったときに、今質問している内容に沿った職員、こういった人たちを育てるためにも、そういった意識付けをもって採用していくことも大事だろうと。そしてまた庁内外からの人材の確保ということも、しっかり考えなければいけないと思いますが、その点については、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは事業を進めていくには、おっしゃるとおり人員体制が一番大事だというふうに考えております。そのためには、その資格を有している職員の確保、それから現在職員がいるわけでありませうが、その職員の人事の在り方等々も含めて、その体制づくりはしっかりしていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） よく分かりました。市長がそういう思いで取り組むし、体制づくりもやっていくということで、そういった方向で前に進めていただければなというふう思います。

この項の質問でもう一点だけ、少し提案といいますか情報提供といいますかお示しをしたいのですが、この志布志支所内に「まるごと相談室」ができたこと、今後も重層的支援体制整備事業を令和4年度から目指すと、これはこれですばらしいことなんですが、僕が思うには、今有明支所と松山支所には「まるごと相談室」が当面ないわけですので、ここの相談事業をしっかり充実させていかなければならないわけですよ。そうしたときに先進事例で、断らないという我々も今そこへたどり着いているわけですが、断らないをモットーに掲げて全ての相談を断らず、丸ごと対応している先進地として神奈川県座間市の取組があります。そこでは、こういうことをやっているんです。他の担当課と情報を共有するための「つなぐシート」というものを導入して、庁内の連携体制の強化を図っていると。この「つなぐシート」は、庁内の複数の窓口への相談が必要と思われる市民の方に対し、ここからが大事ですね、最初に受けた職員が自分自身の業務内容にかかわらず、全体的な状況を聞き取り、シートに記入し、その職員が次の窓口へ同行してつなぐという在り方です。過った案内やたらい回しといった事態を防ぎ、同じことを繰り返し話すという

市民負担をなくすことを目的とされ、包括的な対応が円滑に行われております。このような相談者の困りごとなどを記載し、他の担当課と情報共有するための「つなぐシート」というものはすごく大事なかなど。まして松山地域、有明地域では、ここ志布志庁舎まで来られないという方もいっぱいいるわけですので、この利活用というのをしっかり本市でも図れるんじゃないかと思うわけですが、市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、やはり「つなぐシート」で記帳してという、この部分がすごく大事ではないかなというふうに感じたところであります。しっかり記帳してそのことを関わっている職員につないでいくと。そういう面ではそういう形での、これはほかの事業にも必要なことかなというふうには感じたところでありますので、そういうことも含めて取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長より前向きな答弁をいただきました。この「つなぐシート」については、情報共有を庁内でするためにも必要ですし、こういった体制が取られているということが市民に伝わると、市民も安心して松山支所、有明支所、本庁と相談に来やすくなりますので、ぜひ前向きに導入のほうをお願いしたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。本年3月にも、この生活困窮者自立支援という角度で質問をさせていただきました。その際にも少しお聞きをしたわけですが、コロナ禍においてこの市長が先ほど述べていただきました住居確保給付金、これの利用状況はどうなっているのかというのは少し気になるところです。昨年、本年と続いておりますけれども、そこでその申請件数、支給決定件数あるいは支給総額、そういったものがどの程度になっているのかお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 令和2年度におきましては、相談件数が15件、申請件数が10件、決定件数が10件、支給額が100万8,900円となっております。

令和3年度は10月末までに相談が3件ございますが、申請まで至ったケースは、今のところないところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今、令和2年度の状況に関しては、本年2月締め情報を3月にお聞きをしておりましたので、理解をしていたわけですが、それ以降の報告も今いただきました。その支給決定15件のうち10件、そして本年は、まだ年度途中ですけれども、相談は3件あったけど決定にはまだ至っていない。その中で、コロナ禍の影響を受けた結果というものがどうだったのか、そこをお示しください。

○市長（下平晴行君） 申請される方の状況としましては、休業要請や売上げの減少、シフトが減ったことによる収入の減少、離職等、新型コロナウイルス感染症の影響によるものが多くなっておりますので、その対策を引き続き実施していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 概略、状況的には今お示しをいただきました。数値的なものが分かれば、結局15件申請をされたわけですね、そして決定が10件だった。そういった中のいわゆるコロナ

禍の影響によって御苦勞をされている。その状況は、その中でどんなコロナ禍と関連性があるのかを知りたいものですから、お聞かせいただければと思います。

○福祉課長（木村勝志君） お答えいたします。

先ほど市長が答弁しましたとおり、影響につきましては、離職と休業要請、売上の減少ということになっておりますが、10件決定しました内容につきましては、全てコロナ禍の影響によるということでございます。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。10件ともコロナ禍の影響による御相談、そして住居確保給付金をそれによって借り入れられたということですね。そういった方々のいわゆる状況、あるいは申請されても認定に至らない方は、本年も出ていますね。だけれども、そこで終わってはいけないのが相談事業ですね。いわゆる就労支援であるとか、ハローワークを紹介する、同行訪問をするとか、あるいはそこを生活保護のほうへ御相談をするとか、様々あると思いますが、そこでのつなぎの在り方というのは、そこからしぶし生活自立支援センター「ひまわり」等でやっていただいておりますけれど、そこからのスタートはしっかりできているのか、その支援はしっかりできているのか、そこを少し確認させてください。

○福祉課長（木村勝志君） 住居確保給付金の受給要件としまして、求職活動等を行っていただくという要件がございますが、その活動を行えないといった場合などに相談があって、申請に至らないといったケースがあるようでございます。そういった方々に対しましては、先ほど議員からもありましたしぶし生活自立支援センター「ひまわり」を中心に、貸付制度の申請や家計のアドバイス、その他面談により、利用可能と思われる制度やサービスの情報提供を行い、支援を行っているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 特に相談をされて以降の手の打ち方というのは、すごく気になるところでありますので、今課長のほうでいくらか述べていただけて理解をします。もう少しこの件については後ほどまたお聞きしたいと思いますが、ちょっと少し角度を変えまして、この住居確保給付金については、せんだって11月19日に国のほうから延長をするという通知がなされています。多分その通知に関しては御承知されていると思いますけれども、そのことを受けて、しっかりとした周知徹底ということも重ねてやっていただければいけないと思いますが、この2点についてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 住居確保給付金再支給の申請期間が、令和4年3月末まで延長されるとの情報は得ているところであります。これまでも住居確保給付金の再支給につきましては、延長がなされてきており、市報等で周知を行ってきておりますが、今後も同様に周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから住居確保給付金受給中は、求職活動や自立相談支援機関、しぶし生活自立支援センター「ひまわり」への相談を行っていただくことになっており、申請後の生活上の変化や受給後の生活も含め支援を行っているところであります。住居確保給付金受給後、貸付制度や他の支援金を利用し、住居と就労の継続につながるケースもございました。生活保護も含めそれぞれの担当

機関は異なりますが、連絡を取り合い継続した支援を行えるよう努めているところであります。

○15番（小野広嗣君） ありがとうございます。しっかりした対応が取れているということが、今市長の答弁で理解をされましたので、その件については理解をいたしたところであります。

ただ、これは延長をされました。そのことを周知して再申請ができるとか、そういうことはいいことなのですが、結果的には今市長も少し述べていただいたように、いわゆる支給期間終了後で、それでもう独り立ちできるのかということ、現実はそうでないケースのほうが多いわけですよ。そうした場合に、先ほども少しお聞きしたのですが、そういった方々の住まいが失われないように、当局としてどうすればいいのかということを考えていただきたいのが、本来の質問の主旨なんです。当然、就労支援の強化を図って、自立支援を促すということも当然大事です。家賃の安価な住宅へ紹介をすとかいう手だてができるシステムをつくることも大事、そして公営住宅の積極的な活用ですね、生活保護を受給される方向への御案内とか、その本人や家族のニーズに沿った手厚い相談の乗り方というのができているのかどうか、そこはすごく気になるところでありますので、そこについて市長が答弁できなければ課長でも結構ですけれども、答弁を求めておきたいと思います。

○福祉課長（木村勝志君） お答えします。

今議員からありましたとおり、住居につきましては重要な問題だと捉えております。相談につきましては、今しぶし生活自立支援センター「ひまわり」のほうで重点的に行ってもらっておりますけれども、今回4月に「まるごと相談室」もできまして、様々な相談を受けているところでございます。住居確保につきましては、福祉課のほうでは給付金を支給しておりますけれども、例えば公営住宅等でありますと建設課等も関係してまいりますので、そこも連携を図ってやっているとござりますので、今後とも引き続き関係機関が連携を密に取りながら、その対応を務めていきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。少なくとも先ほどの「まるごと相談室」とも関連する大事な事柄でありますので、丁寧な対応方で相談にに応じていただきたいと、思いはそれだけなんです。そのことを理解していただければというふうに思います。

あと住居確保ということでは、もう国から新型コロナウイルス感染症の関係で公営住宅をしっかりと提供できると、そのようにしてほしいということがあって、全国の自治体が公共住宅の提供へシフトをしています。本市ではまだそこまでは、なかなか利用者云々も言っているのかなという気もするわけですが、そこらについて国が示したそういった捉え方に対してどう考えているのかをお示しをください。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、解雇等により住宅の退去を余儀なくされる方に対する目的外使用等による公営住宅の入居について、対象となる方がいた場合は、通知に基づき対応したいというふうに考えております。まだ令和2年度に家賃が払えないとの相談が1件あり、住居確保給付金の対象となった事例があったところでございます。

○15番（小野広嗣君） 市としても、国のそういう通達を受け止めていらっしゃると思うので

すが、逆に今市長が言われたとおり、市営住宅に入居されていて、コロナ禍の影響を受けて経済的に困窮すると。そうした場合に、一時的にその住居費の減免措置を取るとか、そういった方向で丁寧な対応ができるような在り方というのは、すごく大事だろうと思うんですよ。給付金を案内するだけではなくて。そこらへの丁寧な説明の仕方、案内の仕方というのはできているのかどうか。それをするためには困っているという状況を知らなければできないんですね。そういった掌握もできていないとできないですよ。そこらについてはどうなんですか。

○市長（下平晴行君） 志布志市営住宅の家賃及び敷金の減免又は徴収猶予に関する取扱要項を定めているところです。現在は減免をしている方はいないところでございます。

○15番（小野広嗣君） 我々は、日常的にいろんな活動をする中で、そういった公営住宅に入居されていて、その入居費に対して大変苦しい思いをされているという方が実際にいらっしゃるんですよ。「こういった減免措置等もありますから」という話もするわけですけども、そういったことの周知も含めてやっていただかないと、皆さんぎりぎりのところで頑張っている方々がいっぱいいらっしゃいますので、そこは市長、ぜひともそういったことをしっかり、市民のほうにお伝えできる体制も進めていただければなと要請をしておきたいというふうに思います。

あと、この支給がある、あるいはそういった手当を受ける、この支給の終了期間後もそのままうまくいかないわけですから、公営住宅に移るという方法もありますけど、先ほど言ったように、あまりにも選択として市としては公営住宅というのは限定的になってしまう。それで今度は生活保護といっても、それを受けたくないという方も中にはいらっしゃるわけですね。そうしたときによく言われているのが、財産の選択肢として福祉部局と住宅部局は連携して、この俗にいう住宅セーフティネット、この住宅の在り方、これについて本市はどのように考えているのか。その受け止め方を国は示していますよ、それなりの補助金も出し、緩和策も取りながら示していますので、そこについてどう考えていらっしゃるのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） こちらから訪問するなどして把握することは大変難しいと考えております。そのために困ったことがあったときに、何でもいいので、とにかく相談する場所があるということを知っていただき、相談していただくことが把握につながるため、しづし生活自立支援センター「ひまわり」や「まるごと相談室」の周知、また民生委員の方々との情報共有を図ることで、把握に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今、把握のことも市長のほうから言われました。このこともできれば難しいけれども、様々な所管課が連携して行って、生活状況が分かったら、こちらのほうから「こういった制度がありますよ」というのをお示しするのが、行政の本来の在り方だと僕は思うので、それをやっていただきたい。そして今答弁としては返ってきていませんので、住宅セーフティネット、この件に関して国から示されている内容に対して、本市ではどのように捉えて動こうとしているのか、そこをお示しください。

○建設課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

新たな住宅セーフティネットの制度がスタートしているところですが、志布志市といましては鹿児島県居住支援協議会に加入いたしまして、セーフティネットの住宅の登録それからセーフティネットの住宅協力店等を今市内等で登録していただいているところがございます。

○15番（小野広嗣君） 結局この制度を進めていくと、国・県補助が流れていって、直接大家さんに行きますよね。そうすることによって、家賃の取り損ないもないわけで、安心して貸すことができる人たちが増えていくわけですね。そういった住居をしっかりと作り上げていって、そこにお困りの方を御案内すると。こういうシステムになっていくわけですが、このことを拡充しているんですね、本年からさらにまた去年、今年と。そこをしっかりと取り組んでいただいてその御案内をすると、そこまでの体制にはまだ至っていないように僕は思うんですが、そこについてはどうなのでしょう。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現在、先ほど申しました協議会に加入してまして、セーフティネットの住宅情報提供システム等を見ると、全国並びに志布志市に登録してある住宅の情報が見れることになっているところがございます。

○15番（小野広嗣君） こちら側からそういった情報を御案内するというシステムを構築していかないと、せっかくすばらしい事業があっても伝わっていかないわけですね。もう悩まないでいいことでずっと悩んでいらっしゃる市民もいるわけで、そこに対する行政の手だてがちょっと弱いんじゃないかという角度で質問させていただいているんですよ。例えば、この給付金なんかをいただいて切れても、こういった制度で生かされていくとその住んでいたところに、その制度が切れても国の補助があるから住み続けることができるんですよ。そういったことの周知もしていかないと、先々が見えないから皆さん不安を抱えていくわけですね。だから情報の提供というのはいかに大事なことです。そこについてしっかりとした情報、だから今建設課長が答弁されていますけど、これを福祉課長が答弁されてもいいんですからね。福祉課と建設課がしっかりと連携を取って進めていくのが、この今僕が述べている、国が進めている住宅セーフティネットの事業です。ここはお分かりですよ、どうぞお願いします。

○福祉課長（木村勝志君） 様々な相談を受ける中で、やはりいろんな制度をその相談を受ける者が熟知をしていないと、なかなか支援につながっていかないのだなというのは十分認識をしておりますので、今後相談を受ける相談員等、市役所の職員もなんですけども、様々なそういう支援のメニューをみんなで共有、勉強しながら、相談に乗っていく体制をつくっていく必要があると考えております。

○15番（小野広嗣君） 今、その答弁は理解をいたします。

もう一つ、課長、市長、どちらでも結構ですが、厚労省は生活困窮者等への住まい確保定着支援事業の予算を本年確保しているんですね。こういった予算等もしっかり活用しながら、居住支援組織等があって、そこと行政が連携を取って、居住支援のマッチングなんかをしていく事業なんですね。こういったことの認識もしっかり持ちながら、建設課とも連携を取りながら進めてほしいという趣旨で質問しているんですけれども、ここの認識はどうなんですか。

○福祉課長（木村勝志君） 今議員から聞きました事業につきましては、認識はしているところでございます。まだそのような状況でございますので、今後勉強させていただき、どのような形をとるのかを内部で協議していきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） コロナ禍が収束するのが一番望ましいわけですがけれども、今後もどう推移していくか分からない中で、この市民の困窮状況、今回は住宅確保ということで質問させていただいていますが、そういったものの充実を図るために、住宅の建設部局そして福祉部局がしっかりと連携を取りながら、国のそういった事業にアンテナを張りながら、本当にこの事業がスタートすれば市民が助かるなと思ったら、素早く市長とも連携を取っていただいて、手を打っていただければなと思っておりますので、この項について最後、市長もいろいろと冒頭言われたような記憶がありますけれども、この住まいの確保とか生活の安定という角度で質問していますが、結果的には自立促進ということに関わってくるわけですね。そういったセーフティネットの強化に向けて取り組んでいくためには、先ほど県の協議会の話がされましたけれども、やはりこれは、この協議会を単独で市でやっているところもありますよ。そしてできなければ広域連合等も含めて協議会を立ち上げて、しっかりとした体制づくりというのもやってほしいと思うのですが、市長、ここらはどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどおっしゃいましたとおり、どういう形で協議会が設置できれば、その市民に対する対応の仕方がより対応ができるのかということを考えて、あらゆる分野で協議をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。今市長が答弁されたように、様々な状況に鑑みて、職員の皆さんのやはり英知を集約して、どういった方向でやるのがいいのか、市単独でやる方がいいのか、広域あるいは一部事務組合みたいな角度の範囲でやるのがいいのか、鋭意検討を加えていって救済策を練っていただければと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

次へ移りたいと思います。高齢者の健康の維持・増進ということで伺ったわけではありますが、市長、日本では急速に高齢化が進んでいることは周知の事実でありますけれども、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が世界一となっていることも御存じだと思いますが、そういった中で平均寿命が昨年男性は81.64歳、女性は87.74歳となっております。共に過去最高を更新しておりますけれども、本市は国・県よりも少し低く推移をしているんです。増えてはいるんですけども、少し国・県より低く推移をしていると。一方で自立した日常生活を送るためには、この健康寿命の延伸というのはすごく大事なことですよね。高齢化になっても元気でいれるということがすごく大事。この差が男性が9年、女性が約12年程度短いのが現状なんです。そういった観点から知りたいのが、本市の65歳から74歳の前期高齢者。そして75歳以上の後期高齢者で要支援、要介護と認定された人の人数の割合、これをお示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 前期高齢者の認定者数でございますが、令和元年度末が166人、令和2年度末が184人、令和3年10月末が193人となっております。後期高齢者の認定者数ですが、令和

元年度末が1,765人、令和2年度末が1,715人、令和3年10月末が1,730人となっております。

[小野広嗣君「割合も」と呼ぶ]

○市長（下平晴行君） 前期高齢者における認定者の割合でございますが、令和元年度末が3.3%、令和2年度末が3.5%、令和3年10月末が3.6%となっております。後期高齢者における認定者の割合であります。令和元年度末が30.3%、令和2年度末が30.4%、令和3年10月末が30.9%となっております。

○15番（小野広嗣君） 今市長のほうでお示しをいただきました。ちょっと詳細にわたってのデータのほうを私はいただいているのですが、本市でも国と同じくこの65歳以上も当然ですが、この75歳以上の介護認定率が増えていると、そういう状況が割合を見ても理解をされるわけですが、なぜこういったことをお聞きしたかといいますと、そういった認定率が増えている中で、コロナ禍にあって65歳以上の高齢者の11.5%が、加齢に伴って筋力や心身の活力が衰えていくと。そして介護は必要になる一歩手前、これはフレイル、虚弱状態であると言われていたわけですね、そこに対して適切な治療や予防を行うことで、要介護状態に進まずに済む可能性がある、健康寿命の延伸を図るためにも介護予防フレイル対策の実用性が注目されているわけであり、特にコロナ禍で外出自粛が長期化することによって、活動量は減り、冒頭の質問のとおりであります。それに起因したフレイルが懸念をされていますけれども、しかし、たとえフレイルの状態になったとしても、適切な対応により健康な状態に戻ると言われておりました、高齢者が健康寿命を維持するため、自身の健康状態を確認することやフレイルのおそれのある方を早期に発見して、対応するための仕組みづくりが重要であると言われていたから、今回質問をしているんですね。本市のこの高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画を読みますと、様々な施策について主な課題というのがあるんですね。その主な課題の中にこのことが触れられていますけど、こうあります。「高齢者は複数の慢性疾患に加え、フレイル状態になりやすい傾向があることから、高齢者一人一人に対して生活習慣病等の疾病予防、重症化予防と介護予防を一体的に実施することが必要であります」と書かれているわけですが、この中にフレイルについて書かれているところは、調べていってもここだけでした。今からなんだろうなという意識で僕もあるですが、先進自治体では様々な取組をしているわけで、後ほど紹介もいたしますけれども、ここについてこうやって述べられていることに対して、その課題に向けてどのような取組を本市で行っているのか、そこをお示ししたいと思います。

○市長（下平晴行君） BTVケーブルテレビにおける「元気告知板」にて、コロナ禍において外出を控えることで起こる問題や、自宅でする体操や自分でできるフレイルチェックを紹介し、また、特定健診の結果報告会において、65歳以上の高齢者にフレイル予防のためのパンフレットを配布し、個別に対応を行っております。この中でも「ころばん体操」等の通いの場を継続できるように、該当者に対し対策等についての通知を行っております。また現在は取組に向けての検討や準備を行っている段階ではありますが、介護予防事業は地域包括支援センター、保健事業は保健対策係、後期高齢者保険に関しては国民健康保険係と、担当係は分かれている状況であります。

同じ保健課であるため一体的な取組に向けて情報共有や連携を集約する体制を整えていきたいというふうに考えているところであります。本年度は、介護予防の既存の事業に対し、保健事業を結び付けた教室に試験的に取り組む計画でございます。

○15番（小野広嗣君） 今市長のほうで答弁されたことに対して、少しお聞きをしたいと思いません。

先ほど本市のこの計画書に沿って質問をさせていただきましたが、これを見ていくと、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施ということをうたっていますね。これは国が昨年度からこういった取組をなさいと言っているわけですね。そうすると、この高齢者の健康データの分析が必要不可欠になってくると思うんですね。本市においてこのデータ分析ができる環境及びその体制、そうした体制が整っているのかなと、構築されているのかなというふうに思うんですよ。それが整っていないとそれを生かした活用というものができないわけですね。そこについてはどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） KDB（国保データベース）システムや分析率を活用し、分析を行っております。後期高齢者に対しては、糖尿病重症化予防への取組を始めたところでありますが、保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて体制を整え、取組を広げていきたいというふうに考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今市長が言われました、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施というものを一昨年国が打ち出して、去年からこれをスタートなさいということで、本市もそれで動いているわけですね。そういった中で先ほどの質問であります、その一体化した事業を推進する上での課題とは一体何なのか、お示しをください。

○保健課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

まず、やはり課題となるのが人員体制だということでございます。この高齢者の保健と介護予防の一体改革におきましては、これまでの医療、健康づくり、介護というこの三つの事業の取組というのをやっていく上で、やはり専門的なそういう医療の関係の保健師、管理栄養士等のそういったコーディネートができる専門職の配置というのが必要だということで、今課題となっているのは、先ほど市長が申し上げましたように、保健課には今はそういった関連の係がもうありますので、やはりそれを三つを集約した形でコーディネートできる専門職という配置が必要だということでございます。

○15番（小野広嗣君） 今課長に答弁いただきましたように、人的配置、人的体制がちょっと大変だと。そこをしっかりと構築していかなければいけないということもありますが、僕は冒頭にこのコロナ禍において、高齢者の外出がなかなか難しいという話をしましたよね。そうした場合に、高齢者は医療機関にかかるという人たちがいっぱいいらっしゃるわけですが、そういった中においてもコロナ禍だから出づらい、医療の未受診者というのが出てくるわけですね。そういった方々に対して受診勧奨もしっかり行っていかなければいけない。これは郵送でお願いするとか、訪問してお願いするとか様々あったわけですが、コロナ禍で高齢者のところに尋ねていく

というのは難しい時期もありました。そういったことに対する対応もしっかりしていかなければいけないと思うのですが、そこらはしっかりなされているんですか。

○保健課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

今おっしゃった訪問においてというのを、やはりKDBシステムから情報を集約しまして、その方のレセプト、健診の状況等を把握して、未受診であればこちらのほうからアポイントを取りまして、そういった訪問等で状態を把握していくというところでございます。

○15番（小野広嗣君） 本市の高齢者の方々、そういった人たちの健康管理の上でも一人ももれなく掌握ができるように進めていっていただきたいという思いでお聞かせいただいたところであります。先へ戻りますけれども、先ほどフレイル予防の取組ということでも市長にもお尋ねをしました。これを少し先進地の事例を提案させていただきたいと思います。先進自治体の中には、フレイル予防の担い手としてボランティアのフレイルサポーターを数十名養成しているところが結構ございます。そして養成したフレイルサポーターが主体となって、65歳以上の市民の方を対象にフレイルチェックを実施して、フレイルの早期発見・予防改善に取り組んでいらっしゃいます。このフレイル予防を周知するためのフレイル予防講演会の開催、オンライン会議サービスによる配信、そして引き続いてフレイルサポーターのさらに養成研修、フォローアップ研修を行っているようであります。継続してフレイル予防に取り組むことで、健康寿命の延伸を図ることが狙いであると言われております。市長、こういった取組は、本市でも可能なのではないかと僕は思ったところではありますが、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、サポーターを主体とした取組でありますので、サポーターを設置して、その中でフレイルチェックということでもありますので、オンラインも通じたそういう取組は可能じゃないかというふうに思うところがございます。

○15番（小野広嗣君） ぜひそういった意味では、取組をスタートさせていただければと、また先進事例もしっかり学んでいただいて、これは可能なんですよ。あちこちでやっていますのでお願いしたいと思います。本市もいろんなことをやっていたいいるのですが、このワクチン接種会場においてフレイル予防のチラシの配布をして、そして元気づくり体操のパンフレットを配る。あるいは体験記録カレンダーを配布、こんなこともやっているところがあって、高齢者の心身機能の維持向上に努めている。うちもそれなりに努力はされているんですよ。そして地域での体力測定会の開催、出前健康講座、そういったことで、効果的なこのフレイル予防事業を実施しているところが結構ございますので、本市も密度の高い、濃い施策の展開を、先ほど課長も言われましたけれども、人的体制も大変であると思いますが、そこはしっかり体制を整えて対応方をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） まずは体制固めから取組をして、そういう先進事例を生かした取組ができればというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） あと、冒頭の質問に関係するんですけど、このMC I という健常者と認知症の間にある方を指すんですね。軽度認知障害という段階、グレーゾーンと言われる方々が

いらっしゃるわけですが、このMC Iとは認知機能に問題が生じてはいますけれども、日常生活には支障がない状態のことを指すようであります。MC Iを放置すると認知機能の低下が続いていく、コロナ禍でかなりこういったことが起こったのではないかと心配をしているわけですが、MC Iから認知症に症状が進展する人の割合は、年平均で10%、これは5年間で約40%の方は認知症へとステージが進行することになるわけですね。厚生労働省は、認知症とその予備軍とされるMC Iの人口は862万人存在すると発表をしております。驚くべきことに、これは65歳以上の4人に1人ということになるんですね。だから市長、意外に思われるかもしれませんが、認知症あるいはMC Iはとても身近な問題であります。このことについての認識と様々な方法での対応策が、もうネット上でも情報として公開されているんですけれども、そういった対策は本市としてはしっかり取られているのか、その意識はあるのかお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） このことについては社会福祉協議会が主になって、地域に入って認知症の在り方、認知症度を横ばいかいい方向に向かっていくような研修なんですかね、そういう取組をしておりますので、それと併せて行政のほうと一体となった取組をより強く対応してまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 時間もありませんので、このことに関しては市長、様々な対応策があって、どれを活用するかというのはお任せするしかないわけですが、そういった情報もしっかり得ていただきたい。今日は時間がないから、その中身を持ってきていますけど、もう紹介する時間がありませんので、また担当課と話をさせていただきます。

あと市民からの要望がありましたので、一点だけ最後にお聞きをしたいと思います。本市の小さな公園は結構あるわけですが、大きな公園もあります。そうした公園に、健康増進のための器具をしっかり設置していただきたいという声がありました。例えば「子供たちが遊んでいるそばで、高齢者の方が軽いトレーニングができるような健康器具の設置があれば、お互いの交流にもなるし、体力の向上にもつながっていくので、ぜひ設置していただきたい」と、これをお伝えできないでしょうかという声も上がっておりますので、初めてこういう質問をさせていただきますけど、この件について少しお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 健康器具については、なかなか設置すると、それによっていろんな事件と申しますか、そういう器具によっての問題が発生する可能性もありますので、その器具がどの程度のものなのか、そこ辺を内部でも十分精査して、必要であればそういうものを設置していけばと思います。

○15番（小野広嗣君） 当然私もほかの自治体の事例も調べて、そういう相談を受けてこうやって質問させていただいて、いろんな自治体がそういった健康器具を公園に設置している事例は結構ございますので、そういったものも調査していただいて、可能であればぜひ進めていって健康増進に役立てていただければと、それを要望して次の質問に移りたいと思います。

脱炭素社会の実現に向けての教育ということで質問をさせていただきました。教育長、なぜこ

の質問をしたかという背景がございます。実は今回の衆議院選挙の結果がございまして、それを各紙新聞だとかテレビが分析をしていたんですね。その10ぐらいの施策がある中で、10代から30代の若年層は環境気候変動対策を全く重視していないんですよ。それに対して、50代以上の高齢層ほど環境気候変動対策を重視しておりました。これはいけないなと思ってこの質問をさせていただいているのですが、御感想をぜひお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

本市の学校におきましては、これまで計画的・意図的に環境教育に取り組んでおり、環境問題について子供たちは一定の知識と意識を備えてきているというふうに捉えております。しかし一方で、今御指摘がありましたように、一般的な傾向として、若い世代の環境問題の関心が低いというこの結果につきましては、しっかりと受け止めて対応しなければならないというふうに思います。学校における環境教育をこれまで以上に工夫改善するとともに、社会教育においても出前講座形式による環境学習会等を実施し、幅広い年代が学習する機会を設けるなどして、引き続き環境問題への意識高揚を図るための手だてを講じてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 教育長のお考えはよく理解できましたので、あと行政のほうにもネットでいただいた本市の情報ですけどね、本市が出している情報です。それをお渡ししておきましたけれども、いわゆる本市も脱炭素化へ向けて、本当に市長に努力をしていただいている、目標達成に向けて本当に努力されている結果が、先月ここで公表されていますね。こういった公表結果を見て、行政と教育委員会ここはしっかり一体となって取り組んでいかなければいけないと思うんですが、その辺どうなんでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 先ほど公表されました結果でも、平成25年と比較しますと、50%ほど削減されているという大変いい結果が出ておりました。こういった結果をそれぞれの学校でも子供たちにもしっかりと理解をさせて、引き続きこの取組については重点的に進めていく必要があるかと思っております。なお、本市の庁舎で活用しております、例えばSDGsステッカーにつきましても、各学校に配布をし、こまめに適切にエアコンの温度調節を子供たち自身が行うとか、節電・節水について子供たち自身が取り組んでいくように仕向けるなど、児童会、生徒会とも一体となった取組がなされておりますので、それらについては、今後も引き続き取組を強化するように指示をしてまいりたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） しっかり取り組んでいただいておりますし、今後も鋭意努力されていくということですので、理解をいたしますけれども、市長、エコスクールというのがあって、当然中身は言いませんよ、時間がないから、本市もグリーンカーテンなどの設置をやっている学校があって努力されていますけれども、これは本当に全校的にそういったエコスクールの思想が入り込んでいけばいいなと思いますが、そこらはどうなんでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 本市の学校においても、省エネルギーであるとか、環境負担軽減について地道に取り組を進めてるところでございまして。今御指摘があったように、身近なところで言いますと、グリーンカーテンの設置であるとか、全市的に行っていることと言いますと、牛乳パッ

クのリサイクル、それからペットボトルキャップの収集活動などなど、様々な学校に応じた活動が展開されておりますので、これらについては、それぞれの学校の取組をそれぞれの学校にまた紹介するなどして、一層の事業展開ができるよう、取組の展開が充実するよう検討し、また指示を出していきたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。ちょっといろいろと質問したいこともございますけれども、ちょっと飛ばしたいと思います。国のほうで全国100か所以上の地域を2030年度までに脱炭素社会を達成する脱炭素先行地域として創出するというところで、地域脱炭素ロードマップが国から示されているんですね。そういった上で、今後の学校施設への太陽光パネルの設置や省エネ推進整備についてどのように考えておられるのか。これは目標年度とパーセントも示されておりますので、そこを受けてどう考えていらっしゃるのかお示してください。

○教育長（福田裕生君） 環境省は2030年度までに100か所、脱炭素等の地域を指定し、それぞれの取組を推進するというような施策を打ち出しているところでございます。2022年1月以降に全国から公募をした上で、この展開を進めるというような情報も受けているところです。

本市におきましては、太陽光パネル等の省エネ施設に関しましては、児童・生徒の環境問題への意識を高める上では、非常に効果のある取組であろうと考えております。本市の学校施設等長寿命化計画の中にも、この件については盛り込ませていただいております。しかしながら、施設設備の整備に関しましては経費を伴うことから、関係課とも十分連携をいたしまして、今後調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。そういった国の支援目標設定もありますので、そこを横目で見ながらと言いますかね、鋭意努力していただければと思います。

あと、先進地の事例で、静岡県菊川市の菊川西中学校では、総合学習の授業にパーマカルチャーをE S D教育として取り入れて、文部科学大臣賞を受賞しております。パーマカルチャー、長々と申し上げませんが、その中の三つの倫理だけ述べさせていただきます。一つ目が地球への配慮ですね、人は地球の存在なしに繁栄できないということを理解し、地球環境に配慮する。二つ目が人々への配慮、人が生きていくため必要な資源を供給していく。三つ目が余剰物の共有ということで、他者から奪うことなく、分かち合っていくという教育であります。このことは平たく言えば、私たちが暮らしをする中で、毎日の買い物の中でいわゆる持続可能な買い物をする。プラスチックは買わないとか、様々できることはありますよね。私たちの行動でどういった変化が起こるのかというのを意識させながら教育をするということでもあります。このことについてのお考えをお願いいたします。

○教育長（福田裕生君） 静岡県のこの学校の取組については、承知をしているところでございます。子供が地域の魅力を再確認したり、地域が抱えている問題に向き合い、解決策を自分たちの手で考えていきそして実践化するという取組につきましては、非常に興味のあるそしてまた参考にしなければならない実践であるというふうに捉えております。

一方で、それらの環境教育での視点での取組をキャリア教育の視点ともあいまった形での実践

となっているところが非常に特徴的です。本市でもこれらの取組を十分理解しながら、それぞれの学校が地域の特色を生かして、環境教育、そしてそこにキャリア教育の視点を取り込んだ活動の展開ということについても、進めていく必要があるかと思っているところでございます。何よりもこれからを担う子供たちでございますので、地球規模での環境の問題、それから人の優しさの問題、そういったことは総合的に捉えて指導していく、教育していくことが重要かと捉えております。

○15番（小野広嗣君） あともう一点どうしても確認をしたいことが、小・中学校の給食残渣、食品ロスとも言われるわけですが、この残渣を減らすことも脱炭素社会につながるわけですが、この量についての把握、対応、そしてその処分費がどうなのかという意識付け、こちらについてお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 学校給食の食べ残しの量につきましては、毎年2回残食調査を行っております。令和2年度小学校が年間2.6%、中学校で7.4%、この小・中の平均値といたしまして、令和2年度年間通しまして4.2%の残食があったという結果が出ております。

処理につきましては、業者に委託しております。そおりサイクルセンター松山有機工場に搬入され、堆肥化され、有用な環境資源というような活用の仕方をしております。

1年間の収集運搬日につきましては196日で、費用は残食と調理過程で発生した生ごみのほか一般ごみ、資源ごみ及び危険物の回収含めて100万3,000円程度でございます。

○15番（小野広嗣君） しっかり答弁いただいてありがとうございます。この先進地の富士見市というところがあるんですが、ここでは小・中学校等の給食で排出される生ごみと、浄化センターのし尿処理を活用して、再生エネルギーとして発電を行っているんですよ。こういったことも参考にしながら、少し環境教育を進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 全国的には様々な形でこの環境、いわゆる省エネルギーと併せて創エネルギー、つまりエネルギーを生み出すという活動、併せてそのエネルギーを蓄えるということ等についても、学校規模で先進的に取り組んでいるところがございますので、情報を収集いたしまして本市の中で取り組めるところは、実際手がけていくような方向付けというのも今後も考えてまいりたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 教育長も市長も副市長も、SDGsのバッジを付けていただいておりますけれども、今回質問しているこういった内容に関しては、エネルギーであるとか環境であるとか、SDGsの7番目であるとか全部つながって、そこを向いていこうよという質問でございます。そういった意味で言えば、2050年へ向けて目標がバージョンアップされておりますので、教育部局の目標も市長部局の目標もバージョンアップして進めていただければなというふうに思うわけでありまして。通告はしておりませんが、これは本当に全体的には行政と一体となって、教育分野も努めていかなければいけない、そういう意味では、尖議員が数回にわたって、熱意をもってこのカーボンニュートラルに関しては質問をされておりますけれども、ぜひ市長もそういった答弁もこれまで受けていらっしゃいますし、今のやり取りも聞いて学校現場でもしっ

かり取り組んでいくということが届いていると思いますので、昨日調べた段階で、全国の492の自治体がカーボンニュートラルのこの「ゼロカーボンシティ宣言」というものを行っているんですね。多分市長もそういった考えであられると思いますが、そこへ向けての答弁を求めておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは、公約の中でもこの宣言をするというふうに入れておりますので、進めてまいりたいというふうと考えております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。市長のほうでも選挙戦への公約ということで入れていらっしゃるということで、それは理解をいたしました。が、一番地球温暖化の影響を受けるのは次世代を担う子供たちだと思いますので、こういった子供たちに対して、未来をしっかりと背負うためにも、冒頭質問したように、若い世代がこういったことに意識がないというのは、すごく問題でありますので、そういったことを注視しながら、しっかりとした環境教育をし、未来を担う子供たちを守っていただければというふうに要請をしておきたいと思います。最後に答弁を求めておきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 児童・生徒が持続可能な社会の担い手であるということは、誰もが認識してくださっていることだと思います。SDGsの考え方を活用しながら、積極的に取り組むことが必要であると思っております。

まずは身近な地域の自然環境、それからどこからCO₂が排出され、どのように減らしていけばいいのかといったような基本的なことをしっかりと学ばせ、グローバルな見方や考え方の下地づくりをしていくことが重要かと考えているところです。カーボンニュートラルをはじめ、持続可能な社会を実現するためには、一刻の猶予もないというのが私の強い認識でもありますので、各学校の特性を生かした環境教育の充実につきまして、引き続き指導・助言を続けてまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） 終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、新型コロナウイルス感染防止対策のため、10分程度休憩いたします。

○
午後2時34分 休憩

午後2時43分 再開
○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、8番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○8番（小辻一海君） 改めまして、皆さんこんにちは。会派、獅子と公明の小辻一海でございます。マスクを外して質問させていただきます。

早いもので市長をはじめ、私たち議員も残された任期が約2か月余りとなり、今任期最後の一般質問となりました。これまで市民の皆さんの代弁者として市民の声、思いをしっかりと行政に

届けることを信念に8年間頑張ってきました。その間、市長をはじめ執行部の皆様におかれましては、本当に真摯に問題解決に取り組んでいただき、心より感謝申し上げているところでございます。今後もさらにこの8年間の経験と40年の行政経験を生かしながら、初心を忘れることなく、しっかりと市民の声を届けてまいりたいと思っております。そういう立場で、今回は市民の声が形に表れるよう、通告いたしておりました2項目について質問してまいります。

初めに、道路行政についてお伺いいたします。その前に県道110号塗木大隅線、田之浦郵便局前から尾野見宮下地区までの約3.4km区間の県道改良工事が21年間中断していましたが、樹木の伐採など拡幅改良工事がようやく動き出し、地元の皆さんが大変喜ばれています。そのことについて市長をはじめ、当局の並々ならぬ御協力をいただき感謝申し上げますとともに、この県道は通学路でもあり、産業経済面からも大変重要な道路でもありますので、早期全面改良になるよう、市長をはじめ当局のさらなる御協力をお願い申し上げて、道路行政について質問してまいります。

市長も何度も利用されて、道路状況は一番お分かりになっていると思いますが、県道3号日南・志布志線の上大性院石踊橋の急カーブから中大性院区間までの拡幅改良計画の現状と見通しについてお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

県道3号日南・志布志線は宮崎県日南市から志布志市を結ぶ主要道路であり、重要な路線であるというふうに認識しているところでございます。現在、出水工区の延長880mを改良工事中であります。御質問の大性院地区におきましては、県道道路整備事業の要望を行っているところでございます。

○8番（小辻一海君） この路線につきましては、坂之上地区、大性院地区住民の皆さんはもちろんのこと、潤ヶ野校区、八野校区住民の皆さんにとりましても、長年の悲願でもあり、また懸案でもあったところでございます。今の市長の答弁をお聞きしますと、今のところ何も前に進んでいないように感じとったところですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 県道でございますので、市道と違いまして県のほうで事業をしていくということで、先ほど言いましたように、現在出水工区のほうで事業をしていると、1区間の事業でありますので、今のところは私も関係機関を通じてお願いはしているところでございますが、今のところは今おっしゃったような状況であるということでございます。

○8番（小辻一海君） この路線は、これまで潤ヶ野校区側からは、年次的、計画的に拡幅改良がなされ、昭和61年以前までは上大性院石踊橋の手前までは整備が進められておりましたが、石踊橋の急カーブから中大性院までの区間は中断されたままです。それから何と36年以上経過するようでございます。その間全く整備がされない、またその動きも見られない。あの地区の皆さんは地元で市長が誕生して、整備が加速されるのではないかと大いに期待しておられました、本当に残念でならないところです。知事も市長も替わり、この路線に対する動きを期待していましたが、何も進まない現状を市長はどのようにお考えか、お聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 県の事業ですので、私がどうこうということではないのですが、ただ、

おっしゃるようにこの道路については、先ほどもありました志布志市街地までの主要道路ということで、その認識はしているところでありますが、先ほども言いましたように、今、財政状況は大変厳しいというようなことで、採択まで至らない状況であるというふうに、県のほうも確認したところ、そのような回答であったということでございます。

○8番（小辻一海君） 市長は先ほどこの路線も重要路線だというふうに答弁されましたけれども、本当にこの路線を重要と考えられているのか。また、市長は行政経験も豊富で、議員も経験された方ですので、県への要望などについては卓越した方と思っていますが、この区間の局部改良に対する意欲的な姿勢が足りないような気がするところです。県道の改良工事は、特別なことがない限り先ほど申されましたとおり、1路線に1か所と聞いております。この路線の地元市長という立場から、なかなか自分のところの要望は強くは言えず、遠慮がちになれるかもしれませんが、局部改良や側溝改修などが早急にできるよう、本腰を入れた取組の姿勢を示していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今私も、曾於地区土木協会の監事もしているところでありますので、県のほうには建設課長と共にお願いをしているというところであります。ただ私が感じているところは、大性院地区のいわゆる住宅地があるわけですね。あそこが狭いために、おそらくその改良もできていないのではないかなというふうには思っているところです。以前、今の外岩戸石油店から日南市のほうにできている、あれは南郷線の道路であります。あそこの改良をするときに、ちょうど石踊橋の、あの時点では道路をいわゆる県道3号線から橋を渡って、外岩戸石油店のほうにつなぐか、途中でその南郷線につなぐ手前ですね、ちょうど横尾下地区に近いところですが、そこに乗せるかという話もあったところですが、その話も消えているということはいわゆる先ほど言いましたように大性院地区、あそこは狭隘のためにそういうことも県のほうも考えているのかなというふうには思っているところです。先ほど言いましたように、私も県議会議員等々にもお願いをして、現地は確認をしているところでございます。

○8番（小辻一海君） この路線については、やはり先ほどより市長が申されましたとおり、県の大隅地域振興局の考え方になると思いますが、県道の改良工事は1路線に1か所であっても、中長期に立った事業計画あるいは組み立てればよいことで、36年余り全く進まない、見通しも立たないということは、その区間についての考え方がなかったのではないかと思うところでした。少しずつでも考え方を持っておけば、この地域の長年の悲願でもあるわけですので、整備が進まないことはあり得なかったのではないかと思うところでした。進まなかったということ、中長期に立って事業計画あるいは事業費を組み立てていく、そういうような考えを持って対処しなかったから、進まなかったのではないかと思うところでした。このことについて市側も責任があると思いますが、市長の考え方はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほども言いましたように、県の事業であるわけで、今までそれぞれにお願いはしてきているということでございます。

一つはおそらくですね、今こまみず酒店のほうに市道として改良していただいたと、そのこと

も一つはあるのかなというふうには思います。しかし、県道3号線ですので、その願いは今まで滞っているわけではなくて、願いをしているということは確かでございますので、引き続きお願いしてまいりたいというふう考えております。

○8番（小辻一海君） この県道区間の現地調査に、地元県議と私も同行させていただきましたが、確認した状況では大きな物件も少なく、工法と用地次第では可能ではないかとお聞きしました。また、石踊橋急カーブの宅地跡地の土地地権者の方とお会いしたら、前向きに協力することでした。物件用地としては住宅が2、3軒あるだけで、1軒だけ住んでいらっしやって、あとは長く空き家になっているとお聞きしましたので、36年前の中断した頃から考えますと、事業費、補償費は幾分か縮小されるのではないかと考えたところでした。建設費はかかるかもしれませんが、ほかに問題があれば市も率先して協力し、拡幅改良工法や用地等を詳細に調査しながら、県との要望交渉に努力されることが大事ではないかと考えますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、事業化に向けて県へお願いをしてまいりたいというふうに思います。

○8番（小辻一海君） この路線の区間は、道路幅が極端に狭く、離合も困難で非常に危険な状況であり、大雨の日は上からの山水で県道が泥と水浸しで大変な状況になります。また、地域に住む皆さんにしてみれば、最優先はやはり我が地域の路線だと思ふことは、市民の思いであろうと考えます。この路線の拡幅改良は、再三お願いしてもなかなか前へ進まず取り残されてきている状況ですが、今回の東九州自動車道の橋桁が設置される場所でもあるようです。これを機に速やかに解決すべき最重要路線と考えますが、今までに県にどのような要望活動の取組をされてきたのかお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、曾於地区土木協会等々に事業があるごとにお願いしてきたということでございます。先ほども言いましたように、さらに事業化に向けてお願いしてまいりたいというふうに思います。

○8番（小辻一海君） 今の市長の答弁では、要望活動を十分してきたということです。では、本年度着工されている県道3号日南・志布志線の改良整備区間の箇所や予算について、少し具体的に分かっている範囲で結構ですので、お示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、出水工区として出水中学校前の延長310m、立花迫側の570mを施工中でございます。事業費は1億2,800万円で進捗率は40%だというふうに伺っております。なお、総事業費は約8億8,000万円ということですので伺っているところでございます。

○8番（小辻一海君） 今年の改良整備状況について答弁をいただきましたが、県の道路整備になると、自分の管理区域と違いますので、土地の取得や補償交渉への弊害や予算配分、道路改良の優先順位もあって大変難しい立場だとは思いますが、今の大隅地域振興局長は元志布志市の副市長も務めていらっしやいましたので、本市への思いは十分あると思っておりますので、市長自ら県へ出向くなり、あるいは地元選出の県議の先生とも連携を強めながら、県へ道路改良の要望をお願いし、不可能を可能にすることが市長の政治力だと思っておりますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、局長も志布志市にもう3回ほど来ていらっしゃって、話す機会も多いわけではありますが、この現状はよく理解されているかどうか分かりませんが、説明しながら、また大隅地域の行政懇談会などでお会いする機会もあると思いますので、おっしゃるように、積極的に要望してまいりたいというふうに思っております。

○8番（小辻一海君） 市長も県の厳しい財政状況の中、予算獲得も大変厳しくなってきたのではと思います。また事業実施というものについては、優先順位があることも理解しています。先ほど申し上げましたが、石踊橋から中大性院地区の区間の中ほどが、大雨の日は上からの山水で県道が泥と水浸しで大変な状況になり、道路幅も狭く、急カーブになっており危険です。この路線を一年でも早く完成するためには、やはり市を挙げて地元の協力はもちろんのこと、我々議会なり地元選出の県議の先生たちにも協力要請をして、局部改良や側溝改修などの改良が早急にできるよう、県へ要望していただくことをお願いし、この質問の最後になりますが、市長の力強い決意をお聞きし、次に入ります。

○市長（下平晴行君） 県のほうには先ほども言いましたように、あらゆる角度からお願いをして、そして用地等の関係等がある場合には、しっかりと一緒になって取組をしていきたいというふうに考えております。そういうことを含めて要望していきたいと思っておりますので、事業化に向けた取組をしていきますので、よろしくお願いいいたします。

○8番（小辻一海君） では、防災対策でございますが、前回6月に一般質問してから、10月6日に本市でも最大震度4を観測する地震があり、ほかの地域でもこれ以上の地震が度々発生して、市民の皆様から地震と津波災害への恐怖、事前防災等々の避難対策に対しての不安の声が数多く届いております。質問して半年であります、市民の生命に関する最優先すべき防災対策ですので、防災行政無線の設置数、管理状況や津波対策の一般質問後の進捗状況について質問してまいります。

まず、市民の生命を守る重要な情報伝達手段の一つでもあります防災行政無線の再点検が重要になってくると思われませんが、現在、市全体で防災行政無線の地域別設置数と点検などの管理状況はどのようになっているか、お示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 防災行政無線につきましては、平成25年度から平成27年度の3か年にかけてデジタル化を行ったところであります。現在、屋外拡声子局（スピーカー）については、整備順に有明地域が64基、松山地域が43基、志布志地域が81基の合計188基設置しているところであります。また保守点検については、専門業者により実施し、設備の維持管理を行っているところでございます。

○8番（小辻一海君） 防災行政無線の設置数が市全体で188基、点検は専門事業所をお願いしてあるとのことですが、年度途中で不具合が生じた場合の対応はどのようにされているのか、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 故障等が発生した場合は、随時専門業者に依頼して修繕等を行っているという状況でございます。

○8番（小辻一海君） 近年、台風等や防災訓練時に、防災行政無線による放送内容が聞き取れないなどの意見が聞こえてきますが、先日も松波住宅に設置してある防災行政無線が、聞こえたり聞こえなかったりするとの連絡を受け、危機管理室に点検のお願いをしたところ、早急に対応していただきましたことに大変感謝申し上げますところでございます。そのときの原因は、バッテリーとのことで交換していただいたところですが、中古のバッテリーしかないとのことで中古のバッテリーを交換していただいたとお聞きしておりますが、災害発生時に市民の生命を守る重要な情報伝達手段の一つである防災行政無線の部品が中古品とは、市民目線で、市民が主役のまちづくりを推進されている行政としては、お粗末な話ではないかと思うところでした。特注のバッテリーで金額も高価なものとは思いますが、市民の生命には変えられませんので、何個か買い置きできないものか、そのあたりはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 蓄電池は、保管しておく場合は電圧が次第に下がっていくということで、再度充電し、十分な充電量になるまでには2、3日程度必要というふうに聞いております。委託先である専門業者に、速やかに交換できるような体制をつくったらいいのではないかとということで、内部での協議をしているところでございます。

○8番（小辻一海君） 市民の生命を守る重要な情報伝達手段の一つでもありますので、防災行政無線のバッテリーなどの十分な対応を要請しておきます。

災害の発生時には、迅速かつ的確な情報伝達が重要であると認識しておりますが、本市においては防災行政無線を活用されています。一部の地区においては音が届きにくくなっているところもあり、マンションは防音ガラスを使用している場合も多く、冬は特に窓を閉めれば外からの音は聞こえにくく、山間部では山や谷まで反射するやまびこが発生して、放送内容が重なり聞き取れないなど、意見も多くお聞きしております。まして高齢者の方であれば、一層聞き取りは困難になってきますが、このような状況把握はどのように取り組まれているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平成24年度に音響の伝搬調査を行ったところでございます。その後は特に調査は行っていない状況であります。なお、聞き取りにくい場所がある場合には、市へ連絡していただくよう行政事務連絡員のマニュアルに記載するなどお願いをしているところであります。また職員にも聞き取りにくい地域がある場合は、総務課へ連絡をするように依頼しているところであります。

私も、行政経営指針の中に四つ入れているのですが、その中に先手管理と入れております。特に職員については気が付いたところは、自らがいわゆる担当課に伝えるということをしておりますので、そこも含めてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○8番（小辻一海君） 市長、高齢者の方とか市民の方々は、なかなか市役所のほうに連絡するのは、ある程度自治会長さんとかそういう方々はされると思いますけど、自分からましてや高齢者の方はなかなかしにくくて、市長はそういう考えでしょうけど、やはり市のほうで実態調査をしたり、そういうことをして、今答弁をお聞きしますと平成24年ですか、そういう伝搬調査をされた。それ以降はされていないんでしょう。大変ですよ、一番生命を守る、率先してやらなけ

ればならない、そういう防災行政無線でしょう。停電等があった場合は、一番頼りにするのが防災行政無線だと思いますよ。今、告知端末もあるんですけど、あれに電池をと言うんですけど、高齢者の方はなかなかですね、私の地区でもあまり知っている方はいらっしゃいませんよ。そのあたりはそれだけ生命を守るというあれがあれば、やはりちゃんと対応をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、そういう地域のいろんな問題については、自治会のほうで行政に上げていただくというのが基本であるわけですが、そういうことがどういう形で行政として確認ができるのかですね、そこはちょっと本来はそういう地域からのことが要望が上がってというような形なんですね。そこがもし、そういうふうにできていないのであれば、もうちょっと内部でどういう形で取り組めばいいのか、協議していかなければいけないと思います。

○8番（小辻一海君） 今市長が答弁されたんですけど、先ほど言いました災害による停電等が発生した場合は、この防災行政無線放送は情報伝達網としてすごく効果的になってくると思われま。行政事務連絡員をお願いしているという市長の答弁ですけど、行政事務連絡員の方たちもいろいろと行政から頼まれた仕事が大いにあると思うんですよ。やはり市民が行政事務連絡員の方に連絡しなければ、なかなか行政事務連絡員の方は分からないのではないですか。その地区、地区によって、方向によって聞こえたり聞こえなかったりするんですよ。うちの場合もこちらは聞こえて、こちらはもう重なるということで、行政事務連絡員もそこに一人いらっしゃるわけだから、なかなかその方が「聞こえない。」と言うのを、その隣同士が「うちは聞こえるが。」と言って、「聞こえたの。あたいは耳がな、どげんかあつとかな。」と言ったようなふうで、なかなか言えないのではないですか。だからやはり、できれば年に一回程度、平成24年というのはすごい期間ですよ、やはり3年に一回でも実態調査をして把握するのが、やはり今市長がいつも言われる先手管理というような形なのではないかなと私は思うんですが、どうなんですか。

○市長（下平晴行君） これは防災行政無線は、個別の家にあるのと外にあるのと両方あるわけですね。いわゆる行政のシステムですから、その両方が電波の影響が出てくると思うわけですが、それは個人の場合は、個人の方が何らかの形で情報を提供していただかないと、これは伝わらないのではないかなと。それと併せて行政が年に何回というのは、これは当然やるべきであると思います。ですから、どの状態、どの時点でやれるのか、4月1日の時点でやるか、そこ辺も十分内部で協議してまいりたいというふうに思います。

○8番（小辻一海君） 市長、私が言っているのは外の防災行政無線なんです。スピーカーが付いていますよね。悪いんですけど、告知端末はうるさいぐらい大きな声だという方もいらっしゃるんですよ。それで、家の中で遠くのほうに付けたりされている方があります。しかし、外の防災行政無線に関して私は言っているんですよ。やまびこで聞こえたり聞こえなかったりですね、調べてみてください、相当ありますよ。

○市長（下平晴行君） 分かりました、防災行政無線のほうですね。それは今議員がおっしゃる

ように角度によって対象になる場所とそれぞれ違うわけですので、そこ辺も含めて、行政のほうでどういう状況なのか調査はしていくべきだというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 市長の前向きな答弁をいただきましたので、市民の生命を守る重要な情報伝達的手段として、防災行政無線の効果的な改善をお願いして、次に入ります。

前回一般質問してから4か月後に、大隅半島東方沖を震源とした地震が発生し、本市でも最大震度4を観測し、他の地域でもこれ以上の地震がテレビ、ラジオで度々報じられ、市民の皆さんから地震・津波の避難対策に対しての不安の声が数多く届いております。前回の一般質問の確認という意味で、進捗状況を質問してまいります。

本市においても、平成31年3月に策定された市津波防災地域づくり推進計画において、避難困難区域が示されています。「この区域を優先し、事業を進めていく必要がある。」と前回答弁されましたが、本市の押切西地区も避難困難地域に設定されていますが、今までの一般質問の中で、何回となく津波避難タワー設置の件で議論され、いまだ設置の結果に至っていません。押切西地区の津波避難タワーは、設置目標である令和4年度に整備可能になるのか、現状と見通しについてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 現在、令和4年度の防災・安全交付金（都市防災総合推進事業）への採択に向けて手続きを進めているところでございます。

○8番（小辻一海君） 平成27年6月議会で、同僚議員が津波避難タワー設置の提案をされ、それから今年で7年目でございます。7年経っても全く形が表れない、またその動きも見られない状況です。市民の生命を守る非常に大事な案件ですので、設置が加速されるのではないかと大いに期待しておりましたけれども、設置の動きも予算化もされていない。本当に市民の生命を守れるのか危惧するところです。また、市長も替わりまして施政方針では、「タイムリーな情報発信とスピード感のある施策の推進を図る」と述べられていますので、津波避難タワー設置に対する動きに期待をもって注視していた地域の住民も多くいらっしゃると聞いております。整備が進まない現状を、市長はどのようにお考えかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市における津波防災対策として、志布志市南海トラフ地震防災推進計画の作成や志布志市津波防災地域づくり推進計画を作成し、国の交付金を受けるための計画作成に時間を要したこと、市街地沿岸部の津波浸水区域のシミュレーションが令和2年度に見直されたことなどを受け、内閣総理大臣の同意を得るための津波避難対策緊急事業計画を変更するなどに、時間を要したものでございます。

○8番（小辻一海君） ただいまの答弁で国と県との協議が進んでるようで、これからは避難タワー設置に向けた地元との調整、用地確保などが重要になってくると思いますが、地元の調整、用地確保はどこまで進んでいるのでしょうか。どうでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

通山西、押切西地区につきましては、既に地域の方々を交えたワークショップを開催しております。今議員おっしゃいますように、「早期の整備を」という声が聞かれるところです。今後

用地につきましては、公有地ではない関係から地権者の同意等を詰める必要がありますので、地元の方々とは協議を進めながら、見通し等について私どものほうから地域のほうへ説明や協力をお願いをする必要があると考えているところです。

○8番（小辻一海君） 押切西地区の津波避難タワー設置目標は、令和4年になっていますので、国・県の補助事業の採択を早急に進めていただき、来年度は予算計上して形が表れるしっかりとした対応をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 国・県との協議につきましては、適宜進められ、本年10月18日付で内閣総理大臣変更同意承認を受け国の交付金の補助率のかさ上げについても協議を進めているところでございます。

○8番（小辻一海君） では、前回の一般質問で、質問に対しての答弁をいただいていませんので、再度お聞きしたいと思います。津波の到達に浸水域から離れる、逃げるができない方々の緊急避難所になり得る避難タワー設置、緊急避難ビルの指定や避難高台施設への整備などが市街地を含め市全体で何か所整備してあるのか、併せて地区、場所が分かっているならば、お示しただけないでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） 市の防災計画に基づきまして指定しているものを御回答いたします。

指定避難場所につきましては、志布志市文化会館ほか六つの場所を指定しているところです。また津波の際の一時退避等の津波避難ビル・建物等につきましては、志布志市役所ほか六つのマンション、民間の協力をいただいて指定をしているところでございます。

○8番（小辻一海君） 市長も御存じのとおり、人口が密集している市街地では、高い建物が駅前と市役所周辺にあるだけで、それ以外の地域は少ない状況です。この市街地周辺に点在する公有地を利用して、一日も早い避難タワー設置と避難タワー並みの高い建物の調査を進めて、緊急避難ビルなどの指定を早急に取り組んでいただきたいと前回の一般質問でお願いしたところですが、そこはどのように進められているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 新たな避難ビルの可能性については、香月地区に整備された市営住宅「パインウェーブ香月」の屋上を、本年10月に緊急避難ビルとして指定をしたところであります。

また市街地周辺での新たな緊急避難ビルの指定については、可能性調査を実施し、幾つかありますので、身近に高台へ向かう道路があることや、別の指定の緊急避難ビルがあることから、指定までは至っていないところでありますが、少しでも多くの緊急避難ビルを確保する観点から、建物の所有者等に相談をしてまいりたいというふうに思っております。

○8番（小辻一海君） 市街地に一日も早い避難タワー設置と緊急避難ビルなどの指定を検討していただくことをお願いして、次に入ります。

市街地の東側は、津波緊急避難ビルになる大きな建物もなく、津波避難施設が不足しており、地域の皆さんが大変心配されておりましたので、前回の一般質問で、「時見坂入口から約30m上がった西側の個人有地の竹山を、高台避難所場所として整備していく考えはないか。」とお聞きし

ました。市長は、「この地域について、公共施設や民間施設を含めて活用できる場所はないか、また提案した場所が地震や津波の際の避難に適した場所であるのか、確認をさせていただきたい。」と答弁されましたが、その後の調査結果と見通しについてお示しいただけませんか。

○市長（下平晴行君） 防災対策については、おっしゃるとおり6月議会にて御質問いただきました。その後の進捗、市の対応等につきましてでございますが、市が指定する新たな津波避難場所に関する調査は、職員による現地調査を継続して行い、検討を行っているところであります。

御存じの内容かと思いますが、志布志地区公民館の役員等で構成される関係者より、『安全・安心のまちづくり』志布志地区津波等高台避難場所設置に関する要望書を受け、改めまして本年9月27日に市の取組や現状などについて回答させていただいたところでございます。

御要望いただいた内容については、その必要性も含め様々な見地から検討する必要があるとお伝えしてあるところでございます。最も必要なことは、いつ何時発生するか分からない可能性が高まっている南海トラフ地震から身を守るためには、少しでも安全性が確保されている避難経路や標高の高い方向へ津波から逃れるための避難行動をとっていただきたいと思っておりますので、その内容についての調査を十分していくという答弁もしたところでございます。

○8番（小辻一海君） 提案地の調査結果が高台避難場所として適当であると判断された場合、今日の午前中の野村広志議員の質問の答弁の中でも、若者の方々の声として、「公園を増やしてほしいとの意見を聞いている。」との市長の答弁もありました。ここを公園化していただければ、避難タワーや避難ビルに比べて、工事費用や完成後の維持管理費用もかなり安く抑えることもでき、耐用年数も避難タワーの約40年から50年に対して、高台避難場所としての公園は半永久的です。さらに避難タワーは安全上の理由により、地震の発生時しか使用できませんが、それに対して公園は普段も市民の憩いの場として利用できますので、ぜひ用地確保と公園整備を図り、津波避難高台施設として早急に整備に取り組んでいただきたいと思いますが、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはこの前もお答え申したとおり、一帯に公園整備は不可能ではないかということではありますが、ただ、あそこは急勾配、崖地でございますので、子供たちの今通学路としているわけですが、大雨時には大変危険だというようなことも含めて、県道周辺からの避難経路として、あるいは通学路としてどうなのかということ、内部でも十分調査をしてまいりたい。そのことによって、避難通路なのか、避難所としての通路にするのか、通学路として危なくないのか、そこ辺も含めて十分な調査をしてまいりたいということで、内部でも検討しているところでございます。

○8番（小辻一海君） 市長の答弁のように、急傾斜地ということで、二次災害が発生したら大変なことになりますので、十分な調査を早急にしていただき、提案した場所が適当なのかどうか、場所が危険であればほかの場所を考えていかなければいけないと思っておりますので、一日も早く調査・検討していただき、早急に結論を出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはもうおっしゃるとおり、できるだけ早く現地調査をして、方向性を見極めたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） では、市長は前回私の一般質問に対し、「議員以上に前向きに取り組んでまいります。」と宣言されましたが、今までの答弁をお聞きした状況では、あまり進んでいないように感じますが、スピード感をもって取り組んでいただくものと大いに期待していますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、おっしゃるとおりです。本当に真剣に前向きに考えているからこそ、時間もちょっとかかっているわけではありますが、本当に市民の生命・財産を守るということは、市役所の行政の基本でございますので、そこをしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） では、避難経路の安全確保からお尋ねします。市長、この提案場所はこの地区の避難場所だけの問題ではないのです。先ほど市長も答弁されましたが、提案地の東側が市街地の中学校通学路となっていて、上からの排水路に蓋が被さり、狭い個人宅の路地を通学路として生徒が利用している状況で、大雨の時などは非常に危険であります。

そこで、中町通の市道からの空き地や、西側県道からの空き地を市で確保していただくなりして、通学路として整備していただくと、市道や県道のほうから安全性のある通学路も確保でき、津波の避難経路にも利用できると思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、県道周辺からの民間の敷地が両方から、県道からと市道からの入り口があるわけで、これは確認しております。そういう敷地を使ってどういう形でその避難経路があるいは通学路としてできるのかですね、先ほど言いましたように、十分調査をしていくということで考えております。

○8番（小辻一海君） では、教育長にお聞きします。教育長は、「通学路というのは安全・安心で、命を守る状況を維持できることが非常に重要だと思っているので、時見坂の通学路については、様々な視点からもう一度しっかりと検討をしながら、より安全性を確保できる通学路となるように検討していくべき。」と答弁されましたが、確認はされたと思いますが、どのように検討されているのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

時見坂につきましては、ここ数年は大雨等により、排水路周辺の樹木や竹の枝が折れで排水路に流れ込み、雨水の流れをせき止めることが原因で、排水路周辺を洗掘する災害等が発生しております。令和元年の災害復旧工事の実施に合わせまして、排水路の蓋の設置工事を実施したところでございます。その後は折れ枝等の流入が減少したことから、雨水流出による災害等は発生しておりませんが、時見坂の排水路や通路のコンクリートにつきましては、施設から50年以上が経過し、路面の老朽化等が著しい状況にあります。急勾配であり周囲を樹木が覆い、一般の通行もないことなどから、防犯上の観点からいたしまして、現在通学路として使用している志布志中学校に対しましては、より安全な通学路の利用の在り方、あるいは確保について、教職員と保護者等で協議をしていただくように依頼しているところでございます。

今後につきましては、抜本的な対策も含めて、様々な角度から検討が必要であると考えており

まして、関係課ともさらなる連携を図りながら、引き続き協議を図ってまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 生徒が、市街地から安全性を確保できる通学路の整備も早急に検討していただくことを要請しておきます。

このことについて2点目ですが、本市は安楽川、前川、菱田川に挟まれていて、津波の遡上が発生した場合、沿岸部だけじゃなく、川を道なりに津波が押し寄せてきます。前回の質問で、「志布志東町郵便局周辺、西谷、沢目記、若宮、小渕、大性院地区の皆さんは避難道がないので、国の史跡指定の新城、高城、松尾城、内城の散策路や旧山道をこの地区の避難経路として整備する考えはないか。」お聞きしたところ、「所管課と協議してまいりたい。」と答弁をいただきましたが、このことについてはどのように協議が進んでいるのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 志布志城は国の史跡として指定され、散策路など整備をし活用を図っているところでございます。しかしながら、大地震が発生した場合には倒木や斜面崩壊等が発生するおそれがあり、山城の散策路は安全な避難路とは考えにくいのではないかとというふうに認識しております。

○8番（小辻一海君） では、大雨や津波などの災害は一分一秒が生死を分ける緊急事態です。市民の生命を守るためには、普段から十分に避難経路を確保しておくことが必要不可欠だと思い、前回質問いたしました。

では、所管課にお尋ねします。質問して半年が経ちましたが、先ほど答弁されました散策路や旧山道となる赤線などは、幾らあるか調査されましたか。

○教育長（福田裕生君） 散策路等の上り口等につきましては、実際確認をしたところでございます。その上で、避難経路として適切かどうかにつきましては、その安全性につきましては先ほど答弁したとおりでございますけれども、現在のところも上り口付近につきましては、担当課のほうでいざという時のために、少しでも上がりやすい状況をつくらねばということで、下払い等の状況はしているところでございます。全部で7か所だったというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 教育長の答弁では、その散策路は危険ということで理解してもいいんですか。先ほどの答弁では、現在使われていない旧山道となる赤線道などは、避難経路として利用できないというようなことですよ。そのことについては何か所ぐらいあるか調査をされましたか。

○教育長（福田裕生君） 実際私も担当と出向きまして、上り口の状況は確認をさせていただきました。通行困難であると確認したところが7か所ほどだったというふうに、記憶にとどめているところでございます。

○8番（小辻一海君） 現在の利用されている散策路は何か所あるんですか。

○教育長（福田裕生君） 実際散策路として通行可能なところは、5か所ほどだったと思います。

○8番（小辻一海君） 先ほど答弁をいただきましたが、現在利用されている散策路の整備は進んでいるようで安心したところです。私は使われていない旧山道となる赤線道なども整備して、

緊急避難経路として確保をお願いしたつもりです。質問して半年経過していないのですが、その避難経路が最初から危険ということで判断されているようですので、そのことについては間違いなくそこは危険ということで、整備は不可能ということでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 実際、現場に出向きましたところ、道幅も狭くて両サイドに急勾配がありました。ブロック塀がありました。といったところも、多々確認したところでございます。そういった状況からして現状のままで言うと、必ずしも安全な状況で避難を推奨できるような状況ではないといったような意味合いでございます。

○8番（小辻一海君） 教育長、教育長はそこをずっと上られたんですか。上がる場所の入り口で確認されたんですか。

○教育長（福田裕生君） 歩行可能なところはそこの上まで、一番上ではなくて、歩行が可能なところまでは行っております。その先は竹林に覆われていたりとか、非常に雑木等に覆われて、その先は行くことが困難でございました。

○8番（小辻一海君） もう一回お尋ねします。

では、今おっしゃったところまでは上れて、あとはもう竹が生い茂って上れないということですね。整備したら上れるんですか。それも傾斜地が崩れたりして、できないというような結果になったということですか。

○教育長（福田裕生君） そういったことではございませんで、実際に上ったときにはそういう状況であったということです。ですので、その後はやはり専門的な立場の方々に実際見ていただくなどして、その後の調査・研究、検討のいうのは進めていくべきであろうというのは感じております。

○8番（小辻一海君） 教育長、私はそれを聞いたかったですよ。もう最初から危ないからできないではなくて、やはり調査して、専門の方たちから見てもらって、これは危険だ、駄目だということだったらですね、それはもう危険だということでもいいんですけど、やはり自分たちの判断をするのではなくて、やはり専門的な人たちから見ていただいて、そういうのが危険であるか危険でないかという判断調査をしていただきたいかったです。さっき答弁されたそれが早く欲しかったんですよ、どうですか。

○教育長（福田裕生君） そのことと併せまして、一つ大事にしなければならないのは、志布志城は国の史跡に指定されているために地形を変更するような開発行為には、文化財保護法による制限がかかっておりまして、国の許可が必要です。文化財保護の観点から、山城をどのような規模でどのようにするかということは、なかなか難しい状況があるのではないということも念頭にありましたために、そのような答弁をさせていただいたところでございます。

○8番（小辻一海君） 理解しましたけれども、前の市長の答弁では、山城に行く散策路のそういうのは可能であるので、担当所管課に協議をさせるというような回答だったものだったから、私はそのように前へ進んでいるものだと、今逆に今度は、私も「山城だから国の史跡になっているからちょっと難しいのではないかな。」と思って、前回の質問で市長に質問したんですよ。そ

したら市長の方は所管課と協議するという中で、所管課のほうは前向きとは言われなかったんですけど、そういうことだから調査をさせるということだったものだから、そのまま「ああ、進むんだな、いいんだな。」と思って過ごしていたんですよ。多分ですね、文化財管理室ですか、あそこにもお聞きしたんですよ、そのときも整備ならいいというようなことだったんですけどね。というのは、整備をするというのは、あの木々とかそういうのを少しのところを伐採するということですよ。その地形を変えてどうということではないですよ。

○市長（下平晴行君） これは私が答弁したのは今議員がおっしゃるとおり、いわゆる手をかけることはできないんです。ですから、そういう草払いとか、そういうもので通路として何も手をかけずに通る部分については何ら問題ないという、そういうお答えをしたということでございます。

○8番（小辻一海君） 私もそのことは理解しています。変形することはできないとさっき言われましたから、そういうことの質問はしていないんですよ。そのままの形で整備をというようなことを今市長は理解されています。そういうことを言っているんですよ。どうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 今御指摘ありましたとおりですね、改めて関係課としっかりと協議をしながら、この点につきましては検討を重ねてまいりたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは教育長が申されたのは、おそらくその中まで入り込んだ場合はできないということでの文化財の在り方、文化財保護法の在り方、そこ辺も含めて答弁をされたというふうに思っておりますので、考え方としては一緒ではないかなというふうに思うところでございます。

○8番（小辻一海君） では、市長は理解されていますので、現在使われていない山城への散策路や旧山道となる赤線道などの整備は、国史跡の山城の観光散策路にも活用でき、その地域の皆さんの避難通路にもなりますので、そのあたりを含め、避難通路の早急な確保整備と併せて安楽川、菱田川沿い地区においても、避難経路の確保について早急な対応をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、河川とか道路については、いわゆる津波が来たときには一番先に遡上というか、水が来るわけですね。ですから、そこ辺を考えてどういう経路がいいのか、そこは十分協議していかなければいけないということで、調査をしてまいるという答弁をしたところでございます。

○8番（小辻一海君） 早急な対応をお願いします。

今期最後の一般質問として、今回質問させていただいた道路行政につきましては、地区の皆さんの長年の懸案でもありました県道3号石踊橋の急カーブから中大性院地区までの早急な拡幅改良の着工と、防災対策につきましては、市民の生命を守る重要な情報伝達手段の防災行政無線の効果的な改善及び津波避難施設整備の進捗状況についての2項目について質問してまいりました。年が明け、来年1月には改選を迎えるわけでございますけれども、引き続き山積みする課題に対して精いっぱい努力して、しっかり頑張り任期を全うしていきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後 3 時56分 延会

令和3年第4回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和3年12月2日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

八 代 誠

持 留 忠 義

南 利 尋

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松山支所長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学校教育課長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	危機管理監 萩 原 政 彦

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調査管理係長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、八代誠君の一般質問を許可します。

○7番（八代 誠君） 改めまして、皆さんおはようございます。会派、真政志の会、八代誠です。早速通告書に基づき、一問一答により質問いたします。

まず、労働力の確保についてお尋ねいたします。本市でも人口減少と少子高齢化が急速に加速していると考えています。今定例会においても、志布志市過疎地域持続的発展計画が策定されたことを受け、議案として提出されております。人口減少及び少子高齢化の影響により、今後は志布志市内でも深刻な労働力不足が大きな課題になっていくのかなというふうに考えています。市長は、6月定例会において、来年1月に執行される市長選挙に出馬されると明言されております。志布志市全産業における労働力及び農業従事者の確保について、今度も志布志市を導いていこうとされるリーダーとして、どのような対策あるいは対応をもって臨もうと考えておられるのか、市長の率直な見解をお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

人口減少と少子高齢化の対策について、これまでも総合振興計画に基づく目標値の達成に向けた事務事業に取り組んでいるところでございます。一方で、雇用創出数が就業者数を上回るなど、いわゆる売手市場となり、労働力が不足している状態となっております。国としても人口減少及び少子高齢化の対策と並行して定年延長などの法改正を行いながら、中長期的なビジョンで段階的に取り組んできているところです。

本市としても労働力不足の問題は、喫緊の課題として捉えており、引き続きこれまでの事務事業について効果検証を行いながら、加えて令和4年度以降は、新たな就労機会の提供拡充や新規就労者に対する支援策などを計画し、目標達成に向けた取組を積極的に行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） 昨日も野村議員の一般質問の中で、こういったやり取りがあったわけなんですけど、今市長の答弁にもありましたように、雇用の場を創出していつている、志布志市も努力しているということだったんですが、なかなか逆に今度は人が集まらないというふうなことで、やはりこの人口減少からくる働き手不足というものは、本当に課題が多いなというふうに考えて

おります。

昨日、野村議員の質問の中で、市長は「2期目の公約でそういったことは示していきますよ」というようなことだったんですが、もう一步ですね、そこを市長自身の言葉で目玉となる、こんなことをやっていきたいということ、自分としてはお聞きしたいというふうに思っています。突っ込んだ形の答弁を聞きたいのですが、どうぞよろしくお願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、労働力不足の問題は喫緊の課題であるということでございますが、このことについては、いわゆる生産年齢の人口をどう増やすかということでの、いわゆる多様な子育て世代が、やはり住みやすいまちづくり、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指しているわけでありますので、このことについては、それぞれの課がそういう考え方を持って、あらゆる事業に取り組んでいく。そうすることで人口増が図れるんじゃないかという考え方も持っているところであります。

これはおっしゃるとおり、おかげさまで志布志市は臨海工業団地等を整備していく流れの中で、企業も進出いただいている。それに合わせて雇用が必要になってくると。そういうことも含めていかに雇用の重要性、雇用が必要だということを含めて、今のような考え方で取組をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） 市長は、今期給食費を無料化したいというようなこともありました。今まではコロナ禍でなかなかそういった財源を見つけることができない。あるいはコロナ禍で苦しんでいる志布志市の方々に、支援をしていかなければいけないというようなことで、給食費については半額無料化にしているという答弁でありましたが、こういったところをです、市長がやはり公約されたわけですから、先行投資というような形でぜひスピード感をもってというような、昨日言葉もありましたが、そういう意味では私は本来ならば、今定例会においてもそういった発言が欲しいなというふうに自分としては思っているところです。また、この人口減少という形でいったときに、本当に高齢化が進んでいますので、若い世代にももちろん手厚い福祉というものが大事だと思いますが、高齢者についても支援をしていただければなというふうに考えています。11月30日、私が住む伊崎田地区では行方不明になった女性がおられました、やはりそういった形で中山間地域には、高齢者の方が一人で住んでいるという事例が非常に多いです。やはり子育て世代にも手厚い保護を、そして高齢者にも目を向けていただきたいなというふうに思っております。市長、どうでしょうか、「スピード感をもって」ということをいつも言われております。そういったことについて、ぜひ力強い言葉をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは、SDGsでもありますように誰一人取り残さない、という面では志布志市に住んでいただいている誰をも一人ぼっちにさせない、そういう考え方でしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） ぜひ新しいまちづくりという言葉も昨日出てきましたので、若い世代に対してのそういう福祉向上、そして中山間地域での暮らしを本当にもう一回見つめ直していただきたいなというふうに思っています。本当にお年寄りが一人で住んでおられる山の中が多いです。

そういったところにも、ぜひ目を向けていただいて、耳を傾けていただいて、そういったことも含めて新しいまちづくりということを考えていっていただきたいなと思います。もう一回、市長をお願いします。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃるとおり、やはり高齢者も含めて、志布志に住んでよかったというその実感を持っていただくような政策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○7番（八代 誠君） ということで、よろしくお願ひしたいと思います。ぜひ市長選挙については選挙戦になるかどうか分かりませんが、今のこともぜひ公約の中に入れていただいて、明確な言葉で示していただければなというふうに考えています。

それでは、次に移ります。東九州自動車道及び都城志布志道路についてお尋ねしてまいります。まず一点目に、振動及び騒音の現況についてお尋ねいたします。もちろんこの二つの自動車専用道路については、本市、志布志市が管理している道路ではありません。私はそういうふうに考えています。しかし、やはりこういった振動あるいは騒音について、私のところには苦情が届いております。志布志市のほうには、そういったこの二つの自動車専用道路において、振動あるいは騒音についての苦情は届いておりませんか。

○市長（下平晴行君） 今回、東九州自動車道と都城志布志道路が、志布志インターでアクセス可能になったことにより、交通量も増え利便性が向上し、物流や観光の促進が大いに期待されるところであります。

議員お尋ねの振動及び騒音の現状について、担当課へ数件の相談・苦情が寄せられているということでもあります。本市でも状況を確認し、内容等について国・県に早急に対応を図るようお願いをしているところでございます。

○7番（八代 誠君） 先ほどもお話ししましたように、私のところにもこの振動及び騒音については苦情が届いております。私は、有明町伊崎田地区に住んでいますので、その苦情というのは東九州自動車道については届いておりませんが、都城志布志道路になります。例えば、有明北インターから志布志地域方向に向かっていく場合に、まず県道63号線志布志福山線があります。そこは橋が架かっています。そしてすぐに自動車整備工場のちょっと先になるのですが、高規格道路の下をくぐる市道があつて、高規格道路が上を走るというような形になっています。さらに伊崎田小学校近くの伊崎田インターを通過して有明東インターまでの間に、走ってみると5か所ぐらいの県道あるいは市道、農道と交差する、そういったところで舗装がくぼんでいるというような状態になっています。橋はボックスカルバートの前後、もうほぼくぼんでいます。自動車専用道路ですので、車両は大体時速70km、走る車は時速80kmを超えています。そういう段差のあるところを注意深く見ていると、もう大型トラックなんかも時速70km以上で走っていますので、ひどいところは5cmぐらいの段差があるのですが、トラックが飛んでいます、バウンドしているというような状態で走っています。通行している車は時間制限がありませんので、朝早くだろうが夜中だろうが通行しております。特に騒音の苦情については、大型車両の中でもトレーラータイプ

ですね、段差があるものですから、けん引の部分がバウンドするときに「ガシャン」というような音が発しているということです。私は志布志警察署の伊崎田駐在所があるところに住んでいますが、そういった高規格道路までは大体500mぐらい距離があるのですが、耳をすまさなくても「ガシャン」というような音が、500m離れている私の自宅でも耳に届くことがあります。高規格道路については、ほぼ私が住む伊崎田地区、住宅地になるところは、自分たちが住んでいる標高よりも高いところに設置されていますので、そういった音がより響くという感じなのかなというふうに自分としては考えています。「音で目が覚めて、もうどうもならんがよ。」ということで、私たちにも相談が来るんですが、市民の方々は東九州自動車道については国が整備している、都城志布志道路については鹿児島県側は鹿児島県が整備して、都城市に行くとき国土交通省がやっているのかなというふうに思うのですが、ですからそういったところが市民の方々は、どこにそういった苦情を言っているのか分からないというのが現状だと思います。こういった東九州自動車道あるいは都城志布志道路に関しての苦情というのは、志布志市役所でも相談というのは大丈夫なんですか。そこをお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 建設課のほうでそれぞれの部署に連絡をして、対応していただくというお願いしているところでございます。

○7番（八代 誠君） 私も、そういった苦情を受け始めたのが2年前ぐらいからになります。直接鹿児島県に対してもお願いしてきました。また、今でも本市の建設課を通してお願いしています。ただ、現実には厳しくて、なかなかここは是正されません。何回かお願いして、補修工事が年に一回あっても、先ほど私が住むその伊崎田地区だけでも5か所ぐらいあるのですが、1か所何かちょろちょろとやって、その後についてもお願いはしているのですが、「入札の準備しているのですが」というような話も聞くのですが、なかなか工事が実施されないというのが現実です。志布志市内でも松山インター付近も段差が目立つところが結構あって、舗装自体にもひびが入っているところが結構あるようです。そういったところについては、通行には支障はあるのかもしれませんが、段差については松山インター付近にもあります。そしてまた志布志インター、信号があってすぐ目の前はもう東九州自動車道、志布志市から松山方面に向かう入り口のところも、つい2か月ぐらい前まで舗装のところに穴が開いていました。何か苦情がいったのか、舗装がアスファルトで埋められたのですが、またそこも段差ができてというのが今の現状です。ですから、自分たちも県につないではいるのですが、そういったことが2年ぐらい前から、振動はよっぽど家が近いところでないとならないと思うのですが、騒音についてはかなりの方が「どげんかならんとかけ。」というようなことで言われます。強い要望をもう少し働きかけていっていただけないかなと考えていますが、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、建設課長とも協議をしているところでありますが、国のほうでは、騒音についてはちょっと中身は担当課長がお答えしますが、外部から苦情等が来たときにはすぐ対応しております。すぐにはできないとかいうようなことは、予算の関係等もあると思いますけれども、それは市民の皆さんがせっかく高速道路ができて、それが逆にそ

ういふ騒音でお困りをしていらっしゃるということになると、大変なことでございますので、そこは課長のほうで改めてまたお願いするというところで、答弁は課長のほうでいたします。

○建設課長（鮎川勝彦君） 振動・騒音における相談の窓口におきましては、建設課の高速道路対策室で行い、また現地等に行って内容を確認し、すぐさま道路管理者である国・県のほうへつないでいる状況でございます。

振動・騒音の大きな原因として考えられるのが、盛土部と構造物とのつなぎ目の部分、議員がおっしゃるようなところですね。構造物の部分は基礎がしっかりしておりますので沈下は生じないところですが、盛土部分の沈下によって、段差が生じている箇所が多く見られるところですね。また、距離が離れているにもかかわらず、やはり高いところからの騒音でございますので、そういった部分の苦情も承知しているところでございますので、特に都城志布志道路におきましては、県のほうに早急な対応をお願いしているところですね。

また、東九州自動車道につきましても、そういった部分が見受けられましたので、国のほうは11月の中旬に、夜間の通行止めをいたしまして、補修等を行っていただいたところですね。県のほうも12月の10日以降に、3日間ほどかけて補修をするということをお願いしているところでございます。

○7番（八代 誠君） そういった形で、何か鹿児島県はちょっと対応が遅いなというふうに思っていますので、建設課の高速道路対策室のところに行くのも、もうしょっちゅう行かないとちょっと、もう自分なんかも「また苦情が来たんですね」というようなことで、何回も室長にお願いしているところでした。

それでは、同じようなことですので次に移ります。自動車専用道路敷地と民有地との境界にフェンスが設置されています。高速で走る車が多いですので、人が入ってはいけないということですね。フェンスがずっと総延長何十キロということになると思いますが、フェンスが設置されています。しかし、道路が完成してこのフェンスの周囲には、雑草・雑木・竹等が繁茂して、民有地あるいは農道に私は多大な影響を与えているというふうに考えています。こういう振動・騒音とは別に、畑に行きたいんだけど、そういう敷地から竹・雑木ががあと伸びて、農道に進入してきている。「払おうとするんだけど、フェンスの中に大木が生えていて、フェンスの中に入らないかとよね。」ということによく言われます。「県有地であれば鹿児島県が何で払ってくれんとよ。」というような相談もあるところですね。実際、ですから道路管理者が管理をしなければならぬ場所を、地元の住民の方々が伐採作業をしなければならぬというような状況に現在なっています。こういったことについては建設課のほうに、先ほどは振動・騒音でしたが、こういった新しく道路ができたのはいいんですけども、そういった敷地に雑草あるいは雑木・竹、本当に迷惑なんだというような苦情ということについては届いておりませんか。

○市長（下平晴行君） 国・県が管理する道路敷地と民有地の境界に繁茂する雑草等の処理について、本市にも相談が寄せられているところでありまして、このような箇所につきましては、現地の状況を確認し、国・県へ除草や伐採をお願いしているところでございます。

市民の皆様の安全・安心のため、良好な道路環境を維持する目的で、その都度要望やお願いを国・県へ行ってきたところでございます。引き続き、お互いに連携を取りながら、両道路の維持管理のために要望を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） 一つ例を挙げてお話させていただきます。これも都城志布志道路の伊崎田インターになります。都城市のほうから走ってきて伊崎田インターを下りて、出口はすぐ市道になります。吉村山ノ口1号線ですかね。市道には歩道が設置してあって、伊崎田地区の室田郎あるいは菅牟田自治会の小・中学生が通学路で使う歩道が設置してあります。しかし、インターから下りてきた車が出ようとするところに、もちろん先ほどお話しましたフェンスが設置してあって、今セイタカアワダチソウが2mぐらい生えて、インターを下りてきた車が、本当は停止線があるんですけど、停止線から先に出ないと車が確認できないというような状態になっていました。今でもそういう状態になっています。そういったことを受けて地元の保護者から鹿児島県にお願いしてもらって、「こういった箇所が何か所かあるから、伐採をお願いします」というようなことでありましたので、鹿児島県にもお願いいたしました。たしか市役所のほうにも行ったのではないかなというふうには考えていますが、ちょっと記憶が定かではありません。鹿児島県にはお願いしました。ところが、返事はもちろん何も来ない、伐採もしてくれないということで、もうしびれを切らして保護者の方々が入ってはいけないフェンスから道路敷地内に入って、もちろん車が通るようなところではないですので、問題はないとは思いますが、人が入ってはいけない道路敷地内のほうに入って、自分で刈払い機、通常自分たちがいうビーバーですよ、刈払い機を使って伐採をされて、子供たちの安全を確保されているというのが現状です。結局、もうお願いしたことを聞いていただけないんだったら自分たちでやりますからという、敢行されたというようなことです。そういうのが現状です。そういう事情を聞かれて、市長、率直にどう思われますか。

○市長（下平晴行君） これは本当に安全・安心ということも含めて、人命に関わることでありますので、このことについては今お話を聞いて、やはり早急な対応をしていかなければいけないというふうに、そういう部署には市からもお願いはしているけど、そういうことが早急に対応されていないということでありますので、このことも含めて担当部署にはこのような実態を説明して、早急な対応をしていただくような取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 先ほどこの都城志布志道路、宮崎県になると国土交通省が発注しているのかなというふうに自分なりに思っているのですが、宮崎県に入ると、交通規制をしながらでも道路伐採をしょっちゅう見かけるんですよ。だから、国が管理している区間になると、思い切ってお金もじゃぶじゃぶ使ってそういった管理ができるのかなというふうに、自分勝手に考えるところです。今度は鹿児島県に同じ線上にある、発注者が違うということで、鹿児島県に相談しても財源がない、人手がないということなのかもしれませんけれども、同じ道路ですよ。鹿児島県に入ってくると、なかなかそういったお願いをしてもやっていただけないというところが、何かですね、ちょっとどうなのかなというふうに自分は考えているところです。本当に実際走ってみ

ると、今私がお話した騒音とかフェンスの雑草とかだけではなくて、例えば志布志市まで何キロですよとか、出口についても下りたところの右に曲がればどっちに行けるんですよ、左に曲がればどっちに行けるんですよというような看板も、設置してある看板の半分以上が、その全ての文字を確認できないような状態になっています。松山地域においては何の看板だったかちょっと忘れましたが、大きな看板があるのですが、そのすぐ上に大木があって、その看板はノリが生えちゃっすよ。本当にまだ開通したばかりの区域の看板と松山地域にある看板は10年前の看板やろかい、20年前の看板やろかいというような、何か命の道と称されて今造られている道路が、先ほどから話しています振動そして騒音、それから境界に生えている草とかそういったものを含めて、命の道というよりも最近危険な道なんじゃないかなというように、自分は勝手に考えているところです。ですから、やはりこういったものを東九州自動車道と都城志布志道路、発注先が違って考え方が違うのかもしれませんが、国あるいは県に対して、予算の確保というものを強く求めていただきたいなというふうに考えています。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） この全体では全長44kmということで、鹿児島県が22kmちょっとですね。宮崎県が8km、おそらく国が約13km、総体では44kmということでございますが、宮崎県が8kmというと予算的には確保できるのかなという、今話を聞きながらそう思ったところではありますが、しかし、キロ数が短いから、長いからということの対応は、これは決して許されるものではないというふうに思いますので、今議員がおっしゃったような実態は看板についても除草対策についても、しっかりと国・県のほうにお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 課長のほうにちょっとよろしいでしょうか。東九州自動車道については、やはり大隅河川国道事務所のほうで、しっかりここはもう管理をされていくということでもいいですか。十数年前までは、県道63号線あるいはこの志布志市内の県道については、鹿児島県の黄色いパトロールカーというのをしょっちゅう見かけました。道路にくぼみがあったりすると、補足材を入れられて、あるいは動物の死骸があったらすぐ撤去されたりという、もうほぼ最近鹿児島県の道路については、そういった風景を見かけなくなったところです。ただ、東九州自動車道はしょっちゅうそういうパトロールカーが走っているわけなんですけど、もう一回整理しますと、東九州自動車道については責任を持って国が対処していくということなのか、そしてまた鹿児島県のそういった道路パトロールカーというのをほぼ目にしなくなったんですが、そういったものというのは定期的に行われているのか、分かれば教えてください。

○建設課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

東九州自動車道の維持管理におきましては、民間の業者1社に志布志インターチェンジから末吉高鍋インターチェンジの間の委託をしているということで、通常舗装修繕、清掃、除草、巡回等を行っていただいていると聞いています。

鹿児島県におきましては、大隅地域振興局の建設部の曾於市駐在が行っておりますが、維持管理は地元の業者に委託をしているところでございます。

また県のパトロールは、直営の職員がやっているとお聞きしているところでございます。

○7番（八代 誠君） 課長、都城志布志道路についても、年間の委託というのは業者にはしているんですか。していないのではないですか、どうなんですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現在、志布志市内の県道を県は四つの区域に分けて、各業者のほうに委託をしているところです。その中にそれぞれの旧町単位の枠の中で、都城志布志道路も含んでいるということでございます。

○7番（八代 誠君） 都城志布志道路も含んでいるんですね。ああ、そうなんですか。ということは、やはり含んでいても積算の中で、そういった量的なものが大量に見ていないということかなというふうに、自分としてはちょっと受け取ったところなんですけど、最後になるんですが、市長にお伺いしますが、志布志港においては、市民が親しむ港づくり推進事業という事業が展開されています。このことも本当はわざわざ志布志市が負担する必要のない箇所でありながら、志布志港を利用される観光客の皆さん、あるいは市民の方々が本当に身近に親しんでいただける港になるようにというふうなことで、道路あるいは緑地帯が日常管理されています。マネジメントシートをちょっとのぞいてみたんですが、目標の管理日数より何日も多いような形の管理がなされている。ですから、予定している量的なものは分かりませんが、90日間ぐらいだったと思います。ここの道路あるいは緑地帯をこんな形で管理をしますよと、90日と書いてあるんですが、90日どころか九十何日あるいは100日を超えて管理されているというふうな委託されている管理団体が、そういった管理をさせていただいているということで、マネジメントシートを確認したところでした。志布志市を通過している自動車専用道路を利用される方々のその安全性の向上、先ほどお話ししたように、命を守る道という割には、ちょっともう本当に私としては危険な道に、変身を遂げようとしているような道と言ったほうが言い過ぎでもないのかなというふうに考えています。通行する車両のより安全性、そして市民の方々の安全確保というふうなことで、この二つの道路管理者である国のほうは十分なのかなというふうに思いますが、特に鹿児島県と協議を重ねていただいて、ぜひもうちょっと日数をかけた定期的な維持管理が可能となるような、先ほどお話しした港ではそういう形になっている、鹿児島県からいくばかいただいて、志布志が300万円ほどしなくてもいい負担をして、そういった管理をしています。それを前提にしてということではありませんが、そういった手法をぜひ協議を重ねていただいて、そういう方法がベストだとは私も思いませんが、鹿児島県あるいは国と協議を重ねていただいて、定期的な維持管理が可能となるような手法、方策というものを今後時間がかかってもいいと思いますが、協議して検討していただきたいと思います。いよいよ港まで開通するのがあと3年でしたっけ、2年でしたっけ。発表していないのでしたっけ。ということで、いよいよ完成しても維持管理が徹底されていないと、本当に先ほどから言っています、「命の道って言うわりにはあげてあげやいね」というのを非常に感じています。ですから造ったから終わりではなくて、これからの管理をどうしていくのかということを実際に考えていかないと、とんでもないことになっていくというふうに思います。ぜひ市長、お願いしたいのですが、今後の定期的な維持管理が可能となるような手法を、方策をぜひ協議を重ねて検討していただきたいと思いますというふうに思い

ます。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 通常の市道等とは違うというふうに思っております。しかし、今おっしゃるように、この道路の重要性、目的そういうものを考えた場合に、やはり先ほどからありますように、市民の皆さん方がそういう不安を持たないような安全・安心な気持ちで対応していくような道路でないといけないと思っておりますので、東九州自動車道については国、都城志布志道路については県のほうにしっかりと、今問題点、課題等が提起されたわけですが、そのことを含めてお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 今回、2点のことについて市長をお願いをいたしました。この道路については協議を重ねていただいて、現実を当局、国あるいは県のほうに見ていただいて、検討していけば必ず道は開けていくというふうに考えています。

ただ、この1点目についての労働力確保、よっぽど人口減少を最初のタイトルに持ってこようかな、少子高齢化というものを持ってこようかなというふうに考えました。いずれにしても労働力不足にも人口減少と少子高齢化が加速しているということで、そういった課題が問題視されています。先ほどもお話ししましたように、市長は4年前のマニフェストで、給食費無料化ということもうたわれましたので、市長でないとそういうところはできませんので、遠慮しないで本当はがつんとやっていただきたかったなというふうに私は思います。確かに恒久的な財源確保というのはあるのかもしれませんが、未来の子供たち、あるいは住みよいまちづくりということを考えれば、そういったものが非常に大事になってくるのかな、そしてまた高齢者の方々、市街地でも中山間地域でも一人暮らしの方が非常に多くなっていますので、そういった方々にやはり温かい手を差し伸べていただきたいな、新しいまちづくりというのはどんなものになっていくのかなというふうに私は考えています。そういったところをもうちょっと具体的に、市民が目撃するようなテーマを、ぜひ私はお聞きしたかったところです。次期の選挙公約で示していきたいというようなことでしたので、ぜひそういったことをしっかりした言葉で示していただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで新型コロナウイルス感染防止対策のため、10分程度休憩いたします。



午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、9番、持留忠義君の一般質問を許可します。

○9番（持留忠義君） マスクを外して挨拶をいたします。非常にこの場に立ちますと、何回となく立っているのですが、すぐ緊張しまして余計なことを言いますけどすみません。

皆さん、改めてこんにちは。もう11時になりましたので、こんにちはでいいと思います。真政志の会、持留忠義でございます。私のことで大変恐縮ですが、平成26年2月の初当選以来、早くも8年が経過しようとしています。この8年間で振り返りますと、私なりに一生懸命取り組んできたつもりです。たくさんの勉強もさせていただきました。このような場に立たせていただき、非常に感謝しております。なかなか目に見える成果は出していませんが、今後も機会を与えていただけたら引き続き誠意をもって、様々なことを一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

さて、言うまでもありませんが、議会は市民の代表機関であり、市長の市政運営が適切に行えているかチェックを行い、市政の重要な方針を決定するとともに、市民の意思が市政に的確に反映されるよう市長に政策などを提案する場でもあります。一般質問を通しまして、市民の意見が反映されより良いまちづくりにつながるものと考えております。

それでは通告に従いまして、一問一答で、まず1番目に茶業振興について、2番目に多面的機能支払交付金事業について、3番目に畜産振興について、4番目にサツマイモ基腐病について、5番目に道路行政についてということです。さて皆さん御承知のとおり、志布志市は農業のまちでございます。全国的にもお茶・畜産・園芸など、そのほかにたくさんの誇れるものがあります。私も一農家として日々農作業に励んでいるところです。今回の質問させていく内容は、農業やライフラインである道路に関するものです。市民の方々からのお話や自分自身で感じたことをお伺いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をしたいと思います。まずはじめに、茶業振興についてお伺いします。皆様御承知のとおり、志布志市は全国的にもお茶の主要産地として、旧町時代から長い歴史を重ね続けています。面積についても減少することなく増加を続けています。また、お茶は常に話題性があり、生活習慣病の予防効果が期待されるなど、現代の社会からは切っても切れないものとなっております。しかし、全国的にもここ数年価格は低迷を続け、お茶農家を苦しめている状況であります。

そこで、現在も粗茶価格の低迷が続いていますが、支援対策についての進捗状況をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 持留議員の御質問にお答えします。

粗茶価格は需給バランスが崩れていることにより、低迷が続いているところであります。粗茶価格低迷の理由としては、リーフ茶からペットボトル原料へといった、市場が求める茶の変化があります。コロナ禍による巣ごもり需要により、リーフ茶の需要に一部改善が見られるものの、この流れについては社会需要の変化でございますので、今後も続くものと見込まれております。

生産者支援としましては、コロナ禍による茶価暴落があった令和2年度に、国の地方創生臨時交付金を活用し茶生産継続応援事業、令和3年にポストコロナ生産対策事業を実施しております。

○9番（持留忠義君） ただいま市長が申されましたけれども、なかなかいろんな事業で市のほうも農協なんかもやっているのですが、なかなか価格のほうはどうしても上がってこないということで、いろいろ聞くところによりますと、もうこれじゃやっていけないということで、かなり

工場のほうも閉鎖され、生産者の件数がかなり減っております。やはり今後、価格についてもですけど、どうしてもいろんな支援をしなければならないということで、私は8年前にも申しましたけれども、前市長のときにも「補填はできないか」ということで、前の市長も2回ほどアメリカに行っている交渉をされましたけど、なかなか解決はできなかったということでございますので、ぜひこの価格については、もう少し何か手だてはないのかなということをおもうのですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたように、そういう2年、3年という形で支援事業をしているわけでありましたが、市単独での補助事業は考えておりませんが、国・県の動向を見極めながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○9番（持留忠義君） そのようなことですので、次の質問に移ります。

やはり、価格向上のためにはいろんな販路拡大をするということなんですけど、令和元年度以降の輸出量と今後の取組についてお示しできればありがたいと思いますけど、よろしく願いいたします。

○市長（下平晴行君） 茶の海外輸出につきましては、輸出先がアメリカ、メキシコ、ドイツ、スウェーデン、フランスとなっています。直接輸出の輸出量につきましては、令和元年度が12.7 t、令和2年度が8.6 tとなっています。

今後の取組につきましては、生産面ではアメリカ向け輸出対応型栽培体系の推進、施設面では国の輸出促進関連の補助事業を活用した品質向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○9番（持留忠義君） ただいま市長が申されましたけれども、アメリカ、ドイツについては令和元年は12.7 t、次の令和2年については、輸出量が減っているわけですね。それは何の原因が分かりませんが、やはり輸出先が減っているということは、これはどういうことなんですか。それは分かりませんか。

○市長（下平晴行君） このことについては、いろんな事業、品目もそうですが、やはりコロナ禍による外国都市のロックダウン等が原因ではないかというふうに考えられています。

○9番（持留忠義君） 輸出をする場合に、やはりアメリカ、ドイツとかありましたけど、やはり少しでもキロ当たりの単価を買ってくれる国というのはないわけですか、どうですか。ほかの国でないわけですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 基本的には、実際に今やっているところはアメリカ、ドイツそれからEU諸国、香港とか、そういったところも実際あるところでございます。

○9番（持留忠義君） アメリカ、ドイツ、EUとありますけれども、やはりこの国だけでも大体価格というのは同じくらいなんでしょうか、どうですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） すみません、ちょっと価格については把握をしていないところでございます。申し訳ありません。

○9番（持留忠義君） そのようなことで、やはり価格がどうしても伸びていきませんので、今

後少しでも、おそらく令和3年度もキロ1,500円を下回ったと思うんですね。それではどうしてもやっていけないという農家が多いですので、ぜひこういう輸出の価格についても、輸出量についても、少し検討していただきまして、少しでも価格が上昇するような政策を推進していただければありがたいと思っております。

この項目に対して、今2点ほど申し上げました。最後にお伺いしますが、市長は常々「市民目線」、「現場主義」と言われているので、当然現場に出向いて基幹産業であるお茶農家の方と話をされていると思います。それを踏まえて、今後さらに茶業振興にどのように取り組む覚悟でいるか、お伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） お茶は基幹産業の大きな一つとなっておりますので、それは議員がおっしゃるように、いかに生産量を増やすかということと市場の関係。私も身内に茶の関係に従事している者がおりますので、その情報等はしっかりと受けておりますので、そういうことも含めて、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○9番（持留忠義君） やはり、何と言っても鹿児島県は、面積的にも静岡県を抜いていると聞いておりますので、やはりお茶で生活をしていくのは、どうしても気になって、価格をいつも言われていますので、ぜひ市長、いろんな事業を取り込んでやはり国にも要望しまして、この前も森山衆議院議員にお願いをしたことがあったんですけど、「そろそろお茶のことも取りまなないかな」という話でしたので、ぜひ市長からも国会議員の方にもお願いして、少しでも茶の価格というのが安定できるような政策の推進をお願いしたいと思います。このことについては終わります。

次の質問に移ります。2番目に多面的機能支払交付金の事業についてお伺いします。全国的にも農村地域の少子高齢化及び過疎などにより、地域の共同作業が困難となり、農業に係る共用の設備の維持管理に支障を来しはじめ、またそうした共同作業が困難になったことにより、農家の負担が増加することが懸念されておりました。

そこで、平成26年度から多面的機能支払交付金により、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援するために創出されました。農業者及び地域住民などは活動組織、グループを作り、活動計画を決定。それを基に市町村と協定を結び共同作業を行い、その作業に対して交付金が支払われることの流れとなっております。

そこで、多面的機能支払交付金事業に支援や整備が必要と思われる地区はまだ多いと考えますが、推進の取組状況をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 過疎化や高齢化等により農家が担っていた農地や農業用施設、農村環境の保全については継続が困難な状況であるというふうに認識をしているところであります。

本事業は、平成19年度から農地・水保全管理支払交付金が創設され、平成26年度には農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動に係る支援や、担い手の負担を軽減することを目的とした多目的機能支払交付金として事業内容が拡充され、実施しているところであります。

本市においては、現在23の組織が約1,620haの農地や農業用施設、農村環境などを耕作者と地

域住民が一体となり保全しているところでもあります。

事業推進につきましては、当時は各土地改良区や校区公民館を中心に説明会を実施していましたが、制度改変後は活動を継続される組織ごとの説明会や、平成26年度からは、各自治会へパンフレットを配布し、随時説明会を実施してきております。組織数及び認定農地は、平成26年度に比べ約2倍となっているところでもあります。今後も組織立ち上げの声がありましたら、引き続き地区へ出向いて、事業の目的や組織立ち上げに伴う推進等を行いたいというふうに考えているところでございます。

○9番（持留忠義君） 令和2年度の決算報告によると、24と書いてありましたが、今市長が申されましたけど、23の確認ですが、これ以外にこの事業に参加していない土地改良区があると思います。運営も厳しいと聞いております。土地改良区の数字と今後の対策を伺います。

○市長（下平晴行君） 現在導入についての相談はないところですが、取り組んでいる組織から区域の拡大や活動内容の変更など、問い合わせがあるところでもあります。

○9番（持留忠義君） 今言われましたけど、ただこの23と言われましたけど、まだまだ結構あるんですよね。その中でこの前も耕地林務水産課のほうとも協議をしましたが、ただ、今後やりたくてもなかなかリーダーがいなくて、私も二、三のところに行っただけですけど、リーダーの方は「僕はもうしない」と、ただ会員の方はこれではいけないので「何とかしてくれんか」ということで、耕地林務水産課とも一応協議しましたが、今後耕地林務水産課がどのような指導をしていくか、それを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 事業は市が地区を指定し実施するものではなく、各団体から声が上がった地区でなければ事業導入は実施できないところでもあります。話し合い活動を実施し、その中で代表を決めていただければというふうに思うところです。

なお、本活動の中で各種研修会に集落営農やリーダー育成に係るものもあります。取組後に活用していただければというふうに思うところがございます。

○議長（東 宏二君） 先ほど農政畜産課長が答弁しましたが、ちょっと間違いがあったようで、発言を許可します。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 先ほどアメリカそれからEU諸国等の名前を出して、最後に香港ということでお話ししましたが、現在国の貿易統計を基に農林水産省が作成した資料によりますと、アメリカが1位、それから台湾、ドイツそしてEUと、そういったようなところが主な輸出先となっているようでございます。訂正しておわび申し上げます。失礼しました。

○9番（持留忠義君） 分かりました。

確かにこの多面的事業に参加するのは、非常に厳しいところが多いんですけど、ただこれは、先ほど言われたように、これは市が指定するのではなくて、各団体が自分たちで自主的にそれを組織して、運営するわけですけど、ただ、それはそうなんですけど、それではなかなか組織ができないものですから、やはり市の今後のいろいろな指導をできればしていただきたいというふうに思います。

次に、これは畑作の改良区なんですけど、水田作の改良区が今いっぱい問題になっているんです。これは通告はしていませんけれども、昨日ちょっと耕地林務水産課長に一応お願いをしたんですけど、分かる範囲内でいいんですけど、やはり僕なんか三つの改良区でありまして、曾於市大隅町それから大崎町、有明地域なんですけど、この中に有明地域はあるんですけど、この水田の改良区にしても非常に運営が厳しくて、曾於市大隅町も五つあったんですけど、五つの組合が水利組合に一応変わるといってございまして。そのためにはやはりいろんな運営が厳しいものですから、ただ除外者は増えてくるし、賦課金は入ってこないということですので、やはりこれを何とか我々も立ち上げていくためにも頑張っていますけれども、除外をしますとどうしても耕作放棄地が増えますので、いろんな面でイノシシとかに荒らされて、畑はもう本当に作れない状態であります。ですのでやはり今後、市のこういう事業をどうしても取り入れていきたいというふうに思うのですが、その水田についてどう思われますか。お願いします。

○耕地林務水産課長（小山錠二君） お尋ねの曾於市大隅町にあります上荒土地改良区だったと思いますが、そこについては改良区を解散されて水利組合になっていることは伺っております。

この事業は先ほど市長が申されたように、地域から上がっていく事業ではありますが、少数でも、一人でもそういう声があれば、特に水田におきましては、用水路の水系等の管理になっていられると思われまますので、一人でも声が上がれば私たちが出向いていき、説明を申し上げたいと思います。その中で1人が2人、2人が4人、8人とだんだん組織が集まっていけば、一つの形になってくるかと思われまますので、そういう形で市としても推進をしていきたいと考えております。

○9番（持留忠義君） このうちの土地改良区もですけど、昨年も2年続けての災害で、大崎町が入っているものから、なかなか私は去年も一般質問でお願いしたんですけど、災害でトンネルが埋没しまして、なかなか水が放出できなかったということで、いろいろと大崎町にもお願いをしたんですけど、なかなか予算がないということですのですぐ対応してくれなかったものから、それで志布志市にもお願いして今年また何とか通水するようになりました。ただ、それでもその地区の方が2年続けて通水できなかったものから、「もうやめる」ということで、「やめても困るんだよね」ということで、改良区もいろんな役員の方が、なかなかその役員をする人がもうなくなったものから、私が面倒を見ているんですけど、その地区までというのは非常に大変なんですよね。そういうことで、今後やはりこういう多面的事業に則ってやるように、ぜひしたいと思われまますのでよろしくお願ひしたいと思われまます。多面的事業については以上でございまして。

次に畜産振興についてですけれども、鹿児島県の黒牛は従来から状態がよく、枝肉がたくさん、併せて肉質も系統を選択し、改良が進んでいると高く評価されているのが要因だと聞かれます。本市では、肉用牛をはじめ養豚、酪農、ブロイラーなど、いろいろな形態の畜産が営まれておりますが、昨今の畜産をめぐる環境は、配合飼料などにより生産者への高騰や石油の高騰、それから小売価格により規模が縮小している状況にあります。さらに追い打ちをかけるように、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で和牛の消費が伸びず、低迷価格となり、和牛農家は甚大な影響を受けております。

そこで、経営の安定化を図るため、補填などの支援ができないかを伺います。現在市が、各団体に申し込まれている特別交付金の事業で執行することはできないかということですが、それをお願いします。

○市長（下平晴行君） 曾於地区における子牛競り市価格につきましては、平成26年度が53万9,000円、平成27年度が64万5,000円、平成28年度がピークで75万9,000円、令和2年度の平均価格64万円、令和3年度の10月末までの平均価格が65万7,000円となっております。令和2年度に入り新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、牛肉の消費低迷により60万円を下回る相場がありました。しかしながら令和3年3月、4月は70万円を超える相場に回復いたしました。その後、非常事態宣言により、5月以降65万円を前後する平均価格での推移となっておりますが、令和2年度と比較しますと1万7,000円ほど高くなっており、11月の平均は70万円を超える日もあるなど、回復傾向となっているため、現状を注視していきたいというふうに考えているところでございます。

○9番（持留忠義君） 私が農協のデータを調べますと、大体令和2年度に62、63万円でしたか、令和2年5月には57万円台まで下がったんですね。それはやはり緊急事態宣言があったり、コロナ禍の影響でありました。今度の令和3年10月までは62、63万円でしたよね。私のデータによれば66万5,000円ぐらいに上がったわけですね。今回確かに言われるように、11月は70万円台を超えました。でもその間の約2年間余り、農家にとっては厳しい事情であったと。というのがやはり、いろんなコロナ禍の影響もありましたけど、石油もガソリンの価格も上がりましたよね。そのことによって飼料もまた価格が上がっているんですね。だから少々ぐらい上がっても、どうしても飼料は出てこないのが現状だと私は思います。そういうことで、ぜひこれができるかそれはまだですけど、今後ですね、畜産は鹿児島県がかなり頭数も減りまして北海道より下回っていますけど、これを維持するためには、どうしても農家の方の意見を聞けば、そういうことで「少しはしてもらえないかな」ということの意味がございましたので、ぜひ今後これを検討していただきたいということでございます。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子牛価格の平均価格が下がった場合、先般の国による施策として、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業が創設されたところであります。この事業は、全国の子牛市場の平均価格を基本としていますが、黒毛和種で60万円を下回ったら1万円、57万円を下回ったら3万円を交付する内容であります。

ただし、現時点で本事業は終了となっておりますが、国の状況等を注視していきたいというふうに考えております。

○9番（持留忠義君） 理解しましたけども、やはり今後、そういう国のいろいろな数字も示されるとは思いますけど、やはりまだコロナ禍も収束していませんが、今回緊急事態宣言が解除されて消費者がスーパーとか行くことで、大分肉の消費も伸びたのではないかと思います。それで今後またいろんな面で、今またデルタ株ではないですけど、今日も2人の入国者の感染が確認されたということでございますので、ぜひそういうことで、どのような状況になるか分かりませ

ん。ですので、今後そういうことについても十分検討していただきまして、今後の動向を見極めてもらいたいと思います。そういうことですので、よろしくお願いします。

次に、サツマイモ基腐病について伺います。これについては、他の同僚議員からの質問がありましたけど、私なりの目線で質問をさせていただきます。

サツマイモ基腐病については、平成30年に認定され、被害は年々増加している状況でございます。ただ、なかなか解決策がないとのことで、現在できること、「持ち込まない」「増やさない」「残さない」を徹底するなど、生産者の方は精いっぱい努力をされているとお伺いします。

そこで、国・県と一体となって、市も補助事業を活用し様々な支援をされると思いますが、現状と今後の対応の在り方についてお伺いします。

○市長（下平晴行君） サツマイモ基腐病については、国や県から示された対策の徹底を呼びかけたところでございますが、8月下旬からの長雨等でさらに被害が拡大し、予想以上に収量が減少しており、サツマイモ基腐病対策に伴う経費増加もあり、経営が非常に厳しい生産者もおられるところであります。

このことから令和4年産のサツマイモ減産のみならず、農業経営継続も危ぶまれ、さらにはサツマイモ産地自体の存続が懸念されることから、産地の維持及び経営継続のため、本議会において市単独でさつまいも経営継続緊急支援事業、4,550万円の計上をお願いしているところであります。生産者への支援ができたというふうに考えているところでございます。

また、今後サツマイモ基腐病対策の一環として、土壌微生物の多様性によるバランスのよい土づくりに着目し、生産者とともに取組を検証しているところでございます。

○9番（持留忠義君） 確かに、今いろんな4,500万円とかそういう助成をするということなんですけど、ただ、病気はなかなか減少していないと。今年についても農家の方に話を聞きますと、大体収量が3割ぐらいしかない。3割と言え、もう本当にそれでは運営はできないと思うんですよね。やはりそういうことですので、ただその補助だけはありますけれども、今後このサツマイモ基腐病に対してどのような施策をやっていくのか、そしてまた対策として、やはりバイオ苗の確保というのは絶対必要だと思うんですよね。従来の苗だけでは絶対栽培できないのが現状でございますので、その点、市としては何か対策は考えてはいないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） サツマイモ基腐病まん延に伴い、市内全域に被害があることから、令和4年産のサツマイモ減産及び離農が予測され、産地の維持及び経営継続のため、令和3年産サツマイモ生産状況取組に応じた支援を行い、次期作生産推進を図ることを目的として、先ほどもありました支援事業をお願いをするものであります。また国・県などから、今後新たに方針が示された際は、速やかに生産者に周知するなど支援をしてまいります。

それから苗の件ですが、サツマイモ基腐病の対策として、健全苗の確保は重要なものであります。JAをはじめ、各集荷業者でも取扱いを行っており、12月から1月にかけて、次年度産の注文取りまとめを行っているところであります。しかしながら育苗施設規模の問題等から、バイオ苗には限りがあり、要望に対し全ての生産者に納品できていない状況となっております。今後、生

産者の声も聞きながら、JA、集荷業者とともに連携を図り、バイオ苗の普及ができるよう努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○9番（持留忠義君） 今市長が申されましたけど、やはり補助だけではなくていろんな対策についても、県・国それからJAなどと協議をして、いろんな対策を検討していただいて、少しでもサツマイモ基腐病の原因を突き止めていただきまして、今後そういう栽培に、また令和4年度についてもいろんなことをしてもらえればありがたいと思っております。やはり面積もかなり減少しておりますので、これではこの前の先生の話ではないですけど、やはりサツマイモというのは、デンプン用それから焼酎用などは需要が大事ですので、それがなくなると非常に問題になるということですので、国のほうもそれを十分取り上げて今後やっていくということでしたので、国・県にも要望して、市としていろんな対策をしていただきたいというふうに思います。

それと苗については、やはりバイオ苗についてはまだ、この前の9月の同僚議員の質問の中でも、非常にまだバイオ苗については厳しいと、苗が足りないということなんですけど、これを少しでも試験場とか農家、農協などにもお願いをして、1戸の農家に少しでも行き渡るように、努力していただければありがたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

次が、最後の5番目の道路行政についてですけれども、まずこれは、ちょうど5年前からお願ひをしていたのですが、まず県道宮ヶ原大崎線についてですが、現在、国道269号線から山重校区に向けて改良を行っていますが、現状と進捗状況をお願ひします。

○市長（下平晴行君） 県道宮ヶ原大崎線山重工区は、事業延長480mを施工しております。現在の進捗率は90%であるというふうに伺っております。

○9番（持留忠義君） 確かにどのようなもので90%かどうか分かりませんが、この線は非常に離合がなかなかできないと、現在、大型のトレーラーが来るものですから、それと建設課にお願ひしていたんですけど、9月に行われる県道の草払いとか、あれをなかなかしてくれないんですよ。これではいけないということで、私も何回か要望しているんですけど、結局道路が狭いものですから、離合するのに大型トレーラーが来ますと、高齢の方は特に「危ないよね、どげんかならんとかよ。」というような話もあるんですけど、いろいろお願ひはしてあります。そういうことで、今後これは非常に危険ですので、ぜひ県にもお願ひして、少しでも改良して、ただ進捗率は90%とありますけど、道路が狭いものですから、やはり幅員についても改良していただければありがたいというふうに思っています。そういうことでどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 曾於地区土木協会の活動を通して、早期完成を要望してまいりたいというふうに思います。

○9番（持留忠義君） 今まで3路線ありましたけれども、県、各市町建設課の努力でしていただきまして、本当にありがたいと思っております。やはり今後あの路線は、2市1町をまたいでいる県道で非常に生産者の方も曾於市大隅町の方もよく大型車両で通行する道路ですので、通行量によって違うという話もあるんですけど、結構、今、建設業のトレーラーがよく通過します。

それと曾於市大隅町のインゲンの農家の方が、大型で通行しますし、これはどうしても一日でも早くしていただきたいということをお願いしておきます。

次は、最後にこれは市道なんですけど、倉ヶ崎自治会の付近の局部の進捗状況なんですけど、どうなっているのかよろしくをお願いします。

○市長（下平晴行君） 市道田渕・平野1号線のうち平野地区について、道路に面する山林の伐採が行われたことで、道路下の崖が見えるようになっている区間があります。この区間については、南北を走る道路の西側が崖地に面する形となっているところです。道路管理者である建設課とも協議を行いました。カーブのため幅員を他の区間より広くする確保する対策を既に講じており、転落事故の懸念は高くないというふうに考えているところであります。

また、道路と隣接地の境界線近くにあじさいが植栽されております。ガードレールを設置した場合、道路の幅員が狭くなる可能性があり、現状のままでは、設置が難しい区間であるというふうに認識をしているところでございます。

○9番（持留忠義君） この路線は、やはり平野、上平野、下平野自治会は、どうしてもここは、以前は先ほど市長が言われたように、大木が結構立っていたんですけど、そのときもやはり谷間だったんですけど、木を伐採した関係で非常に余計に谷間がよく見えて、それで夜はやはりカーブになっているから見通しが悪いということで、今、その現場で一応検討はしたんですけど、ただいろいろな問題がございまして、その所有者がなかなかすぐには連絡がつかないということで、地元にはいらっしやらないということで、私も執行部の方とも一応現場を見てしたんですけど、いろいろと自治会の方の要請が強いものですから、これをやはり市にお願いして、どのようにされるか今後ぜひまた検討をしていただきまして、やはり事故が起きますと、市道ですので夜なんか見通しが悪いものですから、気を付けないとカーブですからまっすぐ行って、現にあの上にもカーブから下に落ちた例があるんですけど、どうしても事故が起きてからではどうにもなりませんので、やはり高齢の方が多いですので、運転についても非常に危ない人が多いものですから、自治会の方でどうしてもあそこは「ガードレールの設置をしてくれんか」ということだったものですから、ただこれは市といろいろ協議をして、いろんなことでしなれば簡単にはいかないよということでしたので、今日ここで一般質問でお願いしたところです。今後、少しでもそういう改良が一年でも早くできるようにお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

最後に全体を通して、市民にとっても少しでも前進ある事業が実施されるよう、執行部の御努力をよろしくをお願いしたいと思います。今日は、五つほど申し上げましたけど、茶業振興の問題について、2番目に多面的機能支払交付金事業について、3番目に畜産振興について、4番目にサツマイモ基腐病について、5番目に道路行政について、いずれもなかなか厳しい問題ですけども、今後令和4年については、またいろんな政策があるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ市長、最後にこの全体のことについて、市長の今後の意気込みをお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 持留議員が地域のことに一生懸命されていることをよく理解したところ

でありますので、できる範囲内で一生懸命対応してまいりたいというふうに思います。

○9番（持留忠義君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、持留忠義君の一般質問を終わります。

ここで、新型コロナウイルス感染防止対策のため10分程度休憩しますが、昼食が近いので、次の開会は午後1時から開会したいと思います。よろしくお願いします。

○

午前11時40分 休憩

午後1時00分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、2番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2番（南 利尋君） こんにちは。南利尋でございます。先日、志布志市出身のプロゴルファー池村寛世選手が、国内ツアーで初優勝しました。新聞にも大きく「志布志市出身」と掲載されておりました。志布志中学校2年生の外岩戸晟士君が、九州内の社会人が参加する鹿児島オープンゴルフ、アマの部でぶっちぎりのスコアで優勝を果たしました。昨今、コロナ禍で明るい話題の少ない本市にとって、若者たちの活躍は多くの市民に元気を与えてくれているのではないかと思います。皆さんも若者たちの活躍に便乗して、感染対策をしっかりと取りながら、太陽の下で思いっきり運動を行う時間を増やしてみたらどうでしょうか。人生健康が第一だと思います。私事ではありますが、私は鹿児島市出身の勝みなみプロを応援しております。小柄な選手ですが飛ばし屋です。海外ツアーに行くと「ミナミ、カツ」とアナウンスされます。偶然にも、私の祖母は南カツと言います。私の祖母は飛ばし屋ではありませんでしたが、責任感が強く頑張り屋でありました。名前を聞くと他人とは思えなくて、つい応援してしまいます。これからも池村寛世プロ、外岩戸晟士君、勝みなみプロを陰ながら応援させていただきたいと思っております。

通告書に従って質問させていただきます。農業振興について伺います。本市におけるサツマイモ基腐病の発生状況と今後の対策についてお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えします。

サツマイモ基腐病については、市内全域において被害が確認されており、例年より大幅な収量の減収となっている状況であります。現在、令和3年2月に農研機構から示されたマニュアルや県からの対策方針を基に、周知を行っておりますが、今後新たに方針等が示された際は、速やかに生産者に周知するなど支援してまいります。

○2番（南 利尋君） サツマイモ基腐病については、いろいろやり取りもありまして補正予算でも計上していただいております。的確な対策が確立されていない状況で、生産者も担当課の方々も本当に大変な思いをされていると思います。先日も森山衆議院議員が、何度も私の地元足を運んでくださりまして、40件以上の生産者と向き合って意見交換をしていただきました。私は、担当課の方々が休日返上で、昼夜を問わず生産者に寄り添っていただいていることに深く感

謝しております。

先日、志布志市サツマイモを守る会が発足しております。市への要望書では500件近くの生産者が署名されたということも伺っております。私は市民の代弁者として、「何を行政に望みますか。」ということをお伺いしたところ、多くの会員の方々は、「役所の方々には本当によく動いていただいてありがたい。感謝していると伝えてくれ。」とのことでした。まさしく私はこのサツマイモ基腐病に対しては、官民一体となった取組がなされているのではないかと思います。3年前から発生した状況でも、前の担当課長はじめ職員の方々、現担当課長はじめ職員の方々が、本当に生産者に寄り添って、今年も次年度に対しても、生産者のほ場を借りて臨床実験的なそういう取組もされるということで、本当に連携して取り組んでいただいていると私は思っております。また、コロナワクチンが開発されるのと一緒に、サツマイモ基腐病に対しても特効薬ができない限りは、なかなか完全収束は図れないのではないかと私も思っております。生産者は本当にこれまで「あれがいい」とか「これがいい」とか、いろんな対策を一生懸命取り組んでいただいております。しかし残念ながら、今年も昨年よりも甚大な被害が広がってしまっているわけですね。私は今、この市が、行政が何ができるかといいますと、情報発信しかないんじゃないかなと思うんですね。例えば国のほうでも補正予算をあげて、サツマイモ基腐病に対しての対策をしっかりと取っていただいております。県のほうでも補正予算を組んでいただいて、サツマイモ基腐病に対してしっかりと取り組んでいただいていると、私は思っております。であれば、生産者の方々もしっかり役所の方々と連携して、これから対策に取り組んでいきたいと志布志市サツマイモを守る会の方々もおっしゃっておりますのでですね。今何が大事かといいますと、国や県から出てくる情報発信を迅速に行っていただきたいと思います。例えば今は、行政放送で、サツマイモ基腐病に対しての残渣処理とか何とかが流れるんですね。これからは文書とかそういうものも送付して、具体的に誰一人聞き逃さないような、そういう情報発信の在り方を検討していただければよろしいのではないかと思います、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 議員のおっしゃるとおり、今特効薬というものがいないところでありますが、国・県からの情報等をしっかりと、防災無線だけではなくてその発信をしていくということも、結果が出ないと発信もできないわけでありますので、結果が出次第、しっかり文書で対応してまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひ確固たるこの感染対策が確立するまでは、生産者に寄り添っていただいて、官民一体となったサツマイモ基腐病対策に取り組んでいただくことを強く要請しておきます。

この中には、もう離農を検討している生産者もいらっしゃるわけですね。この離農を検討している生産者に対しての対応は、どのように取り組んでいかれるのか見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） サツマイモは本市の基幹作物の一つであり、サツマイモ基腐病による産地維持及び経営継続が課題となっていると認識をしているところでございます。まずは、本議会において市単独ではありますが、さつまいも経営継続緊急支援事業4,550万円をお願いしている

ところでございます。生産者への支援を少しでも行い、営農継続を図っていただきたいと考えているところでございます。

しかしながら、離農となった場合、サツマイモ生産者として培った技術の喪失は、本市にとっても損失であり、産地維持に大きくブレーキを踏むものであるというふうに考えており、今後独自のネットワークによるアプローチも含め、庁内で情報共有して、市としてできることを対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） 本当に本市の宝の喪失と

いいですか、そういうふうになっていくと思うんですね。そのような方々に対して、個別的に相談会的なものも検討していただければ、私はいいのではないかなと思うんですね。今市長がおっしゃったように、長年サツマイモづくりに何十年も取り組んで、サツマイモづくりに長けた人が多くいらっしゃると思うんですね。今、先ほども八代議員からもありました労働力不足ですね。どんどん今の現状でいけば、海外からのまたそういう新たな感染が始まりまして、そういう海外の労働力もなかなか難しくなっている状況の中で、次期作に対して取り組んでいかなければいけないわけですから、そういう相談会のようなことも行っていただいて、できれば今、例えば大塚の被害の多いサツマイモ生産地区においては、もう全然農業と違う人がいっぱい増えてきたわけですね。もう離農して次の仕事に取り組んでいる方もいっぱいいらっしゃいます。であれば、本市ではせっかくそういう技術を持った方が、できればほかの生産農家に対して従事していただくような、そういう推進も図っていくべきではないかと私は思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 離農して新たな作物を作るとなると、いろんな課題が出てくるというふうには考えるところでございますが、集荷業者との連携や庁内の情報共有を含めて、市としてできることをしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひ、本当に断腸の思いで離農を検討される方々もいらっしゃいます。誰一人取り残さないという観点からも、そのような方々に寄り添った対応をよろしく願いいたします。

行政改革について伺います。時代のニーズに対応した体制革新を図るべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 組織の見直しにつきましては、これまで政策に基づきながら必要な見直しを行ってまいりました。本年度から複数課にまたがる内容や異なる分野での複合的な悩みを抱える相談者を支援するための「まるごと相談室」の設置や、国のデジタル化に向けた政策に対応し、デジタル技術を活用した市民の利便性の向上や業務の効率化を目的とした「デジタル推進係」の設置を行っております。

組織の見直しにあたりましては、具体的な政策や現状の組織内での連携を考慮しながら進める必要がありますので、市として力を入れて取り組む政策等につきまして、現状や組織間の連携を確認しながら、新たな組織を検討して取り組んでいるところでございます。

○2番（南 利尋君） 新しいまちづくりの拠点として、本庁が志布志庁舎に移転して1年が経

とうとしています。私は、今こそ体制革新が重要であると考えます。東九州自動車道、都城志布志道路、志布志インターが開通して便利になりましたが、開通したことによりヒト、モノ、カネが、求心力のある都城市、鹿屋市に吸い取られるストロー現象が確実に起きています。私は4年前から、「高速道路が開通したら、必ずストロー現象が起こる」ということを主張してきました。ストロー効果を生み出すためにも、本市の特性を生かした仕掛けが重要であるとの観点から、多くの提案をしてきましたが、残念ながら一つも実現されませんでした。市長は、本庁が志布志支所に移転し、1年が経過した現状を踏まえ、新しいまちづくりにどのような施策を考えていらっしゃるのかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 庁舎の移転につきましては、新型コロナウイルス感染拡大によりヒト・モノ・カネの動きがストップし、地域経済が打撃を受け、思うような成果が得られなかったと感じているところであります。また、東九州自動車道や都城志布志道路の開通に伴う経済効果につきましても同様な状況であったところです。

また、ストロー現象につきましては、それぞれ受け取り方があると思いますが、今後ヒト・モノ・カネの交流を促進し、スピード感のある施策を展開していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） 今市長がおっしゃるスピード感のある施策とは、例えば具体的にどのようなものなのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは議員が、いわゆる本庁舎移転してもまだ経済効果が見られないと。実はこれは、管理部門と港湾商工課、4課が来ているわけですね。これからです。ですから、スピード感のある施策の展開というのは、いかに市民に対しての対応がどう早めに行えるのかということでもありますので、SDGsもありますように、誰一人取り残さないというような観点から、しっかりと施策を遂行してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） ソフト面においては、いろいろな振興計画とかがありますが、例えばハード面においても、しっかりとしたそういう施策を打ち出していないと、なかなか時間がかかり過ぎると、衰退していく状況を1年、2年が過ぎてしまいますと、飲食業界でもそうなんです、一回暇になったものというのは、なかなか元に戻せないという状況があるわけですね。もう一回都城市、鹿屋市に行き出しちゃった人は、志布志市で経済活動をしようということが、なかなか取り戻せないというような状況もあると思うんですね。ですから、これから考えるということよりも、今市長が、この4年間でコロナ禍を通した中で、どういう具体的なソフト面からはいろいろな振興計画も新たに計画されておりますし、ハード面においてもいろいろな取組が必要だと思うんです。そういうところというのは、市長の感覚の中ではどのようなものがあるのでしょうか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） ハード面と申しますと、基幹産業であったり臨海工業団地のいわゆる企業誘致であったり、そして商工業関係のいわゆる活性化と申しますか、そういうことであろうかというふうに思いますが、本庁舎を移転といっても、1月1日に先ほど言った4課が来た。実は

これからだというふうに思うんです。この本庁舎を持ってきた基本的なことはどういうことかと申しますと、やはりヒト・モノ・カネ、人が交流しないとまちの活性化はないんだということがお分かりになられた、私もそういうふうに思います。ですから、これからどのようにやって交流を図っていくか、これをしっかりと対応していかなければいけないというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) これからしっかりと取り組んでいただかないと、なかなか地域の活性化が図れないと私も思います。人流の流れを、人の交流人口、もちろんいろんな人口を増やしていかなければいけない場面で、私は今市長の答弁も踏まえて現状を鑑みますと、中心市街地対策、観光振興、漁業振興こそが、ストロー現象を解消する不可欠要素ではないかと考えております。

そこで、まちづくり対策課、観光課、水産課を設けたらどうでしょうか。各部署に精通した人材を公募してトップに置けば、時代のニーズに対応したまちづくりが実現するのではないかと考えます。日南市は、3年間で商店街の活性化を実現しております。国のモデル商店街にもなっております。日南市の事例を参考にして取り組むことも必要ではないかと思っております。国会でも「観光事業は地域創生の重要な成長戦略である」と言われております。本市の大自然を生かした、強烈な志布志ブランド力を持った観光リゾート地を造るためにも、見識のある人材をトップに置くべきだと考えます。9月定例会の中で、「本市の漁業は育てる漁業を推進していく」という趣旨の答弁がありました。私は志布志湾の海水汚染対策にもしっかりと取り組みながら、「とる漁業」「育てる漁業」を行い、持続可能な漁業・水産業を目指していくためにも、漁業・水産業に特化した部署を設けるべきだと考えます。私はこのような観点からも、体制革新を図るべきだと考えます。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 新たな組織を立ち上げる際には、限られた人材の中で、どのような業務があり、どの程度の人員が必要かといった具体的な政策見通しを考慮しながら進めていくことから、まずは、どのような政策を進めていくかといったことから検討する必要があると考えております。

他自治体の事例も参考にさせていただきながら、関連する政策の部署間で連携し、課題や必要な政策を検討した上で、具体的な取組や業務量等も勘案し、必要であれば新たな組織等について協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、港を活用していくという観点からいくと、港湾商工課の在り方、それからシティセールス室を設けているのですが、そういう港と商工業との関連、そういうのも深く、先ほどの組織の在り方も話をしましたが、いろんな対応をしていかなければいけないというふうに考えておりますので、議員の言われたそこも含めて、他の自治体の事例がいいことであれば、それを。しかし、志布志市は志布志市としての取組というのは大変大事だというふうに思いますので、そこら辺も参考にしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) やはり、私もいろいろ考えていくべき時期に来ているのではないかなと思うんですね。例えばの事例を出しますと、新型コロナウイルスの感染状況が国内に広がったときに、しっかりとした保健課という課が、日本トップレベルクラスのそういうワクチン接種の体

制とかいろんなことを取り組んでいただいたわけですね。日本でも上位にいくぐらいの接種率を結果として出していただいたわけですね。スペシャリストの集団があれば、迅速な対応ができるということなんですよ。例えば、今サツマイモ基腐病に対しても農業に精通した方が農政畜産課にいらっしゃるわけですから、そこが官民一体となったスピード感のある対応ができるということなんです。例えば次の通告で、まちづくりということで私は通告させてもらったんですね。それで今市長がおっしゃったように、港湾商工課とシティセールス室の方々に、「今度こういう質問をさせていただきます」ということでお伺いしたんですけど、「こうですね」「ああですね」という聞き取りをしていただきながら、「ここがちょっと企画政策課になりますね」という話になるわけですね。企画政策課の方々にもお伺いしたら、「そういう質問ですね」という話になったときに、「ああ、これはちょっと港湾商工課のほうになりますね」という話になるわけですよ。一番大事な要素を、今市民が都城市、鹿屋市に買い物に行ったりで経済活動をしている、また観光にいろんな高速道路ができたおかげで、いろんなところに志布志市から観光に高速道路を利用して、出かけていらっしゃる方々が増えているわけです。まちづくりに対しても、例えばテレビでもよくありますが、さびれた温泉街を活性化させたとか、具体的な過疎化の進んだまちを何かの提案をして、そこで新しいまちづくりを成功させたような事例もいっぱいあるわけです。日南市もそういう何千人もの公募の中から、そういう長けた人を、精通した人を選んで、3年間で国のモデル地区となるような、商店街のまちおこしに成功しているわけですね。もちろん私はいつも思っているのですが、本当に役所の職員の方々には毎日勉強させていただいて、有能な方ばかりだなと思っているんです。だけど、何かの分野に精通したという、例えば人事異動とかもありますよね、やはり。観光を2年間一生懸命やったけど、3年目はちょっと保健課に行かなきゃいけなくなりましたという状況もあるわけですね。例えば、3年なら3年、4年なら4年で、トップを置いたそういう組織の在り方も、私はスピード感あるこのいろんな課題に対しての対応になるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） そのことについては、私も例えば各課に一人ずつでも、本当に福祉であれば福祉関係、商工業であれば観光関係にとかという、そういう考え方で改革ができれば本当に志布志市は大きく変わるだろうと、そのことも話しているところです。そのためにはやはりしっかりとアンテナを張って、全体の全国の状況等を見ながら、取組をしていかなければいけないというふうに思っておりますが、そのような考え方で、これは一つの日南市等もすばらしいなというふうに思うんですが、志布志市は先ほど言いましたように、志布志市独自の対策と申しますか、対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、前向きに今市長がおっしゃった幅広い視野でいろいろな事例も参考にしながら、まして参考にすることも大事なんですけど、例えば、志布志市はごみ出しで志布志モデルという先進事例的なものを作っているわけですよ。だから、先進事例も大事なんですけど、志布志市独自の強烈な志布志ブランド力のあるようなそういうまちづくりに対しても、しっかり対応していただくことを期待しております。

次に、新しいまちづくりについてお伺いします。

3次産業の活性化が重要な課題であると考えます。早急に具体的なビジョンを策定すべきではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 東九州自動車道や都城志布志道路の完成、また市道香月線の供用開始といったインフラ整備により、ヒト・モノ・カネの動きが少しずつ変化を見せ始めております。また、全国的に新型コロナウイルスの感染が減少傾向になっていることもあり、自粛ムードから一転して、購買意欲への行動範囲が広がってきていることが伺えます。

今後の市内における消費拡大及び地域経済の推移を考えたときに、企業立地、店舗や商業施設の誘致を含め、第2次志布志市総合振興計画や都市計画マスタープランなどとの整合性を図りながら、今後のビジョンを模索してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） 本当に新しいビジョンを考えていかなければいけないときに来ているというのは、さっきから質問させていただいていますが、現状は、国道沿いでサービス業を営んでいらっしゃる方々は、「日曜日の午前中は、車の通りが激減した。」「全くなかった。」と言われているんですね。「日曜・祭日の車の通りが激減したことがはっきり分かりますよ。」と何度も言われていました。私は高速道路が開通して、本当にありがたいと思っております。しかし、先ほども述べましたように、ヒト・モノ・カネが鹿屋市、都城市へどんどん流出するようになりました。多くの方が「休日は高速道路を利用して、食事や買い物に出かけるようになった」と言われます。このままではコロナ禍が収束しても、本市の三次産業はどんどん衰退していくのではないかと危惧しています。港湾関係の仕事で本市に移住して来られた方々も、「休日、出かけるときは志布志にはいません」とはっきり言われます。市長は、今の答弁にもありましたが、「市道香月線が全面開通したことで、人の流れが変わる。JR志布志駅付近を拠点とした新しいまちづくりに取り組みたい。」ということを2年前の私の質問の答弁でしていただいております。ストロー現象を阻止するためにも、市道香月線沿いに新たなまちづくりビジョンを早急に策定すべきではないかと私は考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） JR志布志駅を起点とした場合に、市道香月線から志布志港湾、国道220号線及び高速道路につながる沿線の空き地等、今後の有効活用地として非常に利便性の高い空き地だというふうに考えております。第2次志布志市総合振興計画や都市計画マスタープランなどとの整合性と図りながら、今後のビジョンを模索してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） これからの本市の三次産業が発展するか衰退するかは、あそこの市道香月線の取組に、私はかかっているのではないかと断言でも過言ではないと思っております。市道香月線沿いには陸上競技場、体育館、しおかぜ公園などがあります。志布志駅横に多目的広場も完成しました。しぶしアピア以外には買い物や食事をする店舗がありません。スポーツ合宿やいろいろなイベントで多くの方が集まります。市道香月線沿いの地権者などと協議を行い、沿道の土地を有効活用し、にぎわいの創出を図り、活力ある新しいまちづくりを推進していくべきでは

ないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 令和元年12月に、志布志市まちづくり活性化対策等の調査特別委員会から、「JR志布志駅周辺を観光おもてなしの玄関口としてより一層の整備、活用を図るべき」との提言をいただいているところでもありますので、市としても中心市街地の発展地域として位置付けているところでもあります。

そして、この市道香月線沿いには、商業施設であるサンポートしぶしアピアもあり、今後このアピアが中心となって、市民の消費拡大と地域経済の発展といった相乗効果を得られるような、商業店舗等の誘致も重要になってくるのではないかというふうに考えているところでございます。

○2番（南利尋君） 市道香月線沿いがすごく重要なポイントになるわけですね。今、「アピアを中心とした」と答弁していただきましたが、アピアもなかなか厳しい状況があるということで、市のほうで土地を買い取ったりいろんなものに対しての協力をしているわけですね。だから、アピアに対しても相乗効果の出るようなそういう対応が必要だと思うんですよ。アピアだけを中心に、もちろんすばらしい経済活動の拠点だとそれも認識しておりますが、例えば今の現状を踏まえれば、アピアを利用される方々というのは、ある程度の年齢層とかそういうジャンルが決まってくるわけですよ。極端なことを言いますと、今の現状ですよ、私ではないですよ、ちょっと分かりやすく説明しますと、例えば若い方々というのは、大体都城市のイオンとか、鹿屋市のバイパス沿いのいろんなそういうところに行かれるわけですよ。例えばファストフードでも何でもそうなんですけど、都城市のドライブスルーがある店舗を使うとかですね、そういう場面があるわけですよ。ではアピアを本当に活性化させて、いろんな消費を促す、経済活動を促すには、アピアと連動したそういう施設を整備していかなければいけないのではないかなということなんです。簡単に言えば、本市はスポーツ合宿を推奨しておりますが、スポーツ合宿に来た方は、陸上競技場の自動販売機としおかせ公園の自動販売機しかないわけです。そういう近場でそういう飲み物を買おうとすればですね。そこにおにぎりも買いたいという方もいらっしゃる、試合が次始まるから、すぐ弁当を用意しなければいけないという方もいらっしゃるという状況もあると思うんです。宿泊に対しても、大崎町とか都城市とか鹿屋市に宿泊して、本市のスポーツ合宿に参加される方々もいらっしゃるわけですね。であれば、宿泊施設を踏まえたそういう新たな商業施設の誘致ではないんですけど、市内事業者に対しての出店でも新たに提案すればいいわけじゃないですか。いきなりイオンをこれから誘致しましょうよなんて、できるわけじゃないじゃないですか、簡単に言えばですね。であれば、市民が求めているようなそういう通りをイメージしたものを、しっかり市民目線で検討していただいて、また地権者が何人かいらっしゃると思うんです。もう駐車場であったりとか空き地であったりとか、何かが置いてあったりとか空き家だったりするわけですよ。今まだその現状なんですよ。でも行政の指針としては、「これから市道香月線通りを中心として」とおっしゃっていますが、計画があるんだなと思って現地を見てみますと、10年計画なのかどうかは分からないんですけど、全くその今の現状では見える状況がないわけですね。だから、市長がよくおっしゃる「あれもこれもはできませんよ」ということをよくおっしゃ

いますよね。それは僕も十分理解しているつもりなんです。だから、まずは何をしなきゃいけないかって、あそこの市道香月線沿いの地権者、どういう方が所有されているか、これはどういう地目に変えて、どういう利用をしなければいけないかということの具体的な調査もやりながら、しっかりと市民の意見を聞いた、そういう新しい活性化を図れるようなそういう商業施設の地区を、拠点を作っていくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、アピアが中心となって消費拡大を図ると、そういうことで商業店舗の誘致も重要になってくるということで、今の東九州自動車道、都城志布志道路、ストロー現象とおっしゃいますけれども、鹿屋市から志布志市にちょうど都城志布志道路の交差点、もう都城市からも志布志市に入ってくる左折、鹿屋市からは右折ということで、あそこが1回では右折、左折できないような状況であるわけです。ですから、私はどこを見てストロー現象なのかなと、ちょっと不思議でならないんですが、そういうことも含めて、あそこの市道香月線沿いについては、今有り難いことに商社の方もアポを取っていただくような形になっておりますので、そういうこれから、しっかりと見えてくるのではないかなというふうに私は思います。ましてその商業誘致もしっかりと手だてをしていかなければいけないというようなことも考えておりますので、それで連動した取組をしていかなければいけないというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 私も、今の全く市長と同感なのですが、今までの流れを見ますと工業団地の誘致企業、一生懸命工業団地の売却とかをしてきたわけですよね。私はやはりこの均等に商業関係もいろいろな取組をそれに準じてしてこなければいけなかったのではないかと考えているんです。ただ、工業団地だけが発展している現状があるわけですね。いろんな大企業が進出してきて活性化された工業団地があるわけですが、しかしそこに比例して商業が伸びてきたかということ、そうでもないんですね。よく港湾関係の方々といろいろとお話をさせてもらう機会ではですね、意外と港湾関係の方々は100%ではないのですが、志布志市で経済活動を行われていないわけですね。それはもう本当に調査をしていただければすぐ分かると思うんですが、やはり一生懸命夕方5時、6時まで働いて、ちょっと志布志市で買い物して帰ろうとか、志布志市で休日のんびり過ごそうかという場面がないわけですよね。若者たちに「なぜ志布志市で買物をしないか」と聞きますと、単刀直入に「志布志市には買うものがない」と言うんです。これは1人、2人ではないんです、みんなそうなんです。例えば、子供をお持ちの子育て世代の親の方々も言われるのが、「子供が都城市に連れていけ。子供が鹿屋市のああいう店に連れて行けということ言うものだから、いつも鹿屋市、都城市に行っています」というような話になるわけですよね。そこをすぐにはできないと思うんですね、だけどしっかりとビジョンを組みながら、志布志市でそういう子育て世代やそういう港湾関係の方々が、いろいろ経済活動を行えるようなそういう商業施設の在り方もしっかりと、具体的に検討していくべきではないかということでお伺いしておりますが、その辺はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、第2次志布志総合振興計画や都市計画マスタ

ープランなどと整合性を図りながら、今後のビジョンを模索してまいるといふうに話しましたが、まさにそのことをしっかりと取組をしてまいりたいといふうに考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、例えば本庁舎移転計画の中にも短期計画、中期計画、長期計画とありますが、ぜひあそこの市道香月線沿いの計画は、振興計画の中でも短期計画としてしっかりと取り組んでいただだけませんか、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、本庁舎在り方検討委員会を参考にしながら、短期が今終わって中・長期ということで進めていこうということでもありますので、しっかりとそのことを受けてまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、スピード感のある検討をしていただくことを強く期待しております。

次に、大原地区付近に公営の物産館を造り、地場産物の消費を促すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 令和3年2月に都城志布志道路、また令和3年7月に東九州自動車道の志布志インターが相次いで開通し、交通量が増え特に朝夕はインター付近で停滞も見られるところであります。そのような中、大原地区におきましては以前あったスーパーが閉店し、生鮮食品と日常の買い物ができるようなお店がなくなり、地域の方が不便を来しているという声もお聞きしているところであります。

今回地場産の消費拡大のために、日常の買い物等もできる物産館を造る考えはないかとの質問でございますが、本市におきましては、既に営業をされている民間のスーパー等があることから、施設の建設については慎重な検討が求められるといふうに考えております。

一方で、道路の開通による多方面からの集客を図るチャンスでもあることから、今後どこにどのような施設が必要か、あらゆる可能性を模索しながら検証してまいりたいといふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 私は公営物産館の提案には、大きく分けて三つの理由があります。一つ目は、市長がおっしゃった高速道路を利用して、本市を訪れる方々は、大原地区付近を通ります。本市で商売されている方は、高速道路が開通しても経済効果は感じないと言われております。志布志インターが開通しても、三次産業への経済波及効果は生じていないのではないかと、私は考えております。現状を打破するためには、本市を訪れる方々の経済活動拠点づくりが必要不可欠だと考えます。高速道路に乗る前にトイレによって土産物を買ったり、食事ができる施設があれば、経済活動が促進すると考えます。

二つ目は、本市の6次産業化された地場産物を本市を訪れた方々に購入してもらうためにも、物産館があれば販売効率が上がると考えます。アピアで販売するのもよいとは思いますが、アピアは市内の方々の経済活動拠点ではないかなと、私は考えます。志布志市には、世間にまだ知られていないおいしいお米や野菜、果物、青果、団子、みそ、漬物、そばなどたくさんあります。

私たちは当たり前のように食べているものでも、市外の方にはびっくりするようなおいしいものが多くあります。すばらしい民芸品や手芸品などを作っている方も多くいらっしゃいます。高齢者が家庭菜園で有機栽培された野菜などは、とても価値があるのではないかと思います。高齢者の生きがいにもつながるのではないかと考えます。6次産業に取り組む事業者が増える可能性も出てくるのではないのでしょうか。

三つ目の理由としては、大原地区付近には買い物をする施設がなくなりました。大原付近の方々や中山間地域の方々から、「仕事帰りに気軽に買い物ができるようなところが欲しい」「大変不便になった」とお聞きします。大原付近の高齢者の方々が、「近くに買い物するところがなくなって、大変不便です、困っています。」との声も聞きます。私はこの三つの観点からも、公営の物産館を造るべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、高速道路ができて、その中にいわゆる駐車スペース、そういう販売店等の店がないわけでありますが、まさにそのことについては、先ほど言いましたように、他の民間のスーパー等とも関係がありますので、例えば、将来道の駅の構想等もあるわけでありますので、そこらと組み合わせた店の在り方が必要になってくるのではないかなと思います。

今三つの話が出ましたけれども、基本的にはやはりそこに民間での立ち上げをどうしてできるのか、していただくのか、そこ辺も含めて検討をしてみたいというふうに思います。

○2番（南利尋君） 私も民間との関連というのが大事になってくると思うんですが、例えば行政とは、民間に対して仕事を創出することも行政の役割だと思うんですね。例えば、その公営の物産館を造ったとしますよね、各テナント制にすれば、民間の方も出店できるわけです。私が前に夏井の海水浴場で、若者が「海の家を運営したい。」と言っていますということで提案したときに、「ぜひ、やりたい方がいれば協力しますよ」というようなやり取りがありました。市内に住む若者、生産年齢の方々がですね、新しい事業を志布志市でやりたいという人はいっぱいいらっしゃるわけですね。例えば、スイーツを都会で研究して、今市内でスイーツ屋さんをやられている方もいらっしゃるわけですね。そういう方々も、人口に対しての消費ではなかなか次の展開ができないわけですね。本店を持っていて、支店はそこの公営の道の駅で店舗を出して、市内を訪れる方々に購入していただければ、売上げも増えるわけです。だから逆転の発想ではないんですけど連携して、本店はここにありますが、支店は公営の物産館にありますというようなものがあれば、民間を痛めつけるような事業では私はないと思うんですね。だから、そういう民間に対して、仕事をつくり出すという観点からも、ぜひ前向きに検討すべきではないかと思うんですね。鹿屋市の笠之原交差点から吾平方面へ向かう道路沿いに、去年の4月に「農畜産物直売所どっ菜市场」という物産館がオープンしております。私も何回か行きましたが、平日でも、「午前中からおまえ何やってんだ」という話になるかもしれませんが、ちょうど人に呼ばれて行ったんですが、本当にたくさんの利用客がいらっしゃるわけですね。大体昼間は高齢者の方々がいらっしゃるわけですね。外には広い椅子に座ったり、のんびりできるようなところもありま

す。そういう方が訪れる。夕方には働いている方々が総菜とかを買って帰られるという状況があって、もう本当ににぎわっているわけなんです。物産館というのは、いろいろ「どこのやつかな」と商標を見てみると、例えば納豆にすれば茨城県産が置いてあったりするわけですね。もうあそこの鹿屋市の物産館というのは、納豆まで鹿屋市産なんですよね。だからあらゆる漬物にしたって何にしたって、全てが鹿屋市産で統一されているわけです。すごい中途半端にこだわっているなという感じの物産館なんです。だから、市長がおっしゃった志布志市のそういうものづくり、基幹産業のいろいろさっきもありました、牛肉の消費がなかなか促進しないといういろんな状況がありますよね。そういうのも関連して、やはりしっかり前向きに考えていくべきではないかと思うんですね。まして、多くの市民の方々の要望なんです。だからこれを例えばいろんな鹿屋市でもいいです、高速道路のインターの近くには必ず何かの立ち寄れる場所がどこでもあるんですよ。にぎやかなまちのインターにはですね。だから、そういうイメージを持っていただければ、大原地区に地元の方も利用できる、そういう若者も本店を持って支店も出せるような、そういう取組ができる。それでこの前市長がテレビに映っていらっしたんですけど、お茶のドレスニングができましたということで、結構にこにこしながら試食されていたのが、すごくインパクトがあったんですが、そういうものもアピアに置くのももちろん重要なことなんです。そういう物産館に置けば、余計購入率が上がっていくと思うんです。それが、市内の三次産業の事業者に対しての貢献にもつながるのではないかと思います。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 鹿屋市のどっ菜市场ですか、私も見に行きましたけれども、結構お客さんがいたというふうに記憶しているところであります。これは市が施設を造ったほうがいい、先ほど言いましたように、どういう形でそういう施設の在り方をしていくのか、これはやはり民間で自主的にそういう対応をしていただければ、一番いいと思うのですが、その高速道路等との関連、ここ辺はしっかりと考えて対応していかなければいけないというふうに考えておりますので、いろんな角度から内部で十分協議しながら、取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） そこで、隣の串間市では、役所内に東九州道・中心市街地対策課、東九州自動車道対策係を設け、総工費24億円をかけて道の駅を整備したわけですね、皆さんも行かれたことがあると思うんですね。東九州自動車道対策事業として、国から8億円の予算をいただいているわけですね。その志布志インターの近くも東九州自動車道が通るわけですから、これも一つのストロー現象に対する東九州自動車道対策事業になると思うんです。だから、そういう観点からも、なかなか予算が都合がつかないという場面も、いろいろ精査しながら、そういう東九州自動車道に対する対策としての事業で取り組んでいけば、可能性が見えてくるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市としてもあらゆる事業をするときには、室なり係を設置して対応しているところがございます。このこともそれぞれの市の中で対応していると思いますので、本市としてもそういう取組をする場合については、しっかりと対策室なのか、そういう課なのか、そこら辺も含めて取組をしっかりと、組織をしっかりと体系、体制を作って取組をしてまいりたいと思

います。

○2番(南 利尋君) ぜひですね、これも東九州自動車道対策、そういうこれはストロー現象とも関係しますが、志布志市に訪れた方々に経済活動を行っていただくということも大きな柱として、前向きに検討していただきたいと思いますので、強く期待しております。よろしくお願いします。

次に、各種学校を創設すれば、人口増加とにぎわいの創出につながると考えます。検討すべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 人口増加やにぎわいの創出など、いわゆる地方創生の実現に向けては、地域への人の流れを作り出すことが最優先事項と言っても過言ではなく、これまでも都市住民向けPRや移住・定着に係る事業、小中高生に対するまちの意識醸成に係る事業、関係人口の創出・拡大、官民連携の推進など、多様な施策を展開してきたところでございます。

そのような中、議員御提案の新たな学校創設につきましては、本市において新たに検討するとなれば、慎重にならざるを得ない部分も多いとは考えております。まずは人の流れの創出に向け、市として進むべき方向、国の外国人人材受け入れの動向、予想される市民の暮らしの変化など、長期的なまちの変遷を見据えた上での見極めが、必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○2番(南 利尋君) 本市の重要課題として、人口減少、労働力不足、少子高齢化などがあります。そのような難題の解決策として、各種学校の創設を検討すべきではないかと私は考えます。大学や専門学校のある自治体には活気があります。各種学校を造れば、間違いなく人口は増えます。本市では、基幹産業の農業・畜産業の労働力不足が懸念されています。港湾関係においては、大型トレーラーなどのドライバーの高齢化が進み、平均年齢が60歳を超えているとも言われております。ドライバー確保も困難な状況にあると聞きます。訪問ヘルパーさんなども高齢化が進み、ヘルパーさんの人数も減少し、人材確保が難しくなってきております。Iターン・Uターンだけの人数では、到底賄えません。市長は、このような喫緊の課題に対して、どのような対策を考えていらっしゃるのか、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 人口減少や少子高齢化といった課題は、我が国が直面する喫緊の課題であり、本市の課題でもあります。このような課題に対応していくため、本市においては平成27年度を初年度として、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、これまで継続して地方創生に係る取組を進めてきたところであります。戦略の中では、「稼ぐ志布志をつくとともに、安心して働けるようにする」、「ひとや企業とのつながりを築く」、「結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」、「魅力的で安心して暮らせるまちをつくる」という四つの基本目標を掲げ、それぞれに対応したプロジェクトを実施してきております。この戦略については、第2期志布志市総合振興計画に包含するものとして、今年度の策定作業を進めているところであります。

引き続きこの戦略に基づき、人口減少対策を講じる考えでございます。

○2番(南 利尋君) 市長がおっしゃるように、全国の自治体が同様の課題を抱えているわけ

ですね。今市長が言われた新たな総合振興計画の中で、四つのそういう目標を掲げてやっていくということでおっしゃいますが、その四つの課題はですね、この同じ課題を抱えている全国の自治体に取り組んでいるわけですね。それでも答えが出せないということが、今の現状だと思うんです。志布志市はよく「これから世界へ羽ばたく志布志市を構築する」というような、いろんなところで港の発展を踏まえて、そういう文言を私は何回も聞いたことがあります。世界へ羽ばたく志布志市を構築するのであれば、国内だけに目を向けるのではなく、グローバルな人材育成に取り組むべきではないかと私は考えます。そのためにも、各種学校の創設を検討するべきであると考えます。農業への労働力不足を解消するために志布志市農業学校、介護士・ヘルパーを確保するために志布志市福祉学校、日本語を学んでもらってドライバーなどの資格が取れるように志布志市日本語学校などの創立を検討すれば、具体的な方向性が見えてくるのではないかなと思うんです。例えば、この前NHKで放送されていましたが、福祉学校に関しては、まず福岡の日本語学校を海外の方が卒業されますよね。そうすると、宮崎市にある福祉学校に入学されるわけです。そうすると宮崎市の福祉学校の分校が日南市にあるわけです。日南市の分校の福祉学校を卒業された方が、串間市の福祉施設で働くと、学費が免除されるというシステムがあるわけです。これは看護師でも同じようなそういう取組があると思うんです。であれば、例えばそのシステムを志布志市で、私は前の質問の中で県のほうに問い合わせたことがあったんですが、各種学校は、文科省ではなく、県知事の許可でできますということだったんですね。県知事の許可がどういう条件でクリアできるかは、まだ精査してみないと分かりませんが、そういう各種学校ができるのであれば、志布志市の福祉学校を卒業して、志布志市内で5年間働いていただければ、志布志市のそういう福祉学校の授業料は免除しますとか、それを市が半分そういう病院関係、福祉関係の事業者が半分という形で、お互いにカバーし合いながらそういうものをしていけば、必ずそういう移住・定住の方に、来ていただければありがたいですが、そういうものも関係なく人材確保の方向性が見えてくるのではないかなと思うんです。例えば、これが日本語学校に3年間通って免許を取って、また志布志市で港湾関係の会社で働いていただければ、その授業料は志布志市が飼料会社とかいろんなところと志布志市が提携して、授業料は半分ずつカバーしましょうよ、その代わり5年間働いていただければ学費はタダになりますというようなものにすれば、さっきから市長が言われる先進的なモデルになると思うんです。志布志モデルの人材確保の在り方ということに私はつながると思うんですが、そういう考え方はどうでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 総体的には理解するところではありますが、それがそれぞれのいわゆる県なり市の取り組み方であろうかというふうに思います。

本市もそういう学校が果たして実現できるのかどうかということも含めて、しっかりとこれは国の補助あるいは県の補助、もちろん市の負担も出てくるかと思しますので、そこにいく前にそういうことが実際可能なのかどうか、そこ辺も精査しながら取組ができるのかどうかですね、協議してまいりたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) 可能かどうかということで、私も一生懸命調べてですね、可能なんですよ。私が調べた結果、県にも問い合わせた結果ですね。そういうのを前向きに検討していただいて、スピード感をもって対応しなければいけない場面というのはいっぱいあるわけです。その人口減少もそうなんですけど、そういう労働力不足というのは、せっかく港湾関係がどんどん開発されて発展することに対して、どんどん港湾関係の方々が一番の悩み事というのはドライバーの確保なんですよね。だから、県や国の事業なわけですから、そこで国がやること、県が取り組むこと、市が考えなければいけないことというのは、全部違ったジャンルであると思うんです。だから、志布志市のやるべきことというのは、やはりドライバーの確保とかそういうものも、しっかりとした対応が必要ではないかと思うんですね。私は3年前の一般質問で、北海道の東川町の事例を挙げて日本語学校創立を提案させていただきました。私はそのとき文教厚生常任委員会の委員でしたので、ぜひ学校という感覚で「東川町の日本語学校へ所管事務調査に行きましょうよ。」という提案をしたんですね。そして事務局の回答が、「東川町の日本語学校はまちおこしにもつながりますので、所管が総務ではないかと思えます。」という事務局の答えが返ってきたのですから、文教では行けなかったわけですね。私はそのときに何を感じたかと言いますと、「ああ、公立の日本語学校を造れば、まちおこしにもつながるんだな。」ということで、私は新しいまちづくりという観点からも、一生懸命調査をしながら今質問をさせていただいておりますが、例えば、東川町は人口8,000人強の町です。日本で初めて町立の日本語学校を設立した町です。先日テレビで、今では日本語学校も大好評で、現在は東川町独自の子育て支援事業に取り組み、全国からの移住者が多く、住宅を分譲するとすぐに完売になって、住宅確保が困難になっているとの報道番組がありました。東川町は本市と同様に大自然の豊かな町なので、「写真の町、東川町」という斬新なアイデアで、世界フォトコンテストも開催しているわけです。東川町のような各種学校を創立して、まちおこしの活性化に成功した事例もあるわけです。それによって人口が増えて、もちろん地方交付税も増えてまいります。いろんな財源確保にもつながるわけですね。このような事例を調査・研究して、検討すべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 私もネットでちょっと調べさせていただきました。東川町においては、外国人材を交流人口、関係人口と捉え、世界標準でのまちづくりを推進しているようであります。特に日本語学校については、外国の方に1年や6か月といった期間で滞在していただくことで、町内での消費が増え、経済発展につながるようでございます。その他市町村とは一線を画した「東川スタイル」とも称される取組については、一つの先進事例ということで参考にしていきたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) ぜひですね、このような事例もありますので、そういうものを調査・研究していただいて、市長もさっきからおっしゃいますが、本市のオリジナルもしっかり取り入れて、先進事例等をミックスしたような新しいまちづくりの施策を検討していただくことを強く要望しておきます。

最後に、観光振興について伺います。ダグリ岬海水浴場にあるトイレを整備して、本市を訪れ

る方々や市民に「おもてなしの心」が伝わるスポットにすべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 現在あるダグリ岬海水浴場のトイレにつきましては、更衣室とシャワー室を兼ね備えた施設で、建設から40年以上が経過しており、最近では、平成27年に更衣室のシャワー設備の改修等を行ったところであります。

現在、ダグリ岬遊園地とともに、株式会社谷口製作所を指定管理者に維持管理をお願いしておりますが、指定管理者との協議の中で、施設の老朽化による度重なる修繕やトイレの洋式化への要望もあるところでございます。

今年度策定中の第2次志布志市観光振興計画においても、ダグリ岬周辺地区につきましては、重点エリアと位置付ける考えであります。景観にも配慮した魅力ある観光地を目指し、施設の整備、改修等も行っていきたいと考えており、来年度トイレの解体やダグリ岬地区の施設整備の可能性調査を検討しているところでございます。

○2番（南 利尋君） ダグリ岬海水浴場のトイレの現状は、本当に老朽化しているわけですね。一生懸命掃除もしていただいているかもしれませんが、なかなか観光客の皆さんが使うようなイメージのトイレではないわけですね。よくあそこら辺を訪れた方々は、あそこのトイレを使うしかないというのが今の現状なわけですよ。だから、最悪な状況というところかもしれませんが、最悪なんですね。よく高松海水浴場というのが、今オートキャンプ場を造ったりとかトイレを整備していたりして、よく私たちも比べられるんですね。ちょうど国道沿いの手前が夏井、奥が高松という場面があって、でも夏井海水浴場は、高松には負けずとも劣らないと私は自負しております。なぜかといいますと、「ダグリ岬遊園地もありますし、ボルベリアダグリもありますし、いろんな要素を踏まえたすばらしいところですよ。」という強気で言うんですが、実際はなかなかですね、「どうかしてくれよ」という気持ちでいるわけです。実際そういう訪れる方々にとっては、不愉快な、不快感を味わうような、本市においては何回も質問させていただきましたが、観光バスのトイレを障害者用のトイレは修理していただいたんですね、ありがたいことにですね。でも本当に汚いんですね。やはり観光の場所というのは、きれいにおもてなしをすることが一番重要ではないかと私は考えております。私も本当に結構忙しいんですが、いろいろな場所を視察しております。なぜかといいますと、毎回観光振興について質問させていただきますので、にぎわいを創出している観光地や施設は、どういう場所なのかとか、どういう条件でそういうにぎわいを創出できているのかなど、いろいろですね、日々調査・研究しているわけですね。私の調査・研究の結果、景観のいい場所とかすばらしい施設のある場所ではないんですね、残念ながら。観光客が訪れる条件というのは、トイレがきれいなところなんですよ。どこ行っても人が集まっているところに皆さん行ってください。本当にトイレはきれいなんです。例えば宮崎市の青島の入り口辺りもありますよね、いろんな方がいらっしゃいますよね。もちろん青島神宮という究極の観光スポットがありますので、多くいらっしゃいます。トイレはピカピカできれいなんですね、ああいうところもですね。霧島市辺りでも鹿屋市でもそうです。観光バスをそ

こと比較したらもう勘弁してくださいという話になるわけですね。だからトイレというのは何回もしつこく言いますが、おもてなしの心が伝わるということでも、本当にしっかりとした管理をしていかなければいけないんじゃないのかなと思うんです。トイレの管理が行き届いていない周りには、本当に不法投棄が多いんです。だから市民環境課の方々も本当に不法投棄でさんざん苦労されているわけですね。まず一つの箇所をきれいにするには、まずトイレの周りをきれいにすれば、意外と不法投棄も関連して周りもどんどん少なくなっていく状況があるわけですね。例えば、トイレのきれいなところの施設の周りは、全くごみが落ちていないんです。何でもかといいますが、もちろん指定管理者が管理していますから、そのきれいな場所の周りも汚くしてはいけないという、何か相乗効果が僕は働くんじゃないかなと思うんです。だから、ちょっと落ちていれば、ここはしょうがないって捨てちゃうんですね。だからそういう観点からもすぐに、できれば早急に、本当に今夏が過ぎてもあそこら辺は結構多くの観光というか、黄昏に来られる方がいっぱいいらしゃるわけですよ。だから、そういう方々は結構去年より一昨年より増えております。だからそういう方々に対しても、何回もリピーターで来ていただくようなおもてなしの心を感じていただくためにも、早急に整備すべきであると私は思います。早急な整備が無理であれば、もう撤去してくださいよ。撤去すればボルベリアに行かれるか、ダグリ岬遊園地に行くか、どこかに行くんですね。まさか違法なことをする方はあまりいらっしゃらないと思うんです。だから撤去すれば、違う施設を利用する可能性も出てくるわけですから、整備するか撤去するか、そういう対応をしっかり早急に取り上げていただけませんか、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） このことについてはおっしゃるとおり、やはりきれいなところにはものも捨てない、これは本当にそのとおりだというふうに思います。トイレの改修については、指定管理者と協議をしているところでもありますので、撤去等併せてトイレの設置をできるだけ早めに行えるように、取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひ早急な対応を取っていただくことを強く要請しておきます。

私はこの4年間いろんな質問をさせていただきましたが、常に言われることが、「おまえ一緒のことしか質問していないよね。」という話をされる方がいらっしゃるんですね。私の場合は、まちづくりと観光しかないのかという話になっちゃうわけなんです。でも、今の喫緊の課題はそういうことなんです。やはり市長が言われる人口減少に対しての関係人口、交流人口をどうやって増やすか。市長が所信表明でおっしゃいました。「人口4万人、観光入込客数120万人を目標に取り組んでまいります。」ということ、最初に強くおっしゃったわけですね。でも来年か再来年は、もう2万人台になるようなそういう状況が現実には起きているわけです。私が思うに、ソフト面はいろんな観光振興事業とか総合振興計画とか過疎対策の計画とか、すばらしい計画が立っているわけです。だからそこに対して、市長になられて4年間の取組を、コロナ禍で一生懸命されたと私は思います。ただ、ハード面に対しても、やはり市民が望むもの、例えば若者が公園が欲しいという感覚での質問がありましたが、それを分析すると簡単に言えばですね、若者は志布志市でゆっくり遊べるところが欲しいわけですよ。それが子育て世代の方は、わざわざ鹿屋市や

都城市に連れていかなきゃいけないということで、みんな大変な思いをされているわけです。だから、夏井の遊園地にジェットコースターとかそういうものでもあれば、それがハード面で具体的に下平市長が提案して、「すごい変わったよね」とかというような話になるんですけど、なかなかそのハード面において、市民は振興計画とかを読む機会はないと思うんですよね。やはりハード面に対しても、これだけ志布志市は一生懸命ふるさと納税を活用しながら、またそういう財源を活用しながらこういう取組をしていますよということは、やはりソフト面だけではなくて、ハード面に対しても、しっかりこれからは取り組んでいくべきではないかと私は思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） まさにそのとおりで、ハード面は見た目形での事業執行と事業実施ということになりますので、ソフト面、ハード面合わせてしっかりと取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、前向きな取組をよろしく願いいたします。私が任期の最後の一般質問で提案したかったことは、今市長が答弁された人口減少、少子高齢化、ストロー現象が本当に加速しておりますので、今こそ広い視野を持って、スピード感ある具体的な施策を講じるべきではないかということ、今回質問させていただきました。見解を伺います。

○市長（下平晴行君） これは同僚議員からも質問があったところでありますが、人口減少、少子高齢化、これは喫緊の課題でございます。私は、それぞれの事業に市民が求めているために、分かるためには、やはりアンケート等を取って対応を進めていくべきではないかというふうに考えております。公約でも、今度9点ほど挙げておりますけれども、そういうことも含めて、「市民が住みやすいまち、行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」というのを目指して、それと併せてSDGsにあります「誰一人取り残さないまちづくり」、これを進めて、市民の皆さんが安全・安心なまちづくり、より一層そのことが肌身に感じるような取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひそういう取組をよろしく願いします。最後に私たちは、人口減少の地域のにぎわいということで、潤ヶ野地区に「うるがのフレンドパーク」というのを皆さんの御理解と御協力で造らせていただきました。僕はやめておこうかなと思ったんですけど、今勇気を振り絞って、会長が「皆さんによろしくお伝えください。」ということ、言っておりましたので、後で帰ると怒られますので、ここで言うておきます。これからも人口減少とか労働力不足、ストロー現象に対して、しっかりと取り組んでいていただきたいと思っております。終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後 2 時20分 延会

令和3年第4回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和3年12月3日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

日程第3 議案第75号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第10号）

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松山支所長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学校教育課長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。おはようございます。

早いものでこの任期最後の議会となりました。私自身の総括も含めて、この4年間議員として住民の皆さんの負託にしっかりと応えて活動してきたのかという、そのことの自分自身の総括も含めて、今任期最後の一般質問をしたいと思えます。私たちはかねて住民の皆さんから、いろいろな要求やそのことを伺います。そしてそれを行政に届けていく。私たちは執行権がありませんので、当局の市長以下スタッフの皆さんが、その思いにどれだけ応えていただいているかと、そのことが私自身議員としての4年間を総括する上で、どうだったのかということ踏まえてこれまでやってきました。本日もその立場でしたいと思えます。私たち議員に与えられているのは、僅か4年間で16時間あります。その1時間を大切に使う、住民の皆さんの声を行政に届ける、そのことに一生懸命頑張ってきました。前に進んだこと、また道半ばであること、そしてまだまだ届かないことがいっぱいあります。そういったことを踏まえて、当局の皆さんも志布志市をどういった方向に導いていくのかと、執行権者を中心にして努力をされていると思えます。そういった思いで、議員の皆さんはそうした住民の皆さんの声をしっかりと受け止めて、議会で行政に届けておられます。そのことを踏まえて、しっかりとした対応をしていただきたいというふうに思えます。

それでは、そうした立場から通告してしましました点について、順次質問をしたいと思えます。まず政治姿勢ということでお願いをしました。下平市長が4年前に、たしか12月4日ぐらいだったと思えます。記者会見をされて、突然ということではないでしょうけど立候補したいということで、当時の空気は「無投票当選かな」という、そういう思いがありましたけど、下平市長の立候補表明によって市長選挙が大いに議論の場になって、選挙を戦われた。下平市長も住民の皆さんにお約束をされて、見事当選をされて、この4年間公約の実現そして行政運営を担ってこられたところでありました。自分自身の市長としての約束をされた公約の実現や行政運営はどうだったのかと。この4年間を、まず総括といえますかどのように思っておられますか。そのことについてお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えします。

市長就任にあたり、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」そう思える志布志市を目指して、五つの政策ビジョンを市政運営の大きな柱として位置付け、庁舎の在り方や市役所の組織の見直し、職員の意識改革の推進等を4年間の公約に掲げ、様々な事業を展開してまいりました。市議会の皆様からも御尽力いただきながら、本庁舎移転をはじめ、様々な施策について推進することができたというふうに考えております。

一方、給食費の無料化につきましては、現在半額補助という形で実施しており、完全無料化にはまだ至っておりませんが、引き続き完全無料化に向け協議を進めているところでございます。

これまでの4年間を総括しますと、市民の皆様への負託に応えるべく市政運営の重責を担ってまいりましたが、厳しい財政状況や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての政策ビジョンを達成するまでには至っていないところでございますが、おおむね達成できているというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 今、「ほぼ達成ができた」と、そういった答弁でありました。これまで数人の同僚議員の同じような質問に対しても、「9割方達成できた」というようなそういった思いであります。一つ一つについて問うということはいたしませんけど、この市長がおおむね達成できた、9割以上達成できたと、これは市長の選挙で掲げられた公約を実現するために、一生懸命努力をされた職員の皆さんのたまものであります。市長自身が一人でそれをやれたというふうには思っておりません。そのことについては、しっかりと職員の皆さんの努力、そのことについて首長として評価をしていただきたいと、そういうふうに思います。

そうした中で、いろいろやり取りをここで議員として私はやるわけですが、そのときにやはり大事なものは何だったかと思うと、いつも市長がおっしゃっています「市民目線でやっている」と。そうした立場からしたときに、自分の出す政策や行政の在り方が市民目線から見たときどうだったのかということで、少しお伺いをします。

行政、役所の皆さんは法令遵守というのは当然でありまして、憲法もそのことがあります、憲法も保障している地方自治の立場からしたときにこの4年間どうだったのかという、そういった視点が大事だろうというふうに私は思います。国の政策と違うこと、またその政策を広げていく、そういったことも憲法が保障している地方自治の本旨に基づいて、市長として住民の立場に立って、国の悪政に対しては防波堤になり、しっかりと住民を守るといった立場からどうだったんだろうねという思いがあります。よく市長が「国がやっているから」「国が示すものがあれば」といった答弁がよく出てきました。例えば、国が生活保護の基準を引き下げたり、後期高齢者医療の1割負担を2割にする、コロナ禍でもこういったことをやる。そういったことに対しては、しっかりと今の政権がやっていることに対しても、おかしいことはおかしいという、そういった立場が、私は地方自治体の首長としては必要だろうというふうに思います。そういった点で、自分がやってきた行政運営を一つ一つのことは問いませんが、議会でやり取りする立場からしたときに、首長としてどうだったんだろうかと、そのことについては、やはり私は市民目線でやってきたと、そういうしっかりと自負がありますか。

○市長（下平晴行君） 私は市長就任にあたって、先ほどおっしゃいましたように、職員の皆さんがいることでこのような事業が展開できるという、これはもうおっしゃるとおりでございます。私は選挙に出る以前に、「トップが変われば職員が変わる、職員が変われば市民が変わる、市民が変われば地域が変わる、地域が変われば志布志市が変わる」こういうフレーズで話をしてきた、お願いをしてきたところであります。これは、要はどういうことかと申しますと、トップが変われば職員が変わるとするのは、基本的な考え方でありますが、職員の皆さんが市民に目を向けた取組をすることで、市民の皆さんが自分たちのできることは自分たちでしていこうと、そういう意識を持ってもらうためには、そういう職員の意識を持ってもらう、意識改革していこうということで行政経営指針という四つを掲げて取組をしました。

それから、市民の皆さんに与えたいこと。私が職員を評価しているのは、挨拶、態度、笑顔、言葉だと。この四つを入れるために、七つの市民の皆さんに与えたいことということを取り入れて、お願いをしてきたということでございます。

それぞれの課では、先ほども話がありましたとおり、行政の業務というのは法令に基づいて仕事をしているところであります。そういう中で私は4年間、職員の皆さんが本当に真剣になって取組をしてくれたということでは、大変評価をしておりますし、これからもやはり職員の皆さんが本当に自分のこととして取組をしてほしい。

それともう一つは、市民の皆さんがお願いに来たとき、申請されるとき、自分がしているときどうなのか、自分だったらどう対応をするのか、あるいは身内だったらどうするのか。そういうことも考えて、しっかり対応してほしいということも指示をしているところであります。そういう面では、それぞれの課長の皆さんがしっかりと対応してくれたというふうに思っております。そして私は財政も、自分の家庭と一緒にであるということも含めて、自分ごととして業務にあたってほしいという話をしてきたところでございます。

そういう面では、議員もおっしゃるように、市役所は市民の役に立つところと、これは基本であります。ですから私は、この行政経営指針の中の一つ目、顧客満足度志向を掲げておりますが、これは、市役所は市内最大のサービス業の拠点だという、市民は顧客であると、これは基本です。というのは、市民の皆さんがいらっしゃるから市役所がある、そしてそこで働かせていただいている。であれば、しっかりと市民の皆さんの負託に応える、市民の皆さんの対応にしっかりと対応していくという、これが基本であるというようなことを含めて、4年間の業務をさせていただいたということで、この政策ビジョンのことも私は9割と申しましたが、これも職員の皆さんのおかげであるというふうに、大変感謝をしているところでございます。

○19番（小園義行君） そういう立場でやってきたということですね。ここにおられる中で市長は、職員そして議員そして首長と、経験された唯一の方であります。自分がその立場のときどうだったのかと、職員のとときに一生懸命頑張った、でもまだ足りないから、今度は議会に出て議員として首長にいろいろ提案をする、それがなかなかうまくいかないと。それなら執行権者になるという固い決意を持たれて選挙に2回ほど挑戦されて、今そこに座っていると。そういった立場

からするとき、私は今首長がおっしゃったように、全ての役所に届く声、これを首長以下スタッフの皆さん含めて、仕事をするときに今市長がおっしゃいましたね、その立場です。憲法、法律、条例、要綱、規則というのは、職員の皆さんを守るためにあるのではなくて、寄せられる要求に対して、何とかこの法律の範囲の中で、条例の中で解決できないかと、しっかりとその立場に立つということが、私はとても大事だろうというふうに思うんですね。会計年度任用職員含めて約600人ほどおられるわけですけど、私たち議員も含めてという意味ですよ、そういった意味で、この立場からどうだったのかということをごすね、私自身の総括も含めて次に質問していきたいと思います。基本的には法律、条例、要綱、規則というのは、役職の職員、自分を守るためではなくて、何とかその住民の要求に応えられないかと。あらゆる法律やそういうのを駆使して、その方の持つておられる、困っているそれを解決していく、この立場に立つことだというふうに私は思います。もちろん私自身は執行権ありませんけど、そういう立場で議員として全力で頑張ってきている、誠実に努めているつもりであります。

そうしたところで、そういった立場から、本庁が志布志庁舎に移って一年が過ぎようとしております。首長の政策として本庁を志布志支所に移すという公約ですね、それは見事に実現をしております。私自身もそのことが憲法、法律、条例とここに照らしてどうなのかという立場から、ずっと質問をしてきましたが、この本庁がここに来たからそれで終わりではないんですよ。昨日、おとといもやり取りがありますけれど、来年選挙があります。そのときにどういったまちづくりを進めていくのかが問われると、そういった選挙になると思うんですね。そうした意味で新しいまちづくりとして市長が掲げておられます。どういった考え方を次回の選挙戦に臨み、もし当選したらこうだよというものがあれば、お示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 全体的には、これは公約でありますので言えませんが、基本的なものだけを話をさせていただきたいと思います。

昨日もまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、一つ目に「稼ぐ志布志市をつくとともに、安心して働けるようにする」。二つ目に「ひとや仕事とのつながりを築く」。三つ目に「結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」。四つ目に「魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる」という四つの基本目標があるという中で、私はこのことを公約の中にも入れている分だけをちょっと話をさせていただきます。

一つは、稼ぐ志布志市をつくり、安心して働けるまちにします。二つは、誰もが安心して子育てができるまちを目指します。三つ目に、魅力的で安心して暮らせる持続可能なまちにします。四つ目に、人や企業とのつながりによるまちの活性化と人口増を図ります。その後全体では10件ほどなんですが、こういうことを基本にまちづくりをしっかりしていきたいという考え方でございます。

○19番（小園義行君） 次の選挙戦に向き合うにあたって、市長の大きなものというのは、安心のまちづくりと、そういうことだというふうに理解します。私もそのことについては同意する、そういった思いであります。安心して生活ができないようなまちでは困りますもんね。そういっ

た意味で、そのためには、ぜひ今市長がおっしゃった四つ大きな項目でしたね。職員の知恵を出す工夫、そしてみんなでよいまちにする、そのことに首長がどれだけ心を配るか、そのことがとても大事だというふうに思います。そういった立場で今市長が述べられた、そういった新しいまちづくりの考え方ですね、そこについてはぜひ職員の皆さんの力を借りて知恵を出して工夫する、そしてその先頭に立った首長が、いっぱい心を配って行政運営をしてほしいと、そういう立場だというふうに思って、市長もそういう立場ですよ。職員の皆さんの力を借りて、いろんな工夫をしていただいて、優秀な方々がたくさんおられるわけです、皆さんね。そのことについては、市長独断でいくとかそういうことではなくて、職員の声のしっかりと首長のところに届くという、そういった組織の在り方が新しいまちづくり、本庁が志布志庁舎に移って「よし、さあ、次いくよ」という、みんながわくわくするような、そういった職員の皆さん自身がそういう気持ちになっていかないと、いくら市長が思っても発信はできないと思います。ぜひそのことに、心配りをいっぱいしていただきたい。それはいかがですか。

○市長（下平晴行君） それはおっしゃるとおり、私ができるわけでもありませんので、しっかりと職員の知恵をお借りして、そして自分が公約に挙げた、そのことを実現するためにも一緒になって取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長のそういう決意を伺いました。

次に移っていきたいと思います。先ほど市民目線でどうだったのかということで、ちょっとやり取りしましたけれども、次の会計年度任用職員についてということで通告をしております。現在、会計年度任用職員制度が始まって今2年目を迎えています。そういった中で、フルタイムで働く職員の方は、実際、前の答弁だとゼロ人であるということでありましたので、今後そのことについて、そういうふうに会計年度任用職員の在り方として、フルタイムの職員を増やす考えはないという考え方なのか。そこについてお願いをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 会計年度任用職員については、毎年度各課等でヒアリングを行っており、現在の組織体制において、必要な職を適正に設置しているというふうに考えています。

各課のヒアリングを踏まえて、フルタイムの職員は設置しておりませんが、職員数が減少する場合には、その際に真に必要な職の設置について検討を行っていきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 現在、正規職員そして会計年度任用職員、その会計年度任用職員の中でフルタイムの方がゼロということでしたので、パートタイムを含めて数を教えていただけますか。

○総務課長（北野 保君） 令和3年度の会計年度任用職員数でございますけれども、現在324人でございます。全てパート職員でございます。また、正規職員につきましては、318名でございます。

以上です。

○19番（小園義行君） そういう数ですね。このそういったフルタイムの職員が一人もいないということで、どういった議論でそういうことになったのか、そこについてお願いをしたい。なぜ

なら、前の本田市長のときにいろいろやり取りをしました。会計年度任用職員の制度が導入されるということで、「もしそういうことになったときに、どういうふうにお考えですか。」ということ質問しましたら、「現在と待遇が変わることはありません。」という本田市長の答弁です。それから照らしたときに、こういう状況になっているということで、正直言って会計年度任用職員の方々の賃金ですね、嘱託職員の時より下がっているというふうに理解をしているんですけど、この現在の雇用の状況に至った議論はどうだったのかということと、嘱託職員の時より、賃金の在り方というのはどうなのかということをお教えください。

○総務課長（北野 保君） この会計年度任用職員の導入における検討につきましては、会計年度任用職員の検討委員会を開催いたしまして、4回ほど協議をしたところでございます。

待遇等につきましては、まず会計年度任用職員の報酬でございますけれども、職員の行政職員職の給料表を使用いたしまして、日額に換算しての決定でございます。職員の場合は、まず高卒で採用されますと、1級5号給の15万600円に格付けされますけれども、会計年度任用職員の場合は1級1号給から1級93号給までが職務に求められる知識、そしてまた技術に対応して格付けをしているところでございます。例えば、一般事務補助につきましては、1級1号給の月額14万6,100円、学校支援員につきましては、1級28号給の月額18万7,200円、介護支援専門員のグループ長におきましては、1級93号給の月額24万7,600円で、それぞれ日額を算定し、決定をしたところでございます。

○19番（小園義行君） その一番最初のそれでいいでしょう。そこで、さっき聞きましたけど、嘱託職員の時より同じ仕事に就いている人で、その方の賃金というのは下がったんですか、上がったんですか。

○総務課長（北野 保君） 時給単価で換算した場合につきましては、上がったと認識しているところでございます。

[小園義行君「上がる」と呼ぶ]

[北野保君「はい」と呼ぶ]

[小園義行君「上がるのね」と呼ぶ]

[北野保君「時給単価に換算しますと、以前よりは上がっていると認識しております」と呼ぶ]

○19番（小園義行君） 時給でいうと、そうかもしれません。最低賃金も上がっていくんですからね。当然それが上がらないとおかしいじゃないですか。総体としてどうなのかということで、嘱託職員の時とはフルタイムであった、その方たちと比べてどうなのかということをお聞いているんですよ。ほとんどの職員の方が下がっているというふうに、私は見えていますけど。

○総務課長（北野 保君） 今回は、期末手当等も支給されるようになっておりますので、年収ベースにおきましては上がっているというふうに、認識を持っているところでございます。

○19番（小園義行君） あくまでもそうなんです、じゃあいいでしょう。そこで、この会計年度任用職員制度が始まる2017年ですよ、20年度から始まっていますのでね。国会で地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案に対する国会の附帯決議、これは全会一致でして、国会

が国にちゃんとやれということをやったわけですね。そしてそれを受けて、2019年12月20日に、総務省自治行政局公務員部公務員課長から、会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について通知が届いているんですね。各都道府県、ここにも一緒ですよということで。そのことについてちょっとお聞きしますね。今そういうことでしょうか「会計年度任用職員制度の導入に伴い、必要となる財源が確保される見込みとなったことを踏まえ、特に留意すべき事項を下記にまとめましたので、適切に対応していただくようお願いします」と、こう書いています。これは、地方公務員法の第59条、地方自治法第245条の4で、技術的な助言ですよということで、国と地方が対等だということ述べているわけですね。そこで、適切な勤務時間の設定と、こうですよ。「会計年度任用職員の任用にあたっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要であり、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムの任用について抑制を図ることは、適正な任用、勤務時間の確保という法改正法の趣旨に沿わないものであること。また改正法においては、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保に資するものであること」と国が通知を出しているわけですね。基本的に、本来だと職員の皆さんの要望を聞く、結婚されている場合だと旦那さんの扶養から外れたくない、そういった方もおられるでしょう。そういうことをきちんとやれということをやっているわけですよ。ちなみに隣の曾於市ですよ、これはちょうど始まる時2021年4月1日ですけど、曾於市は194名の会計年度任用職員がおられた。フルタイムを32%の62名採用しています。ほかの町、西之表市、鹿児島市、長島町、中種子町、南種子町、屋久町、いろいろそういう形で頑張っているわけですね。そこらについて、ある自治体ではそれができると、ある自治体ではそうでないという、この国の通知、市長がよくおっしゃいます、「国が示すものがあれば」。ここに示しているんですよ。そのことについてどういった議論をして、職員の皆さんの要望を聞いた上でフルタイムでやるという、国はそれをしてねということをしているわけですけど、そこについてもこのゼロというのは、あまりにも会計年度任用職員制度を導入するにあたって、国の通知を無視しているというふうに僕は思うんですけど、そこらについては何かありますか。

○総務課長（北野 保君） まず国においては、このような通知が出されているところではございますけれども、原則といたしましては、任期の定めのない常勤職員を配置すべきとの考えも持っていていらっしゃるところでございます。

本市におきましても、各課とのヒアリング等踏まえまして、会計年度任用職員の配置等を行っているところではございますけれども、フルタイムで対応する勤務につきましても、正規職員を原則充て、そして補助的な職務について会計年度任用職員を充てるという方針でございます。

先ほど曾於市の例のお話をいただきましたけれども、本年度の8月1日現在をお聞きしたところでございます。会計年度任用職員の方が今207名いらっしゃいまして、フルタイムの方が現在33名いらっしゃるということでございました。あと鹿屋市においては、552人の会計年度任用職

員に対してフルタイムの方はゼロ人。大崎町につきましては、63人の会計年度任用職員の方に対してフルタイムの方はゼロ人ということで、聞いているところでございます。

○19番（小園義行君） これ全部分かっています、ここに持っていますよ。なぜそうしたのかと、国はそういうふうにして、こういう形でフルタイムへの任用が可能と明確にしているわけですね。しかもその方たちは1年更新でしょう。毎年不安になるんですよ。だからね、やはり私は1年更新だから、来年は大丈夫なのかな、駄目なのかなとその方たちも生活設計もあるわけですね。よく考えて財源は国がちゃんとやるというわけだから、そのことについて、もっと働く人の立場に立つというのが大事だと思うんですよ。そこについては、これ副市長にお伺いします。職員の声をごんごんに受け止めておられるんですか。

○総務課長（北野 保君） 現在、職員の管理につきましては、定員適正化計画等を作成しております。職員の動向につきましては、計画において管理をしているところでございます。今後業務量等が増大し、そしてまた正規職員等が不足する場合には、正規職員がすべき職務内容で、正規職員が配置できない場合につきましては、フルタイムの会計年度任用職員の配置も検討していかなければならないのかなというふうには思っているところでございます。

○19番（小園義行君） では、この3番目ね、これあなたたちもちゃんと読んでいますよね。適切な給与決定ということで、ここに「単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で、給料や報酬について抑制することは改正法の趣旨に沿わないものである」というふうにうたっているんですね。この通知を本当に総括して、全体として受け止めて、勤務時間を少なくしたり、フルタイムでないということは勤務時間を少なくするということですよ。パートタイムにするということはそうでしょう。嘱託のときはきちんとそれをして、フルタイムで働いてもらっていた。でも実際、会計年度任用職員などいろんな形がありますよ、このパートもね。だからそういった意味で職員の方たちは1年更新になって大変ねと。前は5年間ぐらい安心だと思っていたのが、そういう状況に今なっているわけですね。そこについては、この国の通知を市長、副市長含めて、その検討委員会とか何かあったかは知りませんが、どんな議論で今のこのゼロと、今後もフルタイムは採用しないよというそういうふうにお考えなのか、そこについて市長お願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどから話がありますように、フルタイムを雇用するという考え方は、今のところないところでございます。

○19番（小園義行君） 考えがないんですね。では市長がいつもおっしゃる「国が示すものがあれば」、国がこうやれって言えば、それからしたときにこういうことでね、国は「財源も確保しているからやれね」と言っているわけだから、そしてその職員の皆さんの安心、そういった生活設計に向けてのそこについてはきちんと議論されて、今後もそういうものにしていく。そこについて、市長、今後も志布志市はフルタイムでやるということはしないということですね。そういう方は雇わないと。

○市長（下平晴行君） 先ほど総務課長から話がありましたとおり、もし、どうしても必要な場

合には対応していくと。しかし今のところは、フルタイムの職員としての対応はしていかないと
いう考え方でございます。

○19番（小園義行君）　ということは、職員の方たちの要求、要望、そういったのがあれば、きちん
と受け止めるというそういう理解でいいんですか。今の総務課長のその答弁は。

○副市長（武石裕二君）　この会計年度任用職員の制度に至るまでは、議員と私は何回も質問を
受けて答弁をしていますよね。その中で移行期間になるまで、これまでの嘱託・臨時職員の方々は、本
当に職員がせず一方的にさせていた状況もあったわけです。臨時の方、嘱託の方に聞かないと分
からないと、こういう状況が職員にあっているのかというのが私が正直に思ったところでした。臨
時・嘱託の方々に、少しでも当たり前の補助的な役割になったわけですので、それをまずしてい
くと。それを「2、3年かけてやります。」ということも私言いました。今回このフルタイムの附
帯決議ですけど、一つも違法なことはしていないですよ。このとおりに私たちはやっていますの
で。では、どこが違法なのかを言っていただければなんですけど。では、職がまずあって、そこ
に充てるわけですので、それが間違っているのかどうか、それは当たり前のことですよ。その課
でヒアリングをして、それが各課で「ない」と。そうした形で今進めているわけですので、それ
は御理解いただきたいと。

それと、再任用職員の方々も増えてきます。それと退職の定年延長もだんだん延長していきま
すよね。当たり前にあるのが正職員だと思うんですよ。そのために職員の資質向上をまず図ると
いうこと。そして無駄・無理・ムラをなくすと。これは働き方改革にもなるわけですので、そこ
についても意識をまず持たせる、職員の資質向上を図っていくと、いくら財源を云々とか言
われますけど、その適正な部分で今職員が三百何十人、それから会計年度任用職員が三百何十人、
これ曾於市と比べても多いんですよ。逆にその数から比較をします。ですので、私が総務課長
のときにこの会計年度任用職員制度を導入するとき、法律は会計年度ですので、当然1年なん
ですよ。しかしながら再雇用というか、新たにまたその職に就くということで、条件も設けませ
んし、ハローワークでしっかりと募集をかけて、そのとおりにずっとやってきていますので、そ
このことについても要請はありません。ですので、今後どうしても課によっては、それから専門
的な職ですよ。これまでもいろいろ議員の皆さん方から質問で、今後、医療、福祉、介護とかい
ろんなデジタル化に伴う専門的なもので、職員がもし採用できないという状況であれば、そう
いった方については当然フルタイムで、その方は採用していかないと厳しいだろうというふう
には思っていますので、この人事に関することについては、しっかりと職員全体と各課ヒアリン
グをした中で、私なり市長なりと協議をした中でこれは決定をしていますが、そのことを私
は御理解いただきたいと。これまで、この制度にいくまで、私は小園議員と何回もここで「ど
うなるんですか。」で「しっかりとこうやりますよ。」という答弁も議事録を見ていただいても
いいんですけど、やった背景の中でしっかりと対応をしているということは、御理解をいた
だきたいと思えます。

○19番（小園義行君）　ちょっとね、誰が違法と言いましたか。違法なことをやっているとい

僕は言っていないですよ。勝手に議員の質問を解釈してね、僕は、調べてもらっていいですよ、「違法だ」って誰が言っていますか。「違法だ」なんてそういうことは言っていないんだ、こちらは。国が示しているそのことについてどう議論して、職員の待遇をきちっとやれということを、国が言っているんですよ。僕が言っているんじゃないよ。国がちゃんとしてねと言っているんですよ。それを「違法だ」というその発言はね、僕は一回もそんなことは言っていないから訂正してくださいよ、それは。待ってください、今私が発言中だから。基本ね、働く人をしっかりと守るのが、僕たちの立場ですよ。そのとき、当局が、国が示しているものについて、きちんと議論して、そうだねということになったんならいいけど、あなたたちはこれを議論してそうだとしたことになったんでしょう。でも国は、こういうことで頑張ってもらいなさいと言っているんですよ。そのことについて、確かにあなたともいろいろ議論しましたよ。そのとき本田市長が何と言ったかと、「会計年度任用職員を導入するにあたって、現在の待遇より下げることはありません。」とこうおっしゃったんですよ。そのことについては行政は継続している。でも法律が変わって、会計年度任用職員制度になったからどうなのかということ問うているわけですよ。「違法だ」ということを僕は一言も発言していませんよ。そのことについては訂正をしてくださいよ。そして、この通知をもう一回再度聞きますよ。市長いいですか。この国会の決議があって、国にちゃんとやれと立法府がしたわけですよ。行政府に届けた。それを受けて、行政府としてこういう形で都道府県そして各自治体にこれがいくわけですよ。その流れの中で、志布志市はどうかということをお聞きしているわけで、そういう訳の分からない答弁をしちゃいかんよ、それ。こちらはきちんと国の通知に基づいて質問しているんですよ、僕がやれと言っているんじゃないですよ。国がそう言っているけどどうなんだと聞いているんですよ。今後の在り方を市長お願いします。

○市長（下平晴行君） これは今話がありましたように、国会で決議されたことをそれぞれの市町村で対応するということではありますが、それに基づいて、私どもはそれを実施しているところでございますので、総務課長から答弁がありました、私もさっき言いましたように、そういう必要になった場合についてはですね、しっかりと対応していくところでございます。

○副市長（武石裕二君） もし私が議員に対して「違法だ」と言ったのか、「違法なことは私はしていません」と言ったのか、私もちょっとあれなんですけど、そこについては違法という誤解というか、言ったとしたら、私はそれは訂正をさせていただきたいと思います。それと、私が言いたいのは、「このとおりにやっていますよ」と、だから「違法的なことではないですよ」というのが先ほどの私の言い方でしたので、議員が違法的なことを質問云々ということをしたとすれば、私は謝罪したいと思いますので、申し訳ないと思います。

ただ、先ほどから何回も言いますとおり、私どもも当然会計年度任用職員の方々、これまで嘱託・臨時の方々については、一生懸命していただいたというのは、これまでも答弁をしています。職員が全てを任せて、その方々に苦勞をかけている点から、私はおかしいということで、2年かけてしっかりと仕事は職員がするべきだということで、私の答弁の中でもずっとあったところで

したけれども、そういったことを考えたときに、大分仕事の内容とか含めて、今回会計年度任用職員の方々に苦勞をかけないという点では、これからもしっかりとその職員の意識付けをしながら、会計年度任用職員の方々についてはフォローというか、仕事をしていただきたいと。それと、空白期間についてもですし、休暇についてもですね、これまで小園議員の質問等がありましたとおり、職員と同等程度の休暇制度も含めて、そういう制度もしっかりとしなさいということで、それについても今回対応をずっとしております。それと、法の改正があるたびに、やはりそこについては、職員と同じような待遇ということ、今後も引き続きやっていきたいというふうに思ったところでしたので、そういったところを改正をしていけば、今のところはフルタイムということの会計年度任用職員というのは出ないだろうと。ただ、先ほど言いましたとおり、特殊な、専門的な技術を持ったり、専門的な知識を持っておられる方がいれば、その方をお願いしなければいけないわけですので、そこは当然もうフルタイムというふうになるだろうというふうに思います。

答弁がちょっと申し訳なかったことは、謝罪したいと思います。

○19番（小園義行君） では、松山支所を一つ例にとって、どんな認識なのかを教えてください。現状の正規職員と会計年度任用職員の数。今、副市長のほうで自信持っておっしゃいましたね。職員のそういう負担の軽減とか含めて、松山支所の現状をちょっと教えてください。

○総務課長（北野 保君） 今ちょっと手元に人数等持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○19番（小園義行君） 正規職員が会計年度任用職員より少ないという状況、仮にそれがあつたら、今副市長がいみじくもおっしゃったように、会計年度任用職員の方にフルタイムで働いてもらわないと、正規職員の方の負担が多く増えますよね。それはお分かりですよ。現状がそうであれば、そうでない状況にしていけないといけないから、その現状を松山支所だけでいいですよ。正規職員が何名いて会計年度任用職員が何名おられるんですかということを知っている。これぐらいは分かっていないと困る、多分すぐ分かりますよね。誰か分かる人、教えて。

○松山支所長（上原健太郎君） お答えいたします。

会計年度任用職員についてですが、24名おります。

以上です。

○19番（小園義行君） 正規の方は何名ですか、それを教えて。

○議長（東 宏二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午前10時53分 休憩

午前10時59分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○総務課長（北野 保君） 大変失礼をいたしました。

松山支所の人数でございますけれども、農業委員会、教育委員会も含めての数になります。会計年度任用職員が24名、職員数が23名でございます。

○19番（小園義行君） 今答弁ありましたように、副市長がおっしゃるように、正規職員が減ってくると、会計年度任用職員がフルで働いてもらわないとこちらの働き方改革に合わない、ということでした。だからそういった方向がここに現実にありますね、今ね。そういったことを踏まえて、今後は、今はゼロだけれども、そういった働き方改革を含めて会計年度任用職員にもフルで働いてもらう、そういうふうに理解をしていいんですね、市長。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） そういう答弁だと、本当に国が示しているこれに基づいて、当局は努力しているというふうに私たちは思うんです。そういうふうにごやられると思うんです。そういうことをきちんと確認するために、私たちは質問をし、そして提案をしているわけで、そこに対して、本当に当局が一生懸命やっていないと誰も言っていないですよ。そんなのはよく分かって答弁してください。「国が求めているものについてどうですか」ということでお聞きをしているわけです。今の市長の答弁にありましたように、今後正規職員の数が減っていく、そうすると会計年度任用職員の方たちにフルで働いてもらわないといけないような状況がどんどん出てくるという、そういう心配をするわけですよ、現実ですね。そうしたときには、「現在はゼロだけれども、そういう状況を見てきちんと対応していく。」と、そういうことが市長の答弁でありましたので、そのことについては、今後もぜひフルタイムの雇用を増やして、一方では正規職員に必要な方はどんどんしていくということも含めて、行政サービスの維持向上に努力すべきであるというふうに思うんです。市長、そこについては認識は一緒ですよ。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、現在会計年度任用職員の方たちは1年という声を聞くんですけど、非常に不安を抱えながら、それだったらもう別のところへ行こうかねということも考えておられる方々もあると思うんですよ。ぜひ、一生懸命で有能な方たちをきちんと確保していくためにも、この会計年度任用職員についてきちんと複数年の、毎年更新ですけどちゃんとして、経験年数を加算するとかそういうこと等も含めて、志布志市の行政サービスの維持そして向上という立場からも、その方たちが急にゼロになったら、会計年度任用職員がおられなくなったら、仕事回らないじゃないですか。そのことを踏まえて、ぜひ考えていただきたい、そういうふうな立場だという市長がおっしゃいましたのでね、これは民間は5年勤めて次の1日過ぎたら、もう有期契約というのはなくなって定年までやるという、そういう法律までできているんですよ、役所にはそれが適用されていませんけどね。そういったことも踏まえてJP、あそこのね、裁判で判例が出ましたよね。そういう立場で会計年度任用職員に対するきちんとした認識を持っていただいて、その方たちの力を借りない限り、志布志市の行政は回らないというふうに思いますので、市長の答弁がありましたのでよく分かりました。ぜひ、そういう努力をしていただきたいと思います。

次にいきます。敬老祝金の問題ですけど、この問題もこれまでずっと任期中何回も、また同僚議員も取り上げてまいりました。市長の答弁は支給年齢の在り方を含めて、全庁的にそういう高齢者に対する施策、それを議論するというふうにこれまで答弁をされてきていますが、今後これはどんな議論がされて、どういう方向にいくんですか。

○市長（下平晴行君） 敬老祝金の支給事業を含めて、今後協議・検討としていかなければならない事業がほかにもいっぱいあるところでもありますので、そこを含めて協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今はまだそういった具体的に、新年度へ向けての議論とかそういったものについてはないという理解でいいんですか。

○市長（下平晴行君） これは、この敬老祝金支給事業については、支給額あるいは対象者年齢ですね、そこ辺も含めて、これから高齢者も大分増えてくるというようなことになりますので、そこ辺も含めた支給の在り方、額等々も十分協議をしていかなければいけないというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 考え方としては、もう敬老祝金はなくしますよと、そういうこともあるのかなという心配もするわけですけど、支給年齢を上を上げて80歳以上とかですね、そういう形とかぜひ何らかの形で、これをやはりコロナ禍であるからこそ、いろんな給付金とかいくけど、高齢者の方たちのところには、正直言ってそういったものが届いていないわけですよ。この敬老祝金はその予算の中でやろうと思ったらいくらでもできるわけで、ぜひ、今市長の答弁がありましたように、ここについてはしっかりと新年度へ向けて議論してほしい。もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 支給額や支給対象者等の協議・検討を行ってまいります。また、この事業をなくすということは、考えていないところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、高齢の方々に対しての言葉は悪いんですけど、そういう今コロナ禍で大変厳しい生活をされていると思います。そういうことを踏まえて今の市長の答弁がありましたように、よく議論していただきたいと思います。

次に、国民健康保険についてお伺いをしたいと思います。国が未就学児の均等割額2分の1の軽減を打ち出しています。今回、来年4月からの条例の改正も出ているわけですけど、国がこのことを打ち出したことを、どのように当局としては受け止めておられるんですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、子育ての一環として市独自に軽減幅を拡充することにつきましては、令和2年度決算における国民健康保険特別会計の単年度収支の赤字が増大しており、被保険者の減少傾向による税収の減少が見込まれる中、医療費は増加傾向にあるなど、今後も厳しい財政状況が見込まれるということから、財源の確保は必須であり、市独自で均等割額の全額軽減を行うことは、大変厳しいというふうな考えでございます。

○19番（小園義行君） 市長、まだ僕が聞いていないことをどんどん答弁されていますけど、それはそれとして、考え方はよく分かりました。国が今回なぜこんなことを出したのかと、半分国

がみるよと、そのことについてどういうふうに受け止めておられるんですかということを知りたいんですけど、市長、もう一回、お願いします。

○市長（下平晴行君） 未就学児均等割の軽減についてでございますが、平成27年国民健康保険法改正時の参議院厚生労働委員会の附帯決議において、「地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国民健康保険財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論する」とあったところです。

また、令和3年6月3日の参議院厚生労働委員会における今回の改正案に対する附帯決議において、「未就学児に対する均等割保険料・税の減額措置について、市町村や都道府県等における財政状況等を勘案しながら、対象者や減額幅のさらなる拡充を引き続き検討すること」とあったところです。

このことから、子育て世代と国民健康保険財政の両方に配慮した国の施策であり、今後も拡充を検討するものと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 国がなぜこれをしたかと、国民健康保険に加入されている方々の大変さが分かっているわけですね。全国市長会とか含めて知事会全部出していますので、7団体がですね。1兆円入れてくださいとそういう団体に言って、国民健康保険を安定的に運営できるようにしてくださいと、今回市長が提案、この条例改正あって、この前「全世帯対応型の社会保障制度を構築するため」とおっしゃいましたね。社会保障制度ですよ、国民健康保険は国民健康保険法第1条に、社会保障としてこれはあるというふうにうたっているわけですね。そういった意味で、国がなぜそうしたんだろうと、やはり大変だということをもう分かっておられるわけですよ。そういった意味で、市長はこれを私はまだ聞いてないですけど、「市独自で残りの負担軽減を図る考えはないか」と通告していましたので、その答弁もあったところです。今回この条例改正案が提案されて、対象の人数というのはどれぐらいあって、その額は幾らですか。これが可決されたときですよ。

○税務課長（濱田 茂君） お答えします。

国民健康保険世帯の未就学児の人数でございます。令和3年11月2日時点で182世帯の242人となっております。一律5割軽減を実施した場合の試算額でございます。これも令和3年11月2日時点の試算でございますが、208万5,750円となっております。

○19番（小園義行君） 市長、この金額を聞いて、これ多分未就学児の関係は上下すると思えますよ、今回208万円だと。その半額をするということですから、あと半額ですよ、200万円ですよ。そこについてさっき市長が答弁されたように、「子育て世帯の支援」という答弁がありましたね。この208万円を何とか独自にして、その未就学児の均等割をなくしていくという、負担をですよ。そういう考えに立てませんか、208万円ですよ。

○市長（下平晴行君） 基本的には税の在り方、これをどう後世に投資というか、活用するかという観点からいくと、額は200万円ちょっとであります。そこを考えると、それではそれを市が出しますよと、そこはできないんじゃないかなというふうな思うところでございます。

○19番（小園義行君） では、市長いいですか。この全世帯対応型の社会保障制度を構築するため、国がこれをやるわけですよ。税の公平性とかそういうことじゃないですよ。社会保障制度として、ちゃんとそれが必要だから国が出すと言っているんですよ。それについて、本市はどういうふうに対応するのかというのが問われていると思うんですね。これ200万円、大変申し訳ないけども、一般会計から繰り入れると国がペナルティをかけるわけですよね。「あなたのまちは、お金がたくさんあるからそんなことをやっているんでしょう。では、国から来るこれはやりませんよ」とペナルティを仮にかけるようなことはないと思うけれども、国は実際そういう制度にしていますけど。これね、社会保障制度、税の公平性を言っているのだったら、こんなの国がやったらいかんでしょう。そのことを問うてるわけですよ。これは国が勝手にしてあげるわけでしょう。税の公平性からしたときに、残りの半分を自治体がやったって、社会保障として捉えたら、そのことについては何ら問題がないと、国がこれをやってくれているんですから、そのことでこの208万円ということですけど、国のその社会保障を構築していくための子育て支援としてのこれを市として半分、何とかして均等割を未就学児については認めてあげるというふうに、減額してあげるとそういうふうになりませんか。

○市長（下平晴行君） これは国民健康保険事業でなくて、全体であるとするれば、これはおっしゃるとおり取組をしていかなければいけないというふうに思うんですが、私が言っているのは、その観点から、税の公平性が問われるのかなというふうな意味合いで答弁したところでございます。

○19番（小園義行君） 国民健康保険会計からこれを何とか繰り出して何とかやったら、国民健康保険に入ってる人たちだけでやるんだから、税の公平性としては何も不公平感はないですよ。そこはいかがですか。

○市長（下平晴行君） それは捉え方ではないかなというふうに思うんですが、そこ辺の考え方がそういうふうな社会保障制度という中で捉えたら、おっしゃるとおりだと思うんですが、そこ辺の捉え方をどう理解するかということであろうかというふうに思いますが、今、先ほど答弁したような考え方があるということでの答弁をさせていただいたところでございます。

○19番（小園義行君） 市長が、税の公平性というのをどういうふうに捉えているんだろうねということを、ちょっと今聞きながら思ったところです。国民健康保険会計の中でやったら、ほかの方たちが文句を言うとかそういうことではないでしょう。でも僕はその立場ではないんですよ。社会保障制度としてあるんだったら、例えば、私は子供に障害を持っている人がいます。うちには障害を持っている人なんかいないから、何でその障害者のための施策にそんなお金をつぎ込むんだと。私のところは30代の夫婦だけですと。高齢の方たちのために何でそんなに税金を使うんだと。そんなのを言い出したらとんでもないでしょう。社会保障制度としては、全体としてそのことをどう捉えるかということでないといけないというふうに思うんですよ、市長ね。だからぜひこの国が、簡単に言うと公平じゃないことをしてあげようとしているわけで、今の市長の論法からいけばですよ。私はいいことだと思うんですけど、だから、この未就学児のいる世帯に、ち

ゃんとして生活を頑張っただけ。そういうことの子育て支援としてそれを使うと言ったら、何も問題ないとは思いますが、そこの考え方ですね。市長、わざわざ国がしてくれているんですよ。我がまちもそれに準じて、「やってあげようよ、それじゃあ」って、この金額だから私ならやりますけど。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 国民健康保険財政が大変厳しいという状況の中ではありますが、令和2年度の決算でございます。これも令和3年度への繰越しが1億4,798万516円となったところでありますが、単年度収支マイナスが5,683万9,497円ということで、令和元年度決算のマイナス2,593万6981円から赤字幅が増加するというので、大変厳しい財政運営が続いているような状況であるということでございます。

市独自の均等割軽減に対しては、国の施策として財政支援がないところでもあります。重ねて国民健康保険被保険者が減少傾向にある中で、財源確保に課題があるところでもあります。今後の医療費の増大に対する懸念もあるということで、県内市町村が負担する国民健康保険事業費納付金も、今後は増加していく見込みであるところです。

このような不安定な財政運営の中、財源の確保は必須であるということから、均等割軽減対象の拡大及び軽減幅の拡充は、大変厳しいという考え方でございます。

○19番（小園義行君） 過去にですね、まさにここの議場でした。私が「町長、国民健康保険税は高いと思いませんか。」と聞いたんですよ。「正直に高いと思います。」と言って答弁されました。そして何が起きたかと、税率を改正して引下げをされました、その首長ですよ。基本は、首長がどういうふうにこの国民健康保険のことについて思っておられるかと。実際ですね、国民健康保険税は滞納が、収入未済がたくさんありますね。決算も先ほど述べられましたので、分かっておられます。国民健康保険税の滞納とかいうことで、税務課長にお願いして、分納とかいろんなことをさせてもらっていますけど、実際国がわざわざこういうふうにして、社会保障制度を構築するために、このいわゆる未就学児の半分は助成するという、そういうことの実際を、首長はどう受け止めているんだろうねという、本当に私も国民健康保険税を納めていますけど、きちんとたくさんの方たちが毎月納めるのが大変ということで、苦勞されている現実があるんですよ。だからぜひ市長、税の公平性とかそういうことではなくて、なぜ国が全世帯対応型の社会保障制度を構築するために、これを2分の1やる言っているんですから、その立場で考えたときに、この2分の1、残りの半分ですよ。実際今回これで該当するところが208万円ですよ。あと半分何とかできませんかということです。そういう立場で捉えてほしいと思うんですけど、もう一回市長、税の公平性ということじゃなくて、国民健康保険法が定めている社会保障制度としてあるという第1条です。あの目的からしたときに、ここに何とか応えられないかと、国がそれをしていいと、国がやってくれているんです。もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 議員のおっしゃることは重々よく分かります。そういう中で、今回2分の1の支援の補助を国のほうでも対応してもらえるとということで、大変ありがたいと思っているわけではありますが、先ほど言いましたようなそういう国民健康保険財政運営が大変厳しいというこ

とと、その国民健康保険に加入する方々も減ってくる。そして医療費は増大していくという、ここ辺をどう解決していくかということも含めて、本当に原点に戻って、また対応してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） この件に関しては最後ですけど、今回の議会にも農業のいわゆるそういう緊急的なもの、そういうのがあって、サツマイモ基腐病対策に4,500万円程度されますね。これも考え方としては社会保障制度、いわゆるそれぞれの分野で頑張ってもらわんといかんといってお金を出すわけですね。そういうことなんですよ。さっき言いましたように、障害を持っている子供がいる家庭に「何でそのおいげえにはおらんとに、障害者の予算どっさいそげん出すとよ。」と、こんなことを言い出したら、社会保障とは何なのかということが全く議論ができなくなってしまいます。そういうことをよく考えてほしいなと思うんですね。市長はこのことについて、私が市長ならね、税務課長さん、保健課長さんをお願いして、何とかこれできませんかをお願いをして、私ならやりますけどね。本当にこういう、ここが一番冒頭に私言いましたね、憲法、法律、条例、要綱、規則は誰のために使うのかと。そこをよく考えていただきたいと。何とかしてその困っている人たちのために少しでもできんかという、それが役所の仕事だと思うんですよ。自分たちを守るためとか、そういうことじゃないというのを冒頭で言いましたけど、そういう立場で考えられませんか、市長。

○市長（下平晴行君） それは議員がおっしゃるとおり、私どもは法令、条例、規則等で仕事をしているところでございます。私個人的には、やはりそういう対応をしていければというふうには思って、それはもう議員と同じ気持ちなのですが、先ほどから申しますように、そういう財政、財源の在り方、国民健康保険財政の在り方等も含めて、その2分の1を市で負担していくということについては、どうなのかなということがありますので、このことについては、しっかりとまた国民健康保険財政の在り方等も含めて協議をしていかなければいけないというふうには思うところでございます。しかし、先ほどから言いますように、そういう投資の在り方をどうしていくかということも含めて、協議をしてまいりたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） 協議をしていくということですよ。これね、選挙の中でぜひ僕は訴えたいと思います、本当に。分かりました、協議していくということですので、よく分かりました。

次にですね、学校教育ということでお願いをします。市長が4年前の公約で、給食費全額無償化にするという公約でしたね。それで努力されていると思います。そのことは重々理解していますよ。ふるさと納税そういったもの等々をうまく活用して、半額補助までは来たわけですが、これはちなみに来年選挙です。市長も立候補を表明されていますので、ここについては、やり残した公約の一つだと思うんですね。そこについての全額補助に向けての考え方を、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 学校給食費の無償化につきましては、公約でしたわけでありましたが、実現の道半ばということでございます。このことについては、やはり財源的なことも含めて、取組はしていきたいというふうに考えているところでありますけれども、詳細については2期目の公

約として、お示しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） そのことについては、今も変わりなく全額無償化に向けて努力したいと、そういうことで理解していいんですね。もうここで終わりだよということではないということ、ぜひ、これは本当に今コロナ禍で、どの御家庭も大変な状況ですよ。そこで少し頑張って自治体がやってあげる。そのことも本当に先ほども言いましたけど、全ての人たちを「誰一人取り残さない」と市長もおっしゃいますね。そういった意味で、本当にこの給食費の半額補助はありがたいと思いますよ。それをぜひ安心して学校で給食を食べられるというね、そういうものにしていくために、今市長の答弁で努力するということでしたので、そのことを踏まえて、このことについては理解をしました。分かりました。

では、最後です。これまで生理の貧困ということで、生理は恥ずかしいことじゃないよということ踏まえて、ずっと質問をしてきました。それぞれ当局も努力されて、学校のトイレに生理用品を置くということで、アンケートや聞き取り等をされてきて、今に至っているということですね、そういう答弁でしたので。これは、ちょうど1週間ほど前に宮崎県が県立の高校、そういった養護学校含めて全てのトイレに生理用品を置くということが新聞に出ていました。「ああ、よく努力されているな」というふうに思います。本市も努力されて、一生懸命教育長を先頭によく理解をしています。今後これについて、「新年度へ向けてきちんとして予算化に向けても協議する。」という答弁をされていますので、現状と新年度に向けての考え方をちょっとお願いできますか。

○議長（東 宏二君） 小園議員、ちょっとお待ちください。給食費のことですが、教育長にも通告してありますが、これはもうよろしいですか。

〔小園義行君「はい、まず2番目からいきます」と呼ぶ〕

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

9月議会におきまして、「生理用品を女子トイレに置く取組については、学校の規模や学校種、児童・生徒の実態に応じ、その管理の在り方にも十分に配慮しながら進めるべき」と答弁をさせていただきます。

その後、トイレへの常備につきましては、学校の実態に応じて進めるよう、管理職研修会で指示をしたところであり、現在4校でトイレへの常備を始めております。そのほかの学校におきましても、トイレへの常備についての検討をしながら、準備を進めているところであります。

生理用品には、使用奨励期限があり、必要なときに必要な分だけ購入したいという学校の要望もあることから、女性団体や企業等から寄贈されたものを有効に活用しながら、不足する分を各学校の配当予算で購入してもらっているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も学校からの意見や養護教諭の知恵・考えを参考にするとともに、保健室やトイレに常備することの良さや課題を整理し、子供たちに困りごとがあった場合には、望む対応をしっかりと受けさせ、安心して学べる学校環境を整え、自他の健康と命への不安を抱くことがなく、毎日楽しく学校生活を送れるよう努めてまいりたいと思っております。

○19番（小園義行君） 今教育長の答弁がありました。学校としては、そういう方向でぜひやりたいということですね。今の答弁を聞いていると、いろいろ4校でモデル的にやってみたりいろいろして、結果、具体的にはやはりやってほしいというそういう思いなんですか。今の答弁が最後ちょっと聞き取れなかったものですから。この学校のトイレに置くということについては、もうそうだという理解でいいんですか。

○教育長（福田裕生君） そうです。学校のトイレに置くということにつきましては、そのような形を進めるように促しているところであります。一方で保健室にも置いて、そこで渡せるような状況もつくるようにという指示を出しているところでございます。

○19番（小園義行君） 保健室そしてトイレ、両方そういうことだというそういう理解でいいですね。それで市長、ここについてですよ、今教育長のほうから、生理用品についてはそういう方向でしてほしいという、あとはもう教育長はお金が必要ですので、そこについての考え方をちょっとお願いします。教育長はああいう答弁ですよ。

○市長（下平晴行君） 教育長が申したとおり、これは全く同じ考え方でございます。というのは、やはり保健室にも置くというのは、もちろんトイレに置くのも基本的なことでありますが、やはり子供たちが黙って持っていただけじゃなくて、やはり相談して持っていくという、これも一つの教育の一環じゃないかなと思いますので、そういう点で、教育長も両方という進め方ではないかというふうに思います。

○19番（小園義行君） 性善説に立って、仮に1枚、2枚余計におうちに持って帰ったっていいよと、それを推奨するわけではないけれど、そういうことをする子供たちはいないと、そういうものが必要だなというふうに僕は思います。そういった意味で、教育長も市長もそういう同じ方向だということで、新年度に向けてのそういう対応がされるということを感じて、そういう理解でいいですか。もう一回、市長お願いします。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） 学校給食費の全額補助に向けてということで、市長は先ほどそうだと、思いは変わらないということでしたので、いわゆる教育委員会としても、もうそれについては同じ方向だと僕は思うんですけど、少し市長と熱くなりましたので、教育長の答弁を聞くのを忘れて、教育長そこについてもう一回お願いします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

学校給食費の全額補助につきましては、これまで実施するために必要となる予算や、半額または2,000円の定額補助とした場合の必要な予算額の試算のほか、無償化を実施している自治体の情報収集などを行い、市長部局と丁寧に協議を重ねてまいりました。そのような協議を踏まえ、本年度につきましては、児童・生徒の保護者負担の半額助成となったところでございます。

教育委員会といたしましても、全額補助の実施につきましては、恒久的な財源確保が大きな課題と認識しておりますので、引き続き市長部局と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひお父様、お母様方の負担の軽減、併せて給食費を滞納して、何か給食を食べるときに「ちょっと心がつらいね」と、そういう思いがないことのほうがいいわけで、ぜひそういう立場でやっていただきたいと思います。

今回、最後の一般質問ということですよ。私の任期中ですよ。今回本当にまちづくりをしていただいている、当局のほうにおられる方は執行権がありますけど、私たちはないわけで、共に提案をしていいまちづくりを一緒にしていこうと。そのときにいつも思うのは、法律、条例、要綱、規則、ここを憲法の精神に基づいて、憲法が求めているのは国民が主人公という立場ですので、本当に住民のために首長を先頭にして、みんなでいい志布志市をつくっていく。そういったものに心を砕いて、毎日毎日をやはり生きていかなければいけないというふうに私も思っています。まだ任期は少し残っていますので、その間、全力を挙げて、4年前選挙で「住民の皆さんのために、誠実にいろんな要求の実現のために努力します」と言ってお約束をしていますので、最後までこれをやって努力していきたいと思えます。当然、市長もその立場だというふうに冒頭にもお聞きしましたので、ここにおられる方々、そして現在も仕事をされている職員の方たち合わせて、みんなで安心して暮らせるまちづくりに向けて、私自身も努力をしていきたいと思えます。

この4年間いろんなこともありました。ときには熱くなったり、笑いもあったりですね、いろいろですけど、そこはお許しをいただきたい。併せて共に志布志のまちを一緒につくっていったらいいというその思いだけは、皆さんと何ら変わりませんので、ぜひこれからも全力で皆さんの持っている力を発揮していただいて、住民の皆さんが安心して暮らせる志布志市にしていきたいと思います、そういう思いを述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 宏二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

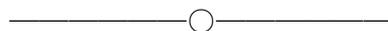
お諮りします。日程第3、議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第3 議案第75号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第10号）

○議長（東 宏二君） 日程第3、議案第75号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第10号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億6,513万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303億4,247万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の民生費国庫補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を2億6,250万円、事務費を263万8,000円、合わせて2億6,513万8,000円計上するものであります。

予算書6ページをお開きください。付議案件説明資料は1ページをお開きください。

歳出の民生費の児童措置費は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から、高校生世代までの子供がいる世帯に対し、国の財源により臨時特別給付金を給付する子育て世帯へ臨時特別給付金給付事業を2億6,485万7,000円計上するものであります。

予算書の7ページをお開きください。

予備費を今回の財源調整のため、28万1,000円増額しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第75号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決することに決定しました。

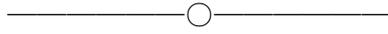
ただいま議決されました一般会計補正予算（第10号）については、先に提出された一般会計補正予算（第9号）がいまだ審議中でありますので、補正予算の補正前、補正後の額等を整理する必要があります。

そこでお諮りします。議決の結果生じた数字等の整理については、議長に一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、一般会計補正予算（第10号）については、議長において数字等の整理を行うことにしたいと思います。



○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から16日までは休会とします。

17日は、午前10時から本会議を開きます

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午前11時43分 散会

令和3年第4回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和3年12月17日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 事件の訂正について
- 日程第3 報告第6号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第4 議案第57号 志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第62号 志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第7 議案第63号 財産の処分について
- 日程第8 議案第64号 財産の取得に係る土地の数量等の変更について
- 日程第9 議案第65号 字の区域変更について
- 日程第10 議案第66号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第11 議案第67号 字の区域変更について
- 日程第12 議案第68号 財産の無償貸付けについて
- 日程第13 議案第69号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第14 議案第73号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第74号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 陳情第5号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書（項目1～6）
- 日程第17 陳情第5号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書（項目7）
- 日程第18 陳情第6号 障がいへの配慮についての陳情書（項目1）
- 日程第19 陳情第7号 志布志市へ特別支援学校設置についての陳情書
- 日程第20 発議第6号 志布志市内への特別支援学校設置を求める意見書について
- 日程第21 発議第7号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松山支所長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学校教育課長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調査管理係長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。



日程第2 事件の訂正について

○議長（東 宏二君） 日程第2、事件の訂正についてを議題とします。

事件の訂正理由について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 事件の訂正理由につきまして説明申し上げます。

先に御提案申し上げました議案第62号、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、同議案別冊の計画の記載内容に一部誤りがありましたので訂正をお願いするものであります。

それでは訂正の内容につきまして説明申し上げます。

計画の24ページ、正誤表の1ページを御覧ください。

事業内容の「土地改良区運営費補助事業 曾於南部」を、「土地改良区育成事業補助金 曾於南部」に訂正するものであります。

計画の25ページ、正誤表の2ページを御覧ください。

農地耕作条件改善事業の事業主体として「市」を追加し、曾於東部地区水利施設管理強化事業の事業主体を「鹿屋市」から「市」に訂正するものであります。

計画の26ページ、正誤表の3ページを御覧ください。

事業内容の雇用促進事業が重複しているため、重複部分を削除するものであります。

計画の71ページ、正誤表の4ページの上段を御覧ください。

計画の表4の令和2年学級数の「複式その他」の小学校計画を「46」から「47」に訂正するものであります。

計画の88ページ、正誤表の4ページ中段を御覧ください。

計画の右上部分の「利用の促進」を「利用の推進」に訂正するものであります。

計画の89ページ、正誤表の4ページ下段を御覧ください。

計画の89ページから94ページまでの右上部分の「持続発展」を「持続的発展」に訂正するものであります。

今後、議案の慎重な取扱いに努めてまいりますので、訂正を御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております事件の訂正については、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、事件の訂正については、これを許可することに決定しました。

—————○—————

日程第3 報告第6号 専決処分の報告について

○議長（東 宏二君） 日程第3、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第6号、専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により、御報告を申し上げます。

令和3年12月6日に、市の施設の管理瑕疵に伴う事故に関し、損害賠償の額を定め、和解しました。

内容につきましては、令和3年10月25日、午後2時頃、志布志小学校駐車場におきまして、同校の敷地内から生えていました樹木の枝が、同駐車場に駐車していた和解の相手方の所有する普通乗用車のボンネットに落下し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、市の当該樹木の管理が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、当該普通乗用車の原形復旧及び代替車両借りに要する費用7万1,484円を、市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 宏二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回のこれは、おそらくこの方は学校の先生ですよね。それと併せて今回のこの樹木の管理が不十分だったということですけど、校庭にはほかにもいろいろあるわけですね。そこについてのこれに関連してということではないけど、児童・生徒の安全をちゃんと保障するという意味で、実際今生えている志布志小学校を例にとっても、たくさん大きな樹木はあるわけです。そこに対して、どういった対応をこのことで取られたのか。市内に小・中学校が20幾つあります、24かな。そこについてはどういう対応をされたのですか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えします。

まず1点目につきましては、学校の先生でございます。

これを受けましてどんな対応を取ったかということでございますけれども、普段から学校の校長先生には、学校の安全管理に努めていただいております。危険箇所等がないかの把握も行っていただいているところでございます。

今回の件を受けまして、10月29日に市内全ての学校に対しまして、今回の事案を連絡するとと

もに、同様の危険樹木や危険箇所の点検及び報告を依頼したところでございます。その結果、3校から報告があったところでございます。駐車場付近ではなかったところですが、対応するにはそれ相応の費用等がかかるということから、応急的に立ち入り禁止の措置を取っていただくよう、学校に依頼したところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分についての報告を終わります。



日程第4 議案第57号 志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第4、議案第57号、志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第57号、志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、12月6日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正について、令和3年4月1日から適用すると附則で定められているが、本年度、対象となる設備投資等を行った事業者については、どのような対応になるのかとただしたところ、令和4年1月1日までに、過疎地域持続的発展計画の策定及び本条例の改正を行っていない場合は、本制度の対象外となることから、今議会に議案を提案し、事業者に対しても周知を図っているところである。今回、提案した議案が可決された場合、令和3年4月以降に、設備投資による課税免除申請を行った事業者については、遡って適用される予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第57号については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第57号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、12月6日、委員6名出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児一人当たりの被保険者均等割額の2分の1を軽減することだが、本市の各軽減世帯数は、どのようになるのかとただしたところ、令和3年11月2日時点で、軽減なし世帯が、56世帯78人、7割軽減世帯が56世帯77人、5割軽減世帯が43世帯54人、2割軽減世帯が27世帯33人、合計で182世帯242人であるとの答弁でありました。

今回の改正について、市民への周知を含め、どのような流れで進めていく考えかとただしたところ、令和4年4月1日からの施行となるが、4月及び6月は仮算定方式を導入しているため、令和2年の収入で計算された令和3年度の国民健康保険税額の10分の1の額の税額となる。今回の改正が反映されるのは、7月の本算定以降となり、仮算定の時点では軽減額が反映されないことから、誤解を招かないよう、市報やホームページ等で周知を図っていききたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第58号については全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第58号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第58号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第62号 志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（東 宏二君） 日程第6、議案第62号、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第62号、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

本案件については、11月30日、総務常任委員会に付託となり、当日、総務常任委員会を開催し、本議案における審査方法について協議したところ、本議案は文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会分の所管する内容も含まれるため、連合審査が適当であるとの結論に達しました。

同日、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長へ連合審査の申し入れを行い、両委員長から同意をいただいたため、連合審査を行うことに決定したところであります。

連合審査会を12月7日に開催し、3常任委員会の委員全員出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、初めに文教厚生常任委員会所管分、次に産業建設常任委員会所管分、最後に総務常任委員会所管分の順に審査を行いました。

なお、連合審査前において、計画書に一部誤りが発見されましたが、市長からの事件の訂正請求書を受理した旨、議長から通知がありましたので、本会議での訂正許可を見込んで審査を行いました。

主な質疑といたしまして、都城志布志道路や東九州自動車道について、本計画においても整備の推進が位置づけられている中で、鹿屋串良ジャンクションでの合流地点に危険性が感じられる

ことや、傷んだ路面がなかなか補修されないことなど、近隣住民の命に関わるような苦情の相談も多いが、どのような体制で対応にあたっているかとただしたところ、国道・県道・市道に関する要望、相談、苦情は建設課で対応しており、連絡された方とともに現地を確認し、可能な限り早急な処置ができるよう努めているところである。また、建設課の所管ではない道路についても、伐採の要請など関係課へしっかりとつなぎ、苦情となる前に対応できるよう心がけたいとの答弁でありました。

農業公社の研修事業について、研修生の独立時には、まとまった農地面積が必要となるが、このまま維持・拡充を続けた場合に、農地の確保と提供という観点では若干の懸念を感じるが、今後の研修生の計画的な受け入れなど議論されているかとただしたところ、研修品目としてはピーマンが中心である中で、新たにイチゴについても試験的に取り組んでいるが、県、農協、農業公社と一体となった対応が可能である3組を上限として受け入れている。また、就農時には相応の農地面積が必要となり、かつ、生育に適した条件を満たすことも求められることから、農地の確保には苦勞する面もあるが、現状では不足の心配はないと考えているとの答弁でありました。

林業の振興について、サカキ・シキミ等は全国的に安定した需要がある中で、本市の生産者の現状はどのように捉えているか。また、生産技術の習得には時間がかかることから、担い手、指導員の育成についても早急な対応が必要ではないかとただしたところ、本市では、花木ブランド確立に向けて、市内の総生産面積100haを目指しているが、現在、シキミが47ha、サカキが17haとなっている。市場から多くの供給要望もあることから、規模拡大に向けて生産者の方々は懸命に努力されているが、担い手や後継者の不足から維持・管理で手いっぱい状況であり、追いついていないところである。規模拡大のためには担い手や指導員の育成が急務であると認識しているが、生産者が三つの団体に分かれての活動となっていることから、まずは、合同での勉強会の実施や、可能な限り団体の集約化につなげられるよう各団体の代表者と協議・検討を進めていきたいとの答弁でありました。

水道事業について、現在人口が減少傾向にあることや、節水への意識の高まりなどから給水収益の減少を懸念されているが、今後、水道料金の見直しが検討されるという理解でよいかとただしたところ、経営戦略の中で行った今後の使用料のシミュレーション結果から、給水収益減少の影響を受ける2030年度までに、使用料の改定が必要であると考えているとの答弁でありました。

障害に対する理解の促進と支援について、成年後見支援センター設置の考え方及び合理的配慮の提供を求める考え方についてただしたところ、成年後見支援制度については、後見制度利用が25名、補佐制度利用が7名、補助制度利用が0名、任意後見利用が1名の合計33名の市民が利用している状況である。制度の周知不足や制度が難しく分かりづらいということもあり、制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、市民の権利擁護の推進を図るため、成年後見支援センターの来年4月1日設置を目指し、準備を進めているところである。また、合理的配慮の提供については、障害を理由とする差別の解消を推進するため、福祉課のみならず全庁的な連携と民間事業者等も含めた市内全体での取組が必要であると認識している。

今後も、市報等を活用した周知・啓発活動やヘルプマークの推進を図り、地域全体で障害のある方を見守っていく、支えていくという気持ちが醸成される活動を進めていきたいとの答弁でありました。

教育の振興の現状と問題点について、「学校の在り方について検討する」とあるが、統廃合を含めた検討なのか。また、児童・生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進むことにより、集団活動や社会性の育成が困難になることも危惧されるが、これらの課題へどのような対応が必要となるのかとただしたところ、学校の在り方を検討する中では、統廃合も含めて検討することになるが、統廃合ありきで進めるわけではなく、地域の意見を聴いて検討していくことになる。また、小規模校には小規模校の良さがあるので、そういった良さを生かしていくことも必要である。例えば、神楽の伝承活動や走り方教室の開催など、地域コミュニティ協議会や地域と家庭等との連携を図り、子供の良さを育てる活動の充実を図っていきたいとの答弁でありました。

通学路等への防犯灯の整備について、各学校から要望があったものに対する設置状況はどうなっているのかとただしたところ、全てを改善することは難しいが、整備できるものから整備している状況である。建設課に防犯灯設置などの要望を受けて検討する通学路交通安全推進会議があるので、その中で協議し、少しでも子供たちが安全に通学できるような体制に努めていきたいとの答弁でありました。

家庭・地域教育について、その課題の対策として「子供を教育するのは家庭が基本である」を前提に、各種講座の開催が挙げられているが、どのような対策を続けていくのかとただしたところ、これまで、各小・中学校では、家庭教育学級を開き家庭教育の向上に取り組むとともに、子育て手帳を作成し活用を促しているところである。さらに周知を図るために、子育てについてまとめたリーフレットを配布する予定であるとの答弁でありました。

建設後42年が経過する火葬場は、老朽化及び旧式施設であるため修繕に伴う運転制限が懸念されているが、個別計画に基づく施設の長寿命化改修の流れについてただしたところ、管理者である曾於南部厚生事務組合が令和3年3月に公共施設個別計画を作成しており、長寿命化を図って施設を長く使っていくという基本方針に基づき、2035年をめどに施設の長寿命化改修を計画している。施設の建て替え更新の協議については、一部事務組合を構成する大崎町とも引き続き検討していくとの答弁でありました。

医療の確保について、医師の高齢化や後継者問題などもあり、将来の医師不足が懸念されている。住民の命と暮らしを守る観点から、市立病院を設立する議論はされていないのか。また、設立から30数年が経過する曾於医師会立病院の今後の在り方についても協議はされていないのかとただしたところ、市単独の病院設置という形も一つの方法であるが、現在、都城圏域と大隅圏域の二つの広域圏域事業と、曾於地域の圏域事業を中心とした医療の確保の充実に努めている現状である。

また、曾於医師会立病院については、現在、夜間急病センター事業や在宅当番医制事業など、様々な事業委託を行っているため、当分の間は現状を継続したいと考えている。建て替えについ

ては、曾於地域医療確保対策協議会や地域医療構想調整会議の中で議論すべきとの話も出ているため、今後、関係者と協議を行っていききたいとの答弁でありました。

本計画は、項目ごとにSDGsの17の目標が関連づけられて、作成されている。持続可能な社会を目指して、国や地方自治体も大きく動き始めている中、市職員、市民、事業者に対して、SDGsの思想を、どのように根づかせていく考えかとただしたところ、本市においては、令和3年8月に、SDGs推進方針を定め、SDGsの達成に寄与する取組を進めているところである。市職員については、自分たちが取り組む事業に、SDGsのどのような項目が関連しているか、意識しながら業務を行い、理解を深めていき、市民や事業者の方々に対しては、市報等を通じて、啓発活動を行い、意識を広めていききたいとの答弁でありました。

自治会の整備について、本市には9世帯以下の規模の小さい自治会が78自治会あり、全体の2割を占めている。自治会組織が活性化しないと、地域コミュニティ協議会の活性化も望めないと考えるが、自治会の統合については、どのような支援状況であるかとただしたところ、行政から自治会に対し、一方的に統合を進めることは考えていないが、活動ができない自治会に対しては、隣の自治会や周りの自治会と一緒に活動をしたり、ふるさとづくり委員会など一回り大きな組織が包括して活動するなどの助言等を行っているとの答弁でありました。

行財政の状況について、経常収支比率が増加し財政の硬直化が進行している。「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針として、事業の整理、統合・縮減を徹底するとあるが、特定の予算を聖域として考えてはいないかとただしたところ、当初予算編成においては、各課に予算編成方針を示しており、それぞれの担当部局で、査定を行い、調整を行うこととしている。その後、財務課による査定や全体的な政策方針の中で、方向性をつけ、予算編成を行っており、特定の予算を聖域とすることは考えていないとの答弁でありました。

以上で連合審査による質疑を終え、総務常任委員会を開催し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第62号、志布志市過疎地域持続的発展計画の策定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

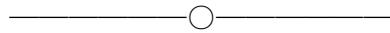
これから、採決します。

お諮りします。議案第62号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第63号 財産の処分について

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第63号、財産の処分についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第63号、財産の処分について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、12月6日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による処分内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨海工業団地5工区分譲地について、売却の相手方である住友林業株式会社は、木材加工事業及びバイオマス発電事業を計画しているとのことであるが、事業規模や雇用は、どのように計画されているかとただしたところ、住友林業株式会社の計画として、現時点においては、設備投資額が約80億円、雇用については65人以上を予定しているとの答弁でありました。

大規模な工場が建設された場合、周辺地域に騒音等の公害が発生するおそれがあるが、問題はないかとただしたところ、住友林業株式会社から、騒音、振動等の基準値についての相談を受け、基準値等について示しているが、会社としては、基準値内に抑えたいという考えを持たれている。事業計画が固まった際には、近くの住民等に丁寧な説明を行う予定であり、港湾商工課としても、一緒に対応していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第63号については全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第63号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第64号 財産の取得に係る土地の数量等の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第64号、財産の取得に係る土地の数量等の変更についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第64号、財産の取得に係る土地の数量等の変更について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、12月6日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による変更内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨海工業団地開発事業用地として、追加で土地を取得することであるが、1㎡当たりの購入単価は幾らであるかとただしたところ、今回、取得する土地については、債務負担行為により購入した土地と志布志市土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律に基づき購入した土地がある。1㎡当たりの単価は、債務負担行為により購入した土地が2,500円、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき購入した土地が3,300円であるとの答弁でありました。

臨海工業団地4工区についても、これまでの分譲単価程度となるよう整備ができるかとただしたところ、臨海工業団地5工区の用地についても、当時、1㎡当たり2,500円で購入し、造成工事費については、東九州自動車道の工事で発生する土砂を受け入れるなど、経費の縮減を図っている。分譲単価については、5工区と同程度を見込んでいるが、事業費用を積算し今後算出するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第64号については全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第64号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第65号 字の区域変更について

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第65号、字の区域変更についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第65号、字の区域変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月6日、委員全員出席の下、審査に資するため、有明地区鍋・久木迫換地区の現地調査を実施し、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、字の区域変更することについて、具体的なメリットをどのように捉えているかとただしたところ、今回整備した水田はこれまで六つの字で形成されていたが、地権者からの意向もあり、有明町伊崎田字和佐田を鍋地区、そして野井倉字木場を久木迫地区の二つに集約したことで、航空防除等の申請時に統一された名称を用いることが可能となり、現地特定が容易になったところであるとの答弁でありました。

ほ場の利便性など大きく向上したと考えるが、長期間にわたる整備を終えて、市としては将来的な展望をどのように考えているかとただしたところ、今回整備した地区の耕作関係者の方々も生産意欲が高い中で事業完了に至ったもので、農地の集積、湿田の解消など図られたことから新たな作物への展開が期待されるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第65号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第65号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第66号 新たに生じた土地の確認について

日程第11 議案第67号 字の区域変更について

○議長（東 宏二君） 日程第10、議案第66号及び日程第11、議案第67号、以上2件は、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま一括議題となりました議案第66号、新たに生じた土地の確認について、議案第67号、字の区域変更について、以上2件の産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月6日、委員全員出席の下、審査に資するため、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルの現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方自治法の規定により、今回の土地の確認について議会の議決を経る必要があるとのことであるが、志布志港新若浜地区の整備事業は国や県が行う中で、登記等の事務手続は市で対応することになるのかとただしたところ、国・県からの権限移譲により、議決後は市で告示を行うことになっているが、その後必要となる登記事務等は、国・県の所管となるものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第66号、議案第67号の以上2件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第66号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第66号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第67号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

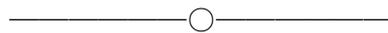
これから、採決します。

お諮りします。議案第67号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第68号 財産の無償貸付けについて

○議長（東 宏二君） 日程第12、議案第68号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第68号、財産の無償貸付けについて、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、12月6日、委員6名出席の下、執行部から松山支所総務市民課長、ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による貸付け内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、旧松山学校給食センターを有限会社フォックスカンパニーへ無償で貸し付けるにあたり、文部科学大臣への報告が必要とのことだが、どのような手続きであるかとただしたところ、旧松山学校給食センターの建物については、文部科学省が所管する国庫補助金を受けて整備した施設であるため、35年間の財産の処分制限期間が設けられている。処分制限期間中に、無償貸付けをする場合は、文部科学大臣へ財産処分の報告を行う必要があるとの答弁がありました。

施設を無償で貸し付けた場合、修繕はどこが対応するのか。また、今後、貸与方法を見直す考えはあるかとただしたところ、旧松山学校給食センターの施設修繕については、有限会社フォックスカンパニーが行うことになる。また、次回の契約更新時には、国庫補助金に係る財産の処分制限期間が終了するため、基本的には、有償貸付けを前提として協議をしなければならないと考

えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第68号については全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第68号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第13 議案第69号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第9号）

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第69号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案は、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第69号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第9号）について、予算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月3日、委員全員出席の下、審査に資するため、伊崎田菖蒲田ため池の被災箇所現地調査を実施した後、12月8日に、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、企業版ふるさと納税について、2社の企業から620万円の寄附があったとのことであるが、今後の事業展開に向けて、どのような取組を行っているか。また、市職員が企業から見返りを求めるようなことはあってはならないが、企業との関係において倫理観を持って臨んでいるかとただしたところ、企業版ふるさと納税の取組については、全課が意識を持

って、企業への声かけや情報発信を行うことを、課長会で確認したところである。今後も、各課が魅力ある事業の発信を行い、企業の関心を引き出す取組を行っていききたい。

また、企業版ふるさと納税を通じて、職員が見返りを求める等のことがあってはならない。国からガイドラインが示されているため、内容を熟読し、適切な対応を行っていききたいとの答弁でありました。

市内高等学校支援事業は、志布志高校の4クラス維持を目的に事業が開始されたが、地元の高校を守ることに繋がっているか、検証しているかとただしたところ、現在は、企画政策課で事業を所管し、地域活性化という観点で実施している。高校の魅力化に関する取組として、総合的な学習の時間で、市のまちづくりについてワークショップ等を実施したり、本年度はSDGsに関するアイデアブックの制作を進めているところである。高校生にとって、地域への貢献意識が高まり、取組が可視化されることで、地元の高校に入学する生徒が増えることを期待しているが、事業の効果検証は行っていないとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業について、事業不採択を受けた減額とあるが、この法人にとっては、非常用自家発電設備は必要なものである。令和4年度の交付金事業で対応してもらえないのかとただしたところ、令和4年度に国の交付金事業があるのであれば、再度、事業申請していただけるよう取り組みたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、放課後等デイサービス事業所開設支援事業の増額について、当初予算上の段階で把握することが難しかったのか。また、当初予算で補助対象となった2か所の事業所はどこに開設されているのかとただしたところ、当初予算では定員10人の事業所開設を2か所見込んでいたが、保育園や認定こども園、小学校を巡回する巡回支援専門員整備事業の活動の中で、放課後等デイサービス事業の利用が必要ではないかという児童等が見受けられたことや、新たな利用者増ということもあり今回計上したものである。

また、2か所の事業所については、7月開設の事業所は、鉄道記念公園近くの施設の1階で事業を開始しており、来年2月開設予定の事業所は、安楽消防分団詰所近くの一軒家で準備を進めているとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、さつまいも経営継続緊急支援事業における、サツマイモ基腐病の対

策を実施した生産者に対しての補助について、対象となる基腐病対策の基準は明確になっているか。また、生産者の方々がサツマイモ基腐病の深刻な影響を受けている中であって、対策を実施したことを証明する手順、補助の交付時期はどのように考えているかとただしたところ、国によって昨年度実施された基腐病防除のための経費を助成する事業において、ほ場の残渣処理、ウイルスフリー苗及び健全な種イモの利用、苗床の消毒などの取組が対象となったものであるが、今回の本市単独事業でも、助成対象は国と同様の防除対策を実施した生産者と考えている。なお、昨年度国の事業に取り組んだ生産者の方については、当時の提出書類によって実施確認を行うなど、可能な限り手続きが煩雑にならないよう配慮したい。補助の交付時期については、説明会を実施する必要もあることなどから、令和4年1月以降の受付開始となる見込みであるが、支援の必要性・緊急性を改めて認識し、迅速な処理に努めていくとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、分収林分収交付事業について、三者契約された分収林の売払いとは具体的にどのような内容か。また、国有地の立木売払いであるにもかかわらず、伐採後の植林・造林が実施されない現場も目立つが、国に対して何らかの対策や配慮を求めることはできないかとただしたところ、三者契約とは、国、市、地元分収林組合の構成で、伐採時に収益を一定の割合で分け合うための取決めであるが、具体的な収益の分収率としては、国が3割、市が7割で、この市に分収された7割のうちの9割を、二本松地区分収林組合へ交付するものである。分収林の伐採・売払いについては、国による業者との契約において36か月の期間内で行えばよい旨を規定している関係上、国はその期間経過後に改めて植林・造林計画を作成する流れとなっていることから、早い段階での伐採に至った場合、植林されない期間が長く続くことになる。市としては、国に対して伐採後の速やかな植林・造林ができないか、今後も引き続き求めていきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと納税推進事業について、寄附見込額歳入予算を20億円増額しているが、昨年度の12月の実績は幾らであるか。また、寄附金は、市の様々な事業に活用されているが、寄附金から返礼品等に要する経費等を差し引き、市が財源として活用できる金額は、どの程度が見込まれるかとただしたところ、昨年度12月のふるさと納税による寄附額は、17億円程度であったことから、今回、20億円の歳入予算増額をお願いしている。また、本年度の寄附見込額を50億円とした場合、昨年度の経費実績額から算出すると、寄附額の45%である22億5000万円程度が活用できる財源となる見込みであるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、明治安田生命保険相互会社からの寄附金の使途について、スポーツ関係として指定があったのかとただしたところ、明治安田生命保険相互会社とは包括連携協定を結んでおり、これまでも、サッカーJ3鹿児島ユナイテッドを招聘してのサッカー教室を実施するなど、志布志市のスポーツ振興に寄与していただいている。今回の寄附についても、スポーツ関係で活用してほしいとの希望があったとの答弁でありました。

最後に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、外国青年招致事業について、渡航に係る経費負担の概要と今後の取組についてただしたところ、一般財団法人自治体国際化協会が招致した外国語指導助手（ALT）は世界各国から来日するため、今回来日に要した全体の渡航費から按分した費用を各自治体が負担することとなっている。また、民間からの招致事業を行っている自治体もあるが、一般財団法人自治体国際化協会を活用することで交付税措置がされるメリットも持っている。

市としては、今後も3人の外国語指導助手が必要であるが、当面は2人で対応することになる。市内にはSET加配や小学校英語教育支援講師もおおり、不足している1人分を、外国語指導助手、SET加配や支援講師で補充していきたいとの答弁でありました。

山重幼稚園跡地における放課後児童クラブ開設までのスケジュールについてただしたところ、現在、令和4年4月からの事業開始に向けて福祉課及び財務課と協議している。1月末までに空調機器のクリーニングや施設の修繕等を終えて、2月からは事業者が事業開始の準備に入る予定となっている。財産の無償貸付けについては、財務課と契約書に関する協議を終えているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第69号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第9号）については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第69号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

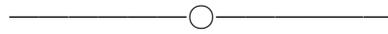
ただいま議決されました一般会計補正予算（第9号）については、後に提出された一般会計補正予算（第10号）が先に決議されましたので、補正予算の補正前、補正後の額等を調整する必要がございます。

そこでお諮りします。議決の結果生じた数字等の整理については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、一般会計補正予算（第9号）については、議長において数字等の整理を行うことにいたします。



日程第14 議案第73号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第14、議案第73号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第73号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、12月6日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、株式会社グリーンハウスが指定管理者となってから、国民宿舎ボルベリアダグリの経営状況は、どのような推移であるかとただしたところ、平成30年4月から指定管理者として運営を行っているが、平成30年度は、前任の指定管理者からの引継ぎ等があり、市への納付金を含め、4,600万円程度の赤字であった。翌、令和元年度は、経営改善も図られ、運営も安定してきていたが、新型コロナウイルス感染症が発生した影響等により、最終的には3,400万円程度の赤字となった。新型コロナウイルス感染症拡大の影響がなければ、現在のような支援が必要な状況には陥らなかったのではないかと考えているとの答弁でありました。

地元に適した形での指定管理の在り方を検討しなければならないと考えるが、国民宿舎ボルベリアダグリの地元雇用は何人であるかとただしたところ、令和3年12月1日現在で、28名が勤務している。うち地元雇用については、志布志市が13名、曾於市が3名、大崎町が1名、串間市が6名で、残り5名は株式会社グリーンハウス本社からの配置となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第73号については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

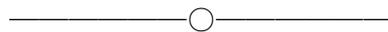
○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第73号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第73号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第15 議案第74号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第15、議案第74号、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第74号、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、12月6日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨海工業団地は、5工区まで売却が進んでいるが、今後の整備計画についてただしたところ、今後の計画としては、4工区及び国道220号線に隣接する土地の一部を開発区域に編入し、造成工事を行う予定である。来年の中頃には、工事を完了させ、早期に分譲できるよう進めていきたいとの答弁でありました。

東九州自動車道、都城志布志道路、志布志港の整備が進み、企業誘致は可能性を秘めているが、臨海工業団地の売却完了後、工業団地整備事業特別会計をどのように取り扱う考えかとただしたところ、今後の市内での工業団地開発に備え、特別会計として継続することも考えられるが、取扱いについての結論は出ていないため、引き続き検討していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第74号については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

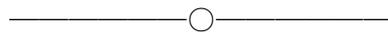
○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第74号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第74号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 陳情第5号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書（項目1～6）

○議長（東 宏二君） 日程第16、陳情第5号、「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書（項目1～6）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました陳情第5号「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書（項目1～6）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当陳情については、これまで、平成25年度以降、継続して提出されており9年目を迎えております。

陳情項目は、「障がいや特性を持った子どもとその保護者への偏見に対する市民や企業への周知・啓発活動、理解を図る取り組みの推進」、「気になる段階からの早期発見・早期対応、困り感を抱える子どもに対する適切な支援」、「集団の中で全ての子どもの権利が保障される豊かな保育の推進」、「障害者差別解消法に基づく合理的配慮の下での豊かな学校生活の実現と、特別支援員の増員などの特別支援教育の充実」、「放課後等デイサービス事業所への支援」、「新たな特別支援学校の整備促進」についてであり、陳情要旨は昨年と同様でございます。

当委員会は、12月6日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長、保健課長、市民環境課長、教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に関する現状や所管課の取組状

況等を確認し、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今年度、新たに2か所の放課後等デイサービス事業所が開設することだが、市内の法人が開設するのかとただしたところ、福祉課長から、今年7月に開設した事業所については、現在、市内で障がい者の就労継続支援事業所を開設している串間市の法人と関連がある市内の方が法人を立ち上げられ運営されている状況である。また、来年2月に開設を予定している事業所については、鹿屋市で放課後等デイサービス事業所を開設している法人の方と市内の方が合同会社を立ち上げられ、そのノウハウを持って開設するところであるとの答弁でありました。

障がいや特性を持った子供とその保護者への差別・偏見に対して、どのように周知・啓発活動を行い、理解を深める取組を推進するのか。非常に難しい問題であるが、どのように受け止めているのかとただしたところ、福祉課長から、地域全体で理解が広がり、それぞれが意識を持っていただけるよう進めていかなければならない。一昨年度から市報しぶしに毎年一回の特集を掲載し周知・啓発に努めているが、自分たちは何をすればよいのか、どういう形で接すればよいのか、その方々がどういう思いをされているのかを知る良い機会になったなど、様々な声を聞くことができたところである。今後も定期的に取り組むとともに、関係機関・団体等と連携を図り、地域全体で理解を深める取組を進めていければと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取扱いについて審査に入りました。

意見として、現在、志布志療育センターにこにこはうすには、育ちにくさを持つ子供、障害のある児童が34人通っており、その家族の切実な思いが陳情書として毎年のように提出されている。安心して暮らせる地域生活の実現を求める家族の思いに応えるためにも、本陳情については採択すべきという意見がありました。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第5号「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書（項目1～6）については、全会一致で、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。陳情第5号の（項目1～6）に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号の（項目1～6）は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第17 陳情第5号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書（項目7）

○議長（東 宏二君） 日程第17、陳情第5号、「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書（項目7）を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました陳情第5号「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書（項目7）について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月6日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

建設課より、参考意見として、現在、志布志市内には6か所の都市公園のほか開田の里公園、志布志運動公園、松山城山総合公園など多くの公園が整備されており、面積要件としては十分に満たしている状況であることから、新たな公園の整備は考えていないが、公園設備の充実という観点では、今年度は大浜緑地内において遊具の移設を行い、また、アピア下公園ではグラウンド・ゴルフの利用者と子供の遊ぶスペースの混在を解消している。今後、遊具の長寿命化に努めていく中で、更新の必要性が生じた場合は、子供たちの性別・年齢・言語・能力などに関係なく利用できるユニバーサルデザインの遊具や、障がい者も安心して利用できるインクルーシブ遊具の導入を検討するとともに、危険にさらされることなくのびのびと遊べるよう、現況に応じた防護柵の必要性についても精査していきたいと考えている、概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公園の面積としては十分に確保している認識とのことだが、今回、設備の充実を求める陳情があった背景についてどのように捉えているかとただしたところ、陳情書に記載された内容から、個別の公園を指しているのか、遊具の不備が指摘されているのか、具体的に確認はできないが、採択となった場合は、当陳情を提出された方にヒアリングを行った上で、必要に応じた対応を協議したいと考えている。なお、都市公園の遊具については、定期的な管理等も含めて十分な整備を実施しているとの答弁でありました。

市内には、建設課の所管ではない公園も多くあり、古くなった遊具も目立っている。今回の陳情にあっては、公園によって異なる他の所管課においても共通の認識を図り、課題解決に向け連携して取り組む必要があるのではないかとただしたところ、建設課では、都市公園のほかに、開発行為によって設置した7か所の公園を所管しているが、市内には教育委員会や耕地林務水産課が管理している公園もあることから、所管部局は広範囲にわたっている。現段階で、当陳情にお

ける具体的な公園の位置づけは明確ではないが、子供の飛び出しを防止するための柵の設置の必要性など、安心・安全に過ごせる公園づくりのために、関係課との連携・情報共有に努めながら、今後対応を進めていきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、陳情第5号（項目7）については、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

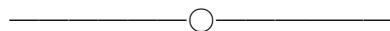
○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。陳情第5号の（項目7）に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、陳情第5号の（項目7）は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第18 陳情第6号 障がいへの配慮についての陳情書（項目1）

○議長（東 宏二君） 日程第18、陳情第6号、障がいへの配慮についての陳情書（項目1）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました陳情第6号、障がいへの配慮についての陳情書（項目1）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当陳情については、陳情第5号の陳情者であるにこにこはうす親の会の会員等で構成されている「志布志市に特別支援学校をつくる会」からの陳情書であり、陳情項目は、「放課後等デイサービス事業所への支援」についてであります。

当委員会は、12月6日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長、保健課長、市民環境課長、教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に関する現状や所管課の取組状況等を確認し、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、陳情項目に「放課後等デイサービス事業所の職員不足が懸念されるため、市で雇用を確保してほしい」とあるが、事業所運営に対する法人への支援という理解でよ

いのかとただしたところ、福祉課長から、事業所支援という認識である。放課後等デイサービス事業所開設支援事業についても、事業所の確保に向けた取組を検討する中で、初期投資に係る経費を提案しており、今後も、様々な協議をさせていただきながら、支援できることがあれば積極的に取り組んでいければと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取扱いについて審査に入りました。

意見として、本陳情については、陳情第5号と重複する内容であり、引き続き、放課後等デイサービス事業所を支援する本市の立場からしても、本陳情については採択すべきという意見がありました。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第6号「障がいへの配慮についての陳情書」（項目1）については、全会一致で、採択すべきものと決定いたしました。

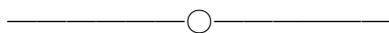
以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。陳情第6号の（項目1）に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、陳情第6号の（項目1）は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第19 陳情第7号 志布志市へ特別支援学校設置についての陳情書

○議長（東 宏二君） 日程第19、陳情第7号、志布志市へ特別支援学校設置についての陳情書を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました陳情第7号、志布志市に特別支援学校設置についての陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当陳情については、陳情第5号の陳情者であるにこにこはうす親の会の会員等から構成されている「志布志市に特別支援学校をつくる会」からの陳情書であり、陳情項目は、「志布志市内への特別支援学校設置の要望」、「廃校跡等の公共施設の再利用」等についてであります。

当委員会は、12月6日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長、保健課長、市民環境課長、教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に関する現状や所管課の取組状況等を確認し、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、陳情項目に「志布志高校との分校の案が挙げられている」とあるが、協議会等が立ち上がって何らかの協議が進んでいるということなのかとただしたところ、学校教育課長から、志布志高校との分校の案については把握していない。本市の特別支援教育の担当が陳情者に内容確認したところ、協議会等が立ち上がって協議が進んでいるということではなく、以前、陳情に際し、関係者との話し合いの中で、そのような意見が出たとのことであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取扱いについて審査に入りました。

意見として、往復約3時間かかっている通学時間の現状や牧之原養護学校へのバス通学利用に係るアンケートの結果などからも、行政の支援が必要である。保護者の思いに寄り添って、早期に本市へ特別支援学校設置が実現できるように市議会としても努力すべきであり、本陳情については採択すべきという意見がありました。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第7号、志布志市へ特別支援学校設置についての陳情書については、全会一致で、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔鶴迫京子さん「議長14番、賛成討論」と呼ぶ〕

○議長（東 宏二君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○14番（鶴迫京子さん） それでは賛成の立場に立って討論をいたします。

特に陳情項目内容の3項目目についてであります。3項目目、「子供たちの病気や発熱などで送迎を余儀なくされた保護者は、往復2時間もかけて移動しなければいけません。朝の送迎バスの時間も早く、子供たちは早起きをし、朝食を食べられないまま登校する日もある現状です。朝食を食べられたとしても、地域に通う子供たちよりも給食までの時間が長く、空腹に耐えなくてはいけません。また、帰りは夕方となり道中に寝てしまい、帰宅後の生活リズムも崩れてくることも現状としてあります。それらを改善するためにも、子供や保護者の負担の少ない、自宅から30分程度で通える特別支援学校の設置をお願いします」とあります。

陳情者である保護者の方々の気持ちに寄り添い、そのことを我が事に捉えて考えてみますときに、志布志市には市立の小・中学校があり、子供たちは普通に学校に通っているのに、「どうして自分の子供は長時間バスに揺られて、長時間通学しないといけないのだろうか」また、兄弟姉

妹の中でもどうしてこの子だけ、どうして、どうしてという心の葛藤の中で、これまでも長年の間苦慮され、これからもまた日々暮らしていらっしやると思います。

このように、子供たちの通学の負担軽減は、長年の児童・生徒と保護者の願いであります。そしてまたこのことは、深く、重く尊重すべきものであると考えます。

このように陳情者の方々は、本市には市立の小・中学校があるように、障がいのある子供たちにも本市のニーズに応じた教育環境整備を、安心して通学できる特別支援学校の設置を強く要望されております。よって陳情者の有馬りゑ代表はじめ、保護者の方々の陳情書の趣旨に寄り添い、議員一人一人が共感し、志布志議会としてもこの陳情第7号を全会一致で採択する必要があると考えます。誰一人として取り残さないという覚悟を示すべきだと考えます。

同僚議員の御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから、採決します。

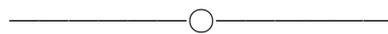
お諮りします。陳情第7号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

日程第20、発議第6号及び日程第21、発議第7号、以上2件については、委員会提出の議案でありますので、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略します。



日程第20 発議第6号 志布志市内への特別支援学校設置を求める意見書について

○議長（東 宏二君） 日程第20、発議第6号、志布志市内への特別支援学校設置を求める意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました発議第6号、志布志市内への特別支援学校設置を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第7号、志布志市へ特別支援学校設置についての陳情書は、文教厚生常任委員会に付託となっていましたが、審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、鹿児島県におかれては、16校の特別支援学校を設置し、特別な支援を必要とする子供たちへの学びの機会の提供に尽力されている状況であります。

本市からは、40数名の児童・生徒が、牧之原養護学校に通学し、特別支援教育を受けておりますが、同校への通学に長時間を要することから、児童・生徒や保護者にとって負担となっております。

ます。

子供たちの病気や発熱等で送迎を余儀なくされた保護者は、往復約2時間もかけて移動しなければなりません。朝の送迎バスの時間も早く、子供たちは早起きをし、朝食を食べられないまま登校する日もあります。また、帰りは夕方となり、道中に寝てしまい、帰宅後の生活リズムが崩れてくることも現状としてあります。

そうしたことから、通学する児童・生徒の保護者からは、本市内への養護学校設置を求める陳情書が、近年継続して本市議会に提出されております。

本市議会としては、関係部局から意見を徴し、通学に係る負担軽減を図るべきであるとの認識に至り、同陳情を採択しております。

よって、特別な支援を要する児童・生徒及びその保護者の実情認識と負担軽減のため地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、鹿児島県知事、塩田康一、鹿児島県教育委員会教育長、東條広光でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました発議第6号についての字句整理及び提出手続については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

日程第21 発議第7号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第21、発議第7号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小園義行君） ただいま議題となりました発議第7号、志布志市議会委員会

条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

従来、一般会計予算については、三つの常任委員会に分割付託しておりましたが、議案一体の原則に反するとの指摘等もあるため、平成31年3月から議員の半数による予算審査特別委員会に一括付託とし、さらに令和3年3月からは、議長を除く全議員による予算審査特別委員会に付託して審査してまいりました。

この間、全員協議会等で予算審査の在り方について協議を重ね、結果として、予算は、年間を通して編成され、適宜補正がなされるものであるから、予算審査は継続性・一体性をもって行う必要があること。予算は、住民生活に直結した重要な議案であり、全議員が審査に参加し内容を把握する必要があること。定例会ごとに特別委員会を設置することは、任期中存続する特別委員会にほかならないため、常任委員会として設置すべきであるとの意見集約に至りましたので、予算常任委員会の設置を提案するものであります。

それでは、新旧対照表を御覧ください。改正の内容について御説明申し上げます。

第2条、第2項の常任委員会の名称、定数等を定める表の一番下に、名称として予算常任委員会、定数19人、所管事項として一般会計予算に関する事項を追加するものであります。

附則として、この条例は、改選後の令和4年2月12日から施行するというものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第22 閉会中の継続調査申し出について

○議長（東 宏二君） 日程第22、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和3年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時40分 閉会